非行問題 2016

ISSN 0288-8548 No.222

巻頭論文

「共生共育（動的調和的共生）」を基本にして

～よりよく変革し続ける施設風土・文化の構築を～

＝あたりまえのこと（創意工夫）ができる専門性の獲得を＝

相　澤　　仁

特　　集

児童自立支援施設における

個別指導と集団指導のあり方について

全国児童自立支援施設協議会

非行問題
2016

精華学院本館と虹

児童美術作品

行事の一コマ

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、する恐れがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五八施設あり、約二千人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。歴史的には、「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目次

巻頭言 …… 栃下清孝 1

巻頭論文

「共生共育（動的調和的共生）」を基本にして
～よりよく変革し続ける施設風土・文化の構築を～
＝あたりまえのこと（創意工夫）ができる専門性の獲得を＝
…… 相澤仁 4

特集 **児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について**

①児童自立支援施設の野球部における指導のあり方
～指導方法における一つの提案～ …… 熊本淳 38

②児童自立支援施設における個別指導と
集団指導のあり方について …… 冨田拓 59

③個別指導と集団指導のあり方について
～男子寮の支援の現状報告と今後に向けての考察～ …… 依田裕行 77
④小中規模施設における個別処遇とその限界
～性問題行動においての
処遇・対応の限界をふりかえる～ …… 平原亮 89
⑤子どもの家代わりとして、紡ぎ出してきたもの …… 三木美知 101
池田千春
新田法子
渡邊将信
田邊直己
中村友紀
⑥児童自立支援施設における個別指導と
集団指導のあり方について …… 小林広明 125
竹内浩哉
島田新也
中島秀弘
⑦自分をみつめ、自分に気づく …… 141

特別寄稿

①支援者のあり方と子どもたちが求めているもの ……下川隆士 153
②施設内処遇の効果を高めるために
～施設内・社会内の性暴力治療教育プログラムの比較を通して～ ……浅野恭子 180
③「お金」から考える自立支援の在り方 ……桧垣誠二 193
④回想録
～「憧れの児童自立支援施設」～ ……松田正幸 199
⑤生活場面面接の理論と実際
～Life space crisis intervention（LSCI）～ ……大原天青 204

海外視察報告

第四十回資生堂児童福祉海外研修報告
～アメリカ合衆国の子ども福祉～ ……安食由香 214

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の現実課題への対応 …… 渡邉邦芳 232

随想

①忘れないうちに …… 佐藤光正 246

②「9年間の課題整理」…… 見立屋航希 256

③非行少年とのかかわり …… 佐藤亨 259

実践記録

成徳学校における地域との交流雑感 …… 和田正志 264

食育の取り組み

埼玉学園における食育の取り組み …… 長島富美子 268

るぽ

児童自立支援施設から社会へ
～特別養護老人ホーム『はるの若菜荘』から学ぶ～ …… 楮佐古　卓也　273

きゅう（外部の声）

①少年鑑別所での面接から …… 岡部　はるか　275
②ＢＢＳ会が児童自立支援施設で活動すること …… 竹中　祐二　277
③学園生活を振り返って …… 木下　準夫　281
④二度目の分校勤務　大野原分校で大切にしていること …… 岸本　行夫　284
⑤児童自立支援施設で働くこと …… 高安　豊　286

全児協転退職者交友会の報告 …… 289

文献賞（平成二十七年度文献賞）…… 295

ぷりずむ（書評）……297
編集後記……307
会員外の読者の皆様へ……308

巻頭言

感化院から百年の歴史を経て、児童自立支援施設は今何か変ろうとしているのでしょうか。かつて寮運営の基本であった夫婦制を維持している施設は三割となり、交替制への移行が進んでいます。また、入ってくる子どもたちが変ってきた、発達障害や知的障害のある子ども、虐待を受けた子どもたちが増えていると言われます。

そのような中、平成二十三年七月には「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、改めて児童自立支援施設の役割や求められる機能が示されました。また一方で児童自立支援施設の職員の専門性とは何かということが問われ、前号の「非行問題」でも特集されました。

果たして職員に求められる専門性はこの百年で変ったのでしょうか。感化院、教護院と言われていた頃は、不良行為を押さえ、子ども達の集団をまとめ、力で指導する、それが職員の専門性だったのだろうかと思ってしまいます。しかし、留岡幸助や青木延春、石原登など教護の世界をリードしてきた先人達は、子ども達には治療的な関わりではなく、寄り添い、家庭的な雰囲気の中で養育することが大切であると教えています。また、兵庫県立明石学園の初代園長である早崎春香も明治という時代に、監獄の典獄（現刑務所長）であった時、子どもには懲罰で無く保護教育が必要と「児童保護学校」の表札を掲げたということです。百年以上昔から、職員には父性、母性をもって温かく包み込む人間性が求められていたと言えるでしょう。

また、本当に子どもたちは変ってきているのでしょうか。大正時代に明石学園で出版された「保護教育」の中で、当時の第二代園長で医師でもあった池田千年が、子どもたちが保護教育を要するに至った原因として、精神状態や感情の状態などについて述べています。それによると、一二六六人を対象とした調査で、知能指数では、六十九以下が十二％、七十～七十九が二十一％、八十～八十九が二十三％、九十以上が四十四％となっています。感情の状態では調和性三十七％、興奮性二十八％、躁鬱・抑鬱性二十一％、弛緩性十三％などです。更に境遇にも触れており、都会、保護者が欠けること、貧困の三つが最も重要な要素であると述べています。

このように見てくると、虐待は現代的な課題であると言えるかもしれませんが、入所している子どもについては本質的な違いは無く、知的な問題も昔からあったのです。また発達障害の子どももいなかった訳では無く、少し変った子として大家族の中で支えられていたのかもしれませんが、医学の進歩等により細かく診断名が付き、社会的にも認知されるようになったのでしょう。そして現在、核家族化が進む中、一人親で貧困等子どもの養育力に欠ける家庭の増加等を背景に、社会生活への適応が難しい子がクローズアップされてきたと考えられます。

児童の権利擁護、個々の特性に応じた個別支援の重要性が言われている現在、発達障害等に対する知識と適切に対応できる専門的スキルが求められていることも確かでしょうが、時代は変っても基本は人であり、夫婦制であれ交替制であれ、子ども達をありのまま受入れ温かく包み込むような心豊かな人間性が求められていることに何も変ることはないと思います。

今回の「非行問題」の特集は「児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について」です。

過去から引き継がれてきた良き伝統を守りながら、時代や社会の変化、子ども達のニーズに柔軟に対応できる、そんな組織のあり方が問われているのではないでしょうか。ただ、この問題を考えるとき懸念されるのは、入所児童の少ない施設が増えており、果たして古くから小舎制の中で育まれてきた家族的な児童集団が形成されているのかということです。寮の児童が少ないということは個別指導には適しているかもしれませんが、家庭的な雰囲気の中で子ども達を育て直すためには、ある程度の児童数による集団が必要でしょう。指導のあり方を考えるとともに、入所児童を増やす取り組みも必要だと考えます。

今回巻頭言を書くにあたり、先人達から連綿と受け継がれてきた百年の歴史の重みを感じるとともに、私自身の短い経験の中で感じていることなどについて、改めて考える機会を与えていただいたことに感謝しております。

最後になりましたが、本誌の発行にご尽力いただきました奈良県立精華学院の皆様方、各地区協議会の編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼申し上げます。

近畿児童自立支援施設協議会会長
兵庫県立明石学園長　栃　下　清　孝

巻頭論文

「共生共育（動的調和的共生）」を基本にして
～よりよく変革し続ける施設風土・文化の構築を～
＝あたりまえのこと（創意工夫）ができる専門性の獲得を＝

国立武蔵野学院　院長　相澤　仁

目　次

一．あたりまえの生活とは　―　創意工夫された生活　―
二．子どもの「あたりまえのこと」・「ふつうのこと」に対する感謝と称賛
三．余韻の残るコミュニケーション
四．「センス」を育てるために　―　面倒くさいこと・不都合なことに向き合い続けること　―
五．信頼関係を構築するために　―　裸になること　―
六．不安に打ち勝ち続けようとする勇気を　―「見せしめ」という行為をなくすために　―
七．理解するとは　―　理解されているという感じを与える理解を　―
八．福祉過誤とその予防　―　公言して実施してきた非体罰実戦を通して　―
九．子どもの四つの権利の確保　―　モデルとして四つの権利の実現を　―
十．ともに生きともに育つ　―　あたりまえのことをあたりまえにすること　―

一・あたりまえの生活とは　―　創意工夫された生活　―

子どもにとって「あたりまえの生活」とは、日常的に何気なく繰り広げられている家庭生活のことである。こころ温まる食事の提供、心身をゆっくりと癒やしたり休息したりできる居場所の提供などはもとより、問題や悩み事があれば相談し解決を図ったり、病気になれば看病してもらえたり、あるいはメンバーで娯楽をして楽しんだりするような心身の安定や健康を図ることのできる営みである。

このような家庭で一般的に見られる相手への配慮がすり込まれているさり気ないふるまいやしぐさによって展開されている何の変哲のない安定した営みの中で育ってこられなかった社会的養護のもとで生活する子どもには、特に「あたりまえの生活」を保障しなければならない。このような平凡な幸せを感じられるような「あたりまえの生活」の営みによって、子どもの養育を行いつつ、子どもの状況に応じた個別的な対応を行うことは、効果的な支援につながっているのである。

この作品は、児童自立支援施設で生活した子どもが詠んだ詩である。

『自然』

「おはよう」「おやすみ」と自然に言えた
「ただいま」「おかえり」と自然に交わせた
「ありがとう」「ごめんな」と自然に伝えれた
食事中しょうもない事だって自然に笑えた
前はこんな事をするのが照れくさくて　何をするのもぎこちなかった
でも、やっと自然に言える　交わせる　伝えれる　笑うことだってできる

今までできなかった事　できるようになったから
今度はいい家族になれるよね

この作品からもわかるように、日常生活場面に子どもと交わす一つ一つのコミュニケーションには心理的ケアの要素が含まれているということである。いつもそばに寄り添いながら生活する存在がいること、そしてその人との自然なやりとり、その人から自然に降り注がれるまなざしや笑顔などのもつ心理的ケアの効果は少なくない。

しかしながら、支援者は、往々にして意識されないうちに行われている「あたりまえの生活」について疑問を抱かずに営んでいる場合が少なくない。「あたりまえの生活」であっても、その過程を評価しながら、常によりよい内容を維持し変えていく努力を怠ってはいけない。それはとりもなおさず創意工夫であり、それこそが日常生活におけるあたりまえの営みである。

何故ならば、私たちは、このような創意工夫を凝らすことによって、はじめて「あたりまえの生活」を営むことができるからである。

「衣・食・住」ついて考えて見れば、あたりまえの生活とは創意工夫された生活であることがわかる。「衣・食・住」の目的を一言で言うならば、生命を維持し、より幸福な生活を送るためのものであろう。生活は「衣・食・住」と表現されるように、衣生活、食生活、住生活は相互に連関しながら国や地域の気候や文化的背景、あるいは時代といった歴史的背景などの影響を受けながら、さまざまな創意工夫を凝らしてきた結果、現在の生活様式に至っている。例えば明治維新以降の和服から洋服、和食から洋食、和風建築から洋風建築への変化などがそれを物語っている。

それではまず、衣生活について考えてみよう。現在私たちは、紫外線や害虫などからの身体の保護、暑さ・寒さ・乾燥への体温調整、あるいは衛生保持や活動性などのために、先人が創意工夫して実作したさ

まざまな衣服をあたりまえのように着用し生活している。すなわち、今日私たちが何げなくあたりまえのように着ている衣服というものは、とりもなおさず先人たちが生活環境により豊かに適応をするために創意工夫し開発した成果物であるということである。例えば肌着をとってみても、すでに通気性のよいもの、保温性のよいもの、吸収性のよいものなど創意工夫されたものが作られており、それを私たちは状況に応じてあたりまえのように選択して着用し生活している。この事実を認識している者であれば、私たちが営んでいるあたりまえの生活というのは、先人が苦労しながら創意工夫を凝らして産み出してくれたものの上に成り立っていることを理解できるはずである。

食生活においても住生活においても同じことが言えるであろう。先人は同じ食材をつかいながらも創意工夫を凝らした調理を行いさまざまなメニューを創作している。また、季節によって気候条件が大きく変わる日本の気候風土の特徴を踏まえ、先人は温度・湿度・音・におい・光などに配慮した室内環境を整えるために創意工夫して、畳、障子、ふすまなどを造作している。

このように日常生活の中で何げなくあたりまえのように営むことができている生活というのは、実は先人がこれまで創意工夫しながら積み上げてきた生活そのものであるということである。

まさに、あたりまえの生活とは、環境や時代の変化に影響を受ける中で創意工夫し改善しながら受け継がれてきた文化的歴史的遺産なのである。

人は、日常生活の中で、より幸福、愛情及び理解のある雰囲気に包み込まれた「あたりまえの生活」を行おうとすればするほど、それができない事態に遭遇することになり、そこに「ずれ」を感じるようになるのである。まして社会的養護の現場では思い描いたような「あたりまえの生活」を展開することは出来づらく、より多くの「ずれ」を感じているのである。したがって、そのずれを課題にして創意工夫しながら生活を展開していくことになる。「あたりまえの生活」を営むためには、創意工夫は必要不可欠なのである。

「あたりまえの生活」というと、多くの人が一定の変化のない規則正しい生活をイメージするかもしれない。しかしながら、現実の生活ではそのような生活を営もうとするためには、支援者が生活する個々の子どもの状況の変化に気づき、そのニーズに配慮しながら、内容を変えることによって、はじめて「あたりまえの生活」を営むことが可能になる。すなわち、「あたりまえの生活」は何も成さなくても在るものではなく、支援者による身についた無理のない不断の配慮ある工夫した取り組みによってこそ成り立つということである。そしてその創意工夫こそが、子どもの心に届き、子どもが自分自身と向き合うエネルギーとなるとともに、支援者の力量形成にもつながるのである。

施設や支援者が「この日課や行事は伝統的に実施してきたのだからこのままで良い」という判断を下すということがあるとすれば、それは自分たちのやり方に合わせてもらうことを子どもに強いることを意味している。そうではなく、子どものニーズにより適切に応じるために、日課や行事に工夫を加えながら営んでいくことが大切である。子ども自身が、そして生活環境が常に変化している以上、常に創意工夫をこらした生活をしていくことがあたりまえなのである。すなわち「あたりまえの生活」とは場の状況や人の状況に応じながら創意工夫をこらすことであり、その創意工夫によって普段と変わることのない日常的な生活を送ることが「あたりまえの生活」なのである。

この創意工夫した取り組みによって子どもは一般的なあたりまえの家庭・学校・社会生活を送ることができるようになる。この創意工夫した取り組みこそが、必要な配慮ある「特別な保護及び援助」であり、個別化である。

子どもにどのように創意工夫された配慮ある養育・支援を提供すれば、学校・社会適応できるのか、それを検討し提供すること。この提供の過程によって、子どもは自分を発見したり、自己認識を深めたり、自己治癒力を引き出したり、主体的に育ちなおしをしたりしながら、自分に対する特別な保護及び援助のしかたを身につけつつ、適応力などを形成していくのである。こうした養育・支援が重要なのである。

二．子どもの「あたりまえのこと」・「ふつうのこと」に対する感謝と称賛

社会的養護のもとで生活している多くの子どもが、普通と思われているあたりまえの生活を経験できていない。したがって、多くの子どもが、何があたりまえなのか、普通の生活なのか知らない。長年施設生活を経験している子どもであれば、施設生活があたりまえになっている。だからこそ、施設生活を一般的な家庭生活に近づけていくことが必要なのである。

子どもたちに「あたりまえのこと」と言われている生活技術などを身につけてもらうためには、これが社会でいう「あたりまえのこと」ということを、日常生活を通して学んでもらう必要がある。

そのためには、例えば「おはようございます」「おやすみなさい」という挨拶であっても、子どもにとってみれば新たな学びであり、称賛することが大切である。

日常生活の中で、子どもたちは筆者に対しても挨拶をしてくれる。そういう時には挨拶を交わした後に「元気をもらったよ、ありがとう」といった言葉で子どもの挨拶に対して感謝し、称賛するようにしている。また、子どもたちは毎日掃除をしてくれるのであるが、その後には「きれいになったね、ありがとう。今日も気持ちよく生活できるね」といった感謝と賞賛をするようにしている。

現在、社会生活を営んでいるある児童自立支援施設の退所生が、心に残っている職員からのことばについて次のように語ってくれている。「先生は『ありがとう』とよく言ってくれる先生でした。あたりまえのことをしても『ありがとう』、言われてやったことに対しても『ありがとう』。私も小さなことでも『ありがとう』と言うようにしています。」

このように、子どもたちがあたりまえのことやふつうのことをしたときに、してくれたら感謝し称賛することによって、子どもたちは基本的生活技術の獲得をしていくとともに、支援者との関係性を深め自己肯定感を育んでいくのである。

三．余韻の残るコミュニケーション

子どもが自立して生きるための基盤（愛着関係・基本的信頼関係や自己肯定感の獲得など）を形成するため、子どもに対して、安心・信頼して「自分をゆだねられるおとな」の存在（特定の支援者）により、継続的に、大切にされる体験を積み重ねていくような支援をすることが必要である。また、子どもの働きかけに対する職員の適時適切な応答・コミュニケーションの積み重ねが子どもの生きる心の体力を育むのであり、子どもに「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与えるような支援者による一つ一つの良質な応答・コミュニケーションが大切である。

例えば、子どもが「行ってきます」といって学校に登校していく際に、「行ってらっしゃい」といって、子どもが見えなくなるまで心のこもった支援者の手をふる日常的なコミュニケーションは、子どもの心に余韻を残し、安心を与え、人との関係性を回復していく上でも大切な支援になっている。

また、施設では無断外出のような行動上の問題が生ずることが少なくない。無断外出した子どもが保護され、ばつが悪そうな顔をして帰ってきた時に、職員が洗濯しきれいにたたんである服をそっと差し出し、「顔を見て安心した、これに着替えなさい」と優しく声をかけ、無条件で温かく迎えいれ、自分のもとに帰ってきてくれた喜びを伝えるのである。そして職員は、子どもからの説明を、是非はさておき、じっくりと傾聴し、特に子どもの心の中でうごめいている様々な感情を、繊細な感覚で受け止めていくのである。こうした職員による余韻の残るコミュニケーションは、自分のことをわかってくれている、大切にしてくれているという安心感を子どもに与える場合が少なくない。

ある児童自立支援施設の退所生が次のように語ってくれている。

「集団無外をしました。何となく遊びに行くつもりで・・・、見つかったのは四・五日後だったとおもいます。その時も叱られませんでした。学園に戻るとすぐ先生が風呂に湯を入れてくれ、風呂に入っている

間に、食事を作ってくれ、食べている私たちをじっと悲しそうに見ていました。「自分を大切にせぇ」と言ってくれました。先生の落胆を前に、私たちは泣きながら温かい食事を食べ、その後無断外出はしませんでした。」

虐待を受けた子どもと関わっていると、突然怒りのスイッチが入ると人が変わったように怒り出し、スイッチが切れたと思ったら何事もなかったように元に戻るといった場面をよく目にする。通常であれば怒った後には余韻が残るものであるが、余韻を残すことのない態度である。こうした態度に対しては、人間の関係性によって心理的に包み込んで守るということが重要であり、そのためにも余韻を残すコミュニケーションを取り続けることがとても大切なのである。

こうした日常生活の中で繰り返し展開されている子どもの心に余韻を残すコミュニケーションは、子どもが大切な尊い存在であるという認識や感覚を抱くことにつながる最も基本的で重要な養育・支援である。

四．「センス」を育てるために

― 面倒くさいこと・不都合なことに向き合い続けること ―

センスのよい支援者とは、どうでもよい些細なことには拘らないが、見逃してしまいそうな小さな変化であっても重要な変化には鋭敏に気づくような人であろう。だからこそゆとりがありふところが深い。

そういう人というのは、仕様もないことでは揺れ動くことはない。しかしながらしなやかさがあるがゆえに、わずかな変化であっても重大な変化を見逃すことなく、何事もなかったかのように気づかれずに臨機応変・当意即妙に対処している場合が多いのである。

センスのよさは生まれつきのものではない。センスは練られることによって生まれるものである。セン

スは、安定した型を、変えられないでいるやり方や内容を変革することによって成長するからである。自分にとって楽なこと、都合のいいものではなく、面倒くさいこと、都合のわるいものにむかっていくことによって育つからである。

人は守りの姿勢に入ると、往々にして、自分以外のもの、権威、伝統、規則、あるいは自分自身の面子などにたよろうとし、安定を求める。その安定感から不安定な状態に身を置くことによってセンスは磨かれると筆者は考えている。

それゆえ、センスのある支援者は、子どもの前に出て、先に立って、困難な問題を抱えている子どもと向き合おうとする勇気や姿勢をつくることになるのである。その積極性が柔軟な姿勢を生み、支援の可能性を開いていく。センスのある支援者の中に、自由でありながら懐の深さや追求の鋭さをもっているように見えるのは、このような勇気や姿勢から生まれる。

また、センスのない支援者はあたりまえのことをあたりまえにすることを怠っている人である。センスのある支援者はあたりまえのことを淡々と行っていく人である。ゆえにそれに生じるずれや変化、あるいはつまずきは貴重な発展のためのきっかけとなる。センスを欠く支援者は、あとしまつをおろそかにすれば、ここまでの努力が無駄になってしまうことに気づいていない。後ひと押しできるかどうか、後ひと息がつづくかどうか、それはわずかの差であるようでいて、天と地の差のような違いが生じることに気づいていないからである。

センスのある支援者が子どもたちに行う支援にふれ、そこまで丁寧に面倒を見なくてもいいだろうと思うことがあるかもしれない。なぜ面倒くさいことでもひと押しするのか、それは、その結果の違いを知っているからである。

まさに「努力する人は希望を語り、怠る人は不満を語る」ということばがあるように、センスのある支援者は創意工夫することに努めているから希望が開けてくるのであり、面倒くさいことを嫌い、怠る人は

子どもや上司の問題に目を向け、不満を語る場合が実に多いのである。うまくいかないことを他人のせいにして自己正当化をする支援者はセンスを磨くことは困難であろうし、そういう支援者によって子どもたちが支援を受けているかと思うと、子どもたちに申し訳ない。

われわれの支援というのは、子どもの理解の上に立って子どものニーズに応じて提供する、あたりまえのことをあたりまえにやる支援でもある。一般の家庭や学校で経験できるような豊かでぬくもりのある包み込むような生活や、楽しくてわかりやすい学習や行事を、可能であればそれ以上の質を経験してもらえるように、個々の子どもに応じた特別な配慮や熟考をもって支援していくことが求められている。

センスのある支援者というのは、柔軟でしなやかであり、余韻をもっている。それは自由でありそうに見えながらも悩み続けながら確実にあとしまつをしていこうという姿勢をもち、自己変革をし続けているからである。自分の力量を超えた課題に取り組み始める場合でも、安全や安定ばかりに堅持することもなく、取り組むことのできそうな困難な課題と向き合うにあたっては、どのような状況におかれても安易に対処しないし、対処させないと決意しているからこそ、さっそうとした気迫さや頼もしさを感じさせてくれ、信頼感を持たせてもらえるのである。

五．信頼関係を構築するために　―　裸になること　―

子どもとの信頼関係を築いているとは具体的にはどういう状況を指すのであろうか。

支援者が子どもの意見に従って支援することではない。支援者が、子どもの意見や考え方とずれが生じ対立することはあたりまえのことである。支援者は子どもの意見どおりに認めることはできないし、そうなるのは至極当然のことである。しかしながら、その際に大切なことは、子どもと支援者がありのままの自分を素直にさらけだして、裸になって本音で意見交換ができているということである。

たとえその結果、支援者に認めてもらえなかったとしても、子どもはなんのおそれも抱かずに、また素直に自分の意見を支援者に積極的に言うことができる、という関係が構築されていることである。

子どもと支援者との間に信頼関係があればこそ、こういうコミュニケーションができるのではないだろうか。

支援者とは裸になって素直にコミュニケーションをすることができる、支援者は自分の気持ちを理解してくれていると思えば、子どもは安心してありのままの自分を素直にさらけ出してのびのびと自由に生活するようになるであろう。子どもは自身に何かふりかかってくれば安全基地である支援者のもとに戻ってくるのである。こうした子どもの態度こそが、子どもと支援者との信頼関係が構築されたということの証明ではないだろうか。

これは、子どもと支援者との関係だけではない。支援者同士の関係、あるいは上司と部下との関係においても言えることではないだろうか。支援者がこうした関係を支援者間で構築し、それを基本にした子どもとの日常生活を営んでいく中で、子どもは関係づくりについて、自然に学んでいくのである。

話を戻すが、ある日のこと、国立武蔵野学院で生活していたある子どもが私にこう語りかけてきた。「先生、僕たちは先生たちと一緒に生活しているとわかるんですよ。この先生が僕たちのことを本当に考えて生活している先生かどうか。」そこで私は彼に「どうしてわかるの？」と質問をしたところ、その子どもはこう答えてくれたのである。「僕たちとの生活を本当に楽しんでいるのかいないか、その先生の態度をみているとわかるんですよ。」「僕たちと先生であることを忘れてありのままの自分を出してかかわってくれている先生なのか、そうでないのか、その違いですよ。」「ありのままの自分でふるまってくれているのは、僕たちのことを信じて受け入れてくれているからですよ。だからそういう先生は僕たちのことを理解し大切にしてくれている先生なんですよ。」

筆者は、この言葉を聞いたときに、人としてのなにげないふるまいの中に、その人のアートとしての専

門性や人間性が出ているのであり、それに触れて子どもたちは私たちを見立てているし、信頼感を形成していくのだと思ったのである。

また、ある子どもは「人間の心の弱さ」という題で次のような作文を書いてくれた。

「人間の心の弱さは、これは自分にしかわかりません。人間は心の弱さを隠しています。だから自分にしかわかりません。だけどこの心の弱さを出せる人がいます。それは自分で信用できる人ならたぶん出せると思います。だから僕は好きなヤツに心の一部を見せています。例えば友達に見せるのは僕のやさしいところを見せています。A先生には僕の心の中のものを言ったり見せたりしています。俺はほんとうはやさしい人間なのにそれを隠しています。なんか恥ずかしいし照れくさい、あと僕はかなり感動屋さんで『ラピュタ』や『ほたるの墓』を見て泣いちゃうくらいですから。けど普段は隠しています。だからあまり知っている人はいそうにありません。お母さんも知らないと思います。

あと、俺の心の弱さは、すぐ何事にも嫌なことがあれば逃げてしまうことです。これを直すには逃げないようにすればなあと思います。なぜ俺たち、心の弱さを出せないかというと大人が自分の弱さを出してくれないからだ。だから安心できない。信用できない。大人が心の弱さを出してくれれば僕らヤンキーなんかしないで、心の弱さを出して甘えられるのに、大人が突っ張っているから出せないのです。僕は心の弱さを出せる人は、自分の心の弱さをさらけ出している人です。例えばA先生と友達です。そういう人の前では言いたいことは言えるし、相手も言うし裸でつきあえるのです。そういう人間が周りにいてくれたらヤンキーなんかやっていないでしょう。俺たちに、弱さを見せるとなめられると思い、弱さを見せないから大人は突っ張っているのだ。だからそういう大人を見ると腹が立つ。そういう大人は力で抑えようとすぐする。でもそんなんで俺たちの心は動かない。それよりも弱さをさらけ出して、弱さを受け止めてくれる人間の方がいいし、そういう人に言われると心が動く。だからそういう人間に出会いたかった。」

まさに子どもたちは裸でのつきあいを望んでいるのである。支援者が裸にならないのに、どうして子ど

もたちが裸になることができよう。子ども自身が勇気をもって裸になるためには、支援者みずから裸になることしかないのである。支援者自身が裸になり子どもと向き合うことができてはじめて、子どもの裸の姿を理解し適切な支援が可能になるのである。

「福祉は人なり」と言われているように、福祉活動は人とのふれあいの中で営まれている実践である。ウソをつくことはできないし、ごまかすこともできない。日常生活の中での支援者のふるまいやしぐさなどすべてにその人間性や専門性は表出されているのであり、それを通して、子どもは支援者を評価し信頼し対応してくるのである。

人間は不完全でしかありえない。だからこそ支援者は子どもの支援をするたびに自らの不完全さを自覚することになる。そして自己を高めようと努める。これが支援者としてあたりまえのことなのである。

六．不安に打ち勝ち続けようとする勇気を

―「見せしめ」という行為をなくすために―

多くの入所した子どもは、支援者に対して、その力量を推し量るように様々な行動上の問題などを引き起こすのである。そうした問題の背景に共通してみられる子どもの心理は、分離不安・見捨てられ不安・見通しがもてない不安・新たな関係性に対する不安などの「不安」、あるいは大人や社会に対する「不信」や「不満」などであることに気がつく。

したがって、大切なことは、子どもが再三再四起こすトラブルに適時適切に対応して解決を図り、子どもの不安を解消すること、守られているという感覚や認識などを形成してもらうことである。

しかしながら、現場では、子どもに安定感などを形成してもらうことが必要であるにもかかわらず、支

援者が自身の見えない不安感などを調整できないために、規則や賞罰などによって子どもをコントロールすることで安定感を得ようとしている場合や、本務であるトラブルのあとしまつを嫌がり予防的対応を強化し新たな取り組みを試みようとしない場合が少なくない。

その対応の一つが「見せしめ」という行為である。集団生活の秩序を維持確保するためには、規則や賞罰によって規制されることは必要なことであろう。しかしながら子どもは規則や賞罰だけでは動かないということは実践者であれば自明のことである。ルール違反に対して罰則として廊下ふきや漢字書き取りをさせることに何の意味があるのであろうか。意味がないというのがわかっていても、子どもが落ち着かなくなるのではないか、指示に従わなくなるのではないかといった支援者の不安から、止めることはできずにいる場合が多いのである。そういう支援者には子どものニーズに応じた支援をすることは到底できまい。

むしろ「見せしめ」という行為は、その子らしさ、人間らしさを表出させることを押さえ込むことになっていることに支援者は気づいているのであろうか。言うまでもないが、決して在ってはならない最たるものが「措置変更」という「見せしめ」である。

先日、普通寮からではなく観察寮から退所した子どもがいた。そのことを知らない子どもは、その子どもは少年院に措置変更されたのだと誤解をし、仲間に次のように話をしていたというのを職員から聞いたのである。

「寮長先生はあいつを見捨てたから信頼できない。何かあれば俺たちも捨てられるから、寮長先生の前ではしっかり生活しないとやばいぞ。」

この子どものことばは何を意味しているのかと言えば、一人の子どもを見捨てること、あるいは見捨てたと理解されることは、すべての子どもを見捨てるに等しいということを意味しているのである。

他の子どものためにはこの子どもは措置変更せざるを得ないという判断を、支援者側の不安や自信のなさなどから下したのだとすれば、いずれは自分たちも同様に見捨てられるのだという思い、子どもからの

信頼を得られないどころか不信感を与えることになる。

だからこそ、困難な子どもがいたら、支援者は不安に押しつぶされることなく、勇気を持ってあきらめず、チームを組んで子どもと向き合うことが大切なのである。いろいろな方法を活用し創意工夫しながら支援をしても効果が上がらず、支援の手立てがわからなくなった時は、子どもから教えてもらえばよいと思う。筆者は子どもたちもチームの一員だと考えているからである。

筆者が寮夫として子どもの支援に携わっていたとき、支援困難な問題のある子どもをどう支援をすればよいのかわからなくなると、子どもたちに相談し、その解決の糸口について検討することにしていた。多くの場合においてよいヒントを得られた。子どもたちからのアドバイスは的を射ていることが少なくない。

筆者が尊敬している小山久男先生から頂いた「松のことは松に習い、竹のことは竹に習えとあるように、子どものことは子どもに習うのが一番大切」ということばを思い出す。

このようなやりとりをしながら、その子どもへの支援を展開していても、効果が上がらず、その子どもが行動上の問題がエスカレートしていく場合がある。このような事態になっても子どもを見捨てずに支援していると、子どもたちの方から支援者に対して、「あいつここで生活する気は全くないので、俺たちのアドバイスも入らないし、ここではもう無理ですよ」といった、この施設では限界であることを告げるような発言が見られる場合がある。このような場合には、関係者とケースカンファレンスを実施し、十分な協議に基づき、次の対応を考えるようにしていた。

このようなやりとりをすることによって、子どもと支援者間の関係は深まり、信頼関係の構築は図られるのである。ひいては支援者自身の不安の軽減につながるのである。

反対に、支援者自身の不安を軽減し安定を図るために、あるいは集団生活の秩序を維持確保するために、見せしめの行為をしても子どもの不安は解消しないし心を閉ざすことになるだけであろう。このような行為をする支援者には、子どもは真に裸になることはないであろう。なぜならば支援者が真の安定感や自分

に対する信頼感を形成できていないからであり、支援者自身が裸になることができないからである。

支援者には、自身の抱えている不安に打ち勝つために、トラブルなどの問題と向き合い続ける勇気を獲得してもらいたい。それは、子どもが自分の不安と向き合う勇気を形成することに結びつくからである。

施設での職員暴力が見られる子どもが措置変更され筆者の寮に入ってきた。ここでの生活でも理屈を言っては職員に対する暴力が繰り返し見られたが、その都度、その子どもと問題を解決するための学習を行うと、職員から注意を受けても行動を抑制するように成長していった。退所前にその子どもが次のように語ってくれた。

「先生は、俺が暴力を振るおうとしてもいつも落ち着くまで座っていろというだけで、ビビるようなことはなかった。そしてお互いに納得がいくまでとことん話をしてくれた。なので、今では、自分が自分と話ができるようになり、自分を抑えることができるようになったし、不安がなくなってきた。」

昨日、ある職員と話をする機会があり、その職員はこう語ってくれた。

「私は子どもの支援において不安がなくなったら、寮長を辞めるときだと思っています。不安と向き合い続けながら子どもの支援をすることが大切だと思っています。」頼もしい一言である。

七．理解するとは　―　理解されているという感じを与える理解を　―

子どもを理解しようとして、理解できたかのように思うが、理解し切れていないという過程をくりかえしながら、らせん階段のように昇っていくのが理解のあり方なのだと思う。理解しようとして、新たに理解できていないところを発見するというのがあたりまえのことなのである。

支援者は、子どもを理解しようとした際にどこにずれが生じているのか、何がわかっていないのかそれをあくまでも発見しようとする姿勢や態度で子どもの言葉に耳を傾けていくことが大切である。そうした

姿勢や態度で子どもの表現を観察することによって、子どもは大切にしてくれているという感じを持つことができるのである。

サムエル・ハートウエルは、「理解されている感じを与えること。これは最も基本的なことといえる。理解されているという感じを持つことは、不幸なとき、不適応なとき、混乱しているときなどに児童がこれらに対抗できる唯一の条件である。（略）真に児童を理解してはじめて児童は理解されたと感じるのだ。」と言っている。

そのためには、子どもとのコミュニケーションを大切にしなければならない。何故ならば、子どもの理解の度合いは支援者の応答やコミュニケーションの中に反映されているからである。一つ一つのコミュニケーションは、その子どもの理解に基づいて行われているのであり、だからこそ、一回一回のコミュニケーションを大切にすることが重要なのである。

そして、このコミュニケーションの過程でわかっていないこと、すなわちずれを発見することも大切なのである。そのずれを大切にして子どもを理解しようとして、理解できたかのように思うが、理解し切れておらず新たなずれに気がつくという過程を反復し続けることが、子どもに「理解されているという感じを与えること」になるのではないだろうか。

ある子どもは次のように語っている。

「僕は施設が嫌で無断外出をした。必死に走って逃げ、近所の家の庭に隠れていた。A先生に発見されたようで、女の先生だし、すぐに走り出そうと考えた。でも他に先生がいるかもしれないと考え迷っていたときに、A先生から『辛かったのよね。ごめんね』と何度か声をかけられたら、不思議と涙が出てきてしまい、逃げる気持ちがなくなってしまった。俺の気持ちをわかってもらえた気がした。」

子どもは、支援者の心のこもったなにげない一言の中から、「先生は私のことをわかっているな」「大切に思ってくれているな」と感じ取るのである。いくらテクニックのうまい言葉で何度語りかけられるより

も、その支援者の一言の方が子どものこころに響くのである。その支援者はその子どもの気持ちに寄り添いさらに深く理解しようとし続けているからである。

八．福祉過誤とその予防　―　公言して実施してきた非体罰実戦を通して　―

福祉過誤は、医療過誤のようにミスがすぐに死につながるといった事態を引き起こすことが少ないであろう。だから、あまり責任を追及されることも少なかったし、社会的な問題として考えられてこなかった問題でもある。

しかしながら、支援者は、過誤が生涯に残る心の傷を子どもに負わせてしまう、あるいは世代間連鎖をするような事態を引き起こす危険性を孕んでいることを忘れてはいけない。

だからこそ、支援者は自分の行っている支援について、不適切な関わりがなかったか点検することが必要である。

まして、体罰などの被措置児童等虐待については、子どものために行っているといったところで、結局それはいいわけにしか過ぎず、自分にとっての都合のいい大義名分を盾に取った暴力という名の犯罪に他ならない。したがって、絶対に認められる行為ではない。

虐待という犯罪を行ってまでやる支援に何の意味があるのであろうか。そうしなければどうにもならなかったからやったというのかもしれないが、本当にそうなのであろうか。自らの力量不足からくる普段の支援の悪さがそういう事態を招いたのではないのか。支援者は、そういう自己批判をすることをせず、問題を子どもの問題性にばかりに押しつけてしまうから、体罰という姑息な手段を選択してしまうのではないのか。

行動上の問題をする子どもにはそのぐらい必要だ、そうでもしなければわからない、甘い顔をしたので

はなめられ指導にならないなど、体罰の背景にはいろいろな理由がある。

しかし、その体罰によって、子どもの心は傷つき、人間不信という思いを心根に刻み込んでしまう危険性が十分にあるとすれば、専門性のある職員であるならば体罰などするはずもない。

体罰を受けてきた子どもは、自分が困難な状況に陥ると、暴力によって対応をしようとする。言うまでもないが、その背景には、いざとなれば体罰によって問題を処理してきた大人からの学習がある。だから、子どももいざとなると暴力に訴え問題の処理をしたがるのである。問題の処理を暴力によって行っている支援者が、暴力をしている子どもにどうやって指導するというのであろうか。できるはずもない。

なぜならば、多くの体罰を行う人間というのは往々にして生きる力の弱い浅慮な人間だからである。体罰によって子どもとの真の対決から逃げているからである。

これまでの暴力によって対応してきた生き方を違う生き方に変えていく必要性を子どもに感じさせ、それを形成させていくためには、職員は体罰を使わず一貫した姿勢による継続的な対決を子どもとしていかなければならない。お互いに相当なエネルギーと時間をかけたいのちといのちとの苦闘を展開することになるから、柔軟性のあるねばり強い芯のある人間でなければ負けることなく対決することはできない。いざとなったら体罰という力をふりかざしてしまう生きる力の弱い人間にはとうてい無理な戦いである。

いかなる方法を駆使してもうまくいかず、検討した結果、体罰を使うしか方法がみつからないという状況に万が一なれば、他の機関にその子どもを委ねることを考え、関係者と協議してもいいのではないだろうか。この施設だけが子どもを育成する機関ではない。

時には、殴ってくれる職員の熱誠に感ずる子どもがいないわけではないと主張する人がいる。しかしこれとて、体罰を使わず違った方法によってでもその職員の熱誠を子どもに十分につたえることができるはずである。

筆者は、昭和五十七年より勤務していた埼玉学園を後にして平成六年度から国立武蔵野学院で勤務する

ことになり、その年の十二月に普通寮の寮長として子どもたちとの生活を始めた。その際に、子どもたちに公言したのが、「体罰は一切しない」ということである。当時はまだ多くの教護院では体罰による対応は行われていたように思う。体罰による対応を否定していた筆者は、国立武蔵野学院に入所している子どもに対して体罰をしない実践によって支援することが可能であれば、社会的養護の対象のすべての子どもに対して体罰をしない養育や支援が可能になると考え取り組んだことを思い出す。その時に実施した実践について簡単に紹介してみたい。

筆者が「体罰は絶対にやらない」と公言して寮舎運営を始めたところ、子どもたちは信用しておらず、最初のうちは「様子見」をしていたが、そのうち、本当なのかそうでないのか「試しの行動」をとるようになる。それでも体罰をやらないとわかってくると、子どもたちは反抗的な態度をとるようになったのである。

それに対して粘り強く一つ一つ説得していくと、子どもたちは、三寒四温といった過程を経て徐々に自己理解を深め、反抗しないようになっていったのである。また自分をコントロールしながら生活するようになった。子どもたちは、そういう生活こそ自分を変革していく生活であるということに気づき、積極的に生活を送るようになったのである。

その生活について子どもは次のように語ってくれた。

「先生は手を出さないけど長い時間かけてたっぷりと反省させられるのでかえって手を出されて終わった方がいいなと思うこともあった。俺たちは寮長先生が手を出さないからといって最初のうちは調子にのって反抗していたけれど、手をだされるよりもイヤな事だとわかったら、あまり反抗しないで生活できるようになった。俺はここに入所した時は大人から注意を受けるのが嫌で、寮長先生と話をしてもすぐに嫌になってむかついてしまった。これは絶対に治らないと思っていたし、治そうとも思ってもいなかったけれど、この寮で寮長先生と何回も何回も言い合っているうちに治ってしまった。（略）このやり方がどうに

も気にくわなかった時があったけれど、今ではこのやり方が一番いい方法なのではないかと思った。」

「自分たちはこの学院に入る前は親にも学校の先生にも殴られてきました。親や学校の先生も言うことを聞かせるために殴っていました。でもそういう方法というのは逆効果だとここにきて思うようになりました。それは寮長先生のやり方を体験したからです。先生のやり方は絶対になぐりません。殴られるよりもしっかり生活するのがむずかしかったです。なぜむずかしいというと、力でしばられていないので、自分自身でやる気にならなければいけないからです。」

もちろんのこと、体罰といった身体的虐待ばかりではなく、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトといった被措置児童等虐待についても禁止である。

自分には合わないからといって支援の手を抜くことや、声を荒立てて感情的に怒鳴るなどといった言葉による暴力などは許されない。まして職員がその子どもの支援をしたくないという理由などによって見捨てるに等しい措置変更を行うことなどは絶対に許されないことであり、組織としてしてはいけない行為である。

また、福祉過誤として考えておかなければならないのがケアマネジメントの問題である。的確なアセスメントや自立支援計画の策定、それに基づいた適切な支援やその評価と見直しといった過程を適時適切に続けることのできない功罪についても熟慮し、そうならないための対策を講じることも必要である。

さらに、留意しなければならないことが、その内容についての認識不足などから起こる過誤である。例えば、セクシャルハラスメントやプライバシーなどである。職員はプロである以上、知りませんでしたでは済まされない。過誤を起こしやすい問題については、正確に認識しておくことが必要である。

九．子どもの四つの権利の確保　―　モデルとして四つの権利の実現を　―

子どもにとって大切な四つの権利とは、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」である。したがって施設では四つの権利を確保した生活を営むことが必要である。この四つの権利を保障するためには、施設組織自体が活力のある運営、成長・発展した運営、役割を果たす運営などを行うことによって、よりよく変革し続ける施設風土・文化を構築することが必要である。

また、職員自らがモデルとなって健やかに生きること、人間として成長・向上すること、組織やチームによって守られ支えてもらえていること、組織に積極的に参加し支援に取り組んでいることなど、四つの権利を実現するために、その責任を果たしていくことが必要である。

日常生活の営みにおいて、支援者自らが、子どもたちのモデルとして、安定感・信頼感・満足感などをもって活き活きと共生していること（生きる権利の実現）、謙虚な姿勢をもって自問自答しながら自己変革をめざして育ち合っていること（育つ権利の実現）、いじめ・虐待・暴力などの不適切なかかわりや差別、不当な扱いなどから守られていること（守られる権利の実現）、活動などにおいて素直に自分の意見を表明しつつ相互の合意と納得に基づきながら自主的に参加していること（参加する権利の実現）こそが重要なのである。

（一）「生きる権利」の実現のために

支援者自らが少なくとも「自己保存」「健康づくり」「コンディションづくり」ができなければ、支援者自身の生きる権利とともに子どもの生きる権利を実現することはできないであろう。

人は、可能な限り最長の期間、生命の維持確保をするために、健康づくりやコンディションづくりを行い、疾病を予防し健康を保持、増進するために健康管理をすることが必要である。

そのために大切なことは、睡眠・食事・運動のバランスをきちんと取るとともに、所属や愛情・承認といった心理的欲求を満たしながら健全な心身の状態を保持することである。

したがって、支援者として取り組むべきことの一つは、自分の健康づくりやコンディションづくりであり、健康管理ができるようになることである。健康管理ができない支援者が、よりよい子どもの健康づくりや健康管理を行うことができるのであろうか。何故ならば、支援者自らがどのように健康づくりやコンディションづくりをしているのか、そのあり方が子どもの支援に密接に結びついているからである。睡眠を例にして説明してみる。

人生の三分の一から四分の一は睡眠の時間である。健康な生活をするためには快眠は重要であり、睡眠環境を整えることが大切である。あなたは睡眠環境をどのように整えているのか。睡眠は、光、音、温度、湿度、雰囲気などの室内環境の影響を受けている。室内環境にどのような配慮をしているのか。また自分にマッチした快適な寝具、心地よい衣類を使用しているのか。支援者や保育者によってあたりまえのこととして何気なく行っている普段の睡眠環境づくりが子どもの支援のあり方に大きな影響を与えている、ということを自覚することが大切である。季節などによっても違いが出てくるが、ふとんはどのくらいの頻度で干し、シーツやパジャマはどのくらいの頻度で洗うのか。子どもは支援者のそのあり方を見て学ぶのであり、このあり方が子どもの健康づくりやコンディションづくりに影響を与えることになる。

就寝前の日課として、大人が入浴したり、心が癒されるような音楽を聴いたり、読書をして睡眠の準備を整える時間をつくるのと同じように、子どもの場合にも、お風呂に入ったり、穏やかな音楽を聴いたり、本を読んだりしながら落ち着いた時間をつくると、子どもは安心して眠る習慣を身に付けていく場合が少なくない。また、目覚めの時には、さわやかな目覚めになるように、やわらかな光が寝室に徐々に差し込むように配慮したり、目覚めたときに日線を合わせてやさしくあいさつをするといった対応も大切である。子どもの睡眠習慣は支援者の睡眠習慣の影響を受けている場合が多いのである。

もう一つ重要なことは支援者自身が生活を楽しみ心理的欲求などを満たすことである。「生活を楽しむ」ことこそ、子どもの生きる権利を確保することに結びついていると、筆者は考えている。

紹介した子どもの語りにもあったように、子どもが真に生活を楽しむことができるためには、ただ支援者が子どもたちのために支援をすることだけでは足りない。支援者がこどもたちと一緒に楽しみ、何かを学び、幸せになるという意識を持つ中で、こどもたちが支援者の意識を感じることができたときにはじめて、真の生活の楽しみが生まれるのではないだろうか。

ある子どもはここでの生活について次のように語ってくれた。

「ここは、職員が一丸となっているというか、一つになりそしてその全員が私のことを見ていて、考え、一緒に歩いている。そんな気がしていました。ここの方が全然一日の日課が厳しいです。作業やったりマラソンやったりキレイに掃除したり、でもその厳しい部分を全部先生方と笑って楽しんで、辛かったり苦しい所も分かち合う、というか楽しんでいます。つまずいても転んでも、手をさしのべてくれない人はいないです。」

支援者が楽しんで生きているときにこそ子どもは生活を楽しむのであり、まさに生きる権利が確保された時であり、楽しく生きるということについて学んでいるときではないだろうか。

（二）「育つ権利」の実現のために

人間は不完全である以上、自己実現に向けて常に自己変革していくことは、自己受容している人間であればあたりまえのことである。まして、子どもの自立を支援する立場にある支援者であればなおさら求めてやまないことであろう。支援者が自らを変革しようとしないで子どもだけを育てようとしている人がいるとすれば、それは支援者としての資格がないに等しい。なぜならば、そういう支援者は、往々にして自分のやり方に子どもを乗せようとするのである。規則だからと称してすべての子どもに同じように困難な

課題をやらせようとするのである。子どもたちは柔軟だからそういうやり方に合わせて生活してくれているのであろうが、それでは子どもは育たない。

支援者の自己変革の鍵は子どもとの関わりの中にある。目の前の子どもに応じ創意工夫した養育や支援を展開しようとする時に、つまずきを恐れず一歩前に踏み込んでいこうとする時に、あるいは子どもの問題性の改善・回復や子どもとの生活の中で生起してくる問題の解決を通して、支援者は自己変革を余儀なくされるのである。

入所した子どもを理解しその問題性の改善・回復を図ろうとするときに、その子どもが味わってきた自分の人間性では受け止めきれないような不幸な境遇にふれ、人間理解に対するずれや矛盾を発見せずにはいられないことが多々ある。それについて共感し受容しようと取り組むだけで自ずと職員の自己変革はなされていくのである。子どもというものを深く理解すれば必然的に行われるものなのである。

だから、自己変革というのは、変えようと意識して変えるのではなく、意識せずして全力を傾けその子どもと問題解決をしようと取り組むことによって自然に変わっているということが大切なのである。変えようとして変わるものではない。

そして、この支援者の自己変革は何を意味するのであろうか。それは子どもを変え成長させる力になるということである。子どもを成長させていく支援とは支援者自らが自己変革していく支援である。子どもに対する支援で支援者自身が変わったと思えたときに子どもも変革されていることが実に多いのである。

筆者も十数年寮夫を経験したが、退所した子どもが会うたびに行う筆者に対する評価は「前に比べたらやさしくなったね。丸くなったね」である。自分としてはそんなに変わったつもりはないのであるが、知らず知らずのうちに子どもたちに変えてもらっていたのであろう。

自分育ち・育てなおしに対する意欲の乏しい子どもをエンパワーメントし、子ども自身が自分を育てることに意欲や関心を抱くようになるために必要な支援は、支援者側の子どもを育てることへの意欲と関心

であり、その子どもに応じた質の高いコミュニケーションを取り続けることである。

先日、筆者が尊敬するある社会福祉法人の理事長に、武蔵野学院の子どもを受け入れるために本学院を見学していただいた際に、「何故この子を引き受けると即答されたのですか」と尋ねたところ、理事長は「何か問題が起きるかもしれないし、もしかしたら支援することが困難になるかもしれない。リスクがあるのはわかっているが、それを糧にして進んでいくことが大切だと思うからですよ」と答えられたのである。

筆者も管理職の一人であるが、管理職になると往々にして守ることを優先したくなるのだが、後期高齢者の年齢になってもリスクを恐れず挑戦する姿勢を持ち続けている理事長には敬服した。

「手に負えない子」がいれば、問題が次から次へと生じ、施設の中は不安定な状態になるであろう。だが、子どもの育ってきた背景を考えれば、行動上の問題が生ずるのはあたりまえのことなのである。問題が生ずることは苦悩することになるが、支援者は苦悩しながら子どもとともにその問題を解決していくからこそ、その過程を通して相互に成長するのである。

問題が生じている不安定な状態というのは実は支援の絶好のチャンスなのである。まさにこの仕事の妙味を知る場なのである。

(三)「守られる権利」の実現のために

昨夜、ある職員夫婦のところに相談に行った際に、次のようなことを語ってくれたのである。

「子どもの支援で無理かなと悩んでいると、察したかのように隣の寮長からいつも『まだあの子はやれるな。』『あの子はもう一度やった方がいいな。』と言われていたので、支援していくものだという姿勢ができてしまいました。」

この寮長のタイミングのよい発言というのは、その支援者の力量を推し量りながら、成長を信じて見守り続ける、バックアップし続けるという姿勢から発せられたことばに他ならない。

人間が生きていくためには何があっても保護してくれる安全基地である居場所が必要である。一般的にはそれは家庭であるが、社会的養護の子どもたちは施設であり里親家庭である。

支援者の中には、子どもを支援するためには、まずは支援者を守らなければならないし、支援者（寮担当者）のやりやすいようにバックアップすることが大切であると主張する人がいる。

子どもの最善の利益を考えた支援のために支援者を守ること、バックアップすることは必要不可欠である。

しかしそこで留意しなければならないことは、支援者を守ることやバックアップすることが、優先すべき子どもの保護や支援を妨げるようなことになっていないかという点である。もし支援者を守ろうとすることが子どものニーズに応じて行われるべき適切な保護や支援を妨害しているとすれば言語道断であろう。

現場で実際に見られるのが、支援者の専門性が育っていないために、子どもと向き合うことを避けているような状況のときに、その支援者を間違った守り方をしようする場合である。「寮長が無理だと言っているのだからもう無理ですよ」や「寮がやりやすいようにバックアップすることが大切なんですよ」という発言である。

この発言の背景には、子どもよりも支援者をという考え方が見え隠れしてはいないのか。子どもを犠牲にしかねない守り方など、真に支援者を守ったことにはならない。

もし仮に場当たり的にその問題の安易な解決のためにバックアップをしようとする支援者がいるとすれば、その支援者は、守ろうとする相手の支援者生命を奪いかねないということに気がついていないからできる発言であり行為であろう。それでもなお、間違った保護やバックアップしようとする人がいるとすれば、それは職員間のインフォーマルな人間関係によって判断してきたからではないだろうか。

このような支援者というのは、ある支援者の望ましい発言や提案などに対してでも、子どもの最善の利益から判断するのではなく、その支援者との人間関係から判断をして意見を述べるような人であろう。そ

ういう支援者が少なくないから困るのである。そういう支援者は基本的に自信がないから新たなことに挑戦することや面倒くさいことを嫌がってまとまり反対するような態度をとるから、子どもの支援にとってはマイナスに機能するから困るのである。またそういう支援者に限って支援者として成長することよりも労働者としての権利ばかりに目を向け主張したがるのである。だから子どもの支援においても自分のやり方に対するアドバイス・批判については受け入れず、困難な課題が突きつけられると無理だといって他人にまかせようとするのである。支援において肝心な場面であるから向き合うように示唆すると、「だったら辞める」と口にするような支援者が中にはいるから、あきれてものが言えないのである。今まさに苦悩しながら必死になって自分の課題に取り組んでいる子どもに対して見捨てるに等しい失礼極まりない発言であり行為であるということに気がついているのであろうか。我が子であってもそのような発言をするということなのか。

真に支援者を守るということは、困難な課題に向き合うことをバックアップし、つまずきや失敗したときに組織としてあとしまつをしながらその支援者に自信を持たせ成長してもらうことなのである。避けてはいけない課題を乗り越えられるように支援者を支え、支援者に守られたという感じを持たせるような対応をすることが重要なのである。

隣の寮長のように、同僚の支援者を守ることができる支援者というのは、守ってもらえるような雰囲気を持っていること、信頼感をもっている支援者であるから子どもを守ることができるし、また守ってもらった支援者においても守ることの重要性について認識できるから、同僚の支援者を守り、子どもを守ることができるようになるのである。

このように、子どもから守ってもらえるという信頼感を得られる支援者とは、失敗してもつまずいても解決してもらえるという専門性を備えた人であろう。すなわち、そういう支援者というのは、後手を引くことができる粘り強い二枚腰三枚腰を備えているから、どっしりとした落ち着きを醸し出しながらもさり

げなく優しくて、時に厳しくもあるがどことなく温かさを感じさせるような人柄なのである。ある子どもは次のように語ってくれている。

「自分がダメなことをして落ちるとこまで落ちても、寮長先生・寮母先生が支えてくれたからだと思います。あと、ダメなものはダメとちゃんとしかってくれたことです。寮長先生・寮母先生は、自分が悩んだり困ったりした時優しく、そして適切な言葉を返してもらい凄くうれしかったです。ときには優しく、ときには厳しくしてもらって自分と向き合えるようになり、学院での生活も落ちついて送れるようになりました。」

（四）「参加する権利」を実現するために

子どもの参加する権利を確保するために、筆者が心がけてきたことは、支援者すなわち職員の意見表明する風土や文化を育てることであった。新人から管理職まで自由に発言できる場づくりと職員からの自主的な提案には可能な限り実施するように取り組んだのである。今では、その取り組みが効果を上げてきている。

その証拠に、外部からきた研修生の中に、筆者と職員が距離感を感じさせない忌憚のない意見交換をしている様子を見て、「いつもそうなのですか、驚きました。」といった感想をもらす人が少なくないのも事実だからである。

支援者間で子どもについての理解が全く同じということはない。そこには必ず「ずれ」が生じるのである。だからこそ、その子どもに関する理解について、それぞれの支援者が意見をいうことは、あたりまえのことである。もし意見を言わない支援者がいるとしたら、それは子どもの最善の利益よりも職員との人間関係を優先しているからではないだろうか。反対意見を述べて対立関係になることを嫌っているのではないのか。他者との理解のしかたがずれているからこそ、その子どもの理解は深まるのである。そのよう

な対立的な、批判的なコミュニケーションを取り続けながら、関係を深め信頼関係を構築するのが、関係性のプロである支援者の専門性ではないのか。

プロの支援者であれば取るに足らないちっぽけな感情などに左右されずに、相互に遠慮なく素直に意見を表明し検討をしながら高め合うことができるということなのである。ちっぽけな感情などに左右される支援者に限って、同僚や子どもからの批判的な言動や挑発に反応してしまうような態度をとる場合が少なくないのである。

だから筆者は職員から批判的な意見を浴びせられても発展的な議論を心がけてきた。こうした取り組みによって職員相互の意見交換がスムーズにできるような雰囲気を育てようとしたのである。職員間で忌憚のない意見交換をしても、終了後は少なくとも感情的に後腐れなくもとの関係に戻れるような支援者がプロの名に値する人であろう。そういう支援者のもとでは、子どもは自分の意見を忌憚なく表明することができるようになるのである。何故ならば自分の意見を表明しても少なくとも関係は維持されるのであり、多くの場合相互に理解を深め、関係を深めることになるからである。また、こうした意見を表明し合うことのできる子どもと支援者との関係は、子ども同士の関係の構築にも影響を及ぼすのである。

ある子どもたちが落ち着いて生活できた理由について次のように語っている。

「寮長先生と寮母先生と生活をする中でぶつかったり、一緒に考えたり、いろんなことがありました。元気がない時など、いつも先生方はさりげない優しさで支えてくれました。緊張した時は笑わせてくれたり、優勝した時は、自分のことのように喜んでくれて嬉しかったです。ぶつかっただけ関係が深くなっていくのを感じました。ここで落ち着いて生活ができたのは、支えてくれた先生方、仲間がいたからです。」

「もう一つは自分を理解してくれる人がいてしかってくれる友達的存在の生徒がいるのも違いです。一番大きいのは、どんなに言い合いしても互いに許し合えて理解できる仲間がいる、しかってくれたり、話を聞いてくれたりする人がいる。・・・心から楽しいと思えるような時間と空間と、そうさせてくれる仲

間がいること。」

十．ともに生きともに育つ　―　あたりまえのことをあたりまえにすること　―

この二人の子どもの意見からもわかるように、ぶつかり合いながら、支えながらともに生活を営んでいく職員や仲間の存在によってともに育ち合っている。創意工夫しながらのあたりまえの生活や四つの権利を実現しようとしている支援者（職員）をモデリングしながらのあたりまえの生活を通して、子どもは成長しているのである。

施設における支援の基本の一つは、あたりまえのことを丁寧に、愛情を込めてあたりまえのように行うことである。

支援者が支援者として子どもとともに生きていくために、向き合うために摂取し続けなければならない食物が「不安なこと」「面倒くさいこと」「手間がかかること」「不都合なこと」などである。何故ならば、これらの食物には、知らず知らずのうちに支援者の人間性や専門性を高める効果があるからである。新米の支援者にとっては苦手であり嫌いな食べ物であるかもしれない。くどいようだが、支援者になるためには摂取しなければならない食べ物であるから、是非とも子どもが求めていることという味を付けながら食べ続け、好きになってもらいたいのである。支援者がこれらの食物を好きになったとき、楽しんで食べられるようになったときに、支援者のまわりに子どもたちは群れながら楽しんで生活し自ら育っていくようになるのである。

この食べ物がどうしても嫌いな人、食べない人あるいは嫌いになった人、食べられなくなった人は、子どもの支援をする資格のない人・なくなった人だと筆者は思っている。

残念ながら、そういう支援者には、創意工夫しながらの生活もモデルとしての対象になることも期待で

きないからである。

あたりまえのことをあたりまえにするとは、一つには一人ひとりのニーズに応じて支援をすることに他ならない。単に、すでにある施設の支援システムや機能に、子どもを合わせようするのではなく、一人ひとりのニーズをとらえて支援を変えていくことがあたりまえのことである。すなわち、的確な総合的アセスメントに基づき、子どもの意向などを十分に尊重しながら自立支援計画を策定し、支援を行う、それを評価し、見直すという過程をくりかえす中で、子どもに適した支援や心理治療的ケア、あるいは家庭環境調整などを行うことである。

したがって、今後の課題は、リスク・ニーズ・反応性の原則[1]などを踏まえ、個々の子どもに応じた支援を展開することである。これまでの生活モデルを基盤にしつつも、それに加えて、トラウマそのものに焦点を当てた心理治療的ケアの実施やソーシャルワークによる環境調整の実施などが重要な課題である。児童自立支援施設の発展の鍵は、このような課題にどれだけ取り組むことができ、どれだけ効果をあげることができるかであろう。これらの課題解決による今後の発展を期待してやまない。

我々関係者は、基本理念や方針に基づき、今日まで継承してきた専門性を深化させるとともに、解明された科学的、臨床的、実践的成果を有効活用して、子どもへの支援力を発展し続けていくために、子どもとともに歩んでいかなければならないのである。

筆者が、「共生共育」[2]を児童自立支援施設の理念の一つとして打ち出した背景には、ペスタロッチの「生活が陶冶する」という言葉をはじめ、留岡幸助の「三能主義」、青木延春の「withの精神」、石原登の「目に見えない栄養」といった言葉に象徴されるように、「児童自立支援施設における自立支援というのは、上下という関係ではなく、対等という関係を基本にして、それぞれがその人らしい自己実現をめざし、支援者一人一人の存在そのものと子ども一人一人の存在そのものとがふれあいながら、ぶつかりあいながらともに生きていくことである。すなわち、これまでの子どもの人生の経験から育まれた人間性と、支援者

の人生の経験から育まれた人間性との豊かな相互交流を通して、より豊かな人間性などを育みあう生活そのものである。」といった考え方があったからである。

筆者は、このような生活を「動的調和的共生」と呼んでいる。施設は生きものであり、施設内という限定された生活環境であっても常に変化している。したがって、子どもや支援者は、自身を変化（成長・発達）させながら、その常に変化している生活環境への適応といった動的な調和を図り、個々の自立や自己実現を目指し他者と育ちあいながら、より豊かであたりまえの生活を営もうと努めている。このように、相互の自立や自己実現を尊重しつつ、よりよい生活を追求し続ける中で、動的な調和のとれた豊かな生活をつくり出し、ともに成長し続けていく生活過程が「動的調和的共生」であり、児童自立支援施設の生活の基本的なあり方の一つであると考えている。

「子どもも職員も施設も、ともに生きていくからこそともに育つのであり、価値があるのだ。」と思う。

筆者も、三十数余年の間、この事業に携わりながら、子どもたちや家族をはじめ、施設関係者や地域・関係機関の方々などとともに生きていく過程の中で、生きるエネルギーをもらい、支えてもらい、教えてもらい、許してもらえたからこそ、今日まで自分らしく歩んでこられたのだとつくづく思う。

支援者が、支援者になるために、アートとしての専門性を身につけるために避けては通れない道を、「あたりまえのことを大切にして、心をこめて創意工夫しながらあたりまえのように子どもたちとともに行うこと」によって、子どもたちに学び、自分と向き合いながら自分を大切にして自分らしく歩んでいかれることを願い、そして、こうした個々の支援者の取り組みの積み重ねによって、発展し続ける施設風土・文化が構築されることを願い、筆をおくことにしたい。深甚なる感謝とともに。

注釈

1）リスク・ニーズ・反応性の原則については、藤岡淳子著「児童自立支援施設について思うこと」（非行問題２０１４ｐ４～２８）を参照

2）「共生共育」については、相澤仁著「児童自立支援施設における自立支援指針の構築を求めて」（非行問題２０００ｐ１３２～１４９）を参照

特集

児童自立支援施設における集団指導と個別指導のあり方について

特集①

児童自立支援施設の野球部における指導のあり方
～指導方法における一つの提案～

北海道立大沼学園　児童自立支援専門員　熊本　淳

Ⅰ　はじめに

春から秋にかけて、プロ野球のシーズンが続き、近年はプロ野球のみならず、メジャーリーグを中心とした海外の野球リーグでの活躍がスポーツニュースを賑わせている。さらには、ワールドベースボールクラシック（WBC）に代表される国際大会においても、国を挙げて応援し、侍JAPANの愛称で親しまれる日本代表は第一回・第二回大会と連覇している。また、高校野球では、春には選抜高校野球大会（いわゆ

るセンバツ）、夏には全国高等学校野球選手権大会が甲子園球場で開催され、日本の風物詩と言っても過言ではない。その他、少年野球や中学校の部活動、高校における軟式野球の全国大会や定時制・通信制の野球大会、大学野球では関東の早慶戦に代表される伝統の戦い、社会人野球、朝や夕方、休日に行う草野球というように、日本では野球を行うこと・観ることが盛んに行われており、あらゆる年代において野球文化が脈々と受け継がれている。児童自立支援施設においても、七月には各地区で実施される少年野球大会、八月には全日本少年野球大会が開催されており、児童はその大会を目標に練習へ励む日々を送る。

しかし、最近、これらの野球文化が脅かされる可能性を、ネットニュースや記事で目にすることがある。例えば、野球人口の減少、スポーツ少年団員の減少による統廃合、家庭や地域では、親子や兄弟でキャッチボールをしない、もしくはできない、外で遊ぶ子がいないなどの現状がある。北海道立大沼学園においても、九月に近隣の中学校を招いて、野球大会を開催し、今年で六十七回目となるが、部員不足による合同チーム、もしくは野球部自体の廃部に追い込まれている中学校が現に存在する。これらの原因には、少なからず少子化が影響していると思われ、その他に様々な要因があるが、野球道具が安価では無いため揃えられないことや、個人で練習できるスポーツや一人で行うものへの傾倒、すなわち個人化が影響し、近い将来、野球をやったことがない、もしくは知らない人が増えてくるのではないかと感じている。

児童自立支援施設に入所し、初めて野球を知る児童は少なくないと思われるが、児童自立支援施設に勤務し、野球を知らない職員が、野球部指導を担当するケースが増えてくると考えられる。これは、近い将来では無く、現にあり得る問題である。非行問題二二〇号において、高知県立希望が丘学園の恒吉秀晃（二〇一四）は、監督就任一年目において、「『野球の知識も経験も無い自分が、児童に野球を教えることができるのだろうか』と不安な気持ちが日に日に膨らんできているのを感じていた」[1]と述べ、気持ちや根性論では満足な指導や練習ができなかったこと、さらに「誰がいつ監督になっても出来る、また、誰でもサポート出来る体制が常にある事が必要である」[2]と述べている。幸いなことに筆者は、監督一年

目だが、小中学校等の野球経験が多少ある。また、四名のクラブスタッフや、施設内の分校教職員のサポート体制がある。現在、児童自立支援施設を担う職員の大半が公務員である以上、基本的に職員の異動が前提である。上記の野球人口の減少と、職員の異動などにより、野球を知らない職員が監督を担うこと、野球を知っている職員が不在のケースも不思議ではない。

今回はそのような状況を想定しつつ、児童自立支援施設の野球部活動において、人が行動を起こす際に有効な考え方とされる自己効力感を中心に、目指す支援と練習方法の一提案をさせていただき、微力ながらも参考になればと考えたことが執筆理由であり、目的でもある。また、これから記載されている練習方法等は、すべて実施し効果が実証されているわけではなく、今後取り組んでいくことが望ましいと考える、いわば試行段階のものも含まれることをご承知置き願いたい。

Ⅱ　児童自立支援施設の野球について

一　全国少年野球大会の歴史と指導

ここでは、前田誠次氏（一九九三）と相澤仁氏（二〇一〇）の文献を中心に、全国少年野球大会の歴史と、野球部指導における提言から、野球部の指導に求められている視点について考えていきたい。

全日本少年野球大会の歴史は、終戦後まで遡る。「全日本少年野球大会は昭和二十五年の大阪で第一回が行われてから、途中で一回中止になった大会があった」[3]とされる。このことについて、前田（一九九三）は「野球大会は全国大会もあり、戦後しばらくして第一回大会が実施された事実は、当時の社会情勢から推察しましても驚異であります」[4]と述べている。このように、戦後五年後に大会は開催されているが、この間、日本国憲法（昭和二十一年制定）を基に、児童福祉法（昭和二十二年制定）や教育基本法（昭和

二十二年制定）など、児童に係わる法律が制定されている。児童福祉法の第一条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、同条二項では「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされ、第二条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と明記されている。教育基本法第四条には、教育の機会均等が明記されている。戦後間もなく、すべての児童の生活保障と健全育成が法整備されなければならない混沌とした状況の最中、第一回が開催されたのである。相澤（二〇一〇）は、開催に関して「心身の鍛練を図り、子どもの人間的な成長を期待し、厚生労働省や山口児童文化研究所の故山口秀和先生などの御尽力をいただき、この大会は開催されてきたのである」[5]としている。

このような歴史ある大会において、これまでに様々な実践が展開され、相澤（二〇一〇）は「人間的な成長を遂げた」[6]児童や「有意義な体験を糧にして社会生活を送っている子どももいる」[7]とし、大会が子どもにもたらしたものは計り知れないとしている。しかし、職員（監督）や施設の思い入れが最優先され、「勝つことに目的をおいた活動を展開してきたチームや施設はなかったと果たして言い切れるのであろうか」[8]と指摘している。前田（一九九三）は「勝つことにあまりにも意識過剰になりますと弊害が出てくる」[9]とし、「例えば、身心を錬磨するという美名のもとでの過激な指導など、職員の満足感こそあれ子供達にとって、それはマイナスになることが多い」[10]と警鐘を鳴らしている。城戸朗（二〇〇一）は、クラブ活動の問題点として「指導者が大会に向けて勝つことを意識しすぎるあまり勝利至上主義に陥りやすい側面を持っている」[11]としている。いずれにせよ、野球部活動において「勝つこと」が目的とされてきたというきらいがある。

筆者は、大会での勝利は目的ではなく、目的を達成するための目標の大きな一つであると考える。スポーツをする以上、勝つことを目指すのは当然であり、勝つことで自信や喜びにつながる。勝つことがゴールではなく、勝つことや勝利を目指して取り組んだことで何を獲得したのか、それは目的を達成するために

貢献しているかが重要である。地方大会での勝利や全国大会出場は、全員で一致できるわかりやすい目に見える標となる。児童自立支援施設の野球部は、自立支援施設における重要な支援の一環であるため、児童自立支援施設の目的に沿ったものでなければならない。相澤（二〇一〇）は、目的を「子どもの健全育成と自立支援」[12]としている。ちなみに、第六十六回全日本少年野球大会開催要綱において「児童自立支援施設入所児童が、野球を通じて困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うとともに、健全明朗な心身を育成し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする」と定めている。

児童自立支援施設における野球部の目的は、「子どもの健全育成と自立支援」であり、それを達成するための重要な目標の一つとして、大会での勝利や全国大会出場が挙げられる。指導者は、その目標と同時に、野球部の活動を通じて児童が個別に、さらには施設全体が何を獲得できるのか、獲得できるきっかけをつくるのかを考えることが重要である。

二　入所する児童の傾向

児童自立支援施設で生活する児童は、被虐待児や発達課題を抱えた児童が多く入所している。全国児童自立支援施設運営実態調査（二〇一三）[13]において、二〇一一（平成二十三）年度の被虐待の割合は、男子三十六・九％ 女子四十・七％となっている。発達障害（ＡＤＨＤ、広汎性発達障害、ＬＤを筆者が足した割合）は、男子三十二・三％ 女子十八・〇％となっている。実態調査記入方法において、疑わしい判定ではなく、確立した診断名の見立てだけ記入としている。診断されていない児童を考慮すると、実際には数値が上がると思われる。「発刊に当たって」の中で当時の全国児童自立支援施設協議会長の梶原敦は、「社会的養護を担う施設では、虐待を受けた児童あるいは発達障がいを有する児童など特別な支援が必要な子どもの割合が多いという報告があり、児童自立支援施設も同様の傾向があります」[14]として

いる。

被虐待体験や発達課題を有することで、学校という集団生活にはなじめない、親から理不尽に暴力を振るわれる、または見放されるなどから、失敗体験や自分が誰からも必要とされていない孤独感、やろうと思ったことが悉く否定され、やっても意味がないと思う体験を積み重ねていることなどが考えられる。さらには人の気持ちを読み取ることが難しい、食べること住むところを確保し、自分が生きることで精一杯の状態であるといったように、自分のことで精一杯の状況となり、自分中心の思考に終始してしまうことも考えられる。自分にすら無関心の児童もいる。いずれにせよ他者への関心が持てない、持ちづらい状況で生活してきた児童も少なくないと思われる。ある意味、学習性無力感の状態で入所する児童は少ないとみられる。学習性無力感（learned helplessness）とは、「強制的・不回避的な不快経験やその繰返しの結果、何をしても環境に対して影響を及ぼすことができないという誤った全般的ネガティブな感覚が生じることにより、解決への試みが放棄され『あきらめ』が支配する結果」[15]と説明されている。要するに、抱えた問題に対し、その人なりに対処しようとしたが、うまくいかないことやマイナスの結果が繰り返されたことで、何をやっても意味がない、無駄であるといった「あきらめ」しか残らない状態である。あきらめを学習せざるを得ない状態や環境に陥っているともいえる。そのような「あきらめ」が支配している学習性無力感に対し、逆の考え方が自己効力感である。

Ⅲ　自己効力感を高める必要性

自己効力感（self－efficacy）とは、「自分が行為の主体であると確信していること、自分の行為について自分がきちんと統制しているという信念、自分が外部からの要請にきちんと対応しているという確信」[16]と説明されている。福祉や教育に限らず、リハビリテーションや看護といった医療、その他にも就労

やスポーツなど多種多様な分野で提唱されている考え方である。わかりやすく「やれそうな感」や「やればできる」と表されることもあり、筆者は「自分にそれができるのか…できる！感」であると考える。自己効力感は、バンデューラ（Bandura.A）による社会認知（学習）理論の一つとされ、高める要因は以下の四つであると考えられている。①遂行行動の達成②代理的経験③言語的説得④生理的情緒的高揚である。

一　遂行行動の達成

成功体験と表されることが多い。「成功は個人的な効力感の確固とした信念をつくりあげ、失敗体験は、特に効力感が確立されていない場合には、効力感を低めてしまう」[17]とされる。要するに、目標や課題に対し、「うまくやれた」「できた」という体験が、新たな目標や課題に対し「次もできる」という感覚を高め、積み重なっていくと言えるのではないだろうか。「これを情報源とする自己効力感は、最も強く安定したものになると考えられている」[18]。野球部活動において、例えば「勝った」、「打てた」、「守れた」、「走れた」ことであり、さらに困難な状況など価値や意味合いが加えられると、効力感が高まると思われる。「強いチームに勝った」、「球の速い相手ピッチャーから、ヒットが打てた」、「速い打球をさばき、アウトにできた」、「ランナー三塁で、フライをキャッチできた」、「相手キャッチャーの肩が良かったけど、盗塁できた」といった体験である。このような体験をする際、様々なシチュエーションはあるものの、今まで練習を積み重ねてきたことや、以前は失敗やミスをしてできなかったことが、今回は「できた」といったプロセスが、その「できた」の達成感をより高めると考える。ミスや失敗することは、自己効力感の低下につながる可能性もあるが、何が足りなかったのか、何を修正すれば良いのか、何を意識すれば良いのかといった、本人の振り返りと気付きにつながる。そして、ミスや失敗をしたときの気持ちを体験する。それにより、次は成功させるという気持ちと、他人が失敗やミスをしたときの気持ちがわかることにつなが

る。このようなミスや失敗体験を経ての成功体験は、より効果的なものになりえると考える。自己効力感の低下を防ぎ、効果的なミスや失敗体験にするためには、安心してミスや失敗をしても良い雰囲気と同時に、監督やコーチ、チームメイトの声かけが重要になってくる。ここでは、チーム全体での目標と同時に、個々人の目標や課題設定が重要である。児童自立支援施設に入所する児童は、「やっても無駄」といった学習性無力感を抱えている状態や、社会生活を営む上で望ましくない成功体験を積んでいる児童も少なくないと思われる。例えば万引きをして、店員に気付かれずに何度も繰り返した場合や、喧嘩など相手を暴力でねじ伏せ勝ったと思い込むことなどである。いずれも、「うまくいった」感覚、ごく限定的な一部の人から「すごい」と一目置かれることにより、効力感が高まっている。それにより、次も繰り返す可能性が高まるといえる。極端な例かもしれないが、こういった成功体験や学習をする可能性があることを念頭に入れる必要がある。そのため、目的とそれを遂行するために必要な目標、そして個々人の状況に合わせた課題設定が重要になってくる。それには、野球経験の有無や野球部へのモチベーション、さらには心身の発達状況や本人の意向などを加味させることが重要である。

このように、遂行行動の達成（成功体験）は、「自分にできる」という自己効力感を高めることに関し、最も効果がある。この成功体験までに、練習を積み重ねてきたプロセスや、自己効力感を低下させない程の失敗体験をすることで、より効果が高まると考える。それには、目的とそれを遂行するための目標、課題設定が重要となる。

二　代理的体験

モデリングのことを指す。「自分に似た他人が持続的な努力で成功するのをみれば、自分自身の可能性についての確信を強めることになる」[19]としている。要するに、他人ができる姿や行動を見て、自分も

できそうだという気持ちを高めることである。対象となるモデルについて、「モデルとなる他者の性別や年齢などの特徴が本人に似ているほど、学習が成立しやすい」[20]とされているため、野球部で言うモデルとは、同学年の児童、同等の野球ができる児童、これをライバル関係ともいえるが、一番身近に感じる他人である。また、同じ寮生や野球部員、野球部スタッフ、さらには他の児童自立支援施設野球部員、地域の中学校野球部員なども「自分に似た他人」に含まれるのではないか。集団やグループだからこそ、より「自分に似た他人」を選択することが可能となり、効力感を高めることにつながる。それは、児童それぞれの感じ方があるため、基本的には職員や他のメンバーから強制されるものではないと考える。職員がモデリングの対象になる場合、児童の状況を鑑みず、ただ厳しく「付いてこい」の姿勢では、児童が表面的に付いてきてくれるといった職員の気持ち良さが先行し、効果がないどころか「怒られたくないから、仕方なくやる」「やっても無意味」といったように児童が反感を抱く結果も否定できず、学習性無力感を助長することにもつながる。そのため、設定が重要になる。基本的には、児童が取り組む内容やメニューの範囲で、一生懸命取り組むことに意味があると考える。職員が全力で走る姿勢、楽しく取り組む姿を児童が見ることにより、一生懸命走ることや楽しむことなどが、良いことであり、大切だという気持ちになることもモデリングの効果であると考える。またモデリングする対象が一人ではなく、複数存在することもありうる。モデリングの対象になる「他人」には、できている、努力しているといった、ある種の尊重や認めている状態でもある。認められるメンバーが複数存在することは、チームにも良い雰囲気としてプラスに働く。さらに、「本人が賞や罰によって直接強化を受けなくても、モデルとなる他者が賞や罰を受けているのを観察することで、よりいっそう学習が促進される」[21]ことを代理強化という。これは、モデルとなる他者が、認められたり褒められたり、叱られる様子を見て、自分自身も同様の効果があることといえる。複数人のモデル対象となっている部員がいる場合、褒められる様子や認められる姿を見て、自分も認められたいという気持ちや認められているはずという思いが生じ、肯定的なものとして連鎖するが、

叱られることや困難な課題を設定された時、「無理だ」とあきらめる気持ちが強まり、行動に出た際は、それを見て自分も「ダメかもしれない」と感じてしまうかもしれない。複数からモデルの対象とされている部員は、ある種キーパーソンでもある。このモデリングの効果は、「自己効力感という行動への一種の動機づけが喚起され、行動の仕方と自己効力感との二つによってモデリング手続きの影響が行動化されるとみることができる」と説明されている。要するに、自己効力感を高めるきっかけになることと、どのように行動したら良い結果につながるのか、やり方が目に見えてわかることである。

このように、代理体験（モデリング）は、自分に似た他人ができる姿や様子を観察し、自分にもできるという気持ちが高まることである。野球部という集団の強みを活かし、モデルとなる対象を選択することが可能となる。その選択は、決して他から強制されるものでない。また、職員がモデルとなる場合は、設定が重要となり部員と同じメニューや内容の範囲内で、一生懸命楽しく取り組むことが、部員も一生懸命取り組める雰囲気作りになる。モデルの対象が複数存在することは、認めていることでもあり、チームの雰囲気がプラスに働く。複数人からモデルの対象となっている場合、代理強化から肯定的な連鎖と負の連鎖が生じる可能性があることを意識する必要がある。モデリングの効果は、自己効力感を高めるきっかけとなり、行動の仕方が目に見えてわかることである。

成功体験やモデリングにより、「できる」という気持ちを高めることが成功する場合もあれば、気持ちを高められない児童もいるはずである。その場合、一つの方法として③言語的説得が必要となる。

三　言語的説得

「暗示や勧告・自己教示等を指す」[22]とされ、「自己効力感をもった行為について、それが認められ励ましを受ければ、より努力をするようになり、それが成功の機会を高める」[23]と説明されている。この

言語的説得では、主に二つの場面が想定される。

一つ目は、先の遂行行動の達成（成功体験）において、「打てた」「守れた」といった体験が効力感を高めると記述したが、「ヒットが打てない」「アウトにできない」ことも予想できる。その場合、監督やコーチの声かけによって、振り返りと褒めることで、児童が「できている」と気付く働きかけが重要となる。反復練習を行うことで、監督やコーチから、以前に比べ「できてきた」ことを部員へ伝え、部員が気付くことにつながる。例えば、練習内容にキャッチボールを毎回取り入れることで、シーズン開始当初から比べ、相手が構えた所へボールを放られるようになったことや、声が出るようになってきたといったことを振り返り、それを褒めて継続するように確認する。または最初に行ったことを、途中違う練習を取り入れ、また最初に行った練習を実施する。それで「できる」ところを実感すれば、その練習に対し、継続すれば上達するといった信頼が生まれるかもしれない。

二つ目は、成功体験やモデリングに乗ることができない部員の存在である。その態度は、すねる、ふてくされる、ごねる、キレる、あきらめるなどといった態度として表出することがある。その態度を取るには、必ず理由があるため、探ることが必要である。迷ったり悩んでいる場合に、たくさんの提案をされても、「でも」から始まる言い訳が出たり、他人のせいにするといった他罰傾向が強まることが予想される。まずは、話をじっくり聴くことから始まる。やれない理由や困っていること、本来はどうなりたいのかといった、その子なりの理由を一緒に確認し、共通理解することが大切であり、その場面では、急ぎ過ぎない、焦り過ぎないことである。その後に、その子の理由に合わせつつ、一緒にやろう、共に頑張ろうという提案である。監督やコーチが部員のモデルなり、代理体験をすることで自己効力感を高めるきっかけになることや、監督やコーチと部員が一緒に取り組むことで、小さな成功体験、いわゆるスモールステップを積み重ねていくことが求められる。ただ、言語的説得は、一時のものであり、補助的と考えた方が良いと思われる。『言語的説得』だけで高められ、強められた自己効力感は、現実の困難に直面してたやすく

消失することが十分あり得る」[24]とされ、「一時の補助的手段として、それは実行によって確証されてはじめて確固たるものとして機能する」[25]とされる。そのため、監督やコーチ、チームメイトといった他者からの声かけは、指導・支援のメインではなく、場面や必要に応じて行う補完的な方法となる。

言語的説得は、自己効力感を強める補助的な役割を果たし、結果が伴わなくとも、振り返ることで今までのプロセスを認め、できてきた部分への気付きが促進される。また、成功体験やモデリングをなかなかできず、すねる、キレる、あきらめるといった態度を取る部員には、必ず理由があるため、まずは提案や指示より、やれない理由や困り事、本来どうしたらよいのかを聴くことから始まる。そこに急ぎと焦りは禁物である。そこから、職員と一緒に取り組むことによるモデリングを含む、スモールステップを積み重ねることが重要である。ただし、言語的説得は、あくまでも指導・支援も主たる方法ではなく、必要に応じて行う補完的方法である。

四　生理的情緒的高揚

情動喚起ともいわれ、「生理的な過剰反応を減らしたり、自分の生理的な状態を解釈の仕方を変える」[26]とされる。例えば、緊張して眠れなかったことや、汗がとまらない、腹痛が起きるなど、精神状態が不安定になることで、身体症状が表面化した時に、「できないかもしれない」、「ダメだ」と自己効力感の低下が考えられる。児童にとっては、今までに対処の方法がわからず投げ出した過去がある場合や、もしかしたら初めての感覚で戸惑いを覚えるかもしれない。その場合は、緊張しても良い、むしろ緊張は必要という言語的説得が一つの手段であると考える。何に緊張しているのか話を聴いた後に、ほとんどの人は、緊張しているという一般化、緊張は良いパフォーマンスをする際に必要であることを伝えることで、緊張はしてはいけないことからしても良いという思考に変化する。そのことで少しは和らぐかもしれない。モ

デルとなる他人が、どのように対処しているのか知り、それを実践してみることが有効かもしれない。また、「緊張しても力を発揮できた」、「前回は緊張したけど今回はしなかった」という体験は、自己効力感を高めることにもつながる。

Ⅳ　実際の指導方法と視点

一　運営

（一）活動のテーマ設定

今年の大沼学園野球部の活動テーマを、「チームワーク・フットワーク・気持ちをワクワーク」にした（覚えている部員は少ないかもしれない）。

チームワークは、他者への関心を高めることを目的としている。野球は、相手がボールを捕って、成立する。ピッチャーが投げたボールをキャッチャーが捕る。サードが捕ったゴロをファーストへ送球し、捕ることでアウトにできる。相手が、捕りやすいボールを投げることが重要である。相手のことやチームのことを、僅かでも意識することが大切である。

フットワークは、軽快な足取りのみならず、気持ちの面も含まれる。監督やコーチから話されたことや指示された内容に対し、すぐに行動することを目指す。また、ミスや失敗を、引きずる部員が少なくないため、少しでも早く切り替えて取り組むことも含まれている。

気持ちをワクワークは、今回のテーマの中核を担う考え方である。ルールの範囲内で、とにかく楽しんで野球することが、自己効力感を高める近道であると考える。楽しんで取り組むことで、トラブルや問題の抑止にもなると思われる。部員のみならず、監督やコーチにとっても、野球部活動へのモチベーション

は高まる。

また、部員には頻繁に「何度ミスや失敗しても良い。ただし、一生懸命」ということを伝えている。児童自立支援施設は、施設内処遇であり、安心してミスや失敗ができるところに一つの強みがある。一生懸命取り組んだミスや失敗だから、次にどうしたらよいか考える。自己効力感をより効果的に高めることにつながる。

（二）キャプテン体験

部員全員が、学年問わずキャプテン役を体験する。一日に一人、立候補制でキャプテンを決める。それを何巡も行う。コーチの提案もあり、キャプテンは東北・北海道地区大会前まで決めずに実施した。様々な要因はあるものの、キャプテンに選ばれる理由として、継続して取り組んできた子、ある程度野球の上手な子が考えられる。城戸（二〇〇一）は、「児童自立支援施設に入所して来る子ども達の多くは、学校の学習面でも、クラブ活動でも、一つのことをやり遂げたことがない」[27]としている。ほとんどの入所児童が小中学校で継続してクラブや部活に参加取り組んできたという経験が乏しいため、キャプテンには縁がない。初めてのことで、大変貴重な体験となる。キャプテン役を体験することで、次に何をするのかへの意識、自分のかけ声で思い通り動いてくれないもどかしさなどを体験的に感じて学ぶ。僅かではあるが、キャプテンの負担感がわかる。このように他者への関心を高めるきっかけとなり、自分がキャプテンをできたという体験が自己効力感を高める要因にもなりうる。

（三）用具の準備と草取り・石ころ拾いの実施

これを行うことで、部員が安心して野球に取り組むことがしやすくなる。大沼学園では、授業が終わり、帰寮してから準備ができ次第、グランドへ向かうが、スパイクに履き替え、すぐにバットやボール、ベー

スなどの用具を準備する。スタッフは、グランドへ早く来て、部室から必要な道具を部室前へ出してくれている。筆者は、グランドで草取りと石ころ拾いを行い、グランド状況が荒れているときは、トンボで整備を行っている。率先して取り組む児童には、すぐにその場で褒める。そして継続して取り組んでいる児童にも、褒めることを大切にしている。その行動が、強化されるためである。率先して用具を準備することは、退園後にも活かされる姿勢である。また、僅かな時間ではあるが、グランド内の草取りと石ころ拾いを行う。用具や草取りを行うことで、気持ちも準備することになり、安心して練習や試合に取り組む事につながる。そのことを説明し、部員が実感できるよう働きかける。これは、僅かではあるが、チームに貢献できた気持ちや役に立てたということから、自分にもできることとして、自己効力感が高まることも期待できる。

二　練習方法

（一）キャッチボール

キャッチボールは、欠かすことのできない反復練習である。ここでは、相手のことを考えることが重要である。距離を変えないことと相手が捕りやすいボールを投げることを意識して取り組む。

キャッチボールを行う、二人の距離感を変えない。投げる方は、暴投だった場合に投げられなかったことに意識が集中する場合が多い。それで、投げられなかったと自分のことに意識を集中して、相手にボールを取りに行かせることになる。これでは、自分のことに終始してしまう結果となる。そのため、自分の投げたボールを相手が捕れなかった場合、距離を変えずに一緒に取りに行くルールにしている。そこで、相手の捕りやすいボールを投げる意識を生むきっかけとなる。

野球は、投げる相手がボールを捕ることができて成立する。そのため、いくら速いボールが投げられた

としても、明らかに高いボールや横に逸れるボールは捕ることができず、試合では相手ランナーが次の塁へ進んでしまう。自分の都合良い球ではなく、あくまで相手が捕れるボールを投げることが重要であると、部員には声をかける。キャッチボールの相手は固定せず、できる限り基本的に全員と行うように、定期的に変更している。中三と小四がキャッチボールをすることもある。背丈もだいぶ違うため、中三は投げ難そうにしているが、いつもより相手の捕りやすいボールを意識する必要がある。投げるボールの速さ、相手が構えた所へ投げるよう意識することが求められる環境を設定する。

（二）守備

ピッチャーとキャッチャー、内野とファーストといった、投げる相手の守備体験を行う。投球や内野ゴロなどで、投げることが多い相手の体験をする。ピッチャーはキャッチャー体験をすることで、キャッチャーの大変さを体験し、キャッチャーが投げたボールを後ろへ逸らしても、責めることは少なくなる。また、投げる相手のポジションを体験することで、どんなボールが捕りやすいのか、守りやすいために何が必要か僅かながら意識しやすくなる。キャッチャーのピッチャー体験も同様である。このバッテリーが互いのポジションを体験することで、相互理解が促進され、ピッチャーは「キャッチャーが守っているとき、どんな捕り方をしただろうか、どんな構え方でキャッチしていたか、声かけはどのタイミングだったか」といったように、自然とモデリングをすることも考えられる。

内野はファーストを体験する際、ノックを行う。サードで捕球した後は、ショート、セカンド、ファーストというように順番にポジションを変えて、ノックを受けていく。そのことで、テンポ良く回り、何度も内野すべてのポジションが体験できる。ポジションが変われば、投げる距離や感覚も変わってくる。それを体験することで、どのポジションになっても、一度チャレンジしたことがあると思い、「やれる」気持ちになることと、どのポジションができそうか、やりたいのかといった見当が付きやすくなり、モチベー

ションの向上が望める。

またキャッチボールの際、片方が座りキャッチャー役を、もう片方はピッチャー役になり、ピッチングキャッチング体験を行っている。フリーバッティングを行う際にも、できる限り部員にはピッチャーを体験してもらい、ストライクが入らず焦る思いや体力的に大変な思い、まわりからの声出しが嬉しいといった体験をし、守備についた際、集中して構え、声を出すことを期待して実施している。

V　おわり

これまでに、野球大会を振り返りながら、野球部活動において、自己効力感を高めることに重点を置き、一つの練習方法と運営について述べてきた。自己効力感における「遂行行動の達成（成功体験）」「代理体験（モデリング）」「言語的説得」「情動的高揚（情動）」の四つにおいて、遂行行動の達成（成功体験）が最も「やれる！」と思う効果が高い体験である。代理体験（モデリング）は、自分に似た他人ができる姿や様子を観察し、自分にもできるという気持ちが高まることである。これは、自己効力感を高める行動のきっかけになり、具体的な方法が目に見えてわかる。また、野球部という集団の強みを活かし、モデルとなる対象を選択することが可能となるが、その選択は、決して他から強制されるものでない。モデルの対象が複数人存在する、または複数人からモデルの対象となることがあり、代理強化の観点から、チームの良い雰囲気をもたらすと同時に、負の影響を与える場合も考えられる。言語的説得は、結果が出ないときの「できている」気付きを促進することと、自己効力感が高まらない部員に対し、まずは話を聴くことで職員と一緒に少しずつ行動していくきっかけとなるが、あくまで補完的方法である。そして、生理的情緒的高揚（情動喚起）では、メンタル状態が自己効力感に影響してくること、思考の変化や緊張しながらもできたという経験は自己効力感を高めることに活かせるとしたが、監督に必要なことは、見極めと働きか

けである。各部員とチームが、どの状態で取り組んでいるのか、それにはどのようなアプローチが必要なのかを見極めることが重要である。それは、楽しく一生懸命取り組んでいることから、自己効力感は高いと判断することもあれば、コーチや職員に相談することもある。直接、部員と会話することで理解できるかもしれない。

「やれる！」という自己効力感の高まりが積み重なっていくことにより、入所中の生活や退園後の社会生活を営む上で、課題や困難な場面にも、チャレンジできる可能性が高まると考えられる。

ただ、各々の児童自立支援施設において、歴史や文化、価値、状況、取り巻く環境などが異なるため、その施設の状況を踏まえた実践が必要となる。また冒頭において述べたように、筆者もうまく行かないことが大半であり、これから実施したいこと、しなければならないこと、いわば試行錯誤中である。そのため、日々実践されている方の考え方や苦労話などを教えていただきたいと思っている。どのようなことで悩み、どう取り組んでいるのかという実践から学ばせていただきたい。

九月、嬉しいニュースが届いた。八月末に岐阜県で開催された全日本少年野球大会で秋田県千秋学園が優勝したとの知らせがあった。東北・北海道地区から優勝チームが出たことは、喜ばしいことであり、大変励みになる。部員へ伝えた際、「おぉ～凄い」と声が上がり、千秋学園のように強くなりたいと意気込んでいる部員もいる。ある意味、自己効力感が高まっている。

また、九月に「大沼地区少年野球大会」が開催された。今回で六十七回目を迎える本大会は、近隣の中学校数校を大沼学園へ招いて、雨天の中開催された。大沼学園野球部は、燃えていた。その理由は主に二点ある。一つ目は、七月に開催された第六十六回全国少年野球大会東北・北海道地区少年野球大会は、部員不足から大沼学園初であろう、職員の入ったオープン参加となったことである。そのため、「大沼地区少年野球大会」は児童のみの初めての参加となった。二つ目は、対戦相手と約三か月前、東北・北海道地区大会直前に練習試合を行い、三対九で敗れていたことである。その試合では、力の差を感じ、中学校の

野球部の技術、動き、声を感じることができた。そのため、リベンジに燃えていた。厳しい試合展開になることも予想されたが、大沼地区野球大会では、太鼓もたたく大応援団と大声援の下、九対三で勝利した。まわりで支えてくれる人たちのサポートがとても大きいと実感させられ、何より、部員がのびのびと野球を楽しんでいる姿が印象的であった。また、大会開催までに、グランドや環境整備をした実科生（中卒生）や職員の存在があり、部員の野球ができる喜びにつながっている。大勢の応援、環境整備、野球部スタッフ、チームといった集団の持つ力は大きいと感じる。

実践を振り返ってみると筆者自身、現場では、うまくいかないことや力量不足を感じることが少なくない。まわりのスタッフに支えられながら、続けられている面もある。ただ、部員と職員が野球を楽しんでいる姿や表情を見て、筆者自身の自己効力感が高まっていると感じる。また教えることや支援していると思い込んでいることが、教えられていること、学んでいること、支えられていることが実に多いと感じる。

最後に、今回の執筆にあたり、野球部のスタッフを中心とする大沼学園職員および鈴蘭谷分校の教職員には、感謝の意を述べさせていただきたい。また、乱文ではあるが、既読していただいた方々にとって『自己効力感』の涵養に、僅かながらでも資することができれば幸いと願って終わりとしたい。

引用文献

1）恒吉秀晃「児童自立支援施設の野球部監督」p八〇　『非行問題第二二〇号』全国児童自立支援施設協議会

2）同上

3）相澤仁（二〇一〇）「全日本少年野球大会理事長杯賞の創設について～第六十回全日本少年野球大会を記念して～」p一五九　『非行問題第二一六号』全国児童自立支援施設協議会

4）前田誠次（一九九三）「これからのクラブ指導（野球指導を通して）」p一七四　『非行問題第一九九号』全国教護院協議会

5）相澤仁．前掲．p一五九
6）同上
7）同上
8）同上．p一六〇
9）前田誠次．前掲．p一七三
10）同上．p一七三
11）城戸朗（二〇〇一）「クラブ活動」p六九　『ボンズ―みんなだいじな子―自立支援のこころみ』救護道場
12）相澤仁．前掲．p一五九
13）全国児童自立支援施設協議会『全国児童自立支援施設運営実態調査』二〇一三．三　p二五
14）同上．p一
15）中島義明編「心理学事典」一九九九．一　有斐閣　p一一一
16）同上．p三三〇
17）同上
18）池辺さやか・三国牧子（二〇一四）「自己効力感研究の現状と今後の可能性」p一六二　『九州産業大学国際文化学部紀要　第五七号』
19）中島義明．前掲．p三三〇
20）松原達哉他（二〇〇五）『心のケアのためのカウンセリング辞典』二〇〇五．九　培風館　p六六
21）同上
22）中島義明．前掲．p三三〇
23）同上
24）池辺さやか・三国牧子．前掲．p一六二

25）同上
26）中島義明編．前掲．p二三〇
27）城戸朗．前掲．p六九

参考文献

・『施設における子どもの非行臨床―児童自立支援事業概論』二〇一四．一　相澤仁編集代表　野田正人編集　明石書店
・『立花龍司のメジャー流少年野球コーチング』二〇〇八．一〇　立花龍司著　高橋書店
・『考える力を身につける　野球練習メニュー200　個人技術・組織プレー』二〇〇九．三　江藤省三監修　池田書店

特集②

児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について

国立武蔵野学院　医務課長　冨田　拓

はじめに

このようなタイトルが医師である筆者に与えられた時、期待される内容は「被虐待経験あるいは発達障害を持つ児童が近年増加している」という分析と、それに対しての「従来の集団指導に加え、医学的、心理的観点からの個別指導がより重要となってきた」という処方箋であろう。

しかし、筆者はこの双方に疑念を呈したいと思う。果たして、本当にそうだろうか？

Ⅰ　入所児童の特性は変化したか

一　被虐待児は増加したか

まず、被虐待児が増えた、ということについてはどうだろう。一つの節目と考えられる児童虐待防止法の制定が平成十二年であるが、児童相談所が扱う虐待件数は、それ以降も急増を続けている。では、児童

自立支援施設に入所する児童の中の被虐待児の割合も、それにつれて増加しているのであろうか。

家庭学校の創始者である留岡幸助は明治三十四年に「少年子弟が悪化する原因素より一にして足らずと雖、其の十中八九までは、家庭悪しきか、然らざれば全然家庭を有せざるにあるや明らかなる事実なり。」と述べている[1]。つまり、当時の非行少年の八割、九割は今で言う被虐待児であると言うのである。そもそも児童自立支援施設の対象児童はその草分けの時から、被虐待児がその中心であった、ということだ。

また、筆者が最初に武蔵野学院に勤務してから二十五年が経過しているが、その当時、子どもたちの児相からの書類を見てその生育環境の凄まじさに驚いたものだ。この環境で普通に成長できたら不思議だとさえ思った。しかも、どの子の書類を見ても一様にそうだった。この状況は現在きぬ川学院に措置されてくる子どもの記録を見ても、ほぼ変わっていないと感じる。

では、統計上はどうか。

平成十一年（一九九九年）に全国の児童自立支援施設に対して行われた調査では、約六割の入所児童が虐待経験あり、という結果が出ている[2]。平成二十年（二〇〇八年）の厚労省「児童養護施設入所児童等調査」では、六十五・九％、平成二十五年（二〇一三年）五十八・五％であり、常に被虐待児童が多いことは間違いないが、少なくともここ十数年の間、率としてはほぼ横ばいと言ったところである[3][4]。とすれば、一体何をもって「被虐待児が増えている」と言っているのだろうか。

「被虐待経験を持つ児童が近年増加している」という認識は明らかに誤りである。

二　発達障害を持つ子どもは増加したか

では、発達障害の児童は増えたのか。確かに、発達障害の「診断を受けた」子どもの入所が増えたのは間違いない。そもそも、発達障害の診断が一般的につけられるようになったのはここ十数年ほど前からだ

から、その頃と比べれば「診断を受けた」児童が増えるのは当然である。では、実質的に発達障害の特性を持った児童が増えているのだろうか。これを確かめるのは必ずしも簡単ではないが、一つのヒントとなるのは、武蔵野学院入所児童の初発非行年齢の変化である。十年前まで、武蔵野学院の入所児童の約半数が十歳以前に非行を初発している、と説明していた。しかし、最近、十歳以前に非行を初発した児童の入所割合が急激に増加しており、平成二十五年度には実に九割に達している。初発非行年齢の変化は、社会で医師によってつけられる診断の割合や傾向とは無関係であるから、診断よりも入所児童の変化をより端的に示していると考えていいだろう。十歳以前、つまり小学四年生以前に非行が初発するということは、精神医学的問題の存在あるいはよほど生育環境が悪い、あるいはその両者の併存を意味すると犯罪心理学者テリー・モフィットは述べている[5]。このことは、職員の実感とも近いだろう。

ＡＤＨＤと非行の関係は非常に深い。ＡＤＨＤの三つ組の障害として、「不注意・多動性・衝動性」が診断基準に挙げられているが、たいていの非行少年は不注意で多動で衝動的であるから、そもそも診断基準上、ＡＤＨＤと非行少年はどうしても重なりやすいことになる。実際、文献上もＡＤＨＤと非行の重複が多いことは繰り返し示されている[6]。このことからすると、ＡＤＨＤの子は、その診断が広くつけられるようになった以前から児童自立支援施設には多く在籍していたはずである。昔から漫画などで出てくる、おっちょこちょいで喧嘩っ早いが愛すべき非行少年はたいていＡＤＨＤ的な人である（ただし、発達障害を持つ子の圧倒的多数が非行化しないことは銘記しておくべきである）。

一方、アスペルガー障害はどうだろう。この診断がつく子は、古典的な非行少年の行動類型や性格類型とは相当遠いパターンの持ち主であるということは、彼らに接する職員ならば皆気づいている。非行の原因や動機が非常にわかりにくく、また事件以前には目立った非行もないという、いわゆる「いきなり型の非行」が多いのもこの診断がつく子の特徴である。

もちろん、ＡＤＨＤとアスペルガー障害は明確に切り分けられるものではない。小学校低学年の時に多

動等のためにＡＤＨＤと診断されていた子が、思春期に至って対人関係の問題が表に立つようになり、アスペルガー障害の診断を受けるようになるというのがむしろ典型の一つであると言ってもよい。両者の特徴を併せ持っている子は珍しくないので、ＡＤＨＤという診断を持っていて、社会性の障害、コミュニケーションの障害を持つ子は少なくなく、多くの施設はそういった子の指導に苦労しているのではないだろうか。つまり、発達障害が増えている、というのは、少なくとも数の上で多くを占めるＡＤＨＤに関しては正しいとはいえず、対人関係、コミュニケーションの問題を抱えたアスペルガー障害、あるいはその傾向を併せ持ったＡＤＨＤの子が占める割合が増えた、というのが正確な認識であると思う。

Ⅱ　個別指導の是非（集団指導と個別指導）

一　児童自立支援施設は何をするところか

では、増えているかどうかは別として、これらの子に対して「従来の集団指導に加え、医学的、心理的観点からの個別指導が必要である」という処方箋についてはどうだろうか。これを考えるとき、まずはじめに、そもそも児童自立支援施設とは何をしているところなのか、ということを考えなければならないだろう。

近年、入所対象児童の範囲が広くなってはいるが、児童自立支援施設は基本的には望ましくない生育環境にあった児童、特に非行児童を成長させることを目的としている施設だと言っていいだろう。では、この目的を我々はどうやって達成しようとしてきたのだろうか。

（1）Bio-psycho-social model

Bio-psycho-social model、すなわち生物‐心理‐社会モデルという言葉をお聞きになったことがあるだろうか。これはもともとは医療モデルであり、一九七七年にエンゲルが生物学的医療モデルに対するアンチテーゼとして提出したものであるが、今では医療にとどまらず、広く使われるモデルである[7]。

人を、いわゆる「全人的に」見ようとするとき、このモデルは大いに役に立つ。すべての人間は、生物としての存在であり、心理的存在であり、社会的存在であるからだ。もちろん、これらはお互いに密接・不可分に関連しあっており、ある一面だけを取り上げて論じたり、お互いを単純な因果論で論じることはできない、というのがエンゲルの主張である。言われてみれば当たり前なのだが、我々は、様々なことを単純な因果論で考えがちである。非行少年が虐待を受けていればそれが原因だったのかと思い、発達障害の診断がつけば説明がついたとなんとなく安心してしまう。我々は往々にして単純な原因を探しがちだし、原因が見つかったと思えば、それに対する対処ができればホッとしがちである。いやいや、プロはそこまで単純ではない、という意見もあろうが、小学校低学年で行動上の問題を起こした児童を、児童相談所が精神科医につなぎ、ＡＤＨＤの診断がつくとまもなく児童相談所が手を引いてしまい、その後高学年になって問題が再燃する、といった事例を目にすることは決して少なくない。おそらく、物事を単純な因果律で見てしまい、原因を発見すると安心する、というのは人間の基本的な思考パターンに深く根ざしており、それを克服するのは容易ではないのだろう。だからこそ、意識的に、子どもたちを常に生物‐心理‐社会的存在として見ることを心がけることは、様々な見落とし、失敗を防ぐ上で極めて重要なのである。特に非行という行為は、単一の原因によって起こるものではないことが、繰り返し証明されてきている。

子どもを見立てる上で有効な、この生物‐心理‐社会モデルは、子どもへの働きかけを考える上でも有効である。非行という全人的な問題に対しては、様々な要因に同時並行的に関わることが必要不可欠だとされている。しかし、現在の我々はともすれば発達障害には生物学的対応、虐待には心理的対応をするこ

とに目が向いてしまいがちである。そして生物学的対応は医師に、心理的対応は多くの場合心理士に分業される。発達障害も、虐待も、その中核に社会的問題があることは明らかなのに、である。

では、児童自立支援施設で行ってきた支援は、このモデルで言うと、いずれに属するか。中心は「社会面（社会性）への働きかけ」であるといえるのではないだろうか（多くの場合、社会面への働きかけ、というとソーシャルワーク的なことをいうわけだが、ここでは子ども自身の社会面（社会性）への働きかけを取り上げている）。

もちろん、我々は子どもの心への働きかけも行っている。そもそも、この三つはそれぞれ分離できるようなものではないから、社会性にだけ働きかける、ということはできない。しかし、百年に及ぶ歴史の中で、児童自立支援施設が最も得意としてきたものは、やはり子どもの社会性への働きかけであろう。

「社会面への働きかけ」とは、集団を作り、そこで生活をさせる、ということである（生活モデル、という言い方もある）。これ以外の方法で子どもの社会性に働きかけることは難しい。

（二）社会性を育てるために必要な集団の規模

子どもに集団の中で社会を学ばせ、対人関係を学ばせるには、集団の規模がまず問題となる。大きすぎる集団では、むしろ互いの関係を持たなくて済む可能性がある。あるアスペルガーの子は、「学校では嫌な奴はスルーできるけど、寮ではそうは行かないんですよ、鍛えられるんですよ。」といった。お互いに関係を持つことを避けることができない人数、というものが存在する。逆に、小さければ小さいほうが良いと単純に言えるかというと、そうはいかない。最近も、新たに発足した寮が、生徒が三名までの時は生徒対職員の争いが続き、子どもの数が四名になった途端に、生徒間の争いを職員が仲裁する形となり、結果的に生活が安定する、という様子を目の当たりにした。よく言われるとおり、三人の集団はうまくいかない、というのは全くその通りで、四人というのはマジックナンバーなのかもしれない、と感じた。また、

子どもの数が少ないということは外乱に弱い、ということでもある。ちょっと力のつよい子が新入生として入ってくると、たちまち寮全体が荒れてしまう、ということが簡単に起こってしまう。これは新入生が不定期に入ってくる児童自立支援施設の宿命でもあり（後述するが、これは児童自立支援施設に利点の一つでもあるのだが）、これを緩和するためには、児童集団がある程度の人数であることが必要である。いわゆる「一桁児童自立支援施設」に対し、なぜ子供の数があんなに少ないのに安定しないんだ、という心ない声を聞くことがあるが、これはむしろ逆で、子どもが少なすぎるからこそ安定しない、ということは児童相談所や家庭裁判所といった関連組織も、そして児童自立支援施設の中の人間も、もっとわかっておくべきだと思う。

（三）集団の中で生まれるダイナミズムとその豊かさ

また、人を信じることが難しい被虐待児が、思春期に至って大人と一対一で関係を結ぶことは極めて難しい作業のはずだ。にも関わらず、彼らが児童自立支援施設で比較的短期間のうちに大人に甘えるようになるのは、一つには先輩が大人に心地良さそうに甘えているというモデルがあるからだ。また、自分と同質の子どもの小集団があり、そこをいわば安全基地として大人との交流という探索行動を始めることができるからだ。

子どもがお互いをサポートし、時には職員をサポートするという文化が、生徒が入れ替わっていくことで伝承され、その入れ替わりのうちに先輩として後輩を教えるという経験が子どもを成長させる。もちろん、職員はそれを支えることはするけれども、子ども同士の関わりはインフォーマルな面をも含むために非常に複雑であり、完全にコントロールすることは不可能である。しかし、一緒に生活していく以上、そこにはおのずから倫理が生まれるものである。

児童自立支援施設の豊かさはそこにこそある。この豊かさに対し我々はもっと意識的でありたい。

（四）児童自立支援施設の集団の特徴

もちろん、どのような施設でも、生活が基本だと言われる。少年院もそうである。しかし、基本的に子ども同士のインフォーマルな関係を持たせない少年院と、私語が自由で子ども同士が一緒に自由に遊ぶ時間を持っている児童自立支援施設の子ども間の関係は、相当異なるに違いない。また、大人に公然と甘える事が許される点で、大人との対人距離も異なる。

情緒障害児短期治療施設（以下情短）もまた、生活が基本だという。しかし、医療モデルをその出自とし、名称上もまさに「治療施設」である情短と児童自立支援施設では、例えば行動化をどう見るかにおいて違いがある（あるいは違いがあるべきだ）と思う。医療モデルでは、行動化はやはり症状として理解され対処（治療）されるべきものであり、その限りにおいてある程度許容されているように見える。一方、非行少年の施設である児童自立支援施設では、行動化は、もちろん理解されるべきものではあるが行動化そのものは許されない。行動化を原因として入所し、それが収まらなければそもそも退所できないのだから当然である。もちろん、これは程度問題であって、情短で行動化のすべてが許容されているわけもなく、あくまで、その許容のレベルが両施設で異なるのではないか、ということ、また、より様々なタイプや年齢層の子がいる情短と、比較して反社会的・攻撃的な子どもの集団であり、年齢の幅も小さいことが多い児童自立支援施設とでは、対応の仕方、言い換えれば行動規範（＝枠組み）の強さが当然異なる、という要因もある。

学校の普通の子どもたちの中では、児童自立支援施設に来る子どもたちはその攻撃性の高さや対人関係の問題で特異な存在として集団から浮いていたに違いない。児童自立支援施設がそういった子どもたちばかりを集めて、なお開放集団処遇をするのは一見無謀とも思えるが、ただし見方を変えればそのような子どもたちを集めることで比較的同質の小集団ができているからこそ、一人ひとりの子が浮くことなく必ずしも一人だけ特別でなく生活することができている、という面があるとも言えるだろう。もちろん、彼ら

は一人ひとり個性的な存在である。しかし、そのほとんどが極端に虐待的な環境に育ち、幼くして反社会的な行動を取り、また脳機能の特性かあるいは環境因によるかはそれぞれではあるが、何らかの攻撃性の高さを持ち、人の心を感じることが苦手でそのためもあって人を信じ難い、といった傾向において、互いに似通っていることもまた確かである。乱暴な議論かもしれないが、一人ひとりの特性を見て取ることと同じくらい、彼らの大枠での類似性を見て取ることもまた重要であると思っている。

（五）「心理学化する」児童自立支援施設

精神科医である斎藤環に「心理学化する社会」という著作がある。あらゆる社会現象が心理学、精神医学の言葉で説明されるようになった（なってしまった）と斉藤は言うのだが、児童自立支援施設もまた、この「心理学化」の潮流から逃れてはいない。心理学的なケア、つまりカウンセリングや心理治療プログラムなどをやっていないと、下手をすると何もやっていないかのように捉えられてしまう。職員もまた、ひとりひとりの子どもの心のケアをする事こそが、自分たちの仕事であるかのように考える人が増えてはいないか。しかし、果たして児童自立支援施設の仕事の本質はそこにあるのだろうか。

カウンセリングのように、心そのものを扱うことで心を変えていこうとする発想は、実は極めて近代的なものである。修行や出家、断食、瞑想、あるいはスポーツといった何らかの外的な行為を通じてこそ、精神は変わるものだというのが、おそらく昔からの中心的な考えだったと思う。「生活が陶冶する」もまたそうだろう。

これに対して、心そのものを、いわば知的に扱うことで変えていこうとする考えは、西洋医学的とりわけ外科的な発想であると思う。ある臓器が症状の原因であれば、その臓器を治療すれば良い、原因を探しだして、そこを正せば良い、という明確に因果論的な発想である。癌や感染症といった疾病にはこの考え方は極めて有効である。しかし、生活習慣病のような、複合的な要因が複雑に絡む疾病に対しては、この

発想は必ずしもフィットしない。非行がこの両者のどちらに近いかといえば、明らかに後者である。単独の要因によって非行が起こることはない、というのが犯罪学の常識である。藤岡[8]やローバー[9]はまさに「非行は生活習慣病のようなものだ」と述べている。だとすれば、心そのものを扱う以前に生活を変える事が必要だ、というのが児童自立支援施設のケアの本質ではなかったか。

もちろん、生活はすべての働きかけの基盤であり、当然の前提である、と誰もが言うだろう。これに異を唱える人はおそらくいない。その基盤の上に更に心理的ケアや医学的ケアを、というのが現在の流れであり、一見至極もっともである。しかし、その当然の前提を形作ることに、先人は全力を傾けていたはずだ。非行少年の集団に、穏やかな生活を送らせることはそれだけで極めて難しい仕事である。我々は、先人を超え、それを当然の前提のこととしてやってのけ、その上に心理的ケアをそれとは別のものとしてさらに積み上げることができるほどに、支援がうまくなったのだろうか。時熟という言葉で先人が表現したほどのことを、我々は短期間で達成できるようになっているのだろうか。これをやったからこうなる、といった単純な因果律では動かない生活モデルは豊かではあるがそれゆえに、ともすれば何をしているのかがわかりにくく、見えにくい。それに対して、単純な因果律に則った心理モデル、医療モデルはわかりやすく、分業もしやすいから、一旦そちらに流れてしまうと、取り戻せないものがあるのではないか。筆者はそう危惧している。

二　被虐待児と個別指導

話を集団処遇と個別処遇に戻そう。先に引いた文章で、留岡は次のように言葉を継いでいる。

「彼等をして善良なる市民に改善せんと欲するも、亦家庭的空気の中に於て教育するの大切なるは言を俟たず」。そう考えて、留岡は家庭学校を創始した。つまり、児童自立支援施設は、その歴史の当初から

極めて意識的に、被虐待児のための治療養育環境として構想されていたのである。夫婦制でなくても、小舎制を取る（中舎制と呼んでいても人数から言うと実質小舎制であることが多い）児童自立支援施設は、中舎・大舎制であることが多い少年院や情緒障害児短期治療施設に比べ、アットホームでありたい、施設らしくなくありたい、と思っているところがほとんどだろう。そのような擬似家族的雰囲気の中で、穏やかでルーチンな生活を一定期間送らせ、これはこれで心地いいと思わせること。信用できる仲間や大人もいるなと思わせること。自分のことを本当に考えてくれる大人の存在を身近に感じること。そのことこそが、被虐待児へのケアだと考えられる。

しかし一方、虐待のケアを今やらなければ、いつやるのか、という声はよく聞く。個別の心理的ケアや治療プログラムこそが虐待のケアである、と考える人の声である。しかし、安定した生活をしてこなかった子たちに、安定した生活をする経験は、児童自立支援施設でできなければ、いつ、どこでさせればいいのだろう。

個別的なトラウマのケアをやるべきでないとは言わない。しかし、侵襲の少ない集団におけるケアと違い、個別的なトラウマケアを成し遂げるのは大仕事である。それに必要なだけの時間と生活の安定を我々はその子どもに提供し得ているだろうか。被虐待児を仮面適応させても仕方がない、という人もいる。しかし、仮面適応と一般的な社会化との間に明確な境目などあるのだろうか。どんな人も、社会化の段階において、自分の欲求を抑え、諦め、周囲からのいわば圧力に同調することを繰り返し、学んで来たはずだ。だが、児童自立支援施設に来る子たちはそれができていない。むしろ、虐待家庭における不適切な環境に適応してしまった結果、被虐待児の特性を生んでいる。そしてその結果として、学校などの一般社会への適応ができなかった子たちが児童自立支援施設にやってくる。とすれば、児童自立支援施設の適切な環境になんとか適応して生活を続けることは、まさに治療的なことであると言えないだろうか。仮面適応さえできないほど生活に支障をきたし、集団生活ができなくなるとすれば、それは大きな問題だと考えられる。

これは、「寝た子を起こすな」というのとは違う。彼らは決して「寝て」などいない。集団の中で、常にサインを出している。それをより安全な集団で扱うか、それともリスクを承知のうえで、個別で扱うか、ということである。

このことは、切開はできるだけ浅いほうが良いと考えるか、それとも原因を探しそこに手を入れるべきだと考えるか、という根本的な考え方の違いでもある。そして、おそらく、後者のほうがよりドラマチックで、かつわかりやすい。

これらの点に十分配慮した上で、トラウマを個別的に児童自立支援施設で扱うとすれば、次のような点に留意すべきだろう。

①トラウマを扱うだけの生活の安定が得られていること。

入所の時点から、「この子は被虐待児だから早くカウンセリングを」と言われてしまうことがあるが、寮職員との関係、子ども同士の関係ができ、生活に十分慣れてから、行うべきである。武蔵野学院・きぬ川学院では、最低でも三か月、一般的には半年は寮生活が経過してから始めている。

②トラウマを扱うだけの時間があること。

児童自立支援施設の入所期間は少年院よりは長いものの、社会的養護の施設としてはかなり短い。生活が安定してから退所までの時間はそれほど長くないのである。西澤哲は虐待の傷を癒やすには、虐待を受けた年数と同じか、それ以上の月日がかかる、と述べている。

③トラウマを扱う側が精神的に安定していること。

彼らに巻き込まれて（逆転移を起こして）職員側が不安定になってしまうことは、試し行動に引っかかって彼を叱責することよりも悪い影響を本人に与えると考えられる。後者は彼らが繰り返し体験してきたことにすぎないが、前者は頼れると思った船が沈んでしまうことで彼らにより深い絶望を与えかねないからである。

④過去の生育歴のポジティブな面を大切に扱うこと。

彼らが思春期まで生き延びてきたということは、どんなに悲惨な生育環境に置かれていたとしても、ある一定のケアを受けてきたことの証でもある。帰省してもカップラーメンくらいしか食べさせてもらえなかった子が、寮で夕食の準備をしている時に寮母に対して、自分の母親が自分の好きな山菜を採ってきて山菜ご飯を作ってくれたことがある、とポロッと話したことがあった。このような経験は、やはり被虐待児にとってもかけがえの無いものだと思う。ライフストーリーワークは、この点で有望であると思う。

⑤彼らの加害性を取り上げること

彼らのほとんどは何らかの加害行為をして児童自立支援施設に来ている。そのことを「虐待のせい」にさせないこと。彼らを虐待に対する無力で受け身な存在として扱うのではなく、自らの行為に対する自覚と責任を求めることは、彼らの人間としての尊厳を守ることだと思う。そもそも不可分であるはずの被害者性と加害者性の両面を扱えることは、むしろ児童自立支援施設の利点でさえあると思う。しかも彼らは、非行という外向きの行動化をするだけの心的エネルギーの持ち主だから、この難しい課題に立ち向かうだけのパワーを備えているはずである。また、彼らが厳しい生育環境を生き抜いてきたことに対する敬意、また子どもが誰しも持つ成長する力に対する敬意を持って職員がこの直面化に臨むことが必要だと思う。

⑥児童自立支援施設の治療構造の力を信じ、それを活かすための個別指導であり続けること

そして何より、個別のカウンセリングやプログラムによるトラウマケアだけがトラウマケアではなく、そもそも児童自立支援施設の児童集団の中で生活し、それを見守る大人がいる、ということが最大のトラウマケアだということを忘れないこと。これは、児童自立支援施設がもともと持っている治療構造の力を信じる、ということでもある。

三　発達障害と個別指導

同じ個別指導という言葉を使っても、実際の経過は、被虐待児の場合と発達障害の場合で大きく違うことが多い。被虐待児の場合は、少なくとも被虐待児であること自体によって集団生活が成り立たなくなる、ということは児童自立支援施設ではそれほど見られない。よくあるのは、トラウマを個別に扱う過程で生活が不安定になり、対人関係が破綻して集団生活を送ることが困難になる、というパターンである。これに対し、発達障害の場合は、そもそも集団生活に適応すること自体が困難で、集団から離した形で個別に処遇してはどうか、という話になることが少なくない。そこでここでは、発達障害を持つ子どもを集団から離した形での個別指導（以後「個別処遇」と言う）の是非について考えていくことにする。先に述べたとおり、ＡＤＨＤと自閉スペクトラムは重複することも多いが、典型的なＡＤＨＤのある子と、やはり典型的な自閉スペクトラムのある子では、集団から離した形での個別処遇に対する反応は大きく異なる。

（一）ＡＤＨＤと個別処遇

ＡＤＨＤの場合、その活動性の高さから、そもそも集団から離した形での個別処遇が成り立ちにくいが、成り立ったとしても、極めて悪性の退行を起こしやすい。ＡＤＨＤの子も、周囲の子どもからの影響を明らかに受けている。他の子が守っているルールを全く意識していないわけではないから、集団の中では不十分ではあるけれどもおのずからブレーキがかかっている面がある。それに対して、個別処遇場面では、そのようなブレーキは期待できない。つまり、大変わがままになってしまうのだ。簡単な例では、個別処遇にした途端に、「嫌いなものは食べない」となってしまい、それをどうにかしようとすると、決して職員側が勝つことのできないパワーゲームに容易に陥ってしまう。それを防ぐ一番の方法は、やはり、子ども集団の力を借りることである。ＡＤＨＤの子を集団から切り離して扱うことは、大変な悪手だと思う。

そうしたくなるのはわかるが、両学院でＡＤＨＤの子を長期に個別処遇して良い結果が生まれたことはほとんどない。あくまで、短期間のクールダウンに限るべきで、必要ならばそれをしつこく繰り返すことである。繰り返しの効果は、半年くらいのタイムスパンで見れば現れてくるものである。

また、ＡＤＨＤの場合は、コンサータ、あるいはストラテラという強い味方がある。診断が正しければ服薬によって成功体験を積ませることが容易になることが多い。服薬させる上で大事なのは、薬は助けにはなるが自分の行動は自分でコントロールすべきものであることを伝えること、薬を飲んでいるからといって特別扱いしないことである。

（二）自閉症スペクトラムと個別処遇

自閉スペクトラムの場合はどうか。

実は筆者自身、アスペルガーの診断がついた重大事件の子の受入が増えてきた平成十年代半ばころ、対人ストレスに弱い自閉症圏の子を児童自立支援施設のように濃厚な人間関係の中に置くことが果たして治療的といえるのかどうか、むしろ個別処遇を行ったほうがいいのではないかと考えた時期がある。しかしその後、十年以上にわたってそのような子を学院が受け入れ、集団処遇してきた結果からすると、濃厚な対人関係が原因となって処遇が破綻した例は見られていない。

自閉スペクトラムの場合、問題なのは、むしろ彼らが個別処遇に順応してしまうことである。対人関係でストレスを感じやすい彼らの場合、集団から離して個別処遇をすると、それに順応する。武蔵野学院で社会的要請によって長期に個別処遇せざるを得なかった児童がかつていたが、この子はレクレーション後に「少しはストレス解消になったか？」と聞いた際に「ここでは人に会わなくてすむからストレスが溜まらない」と答えた。通常であれば、隔離的な環境に置かれて職員以外、特に同年代の子どもに会えないことが強いストレスになるのに、この子の場合はまるで違ったのである。では、個別処遇に順応するからと

いって、それでいいのだろうか？彼らの問題の中核は、対人関係の結べなさであり、個別処遇はその機会を奪ってしまいかねない。児童精神科医の斎藤万比古は「発達障害の子の成長には、わかりやすく、かつ豊かな環境が必要だ」と述べている[10]。まずは生活環境がわかりやすいことが必要不可欠であるが、しかしわかりやすいだけではなくて、環境が豊かでなければ成長は望めない、というのである。児童自立支援施設の寮は、十名くらいまでのいつも同じ子、そしてやはり限られた数の職員と接する点でわかりやすい。またルールが明確で、かつ毎日の生活がルーチン化され、今ここで何をすべきかが明らかな点で、彼らにとってわかりやすい環境である。その一方で、私語を含む子ども同士のコミュニケーションは、職員と子どもとのコミュニケーションよりもはるかに豊かである。これまでの経験から言うと、集団生活の場が彼らにとって適切な対人関係とコミュニケーションの訓練の場となったと思われる事例がほとんどなのである。

これに対し、個別処遇では、職員がどんなに努力したところで、対人環境が集団処遇に比べて遥かに貧しくなってしまう。これは、意外な盲点である。個別処遇という言葉の印象として、集団処遇よりも手厚い、良い処遇と思われやすい。しかし、職員がどんなにマンパワーをかけても、子ども同士のインフォーマルな関係の豊かさには到底かなわない。それどころか、実際には集団処遇以外にマンパワーを十分割けるほど人手が余っている施設などないだろうから、個別処遇にあたる職員は限られた人になることが多いだろう。

また、発達障害の治療教育のキー概念の一つに「環境療法」がある。子ども自身を変えようとするよりも、彼らに適した環境を用意し、その中で彼らが成長するのを待つほうが良い、という考え方だ。しかし、個別処遇では豊かな環境を用意できない分、むしろ彼ら自身に働きかけ、変えようとする傾向が強まってしまうだろう。

日本では、発達障害を持つ人に対する社会の受け皿は十分ではない。病院に長期入院することはまずで

きないし、させるべきでもない。障害者の施設は知的障害者が対応の中心であり、知的な遅れのない発達障害まで対応してくれるところはごく限られている。つまり、彼らは多くの場合社会に出て行くしかないわけで、個別処遇でもし安定して生活できたとしても、その後につながらないし、そもそも繋がる所があればそれでいいというわけにも行かない。彼らの社会性を成長させるのに適切な環境が我々にはあるのだから、それを十全に活用しない手はない。

最近の例では、当初寮長とさえコミュニケーションを取ることが難しいほどだったアスペルガーの子が、比較的長期に学院に在籍するうちに、寮の子ども集団の中で運動会のリーダーシップを発揮するまでになった例がある。学校のような固定した集団でないことが子どもにとって利益となる例だと思われた。

つまり、入所後、時間がたつにつれて、あとから入ってきた子に対し先輩として振る舞うことが要求されることは、役割期待という強い力となって本人の成長を促す作用がある。この、必ずしも明示されるわけではない相互作用は、かなり典型的なアスペルガーの子にも、明らかに働くのである。

終わりに

虐待がより注目されるようになったこと、発達障害の概念が広まったことにより、我々の子どもへの理解がより深まったことは間違いない。わかりにくいことも多い彼らの行動特性を知ったうえで関わることができるようになった。彼らの行動上の問題の背後にある本質に、より手が届くようになった。かなりの数を占めるＡＤＨＤの子たちに対しては、成功体験をより多く積ませるために有効な、薬という頼もしい助けも得た。以前に比べて、彼らに対する働きかけの次元は明らかに増えたと言えるだろう。その上で、集団生活の持つ治療的な意味の大きさを今こそ考えるべきだと思う。医学的、心理学的な個別の働きかけは、あくまで、この集団生活を全うさせるためにこそある。

ここまで述べてきたことは、当たり前に過ぎるかもしれない。しかし、当たり前のことを言い続けないと、わかりにくく、分業しにくく、維持しにくい社会（生活）モデルは、わかりやすく、新しく（新しい＝より良いとは限らないのだが）、分業しやすい医学モデルや心理モデルにあっという間に駆逐されてしまうのではないか。そうなった時、児童自立支援施設の存在意義はいったいどこにあるのだろう。しかし、既にその動きは始まっているように思う。

参考文献

1）留岡幸助:留岡幸助著作集第一巻．同朋社．1978:581
2）厚生労働省：児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究．1999.
3）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果」（２００８年２月１日現在）．2009.
4）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果」（２０１５年２月１日現在）．2017.
5）モフィット.T.E. 素行障害．マイケル・ラター(他):新版児童青年精神医学.明石書店. 2015.
6）Sourander A, Elonheimo H, Niemela S, et.al.
Childhood Predictors of Male Criminality: A Prospective Population-Based Follow-up Study From Age 8 to Late Adolescence. J Am Acad Child Adolesc Psychiatry. 2006 May;45(5):578-86.
7）Engel GL: The need for new medical model: A challenge for biomedicine.Science196:129-137.1977.
8）藤岡淳子．談話による
9）Loeber R1, Burke JD. Developmental Pathways in Juvenile Externalizing and Internalizing Problems. J Res Adolesc. 2011 Mar;21(1):34-46.
10）斎藤万比古．談話による

特集③

個別指導と集団指導のあり方について

～男子寮の支援の現状報告と今後に向けての考察～

山梨県立甲陽学園　主任福祉司　依田裕行

Ⅰ　はじめに

児童自立支援施設での実践は、決まった日課の中で集団生活を送りながら、集団を対象に支援を進めて行くという、児童自立支援施設特有の集団指導を主とし、個別指導については、問題行動が生じた児童に対して、その事実に向き合い、反省、内省を深める必要がある場合や、退園後の就労を目指す児童に対して、職場実習などを実施していく場合などに実施してきたように思われる。

ただ、現状はそれだけでなく、児童一人ひとりが守られ、安心・安全な生活を可能とする集団作りや、被虐待歴や発達障害を有し集団指導に適合しない児童に対しての個別対応の展開が必要とされている。

今回の報告は、まず、ここ三年四か月を中心とした当学園男子寮の現状を整理、分析し、そこから、課題や今後求められる支援について考察したい。

Ⅱ　現状の整理

現在、当学園がどのような個別指導、集団指導を行っているかを整理してみることとする。集団指導、個別指導という順で整理してみる。

一　集団指導について

一日の日課の中で、全員が一緒に取り組む場面がある。どのようなことについて集団で行っているのか、分校活動以外の寮での活動の部分を主に整理する。

①　マラソン

起床後、朝のマラソンを、全員で一斉に行っている。週番の掛け声で体操を行ってから、声出しをしながらグラウンドを三周ランニングしている。

②　朝掃除

マラソン終了後、寮周りの掃除を全員で行っている。夏季には、グリーンカーテンへの水やりも並行して行っている。

③　食事

一日三食、基本的には全員が食堂か寮のホールに揃って、顔を揃える形で食事を摂っている。食事のマナーを知らない児童や偏食が激しい児童が多く、正しいマナーを教えたり、苦手な食べ物も食べられるよう促したりしている。

④　登下校

施設内の分校への登下校も、個別では行わず、集団で揃って移動することとしている。

⑤　夕方の掃除

夕方、居室と分担場所の掃除時間を設定している。全員で同じ掃除をする訳ではないが、全員が掃除に取り組む時間としている。日曜日のみ、三十分時間を長くし、ベッド下や窓の桟なども丁寧に行うようにしている。このことで、家庭でも生活空間をきれいにしようという意識が醸成されていると思われる。

⑥　学習

平日の夕食後は、四十五分間、主に分校から提示していただいた宿題に取り組んでいる。以前は、ホールで取り組んでいる姿が見える形で行っていたが、他の児童の様子が気になってしまって集中できないことが顕著になってきたため、各居室にて、静かに取り組み、行った内容を確認するように変更した。

⑦　余暇

余暇は、寮内では、読書、ボードゲーム、テレビ視聴など、週末などは寮外でのスポーツや外遊びなど、基本、許可されたものについては自由にして良いことにしている。テレビ視聴については、特定の児童の意向が影響しないよう、優先権を設けるなど工夫している。時間を区切り内容も精査した上で、テレビ録画も認めている。

月によっては、園内での調理実習や、園外にスポーツ観戦やカラオケなどに出掛けることも計画し、実施している。茶道教室については、希望者の参加としている。

⑧　就寝準備

就寝前、洗濯干し、歯磨き、パジャマ更衣をする時間を設定している。余暇からの切り替えが悪く、ふざけてしまう場面が多いため、特に留意を必要とする時間帯である。

⑨　反省会

就寝前、全員がホールに集まり、一日を振り返ってどのような生活ができていたかを自らのノートに記入することと、職員からその日の生活状況から、児童に対して称賛できる点や反省が必要な点などを具体

的に伝え、心地良い生活ができ、自分と集団の課題達成に向けられるよう、働き掛けるようにしている。

● 静座

消灯直前、三分間、全員がホールの居室前に静座し、目を閉じ、心を落ち着かせる時間を設定している。

⑪ 作業

土曜日及び長期休暇中には、作業時間を設けている。内容は、農園作業、施設内の環境整備などである。将来、働くことや家庭内で季節の移ろいに合わせて掃除などを行うことをイメージし、作業の体験を積むことを目的としている。

⑫ 児童集会

毎月実施している。本来、児童が自主的に行う活動であるが、自主的に話し合いができる児童集団ではないため、職員も助言等行っている。

⑬ その他

布団上げ・敷き、衣類整理、更衣などについても、日課の中で点検、指導を行っている。

二 個別指導について

児童の生活は、前述の集団指導が基本となるが、一人ひとりの特性に配慮した指導や、感情の浮沈、問題行動発生後の対応など、各児童に合わせた個別指導が必要になってくる。どのような個別指導がなされているか、心理面接等を除いた、寮での支援を整理してみる。

① 日常的な対応

ア 日常生活場面面接

集団指導において、自分が思うようにならないことなどから、児童の気持ちが沈んでしまったり、不

満を溜めいらいらしてしまったりする場面は多々起こりえる。特に、他者との関係性における気持ちの乱れから、相手を無視してしまったり、冷たい態度を取ったり、皮肉やからかいを言ってしまったり、床や壁などに当たってしまったりすることもある。また、あまり大きな言動は表さなくても、他者との距離を取るようになったり、表情が浮かなくなったりすることなどにより、児童の内面が感じ取れることもある。そのような場合には、児童を放置せず、居室や他の児童から離れたところに児童を招き、気になること、心配に思っていることなどを伝えながら、児童の気持ちを聴くなどして児童の状況把握に努めることになる。

また、不適切な言動を取ってしまった場合の叱責や、良い言動を取れたときの称賛なども、時によっては、個別に対応した方が良い場面もある。適当な場所において、その児童に伝わりやすい、理解しやすい言葉で伝えることが必要である。

集団生活を送る中でも、この日常生活場面における、適時の応答が、そのほかの個別指導の基本と言えると思われる。

イ　タイムアウト、居室待機

生活の中で、怒りがコントロールできず暴言や暴力に至ってしまいそうな場合や、特定の他者への攻撃的な感情を溜めてしまった場合など、一旦、心身を落ち着けることが必要な場合は、職員が促す形で他の児童との距離を離すため、タイムアウトや居室待機の方法によって、クールダウンを図り、自分の気持ちや言動への気付きを図ることとしている。

②　特別日課によるもの

ア　内省日課

無断外出、いじめ、暴言・暴力等、対象となる問題行動があった場合には、協議の上、他の児童と離し、内省を深められるような日課を組む。この個別対応においては、問題行動に関する事実確認を行い、

その時の気持ちを確認し、どこが問題点だったのかを明らかにする。そうしながら反省を促し、今後どうしていけば良いかを考え、今後の生活で生かして行けるようにする。

イ　静養日課

病気、怪我等で治療、安静等が必要な場合と、精神面の不安定さから静養が必要な場合、他の児童と離し、安静、静養を保障する日課とする。この場合、児童が特定の授業や活動への不参加を目的として恣意的に静養することがないよう留意している。

ウ　個別日課

高校生、就労児童、自活訓練室を利用した生活を必要とする児童、特性に応じ特別に日課を組む必要がある児童については、集団生活の日課と異なる日課を組み、他の児童とは別の生活環境を提供することとしている。

③　その他

ア　担当別外出

児童の状態や家庭の状況から、家庭や親族宅などへの帰省、外泊や、家族との外出ができない児童に関しては、担当職員と外出する機会を設定している。買い物をするなど自らが計画的に外出する機会とするとともに、担当職員との関係を密にする機会とも捉えている。

イ　志望校のオープンスクール・学校説明会参加

特に、高校受験を控えた中学三年生については、高校が開催するオープンスクール・学校説明会に参加し、志望校選びに資することができるよう、個別対応している。

ウ　受験に向けた学習支援

高校合格を目標にした児童が多いが、これまでの学習の積み上げも、学習する習慣も乏しい児童がほとんどであることから、児童本人の意志を尊重しつつ、外部ボランティア（ＢＢＳ）による学習支援、

職員による余暇時間を使っての学習支援、消灯後の受験学習の許可などを行っている。

エ　資格取得支援

分校において、漢字検定の受検は全員できているが、その他の資格取得については、個別に対応している。これまで、高校生の原動機付自転車運転免許取得、英語検定受検の支援を行ってきている。

オ　退園前指導（リービングケア）

家庭復帰や児童養護施設等への措置変更に向けて、個別に面接等を行っている。児童により、入所の目的が達成されたかの確認や、退園後の生活を想定したソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）の実施、進学先への通学路確認や物品購入などを行っている。

Ⅲ　現状の分析・課題

実際に行っている集団指導、個別指導の整理を踏まえ、何が対応できているか、何が不足しているか等を分析し、課題を抽出してみる。

一　集団指導について

児童間のいじめがないか等、権利擁護については心を砕き、安心・安全な生活の実現はおおむね図れていると考えている。一方で、不足点として、次の二点を挙げたい。

一つはグループ活動の設定がないことである。過去には野球部の活動を導入し、入部規定も設け、生活上のモチベーションを高めることも目的に実施していたことがあるが、現在、部活動を行っておらず、その他のグループ活動も設定していない（野球等の取り組みは、寮職員も加わるが、分校の体育や放課後の

活動において実施していて、寮職員主導でのグループ活動は、野球大会直前の練習試合等に限られている）。

部活動を始めとしたグループ活動については、全員参加ではなく、児童の希望等を聴きながら対象児童を決定することになるが、ある活動を通して複数の児童の相互作用を利用しながら、ややもすると単調になりがちな日常の生活を豊かにすることができる活動と考えられる。しかし、児童にその選択肢がない状態が続いている。

もう一つは、見直しの議論が深まらないことである。集団指導は、ほぼ年度を通した通常日課の設定に縛られている。それが、施設における大きな枠となっているわけであるが、その枠がふさわしいものとなっているか、常に検討を続ける必要がある。集団指導の基盤となる日課が変わらないことで、つい漫然と生活を繰り返すことになりがちである。例えば、消灯前に静座をする意義があるのかなど、集団指導の必要性を絶えず検証することが不足していると考える。

二　個別指導について

現状、発達障害を有する児童がかなりの割合を占めるようになり（明確な診断を受けている児童だけでも過半数を超えている状況にある）、衝動性の高さや場の空気の読めなさなどから他者との良好なコミュニケーションを図ることが困難な児童が増加することで、児童間のトラブルも頻回に生じている。それに対するために、発達特性だけでなく、クールダウン等の必要性や実施方法などの共有が図られている。特に、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害と診断されている児童の対応に苦慮しているが、失敗を繰り返しつつも、個別指導による改善を目指して、寮だけに留まらず、分校とも連携を図りながら実践している。

また、前述の児童や、無断外出を繰り返し他の児童を巻き込むなど影響が大きい児童、退園を前にした高校生においては、目的はそれぞれ異なるものの、他の児童と生活場所を離し、心身の安定を図りながら

今後の望ましい生活に結び付けることができるよう、時間を区切って自活訓練室を利用した個別日課を導入し、児童個人及び他の児童集団の安定を図ることとした。発達特性への配慮が必要な児童、無断外出を繰り返し施設の指導に乗らない児童に関しては、児童相談所とも連絡を密にし、個別日課の実施に理解を得て、児童福祉司による面接も並行して設定できた。

学習支援については、今年度はまだ軌道に乗っていないが、過去三年間は、ボランティアの活用と学習支援に対応する職員の勤務態勢を確認したことで、各児童の学習支援を着実に展開でき、中学三年生全員の高校合格に結び付けることができている。そのことを、次年度の高校受験予定児童が見ており、翌年度の本人の学習支援に結び付いており、寮の文化として定着しつつあると実感している。

集団指導と比べ、個別指導に関しては、対応する時間や場所、資源等さえ確保できれば行える面はあり、柔軟に対応できていると思われる。ただ、個別対応が増えることで、当然ながら児童の動向把握が複雑化し、職員が児童への対応方法や日課を把握しておかなければならなくなる。職員が、児童の状況だけでなく、支援態勢を十分把握しておくことが不可欠であり、寮職員だけでは対応できない状況もある。寮職員以外の職員への周知や協力態勢の構築を進めているところである。

いずれにしても、日常生活場面における適時の対応が、児童自立支援施設における個別指導においても、集団の維持においても最重要であり、それは、社会福祉実践の基本とも言える。この点について、職員は意識して実践に努めているが、交替制勤務の職場として、やはり職員の経験や資質に左右されてしまう面は否めないと言える。そのことが、児童には指導のぶれと映り、職員集団への不満に結び付きやすい。

また、各児童の課題や支援方針に関しては、毎日の記録に残し、引き継ぎ、寮会議やケースカンファレンスなどで検討することで職員間の共有を図っているが、それでも瞬時に職員の判断が求められる場において、共有しているはずの対応ができなかったり、できなかった場合にその理由や背景が引き継がれなかったりすることが生じてしまうことがある。

また、退園前指導に関しては、特に年度末の時期に複数の児童が退園を控えることもあり、指導に複数の職員が対応できず、指導にあたった職員の資質に左右され、対応した状況も詳しく記録されていない傾向にある。そのため、支援の蓄積が進んでおらず、場当たり的な対応になりがちな状況にある。

Ⅳ　課題に対応した今後への視座

これまでの現状の分析、課題から、今後、職員がなすべき対応や持つべき視点について、大きく三点にまとめたい。

①　心地良さや魅力のある集団生活づくり

集団指導の中でも、内容を検討しながら実施できる余暇、作業、グループ活動などについては、児童が興味を持て、かつ、その活動によって自分の課題解決が図れたり、達成感を得て自己肯定感を高めたりできるよう、十分な準備と意図的な働き掛けが必要である。具体的な作業やスポーツなどの知識、技術も必要だが、それに加え、児童間の関係性を見ながら活動を進めて行くグループワーカーの視点も必要である。職員も万能ではないし、特定の職員への押しつけはあってはならないが、児童の生活を豊かにすることに消極的であってはならない。この点において、社会福祉実践の基本知識、技術を活用しながら、自分の得意分野を生かしたり、他の職員の知識、技術の継承を図ったりして、活動を通じた心地良さの体得や魅力的なメニュー作りが可能となるよう、職員の資質を高める必要があることを、どの職員も認識し、行動できることが求められる。そのためにも、人材育成の視点を持ち、職場内・外の研修、自己研鑽等を促進できる組織でありたい。

②　積極的でぶれのない個別対応

被虐待歴や発達特性を有する児童への配慮や、施設生活に乗れず他の児童への影響が大きい児童への対応にあたっては、実現可能性を十分調整した上で、積極的な個別対応が望ましいと考えられる。通常の生活ができる状況であれば集団の中で児童の成長を図って行けるが、やはり自己コントロールが難しい状況や、過度に意欲をなくしている状況、他児を巻き込もうとする状況などあれば、良好な集団形成は困難になり、施設崩壊も招きかねない。児童が自らの課題に向き合うことができるようにすることに加え、他の児童が安心・安全に生活できることを保障し、児童全員が施設生活の意義、目的を見失うことがないようにするためにも、意図して個別対応を活用したい。その際には、集団指導から個別指導に切り替える必要性の判断、見極めが肝心であり、十分なアセスメントに基づいた協議も不可欠である。そして、これが交代制職場での難しさだと思われるが、現場において支援する職員間でぶれが生じず、統一した対応ができることが重要である。また、個別指導の意義を児童が十分理解できないような場合には、チーム全員で、児童個人、児童集団の双方に、職員が考える望ましい姿勢を伝えていく努力を惜しまないようにしたい。職員の資質を高め、職員集団の凝集性を高めるなど、職員側の成長が不可欠である。そのための継続した階層的なスーパービジョンの展開が必要である。

③　継続した検証と伝承、見直し

日課や活動メニューといった集団生活のあり方、児童に合わせて展開した個別対応の積み重ねについては、日々、記録等に残し、適切に行われているかを振り返り評価すると共に、定期的な見直しを実施し、漫然と継続することがないように検証をし続けなければならない。日々の個々の対応に追われがちであるが、集団指導についても個別指導についても、その効果を評価し、良かった点だけでなく改善点も含め、伝承していく取り組みを行って行く、管理的な視点が必要である。現員が減少している児童自立支援施設にとって、児童や家庭だけでなく、社会からも施設が求められる期待に応えられているかの考察を継続しつつ、中で支援する職員が問題意識を持ち、施設のあり方を論じていく取り組みを忘れないようにしたい。

V　おわりに

今回、当園男子寮の現状を整理し、課題と今後への視座をまとめたが、具体的なケースの検討には言及できておらず、総括的な報告にとどまってしまった。ただ、改めて考えた際、「家庭的養護と個別化」「構造化された『枠のある生活』」「子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感を育てる」などの支援方針に沿って支援できているか、自己評価に努めながら支援にあたることを再確認した。そのためにも、職員自らが児童自立支援施設の支援の理念や基本を理解し、チーム全員で支援する態勢が必要である。言われ続けていることであるが、「人」・「チーム」として機能できるよう努める職員、組織でありたい。

特集④

小中規模施設における個別処遇とその限界
～性問題行動においての処遇・対応の限界をふりかえる～

奈良県立精華学院　児童自立支援専門員　平原　亮

Ⅰ　はじめに

奈良県立精華学院は、入所定員六十名の小舎夫婦制である。男子寮三寮、女子寮一寮、交替寮一寮（職員が休暇を取るために生徒を預ける寮）の五寮で運営している。暫定定員は二十六名。児童を直接指導している職員は、寮担当計十名、フリー職員四名、授業において非常勤講師四名で運営している。午前・午後は寮担当、フリー職員、非常勤講師による授業、放課後はクラブ活動だが、必要に応じて、環境整備と呼ばれる作業指導をしている。学校教育未実施ではあるが、授業時間は指導要領に基づいて確保している。個別処遇は主に、朝礼や専門員会等で問題行動を寮担が報告し、寮の裁量に任せてもらっている。

特集を執筆するに当たり、無断外出の際、寮担当とフリー職員が連携をして、本館授業という集団指導と、寮での個別処遇をわけて行なった成功例がある。しかし、今回私が書くことになったきっかけは、性問題行動が、福祉施設全体にとっても大きな問題であるため、組織全体として、この問題を扱ったほうがいいのではという意見があったからである。今回の執筆により、私の拙い処遇について、ご助言いただきたいと考えております。

私は、武蔵野学院の養成所を出た後、精華学院で採用され、現在夫婦ともに三十七歳、十四年目になる。私の寮は、昔ながらの非行児中心ではなく、不登校など集団からはじかれそうな被虐待児を中心に、入所担当の職員の判断で入れている。その結果、小さい児童へのわいせつなどの性加害児童が多くなる傾向があった。しかし、私の感覚ではここ五～六年はどの寮でも同じような児童が増えてきており、発達障害や知的障害、ネグレクトなど、情や社会性に乏しい児童がまんべんなく在籍している印象がある。また、近畿地区で野球を一緒に行っているが、他府県の選手においても、発達障害、知的障害の疑いがありそうな児童がおり、対応に苦慮されているような印象を受けている。

このような背景の中で起った、私の寮の事例をふりかえらせていただきたいと思う。この文章を作成するに当たり、個別処遇の具体的な状況を各個人のケース記録から拾ったものがあるのだが、枚数の関係上割愛させていただいた。またプライバシーの面から、年度は伏せ、児童Aの児相はA児相、とそのまま表記している。

Ⅱ　児童の構成

児童の構成は以下の通りである。【学年・在院期間・主訴（太字は家裁送致）・虐待の有無・特性など】

A	中三	二年九か月	強制わいせつ	継父から身体的虐待	ADHDの疑い
B	中三	二年一か月	毒混入	家庭内虐待・**施設での性的被害**	入所以前に心療内科に通院
C	中三	二年五か月	**強制わいせつ**	ネグレクト	知的障害・性倒錯
D	中二	一年三か月	施設内いじめ	施設での性的被害	
E	中一	十か月	**準強姦**		広汎性発達障害の疑い

F　中三　二年　　家出・窃盗　　ネグレクト　　一時保護所で性加害の疑い
G　中三　二年五か月　**万引き**　　ネグレクト　　知的障害（療育手帳取得）

Ⅲ　初発事例１

一　事実経緯

まずは、発覚前の児童の背景を整理したいと思う。

児童Ａ　主訴は強制わいせつの従犯（女児）。実母のみ（学院在籍中離婚）。ＡＤＨＤの疑いがあり、落ち着きのない児童であった。刺激に弱く、指導後、継続性に欠ける。性的な刺激を受けたのは、主訴の事件が最初であるという。

Ａは性加害プログラムを一年次三月より、二年終了後の退所に向けてＡ児相の心理判定員に依頼する。二年次の冬帰省では、Ａ児相の聞き取りで、三年次も精華学院で生活したいと伝えていた。

児童Ｂ　主訴は毒物混入。Ｂ児相としては、虐待があるため、家庭から切り離すことを目的としていた。継父実母。以前に児童自立支援施設のＢ学園に措置されていたことがある。本人との会話の中で、一時保護所・Ｂ学園で性被害を受けていたことがわかる。

Ｂは一時保護中精神科通院をしていた。入所後、引き続き投薬の必要があるかどうか協議し、頓服のみで様子を見ることを決定した。頓服は入所して一か月の時に飲み、その後は飲まなかった。

児童Ｃ　主訴は単独での強制わいせつ（女児）。実母のみ。主に実祖父母に育てられる。家裁送致である。Ｃは知的障がいが疑われる児童で、家裁送致以前、児相の心理判定員の面接の際、判定員に性的に興奮状態になったエピソードがある児童だった。本児自身無頓着で不潔感もあり、小学生の頃いじめられたこと

もある。また、性倒錯もあると伝えられ、学院に在籍中、帰省後性器にテープを巻いてきたこともあった。

Cはその後審判で入所した後、生活の中で表面的には落ち着いていった。先の家裁送致以前のエピソードがあったにもかかわらず、引き続き同じ心理判定員が面接等を重ねながら根気強く関わっていただいた。二年次に担当がかわってしまったのだが、入所後の成長を当該判定員に評価していただくなど良好であった。

事実が発覚したのは、春帰省後の四月である。帰省から帰ってきたCに、退所生の連絡先を本児が聞いていたことについて、問いただそうとしたことでわかった。「何か隠れて悪いことをしていないのか」と問いかけた際、「Aの性器をしゃぶったことですか?」と答えてきた。平常心を装いながら頷くが、私自身、正直なんのことかさっぱりわからないというところだった。

話を聞くにつれ、どうやら、同室の児童A・Bが一緒に行為を行っていると言うことがわかった。関係者の聞き取りの順を考えた結果、Bは児童自立支援施設に在籍しており、問題行動時の対応などの場慣れしておりごまかすであろう事が予想されたため、Aを先に呼んでウラを取ることにした。

Aを呼ぶと、さらっと事実を認める。また、実は以前からBと同室にいる際、性器をなめたり、挿入したりしていたことを自白する。Bは二人が呼ばれたのちだったため、案の定発覚を察し、とても言いにくそうにしながら自白した。

内容は以下の通りである。

発覚前年六月　AとB　消灯後、上級生が就寝後性器をなめ合う　複数回（発覚遅く記憶が曖昧）
八月　AとB　消灯後、上級生が就寝後、肛門に挿入　計2回
発覚年　二月　AとBとC　消灯後、六月、八月の話をAとBがしていたのを機に、Cが参加。
AとCは二月の間に、5～6回行なう。BとCは2～3回行なった。

以上の三件において、彼らの日常の人間関係、聞き取りの結果、暴力的なものや、強制的な上下関係は認められなかった。彼らの日常の印象を一言でまとめると、Aはお調子者、Bは感情的に起伏があるが真面目な印象、Cは少し不潔感があり、はじかれやすい児童であった。

二　振り返り　（個別処遇期間　四月一日～一四日までの約二週間）

この個別処遇で行なったことは、①性についてのふさわしい知識②性について被害者はもちろん、自分自身の心にもダメージがあることの確認（知られたら周りがどう感じるかなど）③性についての約束ごとの決定を中心に、何度も対話を重ねることを重視した。A、Cは加害で入っているため、過去の事件の被害者、そして家族との関わりや信頼についてなどを用いて話をすすめた。Bについては、過去に家庭での虐待、また施設での被害者となっていることがわかったため、自己肯定感の育成や今後の家族との関わりなどに対する安心感やケアを中心に話を進めていった。

空き時間は、課題や読書、作業やランニングを交互に行なった。課題では、対話で聞くことを中心に、過去や家族関係、性の知識など多岐にわたった。読書は寮母が勧めるノンフィクションの感動ものから、私自身のおすすめの自己啓発本などをピックアップし、自由に選択させた。

また、関係機関と相談し、様々な対応を行なってもらった。Aについては衝動性が高いため、今後の歯止めとなるように重しとして、児相に呼び出して母親と面接を実施した。また、その後も月に一度、性加害プログラムについて再度実施してもらうことが決まった。Bは二度面接を実施し、泌尿器科などの受診を通し、性病などの知識の観点から、ふさわしい性行動についてのアプローチを実施してもらった。また、この問題行動により、児童自立支援施設などで性問題行動に対して専門的に活動をしてこられたA先生に、

毎月二回定期的に面接をしていただけることとなった。Cについても定期的に心理士が面接をしてくれることが決定した。Cは別に入所時から依頼鑑別のような形で、鑑別所の職員が来て年に二度面接や会議を実施していたが、引き続き行うこととなった。

今後の再発防止について、三人について寮を変更するかどうかの議論がされた。三人とも丁寧にふりかえっていた点もあり、ぜひ引き続き私たちで一緒に生活をしていきたいと考えていた。また、仮に寮を分けるとしても、ほかの男子寮にも性の問題を抱えた児童がそれぞれいるため、問題性が広がる危険もあった。その結果、①個別処遇後も引き続き部屋には極力複数で就寝させることを避けること。②そのため数名はホールで寮担当と一緒に就寝すること。とした。従来から風呂やトイレ、脱衣所等は一人で行くことは決まっていたが、再度確認し引き続き行なうこととした。

Ⅳ　発覚事例2

一　事実経緯

事例1の次の年である、退所間際の三月に発覚した事例について、追加する人物を四人あげる。（寮の児童ほぼ全員であるのだが）

児童D　主訴　施設でのイジメ（養護施設にて、被害児の性器を撮影した）。家庭はひとり親であるが複雑な背景を持っていた。話の中で、本児も養護施設にて性被害行動を受けていることがわかる。兄妹が同じ養護施設で生活をしていた。とくに妹と仲がよく、本児は中性的な雰囲気を醸し出している。

児童E　主訴　準強姦。家裁送致。実父母。本児は広汎性発達障害の疑いがあり、こだわりの強い児童。Eは入所当時、人間関係のトラブルが続出し、人間関係などのとり方に苦慮した。

児童F　主訴　家出・窃盗。実母継父。一時保護中に、男児に性的行為を強要した疑いがある。その件について入所時に行った児相の聞き取りでは、本児は否定している。Fは、性的な事柄に対して、比較的羞恥心や一般常識的な反応を示していた。今回の性問題行動以外ではタバコの持ち込みが発覚した。

児童G　主訴は万引きによる家裁送致。実母のみ。知的障害を持ち、療育手帳のB判定を持っていた。性的な問題行動についての引き継ぎはなかった。今回の性問題行動以外では、金品持ち込みなどが発覚した。

発覚したのは、受験まっただ中の二月二十二日。Dが、女子寮の児童と、男子寮の児童との、手紙交換などの橋渡しをしている、ということがわかり、そのことについて個別に話を聞いたことからである。そこで、性問題行動が発覚した。その後、個別に他児を呼んで話をくりかえす後、様々なことがわかった。他寮との無断でのCDの貸し借り、電話番号などの連絡先交換、タバコの持ち込みなど多岐にわたった。今回は性問題行動のみ記入する。

事例2発覚前年　三月二十三日　DとG・・・性的行動（手淫）（部屋が変わる八月まで続く）
四月の初旬に個別処遇。【事例1発覚（A～C）】
七月二十七日　DとA・・・性的行動（キス）（その後断続的に、三月まで続く）
八月二十二日　DとA・・・性的行動（手淫）（その後一月十六日をあわせて2回）
九月二十三日　DとC・・・性的行動（手淫）（その後十月六日まで計3回）
十一月十八日　AとE・・・性的行動（口で射精）（その後十二月十七日まで計5回）
十二月二十八日　他寮の児童とE・・・性的行動（口で射精）
事例2発覚年　一月十四日　CとE・・・性的行動（口で射精）（同月二十八日まで計3回）
二月十日　DとF・・・性的行動（キス・性器を触る。）

二　振り返り（個別処遇期間　二月二十二日～三月十日までの約十七日間）

この個別処遇では、物理的には、再度性問題行動を行なったA・B・Cについては、AとCは悪質であるため、個別で部屋をあてがった。Bについては、児相の提案もあり、一時保護をしてもらえることになった。Dについては、多人数、長期間にわたっていたため、個室で対応した。Eは本児の広汎性発達障害の疑いがあるという性質上、集団がある程度落ち着いていれば、個室をあてがう必要がないと判断した（というよりあてがえなかった）ため、ホールで一人ずつ机に座らせて対応した。Fについては、性問題行動より、他寮とのたばこのやりとりや同寮での金銭のやりとりの口裏合わせを防ぐため、個室をあてがった。Gについては、不良的な刺激がなければ職員の意志に沿って寮内で生活していたため、机に一人ずつ座らせていた。そして、日中は無駄話をしないように、また、事務室での会話が漏れないように、クラシックやイージーリスニングといったBGMの要素がある音楽を流し続けた。実はもう一人十二月にHという新入生がいた。たまたま、その児童は協調性があったため、本館活動に参加し、休み時間中は音楽を聴くなどして静かに生活してくれていた。

行なったことは正直胸をはって伝えられるものではない。①聞き取り②問題行動発生時期のすりあわせ、並行して、③性問題について④自身のふりかえり⑤退所後についての話し合いなど、常にだれかと面談を実施していた。その合間に、課題（性問題行動や自身の心の課題）、受験勉強、読書などを各自が行なっていた。そして、作業指導や、ランニングやキャッチボールなど身体を動かす時間を設けていった。

また、保護者への連絡、各児相との連絡相談、個別処遇中の報告、相談などの合間に、資料作りにも追われた。

今後の再発防止について児相から、特に卒業をしないDとEに関する処遇の回答がほしいと要望をいただいた。残念ながらきわめてむずかしいと答えるしかなかった。性問題行動のあった四月から、私はホー

ルで生徒とともに寝起きを共にしていた。しかし、その合間を縫った中での問題行動があり、防ぎきれなかったためである。また、職員の休暇を取る転寮中に行なわれたことが非常に多く、転寮先の職員にも多大な迷惑をかけてしまったことも付け加えておく。

前回の再発防止対策の他に、寮で行えることとして考えたことは、二つである。①疲れさせること。②睡眠導入をしやすくすること。①については、起床時間を三十分早めた。そして朝夕に十分ずつランニングを始めた。②については、消灯前に十分間、自然音をCDで流して瞑想を始めた。①については、他寮の日課と異なっているため、現在、寮生の中で不満が生じている。しかし、可能な限りは続けていきたいところである。

V　考察

この二つの個別処遇で重要だったと考えている点は三つある。一つ目は、周囲の人間関係から切り離すこと。二つ目は、刺激を少なくして、内省を促すこと。三つ目は、個別処遇を罰ではなく、ふりかえる特別な期間であることを、児童に強調していたこと。である。

一つ目は、他児との関係を切り離し、極力刺激を少なくすることである。相手が何を言っているのかを気にさせないような誘導の仕方、他児の顔色を気にしないような状態を長時間続けることで、問題点にふりかえりやすくするように心がけた。性というデリケートな問題であったこと、力関係の暴力的な性問題行動でなかったために、比較的切り離しが容易になされたと考えている。

二つ目は、まず、児童の好む刺激を減らし、職員側の主導で、内省を深めるための課題を与えていく。まずは、職員が各児童にあった形で「課題」と、職員との「面談」を第一段階として行なっていく。振り返りができてきた段階で、比較的情緒が豊かになりそうな本を選んでの「読書」、自分自身のための「受

験勉強」、職員と「作業指導」を行っていくことで、第一段階として自分自身の問題に向き合いやすくしていくこと、第二段階で自分自身のために何かをしていくように方向づけていくことを心がけた。しかし、二回目の問題行動発覚後は聞き取りの対応に追われ、十分なケアをしたとは言えなかった。

三つ目の考え方は、賛否両論があるかもわからない。児童の感情が落ち着いていない場合は、いくら言い聞かせても罰と捉えるであろう。しかし、罰であっては個別処遇の意味がないと考えている。言葉遊びかもしれないが、罰は、罰を受ければ終わってしまうからである。個人の感情や、こころの課題には終わりはない。だからこそ、じっくりと話し合い、心を通わせ、ふりかえっていくことが大切ではないかと考えている。この二つの個別処遇においては、課題を見つめ、本当の反省につながっていくのではないかと考え、あえて各児童には「罰ではない」と伝えさせてもらった。BやDのような、被害体験を受けたことのある児童には効果的だったように思えた。児童自立支援施設運営ハンドブックでいうなれば、特別支援日課（65ページ）[1]の発想かもわからない。

私が失敗だったと考えている点は、以下の三つである。一つ目は、ハード面であり、完全に個別に切り離すことができなかったこと。二つ目は、メインで関わる職員の不足。三つ目は、性問題行動に対して、私たちの寮運営、指導が不十分であったことである。

一つ目は、物理的に本館活動がある日中であれば、四部屋は使える。しかし、他児が帰寮すれば、着替えなど他児が入室する場合もあり、完全に刺激を遮断することはできない。また、他に対して粗暴性がある問題行動の場合はすぐに限界が来てしまう。

二つ目は、職員自体が不足していることである。本学院は公教育導入が遅れており、寮長や寮母も授業やクラブを持っている。そのため、他の職員も授業に入っていることがあり、個別処遇自体がしづらい。また、今回の問題行動の結果、現在も私が消灯後ホールに布団を敷き、こども達と寝起きを共にして三年目に入っている。特に苦痛はないが、これで良いのかと最近は特に思う。それは施設が、私の寮のみなら

ず、問題発生時に特定の職員による処遇や指導が成立すれば、何事もなかったようにそのまま日課が流れていくためである。このたびの問題行動に関して、このような対応を数年続けているが、施設全体として、たとえば夜間の人材確保などの新たな対策ができないということが、厳しい現状を表している。

そしてまた、各職員が自分自身の処遇を遂行し、日課が流れていけば流れるだけ、今後の人材確保・育成に影を落としている。この仕事に就けば、みなさんも次のような台詞は肝に銘じて日々取り組んでおられることだろう。「昔はもっときびしかった。休みなんかなかった。よその施設にくらべれば、休みは取れている。問題行動があるのは、関わりが不足しているからではないか。指導できていないからではないか。」おっしゃる通りである。だから職員は自分たちを戒め、今までも、そして現在も自身が信じる道をがんばっている。しかし、そのようないわば、プロ集団の固定化が、人材の硬直を招いている。若い職員が入る隙がないからである。そのため先人方のノウハウ・経験は若い職員に共有・蓄積されない。しかし残念ながら、対費用効果の面から、充足率が不足しているため、人員は増員できないのだという。個別対応職員、アフターケア職員など、様々なニーズからの対応があるのだが、私たちの施設は人数を増員していない。施設内の常勤で一番若い職員が私たちである。非常勤の日勤でも夜間指導員でも構わない。若手の育成という面から、幅広い集団処遇と個別処遇の可能性という面から、なんとしても改善していきたい。

三つ目こそ、問題行動再発の主因であると考えている。それは、寮の運営の問題であり、私に性問題行動に対しての効果的なスキルがなかったことである。一般常識や羞恥心など、あるだろう、と思っていた節があり、彼らの一人ひとりの問題性をきちんとケアができていなかったことも原因だと思われる。また、幼い頃から、他の福祉施設に入所をしていたBやDは、何らかの被害体験があったことがわかったのだが、施設から入所をしてくる児童は何らかの被害を受けていると仮定してもよいかもしれない。Aのような多動的な児童も、衝動性があり性衝動に対しての抵抗が薄い。BやGのような知的障害がある児童も同様に、ハードルは低い。Eのように、広汎性発達障害の疑いがある児童は、考え方が独特である。現在Eは知識

として様々なことを習得していくことで対策を講じている。性の知識だけでなく人間関係のスキルも同時に増やしているところである。

今ふりかえると、幸い、各児童とも在院期間が長く、目的を理解してくれ、未熟な処遇についてきてくれていた。処遇中、陰でコソコソせず、不平不満をためずにある程度の期間を落ち着いてふりかえっていたように思われる。そんな彼らの今後のしあわせを願ってやまない。

最後に、全国の施設の方々も大変な思いをされ、子どもたちと向かい合っている毎日かと存じます。この文章を作っている現在も無断外出で個別指導をしていましたが、個別指導終了後も、再度未遂がありうまくいかず長期化しているケースもあります。もしよかったら、この文章で気づいたことやふさわしい指導法があれば、ご助言をいただければ幸いです。

引用文献

1）厚生労働省　二〇一四　「児童自立支援施設運営ハンドブック」

特集⑤

子どもの家代わりとして、紡ぎ出してきたもの

岡山県立成徳学校　副参事　三木美知
副参事　池田千春
主任　新田法子
主任　渡邊将信
主任　田邊直己
主任　中村友紀

岡山県立成徳学校では現在、男子寮四寮、女子寮二寮、多目的寮一寮の体制で運営がなされている。そこで、寮における集団処遇と個別処遇の考え方について、以下にまとめてみた。

◎A寮（女子）

岡山県立成徳学校の支援は小舎夫婦制を取り入れており、入所児童、職員夫婦並びにその家族、そして副寮長（及びその家族も含む）が一つ同じ屋根の下で生活をしている。その中でいろいろな子どもと暮ら

してきたが集団生活が向いていない子ども、向いている子どもがいると思う。事例を通して説明をしていきたいと思う。

〈集団処遇が向いていない例〉

事例①　本校は小舎夫婦制で細かい指導ができているということで、ある他県から小学六年生の女子児童の入所依頼があったので、協議の末、承諾した。

・家族構成

実母・・・両親は幼い時に離婚。次々と男性との関係を持ち、親の知らない間に結婚、出産をする。本児の兄を引き取っているが、本児のことはほとんど面倒を見たことがない。

養母・・・本児は義祖母に育てられるようになり、結局、義祖母が養母となった。非常に勝ち気な性格で興奮すると本児に対して荒い口調になる。実母に対する嫌悪感が強く、本児が幼い頃から「実母は本児を捨てた」と言い聞かせていた。

養母の夫・元々同居していたが死亡。その後は養母、本児の二人きりの家族となった。

兄・・・・実母が引き取っている。

本児・・・小学六年生　十二才　　ＷＩＳＣ－Ⅲ　ＩＱ－九十七　　愛着障害の疑い。

九才　　九月　　養母から「施設に預かって欲しい」との依頼があった。

十一才　　四月　　児童養護施設に入所

十一才　十二月　　別の児童養護施設に措置変更

十二才　　一月　　地元の児童自立支援施設に措置変更

十二才　　九月　　成徳学校に措置変更

十四才　　十月　　家庭復帰

H寮入所となったが、児童間で人間関係がうまくいかずトラブルが続き、入所後二年を経てA寮に転寮となった。A寮でもいつも不安を抱えマイナス発言で人と繋がろうとしたり、自分の気に入らないことがあると寮から出て行こうとしたりする。転寮後二か月で他児と無断外出をして成徳学校の付近で保護された。本人は、ここでの生活がしんどいと繰り返し訴えていた。度重なる内外との協議、検討の結果、再判定願いを出し、いったんは養母宅の元に引き取られたが、その後、実母のところで生活することができるようになった。その時本人が寮母に宛てた手紙に、「血の通った人との生活がこれほど心地良いとは思いませんでした」と書いてあった。

事例②　児童養護施設から措置変更の小学四年生の女子

・家族構成

実父・・・仕事が長続きせず転々とする。数年前から県外で生活。年二回程帰宅するのみ。体罰あり。

実母・・・両足機能全廃で身障者手帳を所持。作業所へ通っている。障害者年金受給中。二十才の時にテレクラで実父と知り合い、姉を妊娠したことで結婚。実父からの支援はなく自分の収入のみで生活。暴言、暴力あり。

姉・・・・本児と同じ児童養護施設に入所。その後、他の児童養護施設を転々としている。小学校入学を機に家庭引き取りになったが、両親からの身体的虐待や不適応から情緒障害児短期治療施設に小学四年生から入所。小学六年生になって児童養護施設へ措置変更。特別支援学級を利用している。

本児・・・小学四年生　九才　　ＷＩＳＣ－Ⅲ　ＩＱ－七十二　　広汎性発達障害（以下ＰＤＤ）、ＡＤＨＤ。夜尿、失尿あり。ともに投薬中。

〇才　　四月　　乳児院入所

三才　一月　児童養護施設に措置変更
十才　十月　一時保護
十才　十二月　成徳学校措置変更
十四才　九月　里親委託

入所した頃は、試し行動もあり、自分の思いが通らないとホールにある本棚から本を出す、トマトケチャップを廊下にまく、同じフレーズを大きな声で二時間くらい言い続ける、下着になって外に出る、などの行動が見られた。学校場面でも注意をされると鉛筆で机に一時間位なぐり書きをする、などがあった。なかなか言語化できないため、場面をとらえて言葉にするように働きかけた。少しずつではあるが、その後、前述にある問題行動は減ってきた。その頃から夜尿、失尿も減少。本人の生い立ち、行動を見ると、施設での集団生活が限界になっていると思われたため、実父に家庭引き取りを要請したが、色々な理由をつけて引き取りを延期したため、父親が引き取れる状況になるまで里親利用をすることにした。半年後に県外にいる実父の元での生活となった。

事例③　児童養護施設から措置変更の中学一年生の女子。

・家族構成

実父・・・母親と姉に暴力あり。兄を児童養護施設から一時帰宅させたが、なじまないことを理由に暴力を振るい死亡させた。懲役四年となる。その後離婚。家族との交流なし。

実母・・・姉の父親とは離婚。異父姉を引き取る。実父と結婚したが離婚。未婚のまま弟（児童養護施設に入所）を出産。その後三番目の夫との間に女児をもうけた（里親委託）。現在は県外に生活保護を受給しながら生活をしている。本児は中学一年生の時に初めて実母と会った。

本児・・・中学一年生　十三才　ＷＩＳＣ－Ⅲ　ＩＱ－七十八　ＰＤＤ、ＡＤＨＤ。精神科の投薬

あり。

○才　九月　乳児院入所
二才　四月　別の乳児院へ措置変更
二才　十月　児童養護施設に措置変更
十三才　七月　成徳学校へ措置変更

六才の頃から暴力・暴言多発で児童精神科受診をしている。児童養護施設では性的いたずらがあり、その後他児への性的問題行動が頻繁にあった。一時里親の利用経験あり。G寮の入所となったが、他児への暴力、無断外出が続き、十四才の九月にA寮への転寮となった。転寮後も人間関係にいつも不安を抱えており、いつ自分が集団から外されないかを心配をして、マイナス部分で他児と繋がろうとすることが日常になっていた。自分と合わない児童に対して暴力もあった。また、愛着の問題も大きいと思われ、職員の気を引こうとしてシャープペンで自傷行為をしたり、特定の職員を取り込もうとしたりすることがあった。本人が落ち着かない時は個別対応職員に話をしに行くことも多々あり、夜間に利用することもあった。話をした後は、しばらくは寮での生活も落ち着いたものになった。転寮後は本人の目標に「家庭復帰」を挙げており、他県にいる実母の元に帰ることを目指した。しかし、実母と本人との距離がある中、いきなり実母の元へ帰ることは難しいということで、実母の住居のある児童自立支援施設に措置変更することにした。

○共通して思うこと

上記のいずれのケースも幼少期より、特定の安定した存在である親、またはそれに代わる固定した人間関係による適切な養育、情緒的交流などに乏しい。それに加え何らかの発達障害を抱える中、ここに至るまでに情緒面が充足されず、発達課題を十分にクリアすることができないまま施設不適応となっている。その結果として施設を転々とすることになり、しかもそれはトータルで長期化している。

そんな児童を一律に同じように集団処遇しようとしても、集団の中で落ち着ける自分の居場所を求め、恒常的に人間関係における試し行動を繰り返すことにより、安定した人間関係を構築することができず、集団の中で孤立していっている。

〈集団処遇が向いていた事例〉

事例④　発達障害があり、家出を頻繁に繰り返していた中学一年生

・家族構成

実父・・・・現在離婚。養育費の代わりに住宅ローンを払っている。借金あり。

実母・・・・短大卒。保育士をしたことがあり、現在は保育園の事務をしている。

兄・・・・・中学校三年生

弟・・・・・小学校四年生

本児・・・・中学一年生　十三才　　ＷＩＳＣ－Ⅲ　ＩＱ－九十三　　ＰＤＤ、ＡＤＨＤ。

十三才　　九月　　家出、一時保護

十三才　十一月　　家出、一時保護

十三才　十二月　　成徳学校入所

入所当初は音過敏があり、大勢が集まる授業は耳栓をして参加していた。一方で、寮内では大きな声でふざける、注意が聞けないなどの行動があった。生活に慣れてくると、耳栓なしで授業に参加できるようになった。お笑いのセンスがあり、出し物などは恥ずかしがらずに率先して行うようになった。人に認められたいという気持ちが強く、その頃から積極的にリーダーシップを発揮するようになり、寮集団全体を良い方向に導くような行動が随所に見られるようになった。

事例⑤　実父からの性的虐待を受けた中学二年生

・家族構成

実父・・・・高校卒業。エレベーター設置会社自営。実母へのＤＶ、子どもへの暴力あり。

実母・・・・専門学校中退。専業主婦。養育能力は乏しく、金銭管理ができない。

弟・・・・・実母の入院により乳児院、児童養護施設入所歴あり。ＰＤＤ、ＡＤＨＤ。

実母方祖父・本児の支援者。剣道の師範で地元の子どもたちの指導に当たっている。

実母方祖母・本児の支援者。幼少から自宅に出入りし、実母の養育不足な面を補ってくれていた。本児にとっても大きな存在で愛着関係も十分あり、信頼関係ができている。

本児・・・・中学二年生　十四才　　ＷＩＳＣ－Ⅲ　ＩＱ－九十三　　解離あり。ＰＴＳＤ、ＡＤＨＤ。

幼児期から不適切な養育状況があり、家族に身体的暴力を振るう実父、家事等ができず不衛生のまま放置している実母の存在があり、本児は両親の依存欲求を満たしてくれる子どもとして育ってきたと考えられる。実父及び実母の友人から性的被害を受けているが、実母への思いが強く自らを抑圧し、実父に対しては被害届を出すと家族そのものが壊れることを心配して、葛藤を抱え揺れている。入所当初は集団生活に馴染めず、「帰りたい」気持ちが募っていた。少しの注意で泣くことが多々あり不安定な生活をしていたが、ユーモアのセンスがあり、女子寮の行事等で活躍することが増えてくると、集団の中で自分の存在を見つけることができ、自らの思いや考えを自分の言葉で表現できるようになり、個性を発揮する中で明るいムードメーカーとして寮集団を引っ張ってくれた。

○これらのケースを通して

誤解を恐れずに言うと、事例④、事例⑤は家庭内の抱える問題はもちろんそれぞれに大きいものの、それでも幼少期からの養育において親、保護者、つまり特定の養育者と比較的、安定的につながってきており、ある程度の情緒的交流が果たされている。

個別処遇と集団処遇とで感じることは、子どもが愛情を受け止め、満たす、その『愛情タンク』に穴が空いたままの状態では、周りからの愛情を貯め込み、満たすことはできない。施設としては集団処遇が基本といえども、もし子どもの『愛情タンク』に穴が空いているならば、我々大人はまずはその子ども一人ひとりを個人として大切にし、その穴を埋め、愛情を貯め込むためには今何が一番必要なのかを、関わる大人の全てが知恵を出し合い、力を尽くしていかなければならないと感じている。

（池田　千春）

◎B寮（男子寮）

B寮は小学生が多い寮として運営がなされており、現状では寮のメンバーの約半数が小学生である。寮という集団単位で行動することが多いが、場合によっては小学生と中学生は別の動きをすることもある。その中でもさらに、他児とは同じように行動することができない児童もいる。そういった児童に対しては、集団での生活の中でも、その児童に合ったペースでの支援が必要となってくる。特に個別に支援が必要となってくる二人のケースについて記述してみたい。

小学四年生で入所してきたJは、児童養護施設での不適応のため措置変更となった。Jは、まず朝起きることができなかった。他児が起床して掃除を行っている途中でゆっくりと起きてきていた。入所後しばらくは様子を見て、その後は少しずつ起きられる時間を早めていくように話をしていった。徐々に起きられるようになってきて、他児より十分遅く起きてくる、次には他児と同じ時間に起きてくる、という段階を経て、他児と同じ時間に起きて同じように掃除をすることができるようになった。また、寮で行っている自習も同じようにはできず、他児が自習している中で自分だけしなかったり、簡単な漢字のみを書いたりしている状況であった。それも時間をかけて話をしていく中で、少しずつ他児と同じように自習に取り

組むことができるようになった。掃除や当番においても、他児が入所後すぐから世話役について一緒に取り組み始めるも、本児は他児と同じ掃除や当番ができるようになるまで、四～五ヶ月かかった。そのように少しずつ他児と同じような生活ができるようになってきたJではあるが、嫌なことから逃げ出す癖はなかなか抜けず、苦手な運動に取り組むことができずに他児とは違うことをするなど、まだまだ課題はたくさん残っている。

同じく小学四年生で児童養護施設からの措置変更となったK。生まれてからずっと施設生活である。家庭の温かみを知らずに育った。Kには姉妹がいるが、姉妹は家庭で育ち、本児のみが施設で育っている。本児は失尿・夜尿があり、母親は尿漏れのことをかなり気にしている。そのため、その問題を少しでも解消することができれば、家族再統合に近づくという課題設定のもと、支援を行っている。特に、失尿・夜尿をゼロにするということを今すぐ考えるよりも、自分で後処理、後片づけができるということに支援の優先順位を置いた。KもJと同様、他児と同じ時間に起床することができない。起床後は夜尿の処理もしなければならない。最初は職員が衣服の水洗いなどを教え、シーツを洗濯する、布団を干すなどの手本を見せた。そして徐々に自分でできるようにと働きかけていき、現在は起床後すぐにトイレに行く、濡れた衣服を水洗いする、シーツを洗う、布団を干すという一連の作業が自分でできるようになった。しかし、一つ一つの動作の間に別のことに気を取られる時間が多く、今はまだ、他児が掃除を始めて時間がずいぶん経ってから、やっと寮内の掃除を少しできる、という段階である。また、自習なども他児よりは少ない量に取り組んでいる。掃除や当番は、他児と同じようには入らず、その時にできることを少しずつやる、という状況である。

このような二人の状況に、他児からの不満が出ないはずがない。特に、同じように小学生で入所してきて、すぐに他児と同じような生活をすることができていた児童からは、「俺は小四や小五の時にはやっていたのに、なんであいつらはやらないんだ」という声が聞こえてくるのも不思議ではない。また、「どう

して職員はJとKだけは許しているんだ」と、寮職員への不信感を与えてもいけない。「集団支援」の中に「個別の支援」を持ち込もうと思ったら、「集団」にどれだけ納得してもらえるかが大事になってくる。そのために、寮では何度も「人の成長するペースは、それぞれ違う。自分がやれるからといって、他の人も同じようにできるとは限らない」という話を繰り返し行っている。また、「自分よりできない人を見て、自分も楽をしようとするのではなく、自分の目標に向かって進んでいって欲しい」という話をその都度するように心がけている。

また、JとKにはそれぞれスモールステップで目標を設定して、少しずつ他児と同じ生活に近づけるように工夫している。「五年生になったらここまでできるようになろう」「朝は起きられるようになったから、次は起きた後の掃除に取りかかってみよう」など、子どもにとって分かりやすく、決して無理のない目標設定を行うことで、少しずつ成長が見られるようになった。

無理矢理他児のペースに合わせてしまえば、JやKには寮が安心して生活できる場ではなくなってしまうだろう。かといってJやKのペースだけを尊重していれば、他児からは不満が募るだろう。寮という集団の中で、同じように行動できない児童がいる時、攻撃の対象とならないようにしなければならない。それには、他児が納得するまで職員が同じ内容であっても何度でも話をすること、時には他児の思いとJやKの思いをぶつからせてみること、そしてJやKには自分のペースになってもいいから前に進んでいかなければならないと伝え続けること、これらのことが非常に大切であると考える。実際に、Jの思いを他児に伝え、代わりに他児も日々の思いをJに伝えたことがある。そうすると、Jは他児が自分に対してずいぶん我慢してくれていたことを知り、少しずつでも生活が変わってきた。

今回はこの二人に限って特記したが、もちろん他児についても、個々の成長のペースに合わせた支援を行うようにしている。「集団」生活の中で、ともすると埋もれてしまいそうなそれぞれの「個」を大事にしていきたい。

（中村　友紀）

◎C寮（男子）

私の住むC寮では、よほどのことがない限りマンツーマンのような個別指導を行うことはない。今までにあった例外は、特定の児童同士で二人になると、無断外出をし、それが連続した時や、職員、児童誰彼かまわず攻撃しまくる児童がいた時などである。その時は児童を個別の部屋に移し、数日間他児との関わりを絶ち、職員が完全に寝食を共にした。今思えば、私の日頃の力量不足からくる児童の反発であったかも知れず、特殊なケースだったのかどうかは分からない。

個別指導といえば前述の通りだが、個別処遇といえば、それは日常的に行っていると言えるかもしれない。児童が何か問題を起こせば、個別で話し合うのは当然である。そうではなく、問題があろうとなかろうと、余暇時間に児童は職員の居住スペース（以下、宅「たく」と呼称）にやってくる。一人、あるいは数人でやってきて宅「たく」でテレビを見たり、あれこれ寮母に話をしたりという光景が日常である。その中で、日頃気になることがあれば、職員からとも、児童からともなく、自然と話になっていく。寮内の人間関係であったり、個人の課題であったり、家庭、進路、他児の問題行動等、話題は様々である。それを、職員は宅「たく」で食事をとっていたり、児童と一緒にテレビを観ていたりという中で自然と行う。私は、こういう生活の中の平々凡々とした会話も、生活場面面接というか、個別処遇ではないかと考えている。

児童個人の問題を、寮集団全体で共有することもある。例えば、会話で表すとこうなる。職員「Rはほんまに片付けができん。誰か手伝って、教えてやってくれん？」。S「しゃあねえなあ。先生、おれが手伝ってやります。おい、R、一緒にやろうぜ」。Rの整理整頓の力量不足をみんなで認識した上で、支え合う

のである。まあ、大体が数日で、T「先生、またRの机が散らかってますよ」となるのだが。また、寮で毎晩行う、職員、児童によるミーティングでも、一児童の問題について取り上げ、寮全体で話し合うことがある。どうすればその個人の問題が改善され、そして全体としてより良い生活に向かうのか。そんなことをみんなで話し合う。これも、個別処遇の一部ではないかと思う。問題をさらされた児童がそのことを理由に後で他児から文句を言われたり、さらされたこと自体が嫌だったりということは、かつてほとんどないように思う。

児童も職員も、一緒に生活している以上、隠し事はお互い一切通用しない。弱点は隠してもすぐに露呈し、隠しようがなくなる。よしんば隠せていても、いずれどこかに無理が生じ、生活が息苦しいものとなる。児童、職員の壁を越え、寮に住む全員で全員のことを理解し、良いところ、悪いところを認め合うことから、個人は個人の問題と向き合っていけるのではないだろうか。それも、周囲の理解と支えを得ながら。さらけ出し、みんなで考えるということが大事なのだろう。

さらに、対象を寮単位から成徳学校全体に広げても、同じことが言える。まず、情報の共有。職員朝礼で伝えられる全寮の報告に、全職員耳を傾けていることは当たり前である。その報告にごまかしや隠蔽はない。職員の落ち度やミスで起きたトラブルであってもそのまま報告する。そして、寮間でも、授業の合間、作業中、夜の話し合い等、様々な場面で各寮の現状を話し、聞いている。全職員が、全寮のことについて知っているのである。だから、どこかの寮で無断外出や暴力等の大きな問題が起これば、捜索に行く者、当該寮に行ってその児童に話をする者等、別に役割が決められている訳ではないが、全寮が自然とフォローに入る。私の寮が荒れた際に、様々な方が様々な形でフォローして下さったことを、よく覚えている。ある先輩職員が、私にこんなことを話してくれた。「成徳学校で預かった子どもなんよ。あんた（の寮）だけが預かった子どもじゃねえ。みんなで見とんよ。だから、成徳学校の子どもはみんなあんたの子どもでもあるんよ」。成徳学校全体が自分の寮を支えてくれている。この精神が、成徳学校には脈々と受け継

がれ、そのまま児童の処遇につながっている気がする。

最後になるが、成徳学校では、集団処遇と個別処遇の間の境は、極めてぼんやりしている。集団処遇と個別処遇を語る上で、本文においても、「気がする」、「かもしれない」、「思う」など、言い切ってしまえない表現が多いのは、そのせいかもしれない。

（渡邊　将信）

◎D寮（男子）

成徳学校に勤務して十一年目を迎える。その間は女子寮を七年間担当した後に、男子寮の担当となって四年目となる。この度、原稿を書くに当たって集団処遇と個別処遇について考えてみたが、成徳学校に勤めるようになってからは集団処遇と個別処遇を分けて考えたことは特になかった。基本は集団処遇であるが、その中で個々を大切に見ていくことが成徳学校でのやり方なのではないかと思う。

昨年度、私の担当するD寮の様子は、とても落ち着いているとは言い難い状況で、無断外出の件数はさほど多くなかったものの、寮内での問題行動は多発していた。特に「イジメ」や「暴力」について、多くの時間を使って解決に取り組んできた。

四月当初は七名からのスタート。体格のよい中学三年生が、中学一年生相手に本気で腹を立ててしまうというとても幼い集団だった。どの子も感情を言葉で表現することが苦手で、どんな感情も「うぜぇ」「だりぃ」「分からん」で表現するため、児童間や職員との行き違いがたくさん起きた。思い通りにならないとカッとなって手を出してしまう。興奮がおさまり職員と話をすると肩を落として後悔し、涙を見せる。そんなことの繰り返しだった。信頼関係を深めることで問題行動を減らしていけるのではないか、ここで体験した信頼関係を退所後も作っていけたら社会でやっていけるのではないか、との思いで、暴力等の問

題行動があった時にはチャンスとばかりに個別で話をした。また、寮全体のミーティングでも繰り返し話をした。

特に粗暴だった中学三年生トリオ。三人とも中学校在学中での復学を希望していたが、出身中学校の受け入れ体制が整っていなかったり、家族の反対を受けたりするなど、家庭復帰はできなかった。運動や作業ではそれなりに力がつき、少しずつ成長もしていたが、寮長以外の職員への反発が起こりやすく、全体で取り組む運動場面で力を発揮できなかった。授業でも「あの子がいなければ」「あの子さえちゃんとしてくれたら」「一人だといい子なのに」という声を聞くことがあった。寮長との関係が深まれば深まるほど、他の職員との距離が広がっているように感じた。それでもいつか好転することを期待して、寮に健全な雰囲気が流れ続けるよう皆で取り組んだ。例えば、一斉授業を受けることが難しい時には小さな教室を借りて一対一で授業に取り組んだり、気分を変えて一緒に農作業をしたり、運動をしてみたりと、何かきっかけになればと続けてきた。

この子達が卒業する時には進路を決定して家族の元に返してやりたい。暴力を減らし、自分の気持ちを上手く伝えられるようにするにはどうすればいいかと頭を悩ませていた時、先輩職員から「一緒の布団で寝て、絵本でも読んであげられぇ」と一言。はっと気付かされた思いだった。集団の中でなかなか上手く適応できない児童に対して、まだまだやれることがある。試していないことがあると感じた。

その日から、授業の休み時間や寮での余暇時間を使って絵本の読み聞かせを行った。体格のいい中学三年生と寮長が一対一で読み聞かせをしている姿は、周囲から見れば滑稽に見えたかもしれない。それでも続けていると本を読んでいる私たちの周りに寄ってくる児童が一人二人と増えて、少しずつ大人の話を聞こうとする姿が見られるようになってきた。また、授業の内容がほとんど理解出来ず、自分勝手な私語や反抗を繰り返す児童の隣に椅子を置いて一緒に授業を受けた。初めは正しい姿勢で座ることから始め、上手く行かない時には別の教室を借りて一対一の授業も行った。特別粗暴だったFに付きっ切りになること

が多かったため、他の児童には申し訳なく思うこともあった。

全日本少年野球大会が終わり男子は柔道シーズンへと変わった頃、それまで集団の中で迷惑ばかりをかけていた中三トリオが変わり始めた。それまでも余暇の時間を使って柔道の指導を行いながら、「暴力」や「イジメ」について話し合ってきたが、なかなか改善されずにいた。そんな時、Fに柔道部の主将を任せ役割を持たせてみたところ、これまで集団の足を引っ張っていた子ども達が中心になって、柔道の活動を盛り上げた。決してレベルの高い柔道ではなかったが、大きな声を出して必死に取り組む姿は随分成長したように見えた。一度、柔道で自信をつけた彼らは、その他の活動にも前向きに取り組むようになり、周囲からも煙たがられることはなくなった。

これらの関わりがどれほどの効果があったのかは分からないが、彼らはゆっくりと力をつけ、自分の進路を決定し家庭へと帰っていった。D寮からは、この三月に五名の児童が中学校を卒業し家庭へと戻ったが、退所後も関わりは続いている。進学先や家庭での生活でも順風満帆という訳にはいかず、家族や本人が相談に訪れたり、電話やメールでのやりとりを行ったりがある。彼らとの関わりはここからが本当のスタートかもしれない。長い、長いアフターケアの始まりである。

成徳学校での処遇は、やはり家庭での関わりに近いものを感じる。特別なマニュアルがある訳ではなく、集団の中でしっかりと個別に関わることが集団にも反映され、お互いに成長していく関係。また、入所中にしっかりと関わったことが退所後のアフターケアに続いていく。

（新田　法子）

◎E寮（女子）

さて、今回は現在自分の寮運営において行っている、個別処遇と集団処遇について考えてみたいと思う。まず、個別処遇とは児童一人ひとりの個に応じた処遇のことである。では、いったいどんな場面で個別対応の支援が求められるのか。単に「個別対応」と言えば、集団の中から一人をとりだして、集団とは切り離して支援することのようにも思える。例えば、集団の中で大暴れする児童を集団から離して、タイムアウトを取らせたり、クールダウンさせてから話を聞いてやったりするのも個別対応であると思う。また、あるところでは規則を守らなかった児童をしばらく集団の中に入れさせないというやり方を行う施設もあるかもしれない。他にも、児童が職員と一対一で反省作業のようなことを行う施設もあるかもしれない。以前、成徳学校には（現在は存在しないが）行動観察室というものがあった。何かルールを破ったり、大きな問題を起こしたりした児童に内省を促す、一人部屋のようなものだった。いずれにしても、「個別対応」というと、ややペナルティ的な意味合いを持つものが安易に想像されやすい印象があるなと、私は感じることがある。ここでは、そういった類いのものではない個別対応の支援について考えてみたいと思う。

児童の施設生活は入所とともに始まる。学年に関わりなく、誰しもが始めは新入生である。いきなり児童の集団の中には入っていきづらいものである。よく新入児童は、児童居室でなく、寮長宅に「話を聞いて欲しい」とやってくる（そう言いながら単にテレビが見たかったり、職員宅のご飯を狙ってきていたりという児童もいる気がするが・・・）。入所前の話や自分の家族のことや趣味のこと、たわいのないことでもいろいろとよくしゃべる。そうなると、古くからいる児童たちも「私も、私も」と順番にやってくるようになる。一人ひとりの話に付き合ってあげるのが毎日の日課となってくる。しかし、そのうちに順番を待つのが面倒臭くなるのか、気がつけばみんなでやってきてわいわいと寮長宅で話をするようになる。やれテレビがどうだの、ジャニーズがどうだの、誰々の歌手がいいだの、もはや寮長、寮母など関係なく自分たちで好き勝手に話をしている。そうなるともはや職員宅でなくとも構わなくなるのであろう、みんなでこぞって児童居室に帰っていき、いつの間にか新入生も寮集団になじんで違和感なく自分の家かのよ

うに過ごしている。個別に対応していたものがいつの間にか集団に変化しているのである。

また、個別処遇をするよりも集団処遇をする方がよい場合もあるように思う。

例えば、児童が無断外出をした際、いきなり集団には戻さずに、個別で謹慎的な処遇を行うことなども結構あるのではないかと思う。私の寮の場合はあまりそれをしない。もちろん無断外出をすれば、捜索、保護には全力を尽くし、児童の話もきちんと聞いて事後対応もするが、帰ってくればすぐに集団の生活に入れてしまう。一度そんな私の寮の様子を研修で来ていらっしゃった他県の先生が見られて、「どうして無断外出した子を叱らないのですか。なぜ個別で反省をさせないのですか」と聞かれ、返答に困ったことがある。「そんなことをしていたらまた逃げられますよ」ともおっしゃられた。これには「そうなんです。よくご存じですね、その通りなんですよ」と自信を持って即答できた。ある児童はすでにこの一年間で九回もの無断外出を繰り返している。もうすぐ二ケタ勝利投手だ。しかし私は保護する度に特に罰を与えたり、個別にしたりはせず、すぐに集団生活に戻す。だいたい無断外出をする児童は、集団が苦手で一人勝手な生活がしたくて逃げていく。彼女らは成徳学校から逃げているのではなくて、弱い自分から逃げているだけである。集団生活が苦手な子に個別対応などしても意味はない。集団生活が苦手な子にこそ、集団処遇で支援してやるべきだと思う。個別対応などは先にも書かせていただいたとおり、日常的にすでに行っている。そうしてスモールステップで、毎日少しずつ一人一人に個別の支援を重ねておき、ここそは、という支援の勝負時や、ある程度能力が身についてきた頃には、まとめて集団での処遇をどんどん実践していくのが良いと私は考える。数え切れない毎日の個別対応が集団処遇に繋がっていくというのが、私の児童処遇の理想である。

そのためには、支援に当たってまずありきの個別対応が、懲罰的なものではなく、児童にとって温かいと感じられるようなものであったら良いなと思う。人間は一人では生きられないが、一人でも堂々とでき

る子は集団の中でも堂々とやっていけるものだ。とはいえ、やはり理想は理想であり、日々の児童処遇が全てうまくいくわけでもない。現実は甘くはなく、この私も、児童の対応に頭を悩まされ、毎日苦戦を強いられている児童自立支援専門員の一人である。

そういえば、先述した無断外出九回の児童は、最近私の所へやってきて「ここへ来てやっと夢が見つかりました」と微笑んでいる。ついこの前まで「ウチなんか一人でどうなってもいいんだ」と吐き捨てるように言っていたのが、いつの間にか大声で集団に混じってバレーボールをしている。もう成徳を出て行かない。行かないんじゃないかな。たぶん行かないと思う。まぁ、ちょっと覚悟はしておこう。願わくば、記念すべき十回目に成徳学校を出る時が、貴方にもうすぐ訪れる退所日のその時でありますように。

（田邊　直己）

◎まとめとして（成徳学校とともに紡いできたもの）

成徳学校は小舎夫婦制（三人制）で、勤務年数が十～三十五年程度の夫婦が施設内に七組、副寮長は一～二十年程度、家族ぐるみや単身で施設内居住している。四十代後半以降の職員は少なく三十代始めから四十代前半の職員が多い。また、夫婦制のみを経験した職員や交代制も経験した職員、転職してきた職員、元職員の子どもが職員になっている人もいる（二世・三世）等、いろいろな体験や価値観等のバックボーンが職員の中にある。

平成二十一年度からは学校教育も実施、中学校本校と小学校分教室を併設し、学校教員が十名前後通勤してきている。

定員は九十人で年度末には七十人程の児童数になる。男子は四か寮、女子は二か寮あり、その寮生活は

寮担当職員の個性や特性、価値観をかなり強く反映して運営されている。

○集団処遇と個別処遇について

個別処遇といえば特別処遇を意味するニュアンスがあるが、平成十年頃を境とし、成徳学校では無断外出が減少し、施設内の行動上の問題が様変わりした印象もあり、児童を寮集団の日課から分離して職員が個別・特別に支援するということはほとんどなくなった。その頃から大きなトラブルや無断外出があっても、即集団活動に戻すことも徐々に増えていった。それは、児童の起こす行動上の問題への見方・理解が変化したからだろう。以前の「良くないこと」「マイナスのこと」「許してはならないこと」という捉え方から、発達課題と捉え対症療法的な対処ではなく、日常生活の中で修得すべきことと考えるようになったのではないかと思う。

現在の成徳学校では、通常の寮生活や学校生活の活動の中で子どもに対して、個別処遇と集団処遇を密接に組み合わせて支援している。

児童の行動上の問題が生じた際の個別（特別な）処遇には効果が認められる。例えば、職員は処遇困難な時ほど、児童を否定的に見がちで肯定的な面や全体像を見失ってしまいやすい。児童の気持ちや生育歴、置かれている状況より職員の自己中心的な判断に陥ってしまうことがある。個別処遇で長い時間じっくりと関わることで児童の出すサインの意味が分かり、職員が真摯に自分の支援を顧みる等、より冷静で親身になれる。個別（特別な）処遇をすることにより、児童との心の距離が縮むことはよく経験することである。

さて、成徳学校には毎年数十名の児童が入所する。入所前に児童や保護者、児童相談所等が見学に来て、児童の実際の活動の様子や住まい等を見る。そして、成徳学校で暮らすことの意味や規則等の説明も受け

る。「もし入所となれば、自分の目標をしっかり考えてきてください」と伝える。

不安と期待を持ち、入所した当日から寮や学校の集団に入る。不安に浸っている間もなく、家庭ではしたことのない様々な当番活動、作業やスポーツ、勉強を始める。他児は新入生を歓迎し、いろいろ教える。味噌汁の作り方、野菜の種まき、セーターの編み方、洗濯物のきれいな干し方やたたみ方、やったことのない柔道の組み手、サーブの打ち方、バントのコツなど、一つ一つがやればでき、上手くなる。みんなと同じことができるようになった子どもは、目付き顔付きが活き活きし、自信がつき安定した暮らしをするようになる。特に目的志向的で、体を動かす運動や作業の場面では、比較的早く達成感を味わえる。

ところが生活場面の寮舎では、個々それぞれが本質的で、あるがままの姿を見せながら近い距離で生活しているため、当然些細に見える言動でも衝突が起きる。寮内でトラブルを起こさない児童は職員から信頼が厚いが、逆にトラブルを頻発する児童は「困る子」となる。また、徐々にトラブルが減った児童は成長したと言われる。

このように「処遇困難児童」について、集団処遇と個別処遇の重要性を特に感じてきた事例がいくつもある。

〈事例、Nについて〉

被虐待で発達障害を有し、集団内で他児の落とし入れ、いじめや暴力の激しい児童（N）を受けもった際、このままでは寮集団全体が壊れてしまうという危機を感じて、私は「三か月で、この子の心を友達や職員に向け、暴力を振るわせない」とNにも周囲にも宣言したことがあった。実際は半年かかった。周囲の児童は理不尽な暴力や暴言を受け、泣いたり飛び出したりした。Nの保護者はもちろん、被害をうけた児童の保護者にも説明や謝罪をし、子ども同士で何度も話し会いを行った。寮の児童は、職員の「暴力で

ない言葉で」という考えをそれぞれに共感・理解し、信じ期待をしてくれた。半年間の経緯を共に過ごした児童こそ私（職員）の理解者で協力者になってくれた。

Nの支援では徹底して集団生活の場で個別支援を行った。それは、平日の日課では他児と同様に行動するが、児童居室一部屋をNのために使い、夕食以降の余暇時間や休日などは、他児と関わらないで一人で過ごさせた。当初、他児はNからの威圧に何も言えないで耐えていた。「先生は口だけ」という反応だったが、職員のぶれない毅然とした「暴力否定」を徐々に理解し期待するようになった。Nは自分のいない場面で他児が楽しそうにしている姿をドア越しから見ていた。もともと一人が不安で誰かに依存し、仲良くしたかった、自分の弱さを見抜かれていじめられるのではないかと防御し、攻撃に出ていたのだろう。そのことを職員が言葉で気づかせようとしたが、なかなか自覚できなかった。集団に大変近い場所で他児と距離を持つことで、集団内での自分の姿を客観的に見つめることができる。その間、私たち職員はNと関わり、一生懸命、彼だけのための世話をし、信頼関係を結んでいった。三週間後、Nから通常の集団生活に戻り、みんなと仲良く生活したいというため、被害を受けた児童やこのことに協力した全員の児童と職員で、Nについて話し合いをした。しかし、他児から簡単には受け入れてもらえず、集団に戻るまでに三回の話し合いを行った。集団に戻ったNは以前とは全く違う生活ぶりを半年続け退所した。「暴力を振るわないで、言葉で解決できるようになったことが成徳学校で一番良かったこと」と言い、退所した。「一人を守ることが、みんなを守ること」。一人の成長を支えたことが、まるで自分が成長したかのように力を付け、集団の成長につながった。

〈事例、Mについて〉

Mは幼い時から施設を転々とし、職員や友人への暴言や暴力などさまざまな不適応行動を繰り返し、成徳学校へ入所した。全体で活動する作業やスポーツの場面では力を発揮し、周囲が驚くほど活躍すること

ができるようになった。しかし、受験や退所に向かう時期になると対人関係や自分自身の存在に苛立ちや不満をおぼえ、自分ではどうにもならない自分の境遇（保護者との関係の断絶）と不透明な将来、徐々に成長する友人と成長・変化できない自分というものへの不安、仲良くすることや甘えることも上手くできず、本児は職員や他児に攻撃的な態度を取るようになった。このような措置変更による入所児童は施設内に三十パーセント程度いるが、Mのような児童にどのような支援をすることができるだろうかと日々考えてきた。

苦境に育った児童の多くは独占できる人や物が欲しい。大人から与えられるべきものが少なすぎたから未だに満たされず、足りていない。ならば満たすことが一番の解決策であろう。では、職員はどんな方法で満たすべきか。愛情たっぷりの態度や目つき、声色で世話をする。時には厳しく説諭することもあろうが、その後を見守り、変化に気づき認め、児童が自分に注がれている愛を感じてくれるような関わり方でありたい。その子が大人になっても子どもの時に欲しかった気持ちをずっと不足のまま引きずるなら、与えられなかったことや与えてくれなかった人へのこだわり、怒り、攻撃を繰り返すのではないだろうか。児童間では、暴力を振るう子や意地悪いことをする子にも、「優しいところがある。寂しいからあんなことをする」と、同情や自分の昔を思い出し、その児童を自分のこととして感じられる児童もいる。

私たち職員は、基本的に平等な集団処遇の上に、一人一人に「特別な関わりをする」、オリジナルな支援（個別処遇）を組み立てなければならないと思う。特別な関わりとは、タイムリーで特別な時間や場面でその子のためだけに関わることである。個別の世話（愛情）なくして深い信頼は生まれてこないと思う。「人は、情で変わる」と、言い尽くされている。

児童が良い状態で暮らしている時にこそ、想定される問題を見据えた手当をしておくことが効果的である。注意や叱責や説諭を受け入れられるのは、気持ちが穏やかな時である。混乱時は誰でも、はらわたを煮え繰り返したような鬱憤を暴露する。しかし、時間が過ぎると収まり、自己嫌悪にさいなまれ、周囲か

らの孤立孤独を感じる。しかし、また人との関わりが欲しくなり、再度不適切な関わりを繰り返してしまう。だからこそ、職員は何度も何度もしっかり話を聞き、叱り、励まし、勇気を与えるために、その子だけのための時間や空間をつくり、場面を工夫し愛情たっぷりの世話をしてあげたい。

退所した子どもに聴けば、職員や友人と一緒に生活して、どんな気持ちで毎日を過ごしていたのかがよく分かる。

児童自立支援施設の児童の入所期間は長くない。成徳学校の平均入所期間は一年半程度である。その間、児童が期待に近い体験をし、自己評価を高め、知・情・意を育み退所することができるかと考えると、入所時に、職員は保護者や関係機関、本人から詳細で多くの情報を集め、時間をしっかりかけて親身に入所期間中に起こりうる問題や課題・改善点、本児の成長発達の方向性等を予測していくことが大切であろう。一～二年間の貴重な時間を預かるための初日の聞き取りは、支援内容や方向性が決定されるほど重要なことである。また、保護者・児童・関係者との良い人間関係、信頼関係を結ぶ大事な時間であり、今後の支援・協力に大きく作用する。ここに時間をかけなかったり後回しにしたり、過去の出来事として関心を持たないとしたら、職員はトラブル等を予測できず「突然」と捉えてしまい、指導困難児童というレッテルを貼りかねないこともあろう。しっかりとアセスメントしていれば、課題・問題の予想が立ちトラブルの回数を減らせ、児童に自信や喜びを実感させ、自立への不安が減り少しずつ希望へと繋がる。また、職員は児童と過ごす貴重な時間を、課題解決の方法や内容に常に敏感で丁寧に関わり取り組めるだろう。職員が児童の混乱状態や反抗を課題・問題の再認識できる時と捉え、支援を変更したり手厚くしたりあの手この手と取り組んでいるならば、保護者や関係機関は協力を惜しまないだろう。

子どもは、対大人との関係と児童間の関係とを行き来しながら、試行錯誤し実体験を通して確実な実力を身につけていく。職員は集団と個別の支援を有効に組み合わせ、児童が螺旋状に成長するよう工夫し、

限りない根気強さで支えることが責務だと思う。一人では上手くできないでもだえている寮生を、職員が必死で世話をし支えている姿を見た児童は、職員の人間性や愛情を感じ、もし自分がそうなっても先生はとことん助けてくれると信頼するだろう。この関わりが不幸の連鎖を食い止める力を子どもに与えられることに繋がっていくだろう。

近年、児童自立支援施設の原点回帰ということをよく聞く。原点の重要性に気づくことは大切だが、原点のとらえ方が人それぞれに違い、方法や内容に反映している。しかし、この施設の存在理由を問い直せば、原点のぶれは少ないだろう。私は「集団処遇の中でいかに個別に世話をするか（個別処遇）」ということが支援の根幹であると思う。

近年は、児童自立支援事業について様々な面から整備され、実践している我々もこの事業の理念や機能を学び再確認する機会が大変増えてきた。職員の成長が子どもを幸福に導く原動力だから、児童と同じように成長し続けたい。

（三木　美知）

特集⑥

児童自立支援施設における
個別指導と集団指導のあり方について

徳島県立徳島学院　課長（支援担当）　小林広明
男子寮寮長　竹内浩哉
女子寮寮長　島田新也

○　個別指導と集団指導は車の両輪によく例えられます。ちょうど学校における学級運営やクラブ活動の指導とよく似ていると思われます。個々の指導の成果が集合したものが集団であり、集団を指導していく中で、また個々の課題も見えてくる。そのように言えると思われます。

時間的な流れで見ると、徳島学院では、平成九年の児童福祉法改正以前の教護院の時代では、入所数も比較的多かったこともあり、集団をまとめ上げることに力を注いでいたように思います。集団をまとめ上げる中で個別の指導を入れていく、という手法がとられていました。集団の中での言・動をとらえて職員（寮担任）による面接指導を個別に行う。集団指導の枠の中に個別指導があり、個別指導の成果を集団の中で活かし、試し、その中でまた個別の課題が見えてくるという構図でした。もちろんこの個別指導（面接）にかける時間は非常に長く、大きな位置を占めていました。徳島学院ではこの構図は前述したように教護院の時代の特徴でしたが、児童自立支援施設の時代になってもしばらくは続きました。

しかし、平成二十四年度に大きな転換期が訪れました。児童と職員の人間関係が崩れ、指示指導に従わず、無断外出や対職員暴力が頻発し徳島学院が崩壊したのです。もちろん職員は指をくわえてみていただけではありません。勤務時間や休日に関係なく多くの職員が努力しました。それでも流れを変える状況にはなりませんでした。このときの苦しい経験を通じて、翌年度（平成二十五年度）にそれまでの指導内容を検討し、いろいろな面で変更・修正を加えていきました。さらに、指導・支援内容を整理・体系化する取り組みを始めました。国の運営指針やハンドブックをもとに新たな重点項目が設定されました。まだ途中ではありますが、この一連の流れを学院改革と呼んでいます。この時からより一層個別指導に重点がおかれるようになってきました。

ここで、徳島学院の個別指導がどのようなものか、寮の報告を紹介いたします。

徳島学院の個別指導

うずしお寮寮長　竹内　浩哉

Ⅰ　はじめに

平成二十四年度、徳島学院は前代未聞の大きな「荒れ」を経験した。次から次に発生する無断外出。器物損壊そして暴力行為の連鎖。入所児童から四名もの逮捕者を出すに至るまで「荒れ」はエスカレートした。入所児童の問題行動頻発の反省に基づき、また平成二十四年三月に厚生労働省から出された「児童自立支援施設運営方針」を踏まえ、院内に課題ごとのプロジェクトチームを設けて従来の学院運営を全面的に見直し、平成二十五年度から「徳島学院改革」をスタートさせた。その最重要事項として「個」を重視

した支援を取り上げ、これを「徳島学院改革」の大きな柱の一本として日々実践しているところである。

また、徳島学院では、近年、入所してくる児童の変容が顕著に見られる。それは、飲酒、喫煙、万引き、窃盗、深夜徘徊、暴走行為や暴力など、いわゆる「非行」のみが理由で入所措置となった児童がいないことである。こうした「非行」に走る根底に、被虐待であったり、様々な発達障がいを抱えて入所した児童がほとんどなのである。入所後、精神科医の面接で、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）の疑いがあると診断を受けた児童さえいる。全国どの施設の児童についても、おそらく同じような傾向が見られるのだろうが、だからこそ、「個」に応じた適切な支援がいっそう必要となってくる。

ここでは、「徳島学院改革」を踏まえ、徳島学院での「個」を重視した支援の状況を説明する中で、児童自立支援施設における個別指導のあり方についてお伝えすることができたらと思う。

Ⅱ　徳島学院での「個」を重視した支援の状況

一　児童一人一人の特性・発達段階を踏まえたオーダーメイドの支援

①「児童自立支援フェースシート」と「児童自立支援計画表」

児童が入所した時、措置権者からの援助指針票を基に「児童自立支援フェースシート」と「児童自立支援計画表」を作成し、支援方針会議や院内ケース会議を実施し、施設全職員及び分校全職員に対して周知し、「個」に応じた支援の徹底を図っている。

「児童自立支援計画」は、導入・順応期【入所一～三か月】、適応期【入所四～六か月】、安定期【入所七～九か月】、充実期【入所十～十二か月】、自立準備期【入所十三～十四か月】の五段階を設定し、各段階で、施設・寮生活、分校・学校生活、家庭・家族関係の三領域における支援の観点を明記し、児童一人

一人の特性・発達段階を踏まえたオーダーメイドの支援をし、プログラムを進めることができるよう策定している。

従来の自立支援計画は、帰宅訓練・学校実習の一セットの実施回数を条件として次段階に進んでいく内容であったため、ノルマをこなすことが第一目的になってしまい、児童が自身のよい変容（成長）に気づきにくく、自ら課題の発見や問題の解決に向けての努力につながらないという欠点があった。

そこで、帰宅訓練や学校実習の実施回数をステージアップの条件から外し、プログラムの各段階終了時に「ふり返り」を実施し、児童自ら、自分自身の成長に気づくことができるようにするとともに、「ふり返り」を通して自分自身を見つめ直し、自ら課題を発見し、問題解決のために努力できるように再スタートをする機会としている。

② 段階ごとの「ふり返り」

従来から行っている「小ふり返り」（毎日の反省会、生活日誌の記述、週間生活点検表の記入）や「中ふり返り」（一週間の生活点検表チェックと次週の目標作り、一か月ごとの寮面接等）に加え、段階ごとのふり返りを「大ふり返り」とし、「個」を重視した支援の柱として行っている。入所一か月（原則一日間）、入所三か月以降は、三か月ごとに、他児童と分離し、最長三日間職員がつきっきりで個別対応し、できたこととできなかったこと、かっこよかったこととかっこ悪かったこと等について、職員のサポートを受けながら児童自身が段階ごとに達成度をチェックする。

具体的には、日々の生活の中で良かったことを黄色のポストイット（金メダル）に、悪かったことを赤色のポストイット（レッドカード）に、それぞれ職員が記述し、ホールの壁に添付している。「中ふり返り」時に児童が一週間分の金メダルとレッドカードを整理し、分類して壁の自分のスペースにまとめて添付している。児童はいつでもそのポストイットを見るだけで自分の強み（成長）と弱点（課題）に気づくこと

ができ、わかりやすい支援、支援の視覚化を図っている。そして「大ふり返り」時に三か月分の金メダルとレッドカードを大きな模造紙に項目ごとに分類し添付する。さらに、毎日の生活日誌や週間生活点検表の記録、分校の授業評価、自己評価等の中から、良かったことを金メダルに、悪かったことをレッドカードに児童自ら書き込み、項目ごとに分類して、その模造紙に添付する。「大ふり返り」を通して、短期間では気づきにくい自分の成長の度合いを具体的に、しかも容易に実感することができ、自己肯定感の高揚と意欲の向上につなげている。また、レッドカードを読み返すことで、児童自身が、自分の課題は何なのか、どういうところが成長できていないのか理解することができ、次段階への目標設定と意欲の向上につなげている。

こうした「ふり返り」の手法は、作業を通じて職員との個別の信頼関係を強めることができる利点がある。また、支援の「見える化」を果たし、児童にとってわかりやすく、特に、発達障がいのある児童には非常に有効で、「支援のユニバーサルデザイン」と言えるものになりつつある。

③「ステージ表」

段階ごとの「ふり返り」後、児童の特性や発達段階に応じた「ステージ表」を作成している。寮生活、学校生活を送る上で、「ふり返り」を通して気づいた課題を克服するために、より具体的に、そしてさらに細かく実現可能な目標を設定し、スモールステップでも着実に努力ができるよう、努力の方向、内容を明確にする。前段階のステージ表も考慮して作成しているが、職員とともに考えながら、児童の特性や発達段階に即したオリジナル目標も設定している。

二　「気づき」を重視した懲罰色のない特別支援「特別プログラム」

従来はいわゆる「反省個別処遇」と称して、懲罰的色彩が濃厚なものであった。あらかじめ問題行動の態様とそれに対応する日数等を「反省基準表」に定め、罰則としての公平性と抑止効果を主なねらいとしていた。平成二十四年度、発達障がいがある児童には、自己肯定感の低下や自暴自棄感の増幅、強制への反発等により、逆効果となり、かえって反抗をエスカレートさせ、事態の収拾がより困難となる結果を招いた。

「徳島学院改革」で、「反省個別処遇」を全面的に見直し、問題行動を「自立」のためのチャンスと捉え、懲罰的要素を払拭し、「自制」や「気づき」を深める「ふり返り」として、「特別プログラム」を導入した。「特別プログラム」では、集団、他児童と切り離した環境で、問題行動を起こした原因とその時の感情や言動をふり返り、認知行動療法やソーシャルスキルトレーニング等も取り入れながら、具体的に「何があったのか」、「その時の気持ちはどうだったか」、「今後どうするか」について、職員が個別に児童と向き合い、じっくりと真剣に話をして、問題行動のまちがいに気づかせ、問題のよりよい解決方法と再発防止のための考えを深めさせている。

三　腰を据えた保護者と児童への自立支援

児童自立支援施設に入所してくる児童の家庭環境は概して複雑で、児童に家庭での教育が十分に注がれる状況ではない家庭が多い。親子関係が破綻してしまっている家庭さえある。徳島学院でも例外ではない。家庭支援の重要性は従来から認識しているが、多種多様の壁にぶつかり、現実の取り組みは計画性においても、組織としての取り組みにおいても不十分であったと言わざるを得ないところがあった。

そこで、「家庭支援」を院内支援の充実と並ぶ学院改革のもう一つの柱として位置づけ、個別の「家庭支援計画」を策定している。児童の状況・課題、家族と児童の関係・課題、家族間の関係・課題、関係機関の協力体制・課題を明確にし、それぞれの強みを最大限に活かし、一つ一つ課題を克服していく「個」に応じた支援の方向を定める。また、退所・退所後も見据えた長期目標を立て、その目標を達成するための短期的で具体的かつ実現可能な目標を保護者や児童の意向を踏まえながら設定し、その目標達成のための具体的な支援内容・方法を明記し、抜け目のない支援ができるようにしている。保護者はもちろんのこと、活用できる資源等から必要な最新情報を取得し、保護者・児童の自立をめざして強固な協力体制づくりに努めている。

良好な親子関係を再構築するために、毎月一回、一時間程度児童と会って話等をする「通常面会」を入所一か月後から始めるほか、児童の状況が良いと判断される段階であれば、半日程度の時間を児童と一緒にスポーツや作業等をする「活動面会」を行っている。さらに学院内宿舎（寮に隣接する職員宿舎）に泊まってもらい、一晩児童とともに生活する「宿泊面会」を実施している。「通常面会」、「活動面会」、「宿泊面会」を、段階を追って進め、効果的に組み合わせていくことで、児童にとって「院内」という環境の中に「家庭」を持ってくることができ、児童はいつも通りの生活をするだけで、児童自身の「成長」を自然な形で保護者に見せることができる。保護者も、児童の成長ぶりを実際自分の目で見て実感することができ、児童を認め、褒めることができ、児童との良好な親子関係を呼び戻すきっかけとなっている。また、「宿泊面会」では、寝食を児童とともにし、ゆったりと児童と一緒に時間を過ごすことで、児童との絆をいっそう深め、確かなものにできるほか、保護者に学院での支援方法を実際に見てもらい、子どもとの関わり方などを体得してもらうことで退所後の家庭復帰を見据えた家庭環境の再構築の一助ともなっている。

「帰宅訓練」は、退所後の生活を意識し、課題をもって実施するものとし、個別の家庭支援計画の一環として、長期休業中（春・夏・冬休み）に限って行っている。通常面会、活動面会や宿泊面会を段階的に

実施し、家庭訪問や保護者との話し合い等家庭支援を重ねながら、課題・目的を保護者と児童が共有し、家庭復帰を見据えた「訓練」として実施している。

従来の「帰宅訓練」は、入所から三か月が経てば帰宅訓練・学校実習の両方をセットとして毎月実施し、その実施回数が退所の段階に至る「指標」としての役割を果たしていた。しかし、児童には事実上ご褒美として機能しており、毎月の帰宅訓練に気が向き、「自分をよく変える」という腰を据えた「成長」や「自立」に向けた取り組みになかなか集中できなかったことや毎月の帰宅訓練・学校実習で持ち込む外部情報に児童が悪影響を受けることがあった。

そこで、帰宅訓練・学校実習を見直した。あくまで「帰宅訓練は、学院でいい子にしていることに対するご褒美ではない。むしろ家庭復帰するための試験である。」という概念を、保護者と児童に対し徹底し、児童と家族が一緒に過ごす時間を大切にする「帰宅訓練」となるよう個別の帰宅訓練計画を策定している。

四　学校実習

毎月の学校実習での小さな失敗を学校に指摘され、退所が延期されるなどし、その鬱屈から児童が荒れた経験を教訓として、従来のように「何回か試験的にやってみて」から、「学校実習」を原則「退所を前提とした」最終段階に行うことにしている。「学校実習」は、退所を見据えての、学校と児童との関係修復、学校の受け入れ体制の構築等を目的としている。原籍校には、児童の進路選択・進路決定が適切に行われるよう、進路相談の窓口になっていただいている。学校実習までに、毎月一回以上児童との面会に足を運んでいただき、進路相談、学習指導、場合によっては、児童と一緒にスポーツや作業に取り組み、児童とのよりよい関係作りに努めていただいている。また、学院の行事に参加していただいたりして、普段の児童の生活の様子を見ていただき、児童の課題や成長ぶりを体感し、学校復帰に向けた個別指導をしていた

だいている。

Ⅲ　おわりに

これまで、徳島学院での「個」を重視した支援の状況について説明してきた。「個」を重視し、児童一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援を進めるには「個」に即した個別指導が不可欠である。個別指導には、集団から児童を引き離して行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮して行う指導があるが、児童が集団に適応できない場合や、「ふり返り」や「特別プログラム」等では、集団から離して行う個別指導を採用している。集団指導の場面において個に配慮して行う指導は、例えば、朝の体操の時間に、児童が体操に集中できていないときに声かけをしてきちんと体操をやらせるといった指導である。集団指導と個別指導は車の両輪のような関係があり、どちらか一方に偏ることなく、その両方の場面でバランス良く指導すると、集団指導を通して個を育成し、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童の力を最大限に伸ばすことができると考える。

児童自立支援施設において、個別指導を効果的に進めるためには、まず児童を十分に理解することが何よりも重要である。措置理由、病気・発達障がいの有無、各種検査結果、行動特性、家庭環境および虐待状況、学校での状況、地域社会での状況などあらゆる情報を収集し、児童理解に努めなければならない。そして、日常生活を共にすることで児童と職員の信頼関係を構築していく必要がある。そもそも、入所児童は、大人不信に陥っている。その児童から信頼を得るには容易ではない。「ぶれない支援」を徹底するために、支援方針の統一と情報の共有（児童・家庭の状況確認）を大切にし、更には、職員同士の意思疎通、相互理解についても十分留意しなければならない。

○　以上の報告から、平成二十五年度から徳島学院がどのような個を重視した支援・指導を行っているのか、また行う上で大切なことは何か、おわかりいただけたと思います。

冒頭に書いたように、昔から個別指導には莫大な力を注いできました。公私の区別も付かないほど、児童の指導にのめり込んでいた時代があったという事実は忘れてはなりませんが、残念ながら徳島学院そのものに管理的・懲罰的な考え方が根底にあり、目的のためなら手段を選ばず的な側面があったことは認めざるを得ません。個を重視する上で改めなければならない点は、まずそこからの脱却であったわけです。そして、熱き情熱として取り組んでいた部分の「整理」と「体系化」、「専門化」です。個を重視するには、どこに力を入れ、どのような実践をしたらよいのか。そのためにはどれだけの力や熱量、職員体制が必要か、そういったことが徐々に形になってきました。徳島学院が、児童にとって育て直しの場となり得るために、一人ひとりにオーダーメイドの支援・指導をしていこう、ということが、具体的に形になってきたわけです。

では次に集団指導に移りますが、部活動の監督を通じ、また寮運営の面から集団指導についての報告を見てみたいと思います。

徳島学院の集団指導

あい寮寮長　島田　新也

Ⅰ　はじめに

児童自立支援施設における入所児童への指導は、集団指導と個別指導に大別できます。入所児童が多様

化してきたことと、児童一人一人の個性に合わせた指導が重要視されるようになった事で、個別指導に目がいきがちですが、児童が施設から退所して社会復帰していくことを考えたときに、社会生活に必要な集団的な行動がとれることやその基本となる考え方を身につけること、自分以外の人とほどよい距離感を保ちながら、円滑な人間関係を築いていく技術を学ぶために、集団指導は必要不可欠なものだろうと思われます。そこで集団指導のあり方について、いくつかの観点から書かせていただきます。

Ⅱ　観点別の集団指導のあり方

ア　施設のルール（決めごと）があることを最初に確認

集団指導を始める前に、入所してきた児童に施設には施設特有のルールがあることを確認・説明しておくことが重要です。児童がそれまで生活していた社会とは全く違うルールがあることを分かっておいてもらうことは、児童と生活していく中で良い関係を保つ秘訣です。ルール一つ一つを最初に確認する必要はありません。一つ一つルールを読み上げても覚えておく事はなかなかできないでしょう。大切なのは、その場その場で特有のルールがあるので自分流で考えないで職員のルールの説明をよく聞いてルールに従っていくことが重要だということを確認しておくことです。また、毎回その場その場でルールの説明はするので、絶対に忘れてはいけないことではないことも話しておきます。ただし、職員の言うルールが毎回違うものにならないように職員同士で確認しておくことが、大きな宿題です。

イ　モデルになる

施設に入所してくる児童に、生活・学習・部活動などの指導を行おうとしたときに、一番わかりやすいのは、誰かがモデルとして見本を見せていくことだと思います。職員がモデルとして見本を見せていくこ

とが基本になると思います。施設に入所してくる児童たちは、多くの場合大人に対する不信感をもっています。「自分の都合で子どもを苦しめた親」であったり、「口ばかりで、何も自分のためにしてくれなかった大人」に対してのマイナスイメージがとても大きいからです。

あいさつ・掃除・食器洗い・草抜き等、職員が見本を見せてある程度の時間をかけてできるようになるのを待つ、いい意味で児童たちが職員に勝ちたいと思うようになっていくような雰囲気を作っていくことが必要でしょう。

ウ　モデルにならせる

入所児童の中で、他の児童のいいモデルになれる児童が出てくることは、とてもうれしいことです。全てのことについて他の児童の見本になることが必要なのでなく、あいさつならあいさつ、掃除なら掃除の一芸で十分です。あいさつなら僕、掃除なら私と一つでも自分に自信を持つ児童が増えていくことで、集団自体のやる気も増してくると思います。何かでいいモデルになれるようになった児童のことを、集団指導の中でいい見本として紹介することは、できない児童への注意とか指導に使うのでなくできるようになった児童への純粋な評価として全体に知らせることで他児童へのいい刺激になると思います。そして入所期間が長くなるにつれてモデルになれる事が増えてくれれば、職員にとっても自分の指導が児童に伝わっているという実感を持てることとなります。

エ　一斉にする

児童一人一人の個性がそれぞれにあるとはいえ、全員がある一定以上のレベルでできるようになることも必要です。あいさつの仕方や声の大きさ・分校での授業の受け方・部活動での体操の仕方などは、個別練習や説明をして、全員で一斉にすることで自分のできた・できなかったの基準ではない全体の基準に気

づかせ、レベルを上げていくことが大切だと思います。長距離走のタイムなどと違って機械で測定ができないものなので職員の評価となるのですが、良いときは良い、悪いときは悪いと毎回先入観や思い込みをもたずに評価することで、児童に一定の尺度を持たせることができればと考えます。

オ　キャプテンとリーダー

集団指導の中で、児童のキャプテンやリーダーを決めることがあります。それが、児童に誤解され今までうまくいっていた児童が崩れていく原因になることがあります。一般的なキャプテンやリーダーに対するイメージを児童に持たせると、自分が仕切ろうとしたり、他児童へ過度の注意をするようになったり、職員よりも自分の方が上であるという考えになったりすることがあるからです。

ですからあくまで仕切るのも、児童へ注意するのも職員であるということをよく説明しておく必要があります。キャプテンやリーダーの仕事は、①号令をかけること　②良いモデルになること　③自分の背中を見せられるように他児童の先頭に立って職員の言うことをよく聞いて自分のできることをすること　④弱音を吐かないこと　です。これらのことを自分なりにやってくれれば十分です。元々部活動や掃除などで良いモデルになれる児童を指名することが多いので、何か自分が偉くなったように誤解するのでしょうが、信頼が大きくなって責任は重くなったが偉くなったのではないということをことあるたびに話すようにしています。

カ　見せしめにしない

集団指導の中で、職員が決してしてはいけないことがあります。それは、見せしめのために児童をしかることです。集団指導でやる気を出さなかったり、他児童と同じ事ができない児童については、個別に呼んで話をし、その後個別指導をするなどして、また集団指導に入れるようにしていくことで対処していく

ことが重要です。できる力があるのに、サボって力を出そうとしない児童には厳しい注意をすることもありますが、その児童なりに力を出してもどうしてもできなかったり、その時の精神的な不安定さで気持ちが前向きになれない時に、他児童への見せしめとして厳しく注意することは、児童の職員への信頼を失わせることになることを職員は、忘れてはなりません。

Ⅲ　終わりに

以上六つの観点で集団指導のあり方を考えてきましたが、これらの観点以外にも集団指導をしていく上で大切にしていかなければならない観点は数多くあると思います。それらの観点も考えながら今後も児童の最大の利益につながるように職員全員で努力していきたいと考えています。児童自立支援施設でのリーダーはあくまでも職員であるという意識を常に職員一人一人が意識して、自分の得意分野では自分が仕切って児童を指導していくぐらいの意気込みで、これからも児童と共に生活していきます。これからもご指導よろしくお願いします。

○　六つの視点から集団指導について述べられていますが、個別指導と異なるところは、集団という大人数をまとめあげるために大きなエネルギーがいること、一つのテーマ（例…和を乱さない）を持って指導に当たらなければならないこと、が挙げられると思われます。報告にあるように、集団の中でモデルやキャプテン、リーダーという役割・存在が形作られてきますし、個々人の蓄積された努力や、個別に持っている力、能力が集団の中で開花し活かされてもきます。しかし集団が形作られていく中で、集団とは人と人とのぶつかり合いでもあるので、さまざまな問題も生じてきます。それに直面した児童がその問題を克服していく課程でぶつかる壁がまた個別指導のひとつの課題・材料にもなるわけです。

個別指導は支援・指導の中核・中心です。寄り添いを基本に据えた育て直しの中核・中心です。問題を抱えて入所してきた児童の心をほぐし、信用・信頼というものを学ばせるために職員との人間関係を築きその上で自分を見つめさせ、自分と向き合い、自分というものを分からせる。自分の能力・力・資質・可能性・弱さ・克服すべき課題、そして、これからの生きる指針（目標）、そういったものを児童が自ら考えることができるように、職員の人柄と寮のチーム力で計画（自立支援計画）に沿っていろいろなテクニックを使い支援していく。これが個別指導です。

個別指導で得るものが集団の中で磨かれていきます。もまれていきます。集団生活の意義はそこにあります。他人との触れ合いの中で生まれる自我、自立心、そして協調性。この点に於いて集団生活は必要であります。昔から、「日本人は一人ひとりの力は劣っても、集団になったらどこの国よりも力を発揮する」と言われてきました。一人ひとりの力が集まり、グループ内に大きなエネルギーが発生します。それが個々の児童にとって大きな刺激となり、個別指導でつかんだものが、より具体性を帯びて得られるようになるのです。言い換えれば、個別指導は理論、集団生活はその理論が試される実践の場とでもいいましょうか。そういう意味においては教護院時代や平成九年の児童福祉法改正以前のありかた・考え方と大きく異なるわけではありません。むしろそれより、集団指導がどうあるべきかではなく、職員が集団をどう利用して個々の児童の利益にするのか、そのあたりが問題になってくるのだろうと思われます。その集団の場を取り仕切ることが職員から見た集団指導です。ですから職員にとっては集団指導には多大な労力が必要です。集団を指導していくテーマと個々の児童を観察する眼が必要となるからです。

個別指導の成果が集団生活の中で揉まれ、活かされ、それがまた個別指導の材料・課題になる、というのがあるべき姿とは考えますが、今は多種・多様な問題を抱えている児童が増えています。必ずしも集団指導がなくてはならないもの、ではなくなってきている現実があります。または集団指導ができない現実があります。集団生活・集団の場になじまない児童が増えてきているというのが現実だからです。各施設

とも同じ悩みを抱えているのではないでしょうか。

集団指導は児童自立支援施設の専売特許でしたが、今後は（というか、すでに）集団の指導になじまない児童と集団指導、というテーマがこの施設の大きな課題であると思われます。全児協（企画推進委員会）での取り組みも参考にして、また、諸先生方のアドバイスもいただけたらありがたいです。基本をはずさず、共にコツコツと前進していきましょう。

特集⑦

自分をみつめ、自分に気づく

鹿児島県立若駒学園　指導課長　中島秀弘

Ⅰ　はじめに

私は今年度、十四年ぶりに三回目の若駒学園の勤務となった。学園内には分校が開校し、寮舎は男女各一寮の中舎制となり大きく様変わりしていた。児童福祉法も改正され、各種研究会報告を踏まえて「児童自立支援施設運営ハンドブック」（以下ハンドブックという）も改訂されていた。寮舎に寝泊まりしている時は、ハンドブックは本棚の肥やしとなっていたが、さすがに状況の変化を把握できないため、「何が変わったのか。何が変わっていないのか」ハンドブックを何回も読み直しながら、児童自立支援施設について私なりに考えてみた。

本題に入る前に、今年三月まで一緒に働いていた同僚M氏のことを紹介したい。

Ⅱ　アルコール依存症から脱却を目指している同僚の事例

私の同僚M氏（五十七歳）はアルコール依存症と闘っている。この病気は本人のみでなく、家庭も巻き添えにしてしまう。M氏も例外ではなく、家庭も崩壊し、職を失う寸前の状態であった。

一　彼自身の認識と変化のきっかけ

彼の飲酒は日々エスカレートしていた。朝起きられずに出勤が遅れることも多くなった。飲酒して警察のお世話にもなった。処分も受けた。職場の上司や仲間が何回も家に足を運んだ。彼の父親は、居酒屋で飲みつぶれている彼を迎えに行くことが日課となっていた。彼も「酒をやめなければいけない」という認識は持っていた。

しかし、彼は飲酒をやめることはできなかった。彼は、このまま飲酒し続ければ退職という状況に追い詰められた頃、ようやく先輩からの説得を聞き入れ、アルコール専門病院への入院を決意した。

彼は入院した病院で治療を受けながら、「ＡＡ」（アルコホーリクス・アノニマス）（アルコール依存症からの回復を目的とする集団・組織）に出会った。「ＡＡ」は同じ問題を抱える仲間が集まって体験談や悩みを話し、聞き、そして共感することで、依存症から回復することを目的とした集団で、集団精神療法のひとつとして位置付けられている。「ＡＡ」との出会いが彼に変化をもたらした。彼は、三か月の入院生活を経て職場に復帰したのである。

二　断酒はなぜ継続しているか（継続したか）

アルコール専門病院での入院や「ＡＡ」に出会っても、再び飲酒してしまい、入退院を繰り返す患者が大多数である。彼は断酒して九年が経過しようとしているが、なぜ断酒できているのか。私なりに整理すると以下のことが言えるように思う。

①彼は、入院中に自分がアルコール依存症であるということを認識した。そして、自分の病気のことを

勉強した。

②精神科に入院したということで自分のプライドが大きく傷つけられた。（これ以上のどん底はないと思った）

③親戚や地域や行政の人たち大勢に迷惑をかけたので恩返しをしないといけないと思っている。

④自分と同じ病気で苦しんでいる人を助けたいと思っている。

⑤自分にとってアルコールは「毒」を飲むのと同じと考えている。

⑥彼はパチンコに行かない。（パチンコをした後、居酒屋に通うという入院前の習慣を変えた）彼は、アルコールの入ったチョコレートも料理酒を使った料理も今は一切口にしない。アルコール依存症の治療方法は「飲酒しないこと」のみである。

三　現状

彼がこう考えるようになったのは、入院中の医師をはじめとする医療機関スタッフの支援と「ＡＡ」との出会いである。そして、退院後に受け入れてくれた職場の仲間たちの支えが大きい。もちろん家族の支援も続いている。彼は今も「ＡＡ」の活動に参加している。アルコール依存症の弊害なのか否かは不明だが、彼にはいくつかの特性がある。「新しいことを記憶することが苦手である」「基本的なことを繰り返せば理解することはできるが、数日経過すると思い出すのに時間がかかる」「他人と話す時に極端に緊張する」「些細なことに固執する」そのため、職場の仲間に迷惑をかけたり対人関係のトラブルもあったりする。仕事を辞めたいと、自分の不甲斐なさに涙を流すことも何回もあった。その度に同僚の声かけや応援があり、職を失わずに今も踏ん張っている。彼の言葉を紹介したい。

「私は生涯飲まないとは言っていない、今日一日は飲まないと心に決めているだけである。飲酒しない

ことで、自分の希望であった福祉の仕事に関わることができた。可愛い娘と食事をしたり買い物に行ったり父親らしいこともできるようになった。こんな人生が待っているなんて夢にも思わなかった。だから、私は毎日感謝の思いで一日を終え、自分を褒めるようにしている」（彼は独学で社会福祉主事の認定資格を取得して、ケースワーカーとして業務に従事した）

私は彼をこれからも応援し続けたいと思っている。

四　考察

児童自立支援施設の支援とアルコール依存症を同じレベルで議論することはできないと思うが、社会復帰し、人らしく生きるために、専門的な治療・支援を受け、その環境の中で自己の変革を決意し、社会復帰後も強い信念と周囲の支えにより一生懸命もがいている彼の姿は、学園に入園してくる子どもたちや学園から巣立っていった子どもたちの姿と重なる部分があるように感じる。

Ⅲ　若駒学園の実態と特徴について

昭和六十二年の痛ましい事件から二十八年が経過しようとしている。若駒学園の理念は「Withの精神」（共感）「Learningの精神」（共育）「Teamworkの精神」（共働）である。この理念に基づいて支援ができているのか、常に振り返りの日々である。

一　概要

若駒学園は、男子寮一か寮、女子寮一か寮の計二か寮の交替制、定員は四十名である。中舎制であるが入所人員の実態は平成二十六年度の月の初日在籍児童数の平均で男子寮十・八人、女子寮三・〇人となっている。公教育は、平成二十年四月から分校・分教室が開校し、八年目を迎えており、現在七人の専任教諭が配置されている。寮職員の勤務の帯としては一週間に二回の泊まり（十五時間三十分×二回＝三十一時間）と日勤（七時間四十五分）を組み合わせて週三十八時間四十五分の労働時間となっている。

二　二十六人の国立武蔵学院養成所選科生の存在

鹿児島県には国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の選科生として一年研修または半年研修の経験をした二十六人の職員がいる。

これは、昭和六十二年の事件の後、「牧ノ原学園対策委員会」の提言を受けて、昭和六十三年度から毎年二～三名の職員を派遣した実績である。また、平成十四年度からは児童自立支援員（後に福祉職採用と採用区分は変更）を採用することとなり、養成所を卒業した新規採用者もこれまでに延べ六名が配置されている。今では、退職した職員、児童相談所や県庁福祉関係部局で働く職員、福祉とは全く関係のない部局で働く職員、数か所の人事異動を経て学園に帰ってきている職員など様々である。

三　常時二名以上の職員体制

特徴のひとつは、二十四時間常時二名以上の職員体制を確保しているところにある。平成二十年に小舎

制から中舎制に移行する際、人事異動で児童自立支援施設に初めて勤務する職員の精神的負担軽減、行動上の問題が起きた場合の危機管理という側面から確保した人員体制である。結果として、寮長以下各寮八人体制となっており、あらゆる生活場面に複数の大人が対応できる体制が確保されている。

四　語り込み

若駒学園の職員・児童の共通の文化として「語り込み」とよばれるものがある。子どもから「先生、今日、語り込みはしないの」「次の泊まりの時に語り込みね」と予約が入ったりする。元々は、行動上の問題があった時の個人面接を指していたようであるが、いつしか職員と子どもとの面接のことを言うようになったと聞いている。「語り込み」という言葉は、面接という硬いイメージを払拭する役割を果たしている。

Ⅳ　個別指導と集団指導のあり方についての考察

学園生活は、集団生活や集団行動によって成り立っているが、職員が集団指導をしているという実感はあまりない。個別指導についても、無断外出等の行動上の問題が起こった場合の特別支援日課を個別指導とは呼称しているが、日常的には使用していない。平成十一年に発行されたハンドブックには、自立支援の技術として「個別的指導」（生活場面面接とカウンセリング）と「集団的指導」（グループダイナミックスとスポーツ活動）について記述があるが、平成二十六年発行のハンドブックには用語自体が使用されていない。なぜ今回の非行問題のテーマとなったのか、十分理解できていない状況ではあるが、あり方について検討してみたい。

施設における自立支援については「一人ひとりのニーズをとらえて自立支援計画を策定し（オーダーメ

イドの自立支援)、ケア・支援の連続性・一貫性を保持する。その際、支援する立場は「共生共育」であり、施設にある人的・物理的・空間的・時間的構造をはじめ、すべての支援が支援的・教育的・治療的に行われなければならない」と要約される。指導の基本的姿勢である「共生共育」についていくつかの視点で検討したい。

一　指導は欲張らない

学園に入所してくる子どもたちは、入園するまでに多くの大人から説教され、指導されることに慣れてしまっている。自分の行動に対して「何が悪かったか」ではなく、指導を受けているその場を「どうしのいでいくか」ということを考えてしまい、指導効果が半減することはよくあることである。

指導する側が思いを伝えることに一生懸命になればなるほど、子どもに伝わっていないことが多い。三つ伝えたければ二つ、二つ伝えたければ一つ、基本的に欲張らないことが大切である。

二　ちょっと待つ姿勢

子どもとの関係がうまくいかないような場合に、答えを早く求めようとしないことが大切である。しばらく時間を置くことで、冷静に考えられようになることも多々ある。子どもから無視されることほど辛いことはないが、そんな時は同僚に弱音を吐くことが一番である。同僚の応援を貰うことに躊躇は不要である。交替制職場の場合は思いきって次の勤務者に引き継ぐことも選択のひとつである。

三　指導的色合い（タテ関係）の強い場面

服装・整理整頓・食事マナー・言葉遣いなどの「しつけ」と言われる部分や日課をリズミカルに進行するための声かけなどは、職員の指導的要素が強い場面である。

そういう場合においても、「なぜそうしなければならないのか」子どもが納得できるような話し方や「職員自らしてみせる」という手法を使ったりして、様々な方法で子どもたちにアプローチを試みることとなる。学園の支援はとにかく時間がかかる。時間をかけた分だけ結果に繋がる。近道が効を奏する時もあるが、大方は危険と思った方がよい。子どもは言われたことを機械的に処理することになり、子どもの気づきに繋がっていきにくい。急がば回れの考え方である。

四　集団について

集団生活をとおして、子どもたちは自分の存在を認識し、その中で自分の課題にも気づいていく。安定した子ども集団を維持することは理想であるが、人間関係を苦手とする子どもが多いほど、集団の安定を維持することは難しい。よりよい集団とは、「受容的機能・相互支援機能・問題発生抑制機能」をもった集団であると言われるが、理想的な集団を求めすぎると不具合が生じてくる。集団は「個を確立」するための手段であり、集団の質の高まりは「結果」だと考えれば、自然に力は抜けていくのではないだろうか。

五　特別支援日課について

行動上の問題が生じた場合の特別支援日課は、個別指導の代表的場面と言える。「自分の行動を振り返

ることや、今後の学園生活を前向きに送るために時間をかけて考える必要があること」など、子どもに説明し納得した上で実施しなければならない。最初は「自分の行動の後始末をしなければならないので仕方ない」という考えから子どもは指導を受けることを承諾するかもしれない。しかし日課を消化していく中でその気持ちに変化が現れてくる。

特別支援日課は「静かに考え生活する時間」である。職員は一対一で子どもと行動を共にする。また、子どもが書いた作文が上辺だけのものとならないように深まりを追求し、個人面接を繰り返していく。特別支援日課の取り組みを行う中で、子どもたちは、自分を振り返り、自己肯定感や達成感を感じていく。自分で考え、自分で答えを導き出す環境を提供することが特別支援日課であり、目的は「子ども自身の気づき」であると考える。

ある卒園生に「特別支援日課」について尋ねたところ、「当時は廊下拭きやランニングに何の意味があるのか分からなかった。罰だろうと思っていた。でも指導を終える頃には、達成感を間違いなく感じていたと思う。ひとりぼっちになることで、親のことや将来のことも考えたような気がする。自分の心と向き合えたように思う」と感想が聞けた。卒園後十六年が経過している卒園生であったため、思い出として美化されている部分も多々あるとは思うが、特別支援日課は、日課の内容というより、子どもと職員が真剣勝負で臨む姿勢が問われる場面だと思う。

六　指導ではなく「共生共育」

日常的な学園生活を振り返ると、今日一日の出来事の報告、食事メニューの話、昨夜見たテレビの話、家庭のことなど職員と子どもとの何気ない会話が中心にある。そこには指導する者と指導される者という感覚は存在しない。

「共生共育」は、指導ではなく共に汗して共に学び合う姿勢、相互に権利を尊重するというヨコ関係を基軸にした関係である。そういう意味では、学園においては、指導という要素が弱まっていくことが理想なのかもしれない。職員の熱意やあきらめない気持ちは、子どもにはいつの間にか伝わっている。「あの先生はすごい」「先生たちはすごい」子どもたちは言葉で上手く説明はしないが、心や体で感じているように思う。反対に、信頼関係ができていると思っていても裏切られることは学園では日常茶飯事である。特に「あの子は大丈夫」と思っていた子どもの無断外出は、職員への衝撃が大きい。支援する側の意欲が無くなってしまう事にも繋がるため、ある程度は想定しておく必要がある。支援を担うのは職員である。自分も不完全な人間であるということを自覚し、肩の力を抜いて「共に生活しながら愛情によって育ちなおしができる場所をつくる」それも共生共育の考え方だと思う。

七　支援技術としてのスポーツ活動について

集団指導の典型的な例がスポーツ活動であると思うが、学校の部活動と違い「得意としない、やりたくない子ども」に対して、無理やりやらせるのではなく、子どもに「やりたい」「やってみる」という気持ちを感じさせられるか、そこに難しさがある。どのような働きかけをすれば動機付けができるか、子ども自らが進んでグランドに立ったり、ラケットを持ったりするのか。そして練習への意欲を維持するのか、まさに学園や集団の雰囲気が重要であり、職員の試行錯誤や粘り強い支援技術が問われてくる場面である。

スポーツ活動の良さは勝敗よりもそこに至る過程とよく言われるが、学園の子どもだからこそ、その考えがあてはまるように思う。「練習に参加しない子どもに対する寮生の声かけ」「途中で道具を投げ出してしまう経験」そんなことを繰り返しながらも、自分にできることをやろうと決意し、取り組むことができれば、子どもたちが自己肯定感を感じることができ、達成感や連帯感も同時に得られていくものだと思う。

所謂「巨人の星」世代の根性論とは違い、「キャッチボールができるようになった」それだけのことで、子どもたちは自分にもできるという自信を感じることになるのではないだろうか。ハンドブックに支援の方法論として特記されていないが、余暇活動としてではなく、学園におけるスポーツ活動の意義を是非検討すべきであると考える。

V　おわりに

学園に入園してくる子どもたちは学校・家庭・地域で何回も注意・指導され、「自分が悪いことをした」「周囲に迷惑をかけた」ということをある程度認識している。その度に謝罪をしたり反省文を書いたりしてやり直しを決意するが、結局失敗し学園に入所するという経過をたどっている。児童自立支援施設への入所はまさに立ち直りのきっかけである。

子どもたちは入所時に「自分が変わらないといけない」という決意をする。それは、最初は小さく頼りない。その小さな決意を学園にあるすべての力を利用して少しずつ大きくしていこうとするところに施設の役割があると思う。

子どもたちは学園生活を送りながら、自分を振り返り、自分の課題に気づき、そして克服し、少しずつではあるが確実に変化していく。そして、社会に自立していく。しかし、その道のりは険しく決して平坦ではない。いつか将来、人生につまずいた時に、学園生活を思い出して何とか乗り越えてほしい。幸せな人生を送ってほしい。学園で働く職員の共通の思いである。

児童自立支援施設運営指針に掲げてある六つの目標は、人が生きる上でとても重要なことである。ハンドブックの十五章にある専門的態度はとてもハードルが高い。私自身こういう人間性が身についているかと問われれば疑問を感じるところも多い。子どもと同じ時間を過ごす。子どもと向き合う。子どもをしっ

かり観察する。子どもと一緒に汗をかく。子どもに関わる。子どもを褒める。子どもを理解する。そんな事を思いながら子どもと接する日々が続いている。子どもと生活を共にしながら支援を行っていくのは人である。「共生共育をする大人」、適時適切な応答コミュニケーション、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者としての人間性、そんな職員を子どもたちは必要としている。

子どもも職員も「自分をみつめ、自分に気づく」それが児童自立支援施設であると思う。

特別寄稿 ①

支援者のあり方と子どもたちが求めているもの

児童養護施設　田島童園　施設長　下川隆士

はじめに

私が勤めてきた、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設で、それぞれの施設に入所している子どもたちの被虐待率を丁寧に調べたところ、それぞれの連盟ごとに発表されている平均数値よりも高めの値が出てきました。今勤めている児童養護施設では九十％を越えております。大阪という地もあってか、他の二つの施設でも八十％を越えていました。また、それぞれの施設に入所している子どもたちの家庭的基盤に大きな差はありませんでした。違いがあるのは、子どもが抱えている生きづらさや発達障害の値においては、それぞれ十％前後の差があったことです。一番高いのが情緒障害児短期治療施設で四十％前後です。以下、児童自立支援施設、児童養護施設の順になっています。

近年の心理科学や脳科学などの発達によって、虐待が心身にあたえる影響や生きづらさを抱えた子どもへの支援のあり方が示されてきており、伝統的な児童自立支援施設の支援についても見直しが求められようになってきています。子どもたちの児童自立支援施設での在園期間が段々と短くなっている反面で、行政や関係機関などから支援プランや解析された支援効果などについての資料を求められることが多くなっています。

しかし、どうでしょうか?専門化された支援プランがあったとしても、支援していくのは職員です。子どもたちは、自分に関わる大人がどういう姿勢をもっているのか、自分たちのことをどう見（観）ているのかなどを鋭く見ています。その判断によって、子どもたちの生活姿勢も変わっていきます。それは今も昔も一緒です。そこで、最初に、子どもに関わる者として、我々が押さえておかなければならない点について、私なりに思ってきたことを記し、次に、子どもたちの作文や手紙などから、マズローの「欲求の階層」をもとに、支援のあり方について考えてみたいと思います。

Ⅰ．子どもに関わる上で我々に求められること

（1）「ギブ アンド ギブ」

人間の「思い」というのは不変でしょうか？　熱いカップルでもちょっとした歯車のズレから憎しみ合うようにまでなってしまいます。人間の心は移ろいやすく、弱く、傷つきやすいものです。深く傷ついた子どもたちもトラウマからの回避や逃避をして防衛していますし、抱え切れない出来事が起こると解離をして自分を守ります。職員はどうでしょう?子どもたちは、これでもかこれでもかと関わる者の気持ちがしんどくなるような言動を出します。職員の努力も、足し算のように「1＋1＝2」とならないことが多いのです。時にはマイナスとなって出てきて、不適切な表現かもしれませんが、「裏切られた」という思いになったりします。それが現実なんです。福祉の世界でなぜあれ程メンタルヘルスの研修が開かれているのでしょうか。職員の自尊感情を潰されていくことが多いからです。

悲しいことに、やがて職員の中には、「ここに来る子は・・・」とか、「なんぼしてもいっしょや・・・」とか、「あの親のもとでは・・・」と、あきらめたり、蔑みをしたり、自分たちとは違うと分類したりして、自分が傷ついていくことを防ごうとしていきます。当然、人によって傷ついてきた子どもたちは、職員の

心を読みとることにおいて鋭いものがあります。子どもたちへの蔑みや熱意のない対応は、子どもからの蔑みや不信感、ときには、「反抗」となって返ってきます。そうなってしまっては、いくら専門性の高い支援計画を立てていても意味をなさないのです。

世間一般での他者との関係は、「ギブ アンド テイク」です。そうでないと長く続きません。ごく親しい友達との間でも、一方が一方に与え続けることはないのです。相互にみ返りを求めあっているのが常です。しかし、私たちに求められていくのは、この「ギブ アンド テイク」ではないのです。

問題を抱える子どもたちの回復教育に長年取り組んだサリバンは、「ギブ アンド ギブ」と言っています。職員と子ども相互の愛着関係の成立によって、人としての「土台」ができるまでは、どんなことがあれ、支援という文字に表されているように、支え、与え続けていくことが必要なのです。

（2）子どもの理解～その一

次に問われるのが、職員の子どもに対する理解の仕方です。ただでさえ大人は子どもを未熟な者として下に見ます。加えて、先程も述べたように、人の意を解さない言動などによって段々上からの目線になっていきます。そこで大切になってくるのが、「自分自身が、子どもたちと同じような生育体験をしていたらどうなっていたのだろう」という、自分への問いかけです。答えは明確です。「自分も子どもたちと同じように問題を抱え、同じように周りの人を困らせていた」と、言いきれるのです。支援職員の中に、「私は違う」と、明確に言える人がいますか？この自分と、子どもたちを同じ人間として見ていけることはとても大切だと思っています。子どもが問題を起こしたとしても、子どもそのものを否定することなく、「その行為はＮＯ！」と、厳しく叱ることもできるのです。そういう見方や思いをもって子どもたちに向き合っていけば、子どもたちも反発しないのです。

（3）子どもの理解～その二

二つ目の理解は、散々問題を起こしてきた子どもであっても、我々職員と同じ願いを持っているという認識です。私は、成年に近い年齢で、しかも、犯罪内容の重い少年を対象とする奈良少年院の分類課で短期間勤めたことがあります。少年院への入所も二度目で、多くの事件を起こして入ってきた少年に面接した際、「こんなこと繰り返していたら周りの人からは避けられるようになっていたやろ？」と質問すると、「ハイ」と認めるのです。そこで、「人に好かれるのと、避けられるのではどっちがええのや？」と聞いたのですが、その少年は、「好かれる方がいいです」と、すぐ返してきました。その後も、児童自立支援施設にいる子どもに聞いたり、情緒障害児短期治療施設にいる子どもにもそのような質問をしてきましたが、答えはみんな一緒でした。誰一人の例外もなく次の答えを返してくるのです。

「相手してほしい　好かれたい　愛されたい　褒められたい　認められたい　喜ばれたい　役にたちたい　大切にされたい　受け入れられたい　活躍したい　人と仲良くしたい　自分を大切にしたい」

子どもたちだけでなく、職員も、この私も、皆そうありたいと願っているのです。

（4）我々に求められるのは執着心

私は社会的養護に関わる五つの施設で勤めてきました。素晴らしい実践をしている職員に何人も出会いました。それらの職員に共通しているのが、「何としてもこの子を育ててみせる」という強いこだわりです。世のほとんどの「親」と「子」は血でつながっていますし、愛情でつながっているからこそ、親の悪口を並べていた子どもが、親のちょっとした変化でコロッと変わるのです。それに比べ、入所初期の子どもと担当職員らの関係と言えば、「この子は自分の寮にくる順番だった」という因縁でしかありません。子

どもの方は誰も望んで来ていないのです。しかも、最初の頃は、職員との距離を取り、内心を見せないようにしています。担当者への信頼などというものは微塵もないスタートですし、職員の方も、最初から可愛さがあるわけではないのです。我々に必要なのは、子どもの態度がどうであれ、「自分（達）で何としても成功ケースにする」という強い執着だと思うのです。このこだわりは、子どものその後に山あり谷ありの生活があったとしても、あきらめ切れない糸として職員にからまってくると思うのです。言葉で言えない程の職員の苦労の連続も、子どものちょっとした成長や仕草が見えてくると、喜びに変わります。そんなことを繰り返しながら、ずっと先には、ニコニコと見守っておればよい日も来るかと思うのです。

福祉や教育の世界で目覚ましい実績を残してきた人たちの著書に、「困難こそは恵である」とか「困難は神が与えてくれた恩寵的な試練である」という意味のことを書いてあります。問題を起こし続ける子らを、「何としても自分の手で・・・」とこだわるゆえに、人に教えを請い、本を読み、どうしたらよいか考えていくと思うのです。それが「実力」となって自分に返ってくることを先人たちが言っているのではないでしょうか。

Ⅱ．子どもたちの態様をどう理解し、どう改めるのか

（1）子どもたちに必要な支援とは

次に問われることは、入所している子どもたちが日々の生活の中で見せる特性や態様を、我々がどう見（観）ているのかということです。

子どもたちの言動は、内面のあり様を物語るものであり、非行としての「問題」は、その内面の氷山の一角でしかありません。阿武山学園で寮担当をしていた時、よくこんな思いになったことがありました。「ここに来る子は、何故こうも人の心が分からないのだろうか・・・」、「ここに来る子は、なぜこうも思いが

通じないのだろうか・・・」、「ここに来る子は、なぜこうも目先の快を求めるのだろうか・・・」などです。今子どもたちと向き合っている職員たちもそう思うことが多いのではないでしょうか。

大切に育てられてきた子どもたちは自分を大切にしますし、「他者信頼・他者肯定」という、受け取る土台が育っているので、注意を受けてもすぐさま改めていくことができるのです。我々が預かっている子どもに、「人を大切にしろ！」と叱っても、大切に育てられていないので、どうすることが大切にすることなのか分からないのです。

子どもたちの、「他者不信・他者否定」の構えや認識が変わっていかない限り、注ぐ思いや使うエネルギーのロスは大きいと思うのです。例えば、職員が子どものことを思って「注意」したとしても、子どもたちが「うっとおしい」と思っていては、積み上がっていくものが何もないのです。

そこでまず、職員側に求められるのは、子どもから出ている言動や問題に対して、何故そういったことになるのかという視点で見ていくことだと思います。具体的に上げてみますと、

①人に冷たい子は、暖かな関わりを十分に受けてこなかった子
②人に嫌なことをよくする子は、嫌な（望まない）関わりを多く受けてきた子
③すぐ文句を言ったりする子は、些細なことで責められてきた子
④何かと手がかかる子は、十分に面倒をみてもらってきていない子
⑤「お前に何が分かる！」と突っ掛かってくる子は、気持ちを理解されてこなかった子
⑥「うざい！ほっとけや！」と言い返す子は、大人の関わりはもうコリゴリだと叫んでいる子

と理解することができます。そうすると、子どもに必要とされる支援がどんなものかもはっきりと見えてきます。

前記の
①の子には、暖かく包み込むような関わりを多くしていくこと

②の子には、子どもにとって心地よかったり、受け入れやすい関わりをしていくこと
③の子には、言い分を丁寧に聞いていったり、気づきを大切にする関わりをすること
④の子には、生活の中で関われる時間を多くしていくこと
⑤の子には、責めるより、よ～く耳を傾けていくこと
⑥の子には、責めるより、気づきやポジティブな方向を一緒に考えたりしていくこと

となるのではないでしょうか。

（2）言動を修正できていく関わりの大切さ

子どもたちは深い哀しみを味わってきています。心で願っているようなことがどこまでも叶っていかないのです。

・人の愛に飢えながら、実際には愛されないような言動を繰り返していきます。
・周りから受け入れられたいと強く願いながら、実際には避けられてしまっていく態度や言動が実に多いのです。
・周りから評価されたいという思いを持ちながら、実際には迷惑がられるような言動をしていっているのです。
・信頼ができる仲間が欲しいと思っていても、周りにいるのは力関係を見て動いたり、いつ裏切られるか分からない者ばかりなのです。

中には、

・「好かれようと思って努力してもどうせ嫌われるなら、最初から嫌われる様に振る舞っている方が楽」
・「べつに・・・嫌われようがどう思われようがどうでもええねん」

と言って、自分が今以上傷つかないように演じている者もいるのです。

このような子どもたちには、前で述べた人としての願望をテコにして、「自分がしている言動は、心の中で願っているような方向とは逆になっているよ」と、本来の願望を確認しながら、具体的にどう変えればいいかを一緒に振り返っていくことが大切になってきます。振り返りは、単に自分の言動だけでなく、相手の言動が意味することや、ものごとの捉え方に至るまで必要だと思っています。

一方的に虐待を受け、しかも、被害的な関係を重ねてきている子どもの関係の取り方は、やはり一方的ものになります。自分から受け入れられるようにしていく努力や、通じ合う関係への努力は、自立できていくための最も重要な条件だと思っています。付け足し的になってしまいますが、私が思っている「自立に向けた十三の課題」について記してみたいと思います。

課題一　精神的な愛着対象者ができていくこと
二　人と交わっていけるだけの対人関係能力を育てること
三　生い立ちや親の事などが統合されていくこと
四　トラウマとなっていることも日常の中で語れるようになること
五　確かな有能感や、自尊感情が育まれてくること
六　自分の特性や性格傾向などをしっかりと理解できていくこと
七　金銭管理を含む、生活管理能力ができてくること
八　性に関する自己コントロール力がついてくること
九　援助機関や社会資源の活用方法を覚えていくこと
十　将来思考や自己実現願望ができてくること
十一　支えてくれる親か、同朋か、仲間か、ネットワークなどをつくること
十二　身近な人と、自然でしかも密着した関係が持てるようになること
十三　一人でいることも楽しめるようになること

これらに向けた支援が、社会的養護に従事している我々の使命であると思っています。

Ⅲ．マズローの「欲求の階層」から

マズローは心理学者です。私は長年この仕事をしてきて、子どもたちの成長には一定の法則のようなものがあると感じていました。後に書いてある「欲求の階層」を知った時、「これだ！」と感動したのを覚えています。

入所して来た子どもたちは、生活する集団の雰囲気が良いと安心感を持ちます。同時に、その集団をリードしている担当者への信頼が芽生えてきます。他の子どもたちが担当者を受け入れていると、他の子と同様に、自分も職員の側にきて、何かと話すようになっていきます。やがて、担当者などに甘えた仕草が見られるようになり、それが終わると、意欲的な生活へと急速に変わっていきます。そして、将来の夢などを話すようになります。これが児童自立支援施設版、「欲求の階層」です。

マズローは、「人は、安全、所属、愛情、尊敬、自尊心へ向かう基本的欲求の充足を探し求めている。とし、五つの欲求の階層を挙げ、「一つの階層が満たされることによって、人間としてのより高度な欲求に向かっていく」と述べています。

一、生理的欲求

生命維持に関する欲求で、食物、保護、睡眠、性などの欲求

二、安全の欲求

一貫性、公正、決まりきった手順、制限ある自由など、一定の秩序と規律性による安心と安全の欲求

三、所属と愛の欲求
　他の人との愛情関係、集団の中での位置などで、つながりや信頼、与える愛や受け取る愛、親交、友情などの欲求
四、承認の欲求
　上の三つの欲求が一定満たされていくと、二種類の承認の欲求が強くなってくる。それは、自尊心と他者からの承認である。
　例　自尊心・・・自信、能力、熟練、有能、達成、自立、自由など
　　他者からの承認・・・名声、表彰、受容、注目、地位、評判、理解など
五、自己実現の欲求
　人がなるところのものにますますなろうとする願望
　なることのできるものなら何にでもなろうとする願望

そこで、このような階層をおおむね順調に上っていった子と、そのようにならなかった子どもを取り上げながら、なぜそうなったのかを具体的に考えてみたいと思います。

（1）職員不信によって失敗したケースから

長年の現場での体験から、子どもが成長へと向かうには、土台となる条件が必要だと思っています。その条件というのは、子どもの担当者職員（達）への「信頼」ではないでしょうか。そして、その信頼は、マズローの欲求の階層の一から五までを支えます。私がまだ若かった頃に、先輩職員から見せてもらった子どもの手紙から受けたインパクトは強烈なものでした。ぜひ紹介したいと思います。

「あのおばはん　むかつくなぁ～　むかつく　むかつく　むかつく　殺したろか。ほんまにあのおばはん・・・中略・・・。なんでもおっさん（男の先生のこと）に言うたらええ思いやがって。おばはん、お前こう言うたな。『悪いときにちゃ～んと親に怒ってもらえへんかったから』と、何ぬかしとんねん。悪い時も何もしてない時も、怒られたんじゃなくて、いびられた（虐待を受けたという意味）んじゃ。そこまで知ってんのか、ボケェもとは言えば、お前ら大人の責任やんけ。ちゃんと育ててくれたら、こんなふうにひねくれになれへんかったんじゃ。ちゃんと育てられへんくせに、いびるだけしかでけへんかったくせに生みやがって。お前らが生んだおかげで、こっちは嫌な思いはするわ。ぶつけるとこあらへんから、だんだん腹たってみんなに嫌われる（家でたまったストレスなどが学校や友達に出てしまって周りの者に嫌われていったという意味）わ・・・。ほんましばいたろか。生後六月でおばあちゃんとこに預けて、その時、うちのお父ん何言うた。え。うちなんかいらん。ずっと預かっといてくれって言ったそうやんけ。生まれてすぐ子を預けるぐらいやったら生むな。なめんのもええかげんにせえ！」

※上記の他に、大学ノート四枚にわたって自分が受けた養育などについて書いてありましたが省略します。

この子は、その後も職員との関係が築かれることのないまま、職員への反発は日々強まっていき、結果として引き取られていったケースです。

この手紙からも分かるように、怒りや不満などが胸にいっぱい詰まっている時に指導を受けても、受け入れていくことができないのです。ましてや、入所したての頃は皆、「何でこんなところで・・・」とか、「こんな所に入れやがって！」といった怒りや不満も渦巻いていると思うのです。そんな時、「悪い時に親にちゃ～んと親に怒ってもらえへんかったから」との、自分のことを全く分かってもおらず、しかも親の育て方にまで口を出したことで、怨念にも近い怒りがバァーッと出てきたのです。

このように、まだ関係がしっかり取れていない頃は、子どもたちの気持ちを柔らかなグローブで受け取

るような対応をするべきではないでしょうか。また、以下のようなことを理解した上で子どもに関わっていくことが大切だと思うのです。

・この子は家庭を中心にどのような体験世界をくぐりぬけてきたのか
・それらの体験から親や大人をどのように捉えて（認知して）いるのか
・そのことがどういった点にどのような影響を与えているのか

さらには、

・施設で生活するようになったことをどう理解し、どう思っているのか
・子どものニーズはどんなものなのか
・どのような仲間関係だったのか
・家族の意向や、ニーズなどはどんなものなのか
・施設生活を後押ししてくれる人的資源などがあるのか

重大事件を起こした多くの少年が、「事件前に話しを聞いてくれていたら事件は起こさなかったと思う」と言っています。抱えている怒りや不満が限界点に達している時、ちょっとしたきっかけで感情を爆発させます。入所初期にはそういう状態に近い子どももいると思うのです。矯めていくことを焦らず、抱えている気持ちに耳を傾けていくことが大切だと思うのです。

あたり前の事ですが、受け入れるだけの心の隙間を作っていかないと、指導しても入っていきません。抱えている気持ちなどを聞いていくことが隙間をつくることになります。聞いてもらっていくことは「安全弁」ができた状態と同じです。聞いていてもらえることの効果は他に、

・自分のことを分かろうとしてくれている
・聞いてもらったら少し怒りも収まり気持ちが軽くなった
・聞いてもらうと考えの整理もつきやすくなる

・しんどくなったらまた聞いてもらったらいいと思える
・（気持ちの落ち着きから）すぐカッとしなくてもすむ

などが挙げられ、「安定」につながります。安定は、「欲求の階層」の「二」に当たります。

子どもたちにとって、初期に、「分かろうとしてくれる」や「自分の言うことは聞いてくれる」といった、肯定的な気持ちになれることは大切だと思うのです。聞いてもらうことなどを重ねながら、「自分の気持ちは分かってくれている」という、職員との共有感ができてくると思うのです。つながりは言葉を紡ぎだしていきます。この言葉の紡ぎは、さらに、相互の気持ちの交流を盛んにしていきます。この交われる体験が、社会的な自立にとって極めて大切なことなのです。

（2）子どものニーズに気づけたケースから

この少女は、学校に行かず、地域のたまり場にいって夜遊びをするということで入所して来ました。入所後、夜中の一時、二時になっても寝付いていないことが続き、見にいく度にフトンの中で目を開けていました。『寝れないなら無理に寝ようとしなくていいよ』と声を掛け、皆が寝静まっている夜中に、私たち夫婦のコタツに呼んで何げない話しをしながら、一緒にお茶を飲んだり、寝やすいように足を揉んでやったりしていました。二か月程たってから、日記に正直な思いを綴るようになってきました。二か月を過ぎた時の日記の一部です。

「（前の文は省略）何もかもが重くて、人を信じることがどういう事かわからないのです。人を信じて何になるか？　人に救いを求めて何になるか？　それが、全くわかりません！　（中略）自分が人のために必要なのかなあって思います。（中略）自分のこころの傷を一生誰にもなおすことができないでしょう。」

その二週間後の日記には

「お母さんが帰ってこない時は一人でした。帰りもしないお母さんのフトンを敷いて、毎日朝まで起きていました。自分が三十九度の熱を出した時も、一日目は帰ってこなかった。立ってられなくて倒れた時も一人で励ますしかなかったです。帰ってこないことが分かっていても『もうちょっとでお母さん帰ってくる』と自分に言い聞かせていました。」

私たちへの警戒を解き始めると、この子の最も切実なニーズを、遠回しな表現で私に送ってきたのです。「あぁそうか、遅くまで起きているのはお母さんが帰ってこなくなってしまうのではないかと心配してたからや」と、この子にズバッと返し、すぐさま母と会うことにしました。母も娘の気持ちを理解し、一週間に一度の電話と、一カ月に一度の面会を守ってくれました。

日記に書いてあったことを、「入所する前のことを書いている」で終わらせてしまって、この子の要求に気づかなかったら、その後のすさまじい赤ちゃん返りや、満たされてからの急速な「育ち」も無かったかもわかりません。

この子の父は、この子が産まれてすぐに家を出ていきました。そのことはこの子も知っています。母一人で育てるのは大変だったと気づいています。母に男ができ、時々帰ってこないようになっても、『帰ってきて！』とは言えなかったのです。自分のフトンの横に母のフトンを毎日敷いておくことで、自分の気持ちを伝えようとしたのですが、母には届きませんでした。不安で寝ることもできず、毎夜一人で耐えていたのですが、とうとう耐え切れなくなって、夜遊びなどでごまかしていたのです。学校に行かず、夜遊びをしていることなどから保護され、中学一年の二月に入ってきました。施設に入ったことで、「母さんは毎日男の所へ行けるだろうなぁ」と、父が自分たちを捨てていったように、母もいなくなるのではないかという不安に襲われていたのです。

社会的養護の施設にいる子どもたちは、もともと入眠しにくさを抱えています。虐待を受けた場面や抱

えている不安などが浮かびあがってくるからです。この子もそうだったのです。夜中になっても寝ていないこの子を見て、「早く寝な！明日の日課もあるだろ！」というような、苛立った言葉を掛けていたり、逃げるのではないかと疑いの目を向けていたら、感受性の強いこの子のその後は変わっていたのではないかと思います。

母のことで安心ができるようになると、赤ちゃん返りが一気に出始め、「ナデナデして！」と頭を差し出したり、「ギューッとして！」と言って強く抱きついてきたり、寮母が他の子と楽しそうに話しているとにらんでいたりして、それは、すさまじいものでした。暫くは寮母の後追いばかりしていたのですが、自分らもしてもらってきている他の子どもたちは、「ストーカーや！」と、笑いながら優しげに見守っていました。

我々はいつも平等に関わる必要はないのです。今必要としている子どもの心理的な欲求を満たすことが大切なのです。良い集団は、「自分の欲求にもちゃ～んと応えてくれる」という職員への安心と信頼の上に成りたちます。お互いを大切にし合うことも、自分も大切にされているという実感があってできることなのです。

ここで、信頼感や安心感を持てた頃に出てくる赤ちゃん返りについて触れておきたいと思います。それは、

・乳幼児期に満たされて来なかった心理的な欲求の満たし直しです。
・一定の赤ちゃん返りが満たされると、認められようとして頑張る姿がよく見られます。
・適切な養育を受けてこなかった子にとって、「退行的治療」と言われるぐらい重要なことです。
・早く出れば出るほどその後の成長は良いのです。
・交替制施設では、こどもにその欲求があっても勤務形態などから出しにくいので、何らかの工夫や配慮が要ります。

例～個別時間の設定　満たしの集団合意、入眠時の添い寝
普段のハンドリングやホールディングの重視など

・「我が儘」とか「けじめがつかなくなる」などと思わず、受け入れることが大切です。
・赤ちゃん返りは、思春期の後半であっても出てきます。出て来た時にできるだけ満たしておくことが大切です。
・発達上の課題や、心の傷の深さが人格上の問題にまでなっている場合などに、現れないこともあるので分かっておく必要があります。

情短施設の「意見箱」に入っていた中学三年生の訴えです。

「園長先生、もうガマンできません。ある先生にトントンを頼んだのに、うちより後に頼んだ子の所にいって全然きてくれませんでした。何分も待っているのに来てくれなくてすごいショックでした。最初はガマンしていたというか、「しんどい子の方が先・・・」って思っていたけど、うちやってしんどいから話し聞いてほしいのに、後の子が先で、結局トントンも来てくれないし、話しだってあんまりできていません。ショックってか、なんで後の子が先でうちばっかガマンしないといけないんですか。先生を信頼していたのに、つらいです。ねむいのをガマンして、ず～っと待っているのに、なんで?!」

トントンしてもらえなかった悔しさが強いのは、この子にとってトントンしてもらうことの必要性が高いからです。その必要性を満たすためには、要求していることを与えるしかありません。たっぷりと与えられることで満たされ、次の欲求に移っていきます。これが「成長」です。先程の、夜に寝られなかった子も、赤ちゃん返りが満たされた後に、目覚ましい頑張りと成長が見られました。それは、「愛と所属の欲求」が充足されることで、「承認の欲求」が盛んになってきたことを物語ります。

承認の欲求に入っている子どもが多いほど、その集団の質が高くなっていきます。喜ばれることが嬉し

く、その嬉しさが意欲をつくり、そんな自分が誇らしく、より満足を得ようと努力を競うからです。その成果がまた子どもの自尊感情を高めていきます。私の体験でも、子どもを引き取ろうとした保護者とその子どもを、子どもたちが説得して思い止まらせたことや、子どもたちが弁護士の協力を得て、本来高校生がする模擬裁判をやってのけたことなどもありました。

（3）児童養護施設からの措置変更で入所してきたケースから

阿武山学園では、社会的養護の施設からの措置変更が増えていると聞いています。次に掲げる文は、児童養護施設から入所してきた中学校一年生の男の子が、小学三年の時を思い出しながら書いたものです。

「小学三年の時に初めてその施設をいやだと思いました。それは、毎日が地獄でした。施設の先輩の一番こわい人と部屋がいっしょになりました。その人にちょっとしたことで殴られました。夜は筋肉トレーニングをむちゃくちゃさせられました。タバコをすわさせられました。その時はタバコなんかすわさせられて嫌だと思っていましたが、それが毎日続くと、自分から吸うようになりました」

この内容を読んでその子に聞きました。「毎日トレーニングをやらされていたら先生の目にとまるやろ。それを見た先生はどうしたんや？」と。その子の答えは、「もうやめとけよと言って出ていきました」であった。それを聞いて唖然としました。もしここで、職員たちが必死になってこの子を守っていたら、次の作文内容はなかったと思うのです。小学六年の時を思い出して書いた内容の一部です。

「そして、みんなが言うことを聞いていた高校生が卒業していった。それから僕らの施設があれだした。はじめは軽く万引きやタバコをすったりしていた。それが、日がたつにつれてひどくなっていった。とう

とう、おおげさに言うと施設の先生と生徒の戦争みたいな状態が続いた。それから、自分でも悪いことをしているのが楽しくて楽しくてたまらなかった。施設の先生が困っている顔が見たくてたまらなかった。」

施設でも、学校でも、子どもたちだけで安全な環境を作れることはないのです。一般の学校においても担任に力量がないと、子どもたちは弱肉強食の世界を作っていきます。施設では、職員の力量への信頼があって安心感が持てるのです。子どもが欲求の階層を上っていく条件を整え、必要な欲求を満たしていけるようにすることが、我々の大切な役割です。

（4）母子の統合を図ったケースから

子どもたちとの関係づくりが容易でないことは、皆さん方もよく知っていると思います。子どもたちの心の傷は深く、傷に比例して人への不信も根深いのです。小学校五年生の女の子が書いた日記や手紙を通して考えてみたいと思います。生い立ち作文の最初の部分です。

「ここに来る前は、お父さんとお兄ちゃんと弟と私で四人家族でした。お母さんは、私が四年に上がる前の一月二十八日に家を出て行きました。お母さんが出ていってからは、家事はすべて私がやっていました。お父さんはパチンコばかりで、ご飯を食べられない日もありました。

夜おそくお父さんが帰ってきて、戸をける音に弟がおびえていました。私も兄も、足がガクガクふるえていました。かぎを開けるのがおそくて私がなぐられている時は、弟はひっしにフトンの中にもぐりこんで泣いていました。私は、まだおさない弟にこんなつらい姿を見せるのはかなしかった。

お父さんは、自分がいらいらしたり気にいらないことがあれば、必ず手をあげていました。私たち三人は毎日がこわくてたまりませんでした。私が一番かなしくてたまらなかったのは、弟がお母さんの帰りを

まっていたことです。げんかんで毎日のようにすわっていました。弟が私に『お母さん、いつ帰ってくる？』ときかれた時は、涙がとまりませんでした。お父さんが弟を血がながれるまでなぐっていた時は、目の前がまっ白で、体の震えがとまりませんでした。」（以降は省略）

この作文を読み、この子が何とか無事に思春期をのり越えていくには、この子らを残して家出した母との再接触が絶対に必要であると思いました。そのためには、母の居るところを掴むことと、何よりも、母が再接触を望んでいるのか、家出後も子どものことを気にかけていたのか、父のＤＶによって追い込まれていった精神状態を子どもに話せるのか、子どもを置いて出ていかざるを得なかった母の事情を話すことができるのか、さらには、早い時期に子どもに謝れることができるのかなどを確かめることが必要でした。

祖母を二度訪ね、母の所在を確かめるとともに、すぐさま、愛知県に母を訪ねました。子どもへの思いがまだあることが確かめられ、再接触をお願いしました。母はずっと涙を流しつづけていましたが、協力すると約束してくれたのです。私の方も、母の住所や電話番号を父に絶対話さない約束をし、帰ってきました。

このことを進めていくために、母のことについてどう思っているのか、日記を通して触れてみました。その時の日記の返事です。

「人に言いたあないことだっていっぱいあるし、うちは人にぺらぺらと何でも言わへんし、そんな口軽うない。それと私は男きらいやから、近づかれるのもいややし近づくのもいややのに、なんでそうだんなんかできるん。そんなこと思う方がおかしいねん。ちょっとは人の気持ち考えたら。これからうちの親のことに口出さんといて。バリめいわく。」

と、返事が書かれていました。

私らとのつながりができていない状態であったので、トラウマに触れていくことに多少の迷いもあったのですが、それでは時間がかかるという思いがあって、撥ねつけてきた返事にもかかわらず、再度次のようなことを書いて返しました。

「母のことを誰にも話さず胸の中にしまっておくのもしんどいのではないの？　〇〇には将来幸せになって欲しいし、母のことをず～っと引きずらなくてもいいようになって欲しいから出していったら・・・」

その返事です。

「幸せとか将来とか聞きあきた。〇〇には、きれいごとにしか聞こえへん。むかつくからだまっといて。入って来すぎやねん。」

その前の返事から、母のことに触れていっても書けないだろうと予想はしていたのですが、やはり書けませんでした。捨てられた悔しさや憤りなど書けるものではないですよね。

暫くして、私から母に連絡をとると、電話に出てくれました。打ち合わせを終えた後、この子には、「お母さんは色々調べまわって、〇〇がここにいることが分かったらしく、電話してきてくれたよ！」と言って、電話を代わりました。

それから二か月ほど過ぎ、この子と真剣にぶつかれるチャンスが来ました。この子は、ちょっと気に障ることがあると荒れるのです。ぶつかった日は、学級の先生への反抗もひどかった日です。私に対して「このウソこき！」とか「信用できへん！」などと言い、一番仲のよい子がいる前の寮に戻せと突っかかって来たのです。「俺がいつ嘘を言った」と、真剣に向き合いました。その日の夜、寝る前に手渡してきた手紙です。

「下りん（私のこと）へ！

今日は、学級でおこられた事にもイライラしてて、きのうの電話の事にもイライラしてたの。お母さんと、ちょっと〇〇にとったらイヤな話ししてて ん！　だからあんまねてなかってん！　学級では、何もかもわすれたくて、☆☆☆（この子の一番仲のよい子）と遊んでたら楽しいって事で、今日はずっと☆☆☆ちゃんと遊んでた！　でも、心のモヤモヤがとまらなくて、お母さんがきのう言ってたことがまた頭にひびいて、自分の手をシャーペンでさしてしまって、それでもモヤモヤがとまらなくて、☆☆☆ちゃんにカッターかしてってずっと言ってて、☆☆☆ちゃんは、自分がすることわかっててかしてくれなかったけどネ！今日はなんかすごくおかしかったって自分でも思う！

前の寮に帰るとか言ってみたり、後で考えたらバカだった。ほぼりん（私の女房）は1ケ月に3回も電話させてくれたし、みんなも優しいし、帰る理由が一つもないのに。どうせ下りんが帰ってもいいって言っても、〇〇は帰らないけど。反対にそんなこと言われたらキレるわ！それと、先生の気持ちわかるんやけど、〇〇は、人間信じることってまだムリやねん。お母さんが出ていった時のキズがむっちゃ深いねん。すてられて、うらぎられて先生は経験してないからわからへんと思うけど、ほんまにつらいで。もう二度と人信用できへんようになるで！でも今日な、先生のかお見てたら、この人信用できるかもしれへんって思ってん。

でも、うらぎられた時、立ちなおれへん気がしてん。だから少しずつ、少しずつ先生のこと、保母先生のこと信用するから、ぜったいに裏切らないでください！すてないでください！

それと、もう私は前の寮の子じゃないです。私はコスモス寮の子です。ヨロチクほんで今日は、ゴメンネ！！　へんじはいりません！」

子どもたちは本当に重いものを背負っています。これ程までに、人を信じるということが難しいのです。

このような体験をくぐり抜けてきた子が、大人に反抗もせず、生活場面で荒れることなく日々を過ごすには少し無理があるのです。安心感が持てる集団や職員たちであるがゆえに出せる「荒れ」も必要なんです。この子の手紙を読んでホッとするところもありました。時間にして僅かの向き合いによって、ほんの少しではあるものの、信頼の芽や甘えの芽をつくることができたと思うのです。

（5）依存傾向の強い子どものケースから

次の作文は中学校三年生の女の子が書いた生い立ち作文で、中学二年の時のことを思い出しながら書いたものの一部です。

「中学2年になってから髪の毛を脱色したりピアスをしたりして、自分なりにSOSを出してお父（おとう・以下省略）に訴えたけど、お父は気づかんかった。ほんまに気ついてほしかった。家出も繰り返した。家に帰っても楽しくないし、居場所がなかった。お父には、ボコボコにされてもいいから助けてほしかった。止めてほしかったけど、だんだん外のほうが楽しくなって、家にいるより外にいる方が多くなった。自分の寂しさをうめるためにいろんな男と付き合ってた。友だちも、学校の子じゃなくて、他の学校の子と遊んでた。

そんな時、お父が入院した。もうそんなことしてたらあかんと思ったけど、家の中は一人やから自由にできると思った。けどお父は、家を出ていってたお母ん（おかん・以下省略）に、私のことを頼んだ。一日目はお母んの家に泊まったけど、男がいたので二日目は行かんかった。友だちを家に呼んで、家で遊んだ。じゃあ、お母が家に来た。ドアを開けた瞬間にボコボコにされた。お母んにしばく資格があるのかと、怒りが出てきて私も手を出してしまいそうになった。

それから、そんなことがあって、お母んと私の間には前よりもずっと深い溝ができた感じがした。それ

から私は狂ったみたいに毎日遊びまわった。シンナーも吸った。何人もの男と関係をもった。その時はともかく現実から逃げたかったから。今までのつらかったことを忘れたかった。淋しさをうめたかった。

けど、そんな気持ちの中でも、やっぱりお父に止めてほしい気持ちがあった。何をされてもいいから、私を守ってほしかった。けどお父は止めへんかった。」

母が家を出たことが大きな傷になっていますが、父もまた、必死になって止めてくれないことが傷をさらに大きくしています。友だちと遊んでいやなことを忘れようとしていることも、シンナーを吸って現実から逃げていることも、男にすがって淋しさを紛らわせていることも、自分を守るためにしています。何かにすがらなければ生きていけない子どもたちを抱える時、自分が強く守られているという感覚が子どもに必要です。

大阪市立大学心理学部の教授であった生野照子さんから教えてもらったことですが、人が気持ちや思いを伝える上での有効度は次のようです。

高い順に　1～身体言語・・・目や顔の表情、態度など

2～準言語　・・・声の強弱や高さなど

3～言語によるもの

私は、我々のもとにやってくる子どもの成長には、「満たし」が必要であるとよく言います。満たしは、一定の成長まで、与えることが基本です。大人の真剣さも、思いを与えることの一つです。

（6）親に向き合えたケースから

次に、中学二年生になったばかりの子が、母に向けて書いた手紙ですが、手紙を書きながら、怒りを強く書き過ぎては修正し、弱くなっては自分の気持ちが正直に書けていないと書き直し、母を責めることが

続くと、「読んでもらえなくなる」と言って工夫し、寮母にどう思うかと相談しては書き直し・・・。何度も、何度も、何度も破いては捨て、書いては破きを繰り返して仕上げた手紙です。

「DEAR　マミー
マミー　元気にしてた？！
アイはめっさ元気やで！
（中略）
アイは13年間生きててほとんど学園生活ばっかし、これがアイにとってよかったのかはしらんけど、これが生まれもった運命やし。
小学5、6年の時は、「なんでアイだけいっつもいっつもこんなところ・・・！」って、一人で泣きながら思った時もあった。
家庭関係も悪いし、耐えられへん時もあった。だから、だから、家出もした。パクリもいっぱいした。タイマンもはった時もあった。タバコも吸った。
人を嫌いになった時もあった。
家におるのが苦しくて、緊張して、まるで他人の家におるようで、まるで家族なんかじゃないみたいで、愛情なんかもらってないみたいで、毎日毎日のように、生きているのがしんどくて、くやしくて、つらくて、そんな場所から出たくて、そんな自分から逃げたくて悪くなった。
家出中は、夢みたいに幸せで、楽で、ず～っとこうしていたいって思った。アイには、家族なんかおらんかっても、一人で生きていけると思った。
おかんも嫌いで、家族も、いとこも、心の中から嫌いで、たまらんくて、会うのも嫌で、一時はおとんと住みたいとも思った。お天気もののおかんが大嫌いやった。

アイは、自分に負けてるおかんが嫌いやった。アイは、友だちだけで十分やった。友だちだけが、友だちと自分だけが大切やった。何かあっても、笑ってる自分が支えやった。

今の自分の気持ちは、おかんらのことハッキリ言って、今は好きでもないし、嫌いでもない。だから、これから好きって心から思ってもらえるように、おかんも努力してほしいし、アイも努力するし。好きな気持ちになりたいけど、好きになるまで時間はかかるけど、一歩、一歩、そうしていくわ。

アイが幼いころから願ってた家族っていうのは、家におって、おちついて、安心できて、おかんと友だちみたいに何でも言いあえる・・・ってことやってんけど、かなわんかったなぁ。

アイは口も悪いし、たいども、目つきも悪いけど、アイにだって心っていうものがあって、人の気持ちわかるし、考えてる。

これから2年間、ここにおる間、だるくて、こんな生活『リタイア』したいと思うこともあるかもしれへんけど、でも帰ってくるのはここやし。

（中略）

アイは、つらいこと、いやなことがあっても、笑ってそれをのり越えようとしている。だから、おかんにも笑ってのり越えてほしい。

アイは今の自分が好き。自信をもって自分を信じて、今自分に与えられたことをしようとしている自分が好き。まず自分を好きになられへんかったら、人を好きになる資格はないって思う。

アイが好きなことは人を安心させるってこと。それと、安心させてもらうこと。

（中略）

仕事いそがしいかもしらんけど、ファイト！

これからいろいろあると思うけど、おかんが年とったら、アイがいろいろ手伝うから。（後略）」

※アイは仮名です。

寮母への愛着を強める中で、寮母に寄り添ってもらいながら何日も何日もかけて仕上げています。母への否定的感情を伝えながら、過去のこととして整理し、母との再接近をしようとしています。思春期の自己統合に必要な作業です。

我々職員が、子どもの心理的な愛着対象になっていくと、トラウマ体験を自分から話すようになってきたりします。「そう」、「そうなんや」と言いながら聞いたり、時には、「なんでやろ？」と、自分中心の受け取り方に気づかせ、一方的な認知を変えていくきっかけを作ることも大切です。

この子の入所したての頃の大人への反発は中途半端なものではなかったし、他の子を引き連れて無断外出した時は、連れ出した子への嫉妬から男も混じった中で裸にし、リンチにかけるということまでしています。私は相当厳しく叱りました。叱られた後、ウォンウォンと大声で何時間も泣き続けています。時間をおいて、「あれだけ泣けたらスッキリしたか」と言う私に、「小さい時からのつらいことが次から次へと出てきて・・・・」と言いながら、明るい表情に変わっていました。その後の、寮母の包み込むような見守りと、私の方向を正していく厳しさがあって、自分を託せる安心感を持ったのでしょうか、退所後も寮母と深くつながっています。ここで、「愛と所属の欲求」の最も象徴的な、愛着対象者を得ることの意味について書いてみます。

・愛着は、人として大切なニードです。
・対象を得ると、ほめられたいなどの気持ちが強くなり、問題行動にブレーキがかかっていきます。
・反抗や挑戦的な構えがなくなり、丸みと柔らかさが出てきます。
・対象者から精神的なエネルギーをもらい、何事にも活発に取り組みます。
・トラウマになっていることも自分から扱えるようになっていきます。

・心理的な基地ができたことで、自己統合もできやすくなっていきます。
・対象者の価値観や考え、願いや行動を取り入れ内在化していきます。
・「承認の欲求」が強くなり、評価されることをどんどんやっていきます。
・自分でも嬉しくなり、人からも評価され、自尊感情が高まります。
・生い立ちの上で満たせてこなかった心理的欲求を強く求めていきます。
・可愛がられるようになり、「他者否定・自己否定」から、「他者肯定・自己肯定」へと、構えが変わっていきます。
・愛着は、一生を通して必要です。
・愛着は、身体的愛着→心理的愛着→精神的愛着へと深まります。

最後に

子どもたちの作文や日記や手紙などからも分かるように、人としての願いを踏みにじられてきた子どもたちは、周りへの不適応、心の傷、違った認知、敵対的構え、諦めや無気力、人間不信、低学力、愛の渇き、潰れた自尊感情など大変な課題を抱えています。貴方（達）との出会いによって、心の荷が軽くなったり、心のより所を得たり、充実した思い出がつくられたり、生きる力をもらったりする子どもが多くなるよう願っています。また、抱えているこれらの多くの課題が少しでも改善していくよう、多くの関係する人達と方向性を共有し、日々の支援をクリアにし、関わる者が支え合いながら少しずつ前に進めていって欲しいとも思います。更には、質の保たれた理念や倫理が大切にされていくよう、よい人材を確保し、育成機能をつくっていくことなども皆さんの重要な課題だと思っています。

特別寄稿 ②

施設内処遇の効果を高めるために
～施設内・社会内の性暴力治療教育プログラムの比較を通して～

大阪府中央子ども家庭センター　浅野恭子

はじめに

子どもの性問題行動は、家庭や学校、地域、施設内で大きな問題となっている。児童自立支援施設に入所する子どもたちは、複数のトラウマを体験していることが多く、また暴力で他者をコントロールするような対人関係モデルを持っていることが多い。さらにまた過度な性刺激に曝露されたり、直接的性被害を受けている率も高い。こうしたことは、性問題行動の発生率を高める可能性がある。

本稿では、性問題行動の背景要因および抑止要因を概説し、児童自立支援施設で生活をしている子どもたちが入所までに置かれていた状況を理解し、併せて、大阪府で平成十七年度から取り組んでいる児童自立支援施設内での性暴力治療教育プログラムと、その後平成二十年度から児童相談所が社会内（地域）で取り組んでいる同プログラムを比較しながら、施設内処遇の効果を高めるためのポイントについて検討したい。

一　性問題行動の背景要因

アメリカの研究者でありかつ臨床家であるフリードリッヒは、性問題行動を起こした十二歳以下の子どもたちの分析をおこない、四つの背景要因を見出した。(Friedrich et al., 2003)

一つ目は、「子どもの脆弱性」である。これは、発達や言葉のおくれ、衝動コントロールの問題をさすが、脆弱というだけでは、強制的な性行動には至らないとも述べている。強制的な性行動の出現は、子ども自身の脆弱性に加えて、人生早期のアタッチメントの質とバウンダリー（境界線）を尊重するモデル（お手本）の有無に関連するとされている。

二つ目のファクターは、「家庭の逆境」。躾や監督の欠如、その背景にある養育者自身のストレスやトラウマ、またそれに起因すると思われる物質乱用が挙げられている。こうした家庭の逆境は「ネグレクト」状態を生む。また保護者の離婚や貧困、混乱した養育が乳幼児期にすべてそろうと、行動・情動調節が困難となり、衝動性はより高まると考えられる。

三つ目のファクターは、「強制のモデリング」である。これは、虐待を受けたり、大人同士の虐待（DV、暴力等）を見るということであり、その結果子どもがそれをモデリングして、行動化（いじめ、他者を残虐に扱う）する傾向が生じると考えられる。

四つ目のファクターは、「セクシャリティのモデリング」。性的虐待（性被害）を受けたり、大人の性やポルノに曝されることをさす。直接的・間接的に体験したことが圧倒的なものであった場合、子どもの心はこれを消化できず、こうした行動を自ら繰り返したり、あるいは、他の子どもに対して同じような行為をしてしまうということがある。ここ十年くらいの間に、インターネットが生活の中に当たり前のように入り込み、子どもであってもゲーム機やスマホなどから簡単にネットに接続できるようになっている。それが、ポルノへの接近を容易にし、またネットを通じて子ども自身が性暴力被害を受けたり、アダルトサ

イト等への依存度を高めてしまう場合もある。そして、子どもが動画等でみた暴力的・屈辱的な「性」の姿を模倣した性暴力が頻繁に起こるようになっている。

以上は、十二歳以下の性問題行動をもつ子どもたちの背景を分析したものであるが、児童自立支援施設の子どもたちの多くは、一つ目から三つ目のファクターをほぼ備えており、「性非行」に走る子どもたちは、さらに四つ目のファクターを色濃くもっていると言えるだろう。

二　性問題行動の抑止要因

一方、子どもの性問題行動の発現を抑止する保護要因として、シロヴスキーらによって五つのファクターが示されている（J. Sylovsky, Llsa Swisher, Jimmy Widdifield, 2011）。それぞれの施設において、何が充分であり、どこに課題があるのか、もっと何をしていけばいいのかを考えるヒントになる点もあると思われる。

① 健全なバウンダリーが支持されモデルが示されていること

一人ひとりの安心・安全を守るバウンダリー（境界線）に価値がおかれ、それを守ることが養育者によって重視されていることは、性問題行動の抑止において重要なポイントとなる。生まれ育った環境で、虐待やネグレクトによって自身のバウンダリーが絶えず侵害されてきた子どもは、健全なバウンダリーがどういうものなのかがわからない。自分自身のバウンダリーを守ることもできないし、他の人のバウンダリーを尊重することも難しくなる。人との距離のとり方や、人のものと自分のものとの区別、良いタッチと悪いタッチの違い、境界線を越える時の手続き（ことわる、理由を説明する、同意を得る等）など、健全なバウンダリーのモデルを養育者が子どもたちに示していくことが必要である。

② 被害やトラウマから保護されていること

子どもの安全が守られ、養育者との間に信頼関係があることは、子どものトラウマからの回復力（レジリエンス）を高めることにもつながる。万が一被害やトラウマに遭ったとしても、それを大人に訴えることができ、きちんと守られ、サポートを受け、ケアされれば、被害やトラウマの反応としての性問題行動には向かわない可能性が高いと考えられる。

しかし、それまでの人生で大人との信頼関係を充分に築くことができなかった子どもたちが多数生活している施設現場では、大人が思うほどに子どもたちが養育者に信頼感を持てていない（怖くて持てない）ことも少なくないのが実情である。子どもたちの過去の生活環境、体験がどのようなものであったかを知り、それが現在の他者との関係の持ち方にどのように影響しているかについて、養育者が過小評価せずに理解する必要があるだろう。

③ 養育者による指導と監督（モニタリング）がなされていること

多くの場合、性行動は大人の目につかないところで起こる。養育者の死角がどこにあるかは、子どもの方がよく知っている。他者への性加害行動の経過がある子どもが施設内にいる場合には、その行動の発現リスクに応じた行動のモニタリングが必要になる。大人がきちんと見守ってくれていると感じられると、子どもは、他の子どもとの関係に過剰警戒をしたり、不安にさいなまれたりせずに、安心して日常生活が送れるであろうし、自身に対する大人からの指導や監督にも納得するのではないだろうか。

モニタリングの一般的な指針としては、被害者になりうる子どもと関わる場合は必ず大人が直接監督していること、入浴や睡眠は一人で行うこと、性的刺激に曝さないこと、プライバシーに関する明確なルールを一緒に生活するメンバー全員で共有することなどが挙げられる。とりわけ、中学生以上の子どもで、かつて性問題行動があった子どもには、決して年少の子どもの世話をさせてはいけないし、家庭（施設）

内で、大人が監督していない状況で小学生以下の子どもと二人きりで接触させてはいけないとされている。

④　気持ちをオープンに伝えられるような大人との信頼関係があること

表面的な会話はしていても、気持ちを伝えるということが苦手な子どもは少なくない。「気持ち」自体を捉えることができなかったり、それを伝える言葉を獲得できていなかったり、どうやって伝えることができるのかがわからなかったり、またそもそも大人とコミュニケーションをしようという動機が充分なかったりする場合もあるだろう。湧き上がる気持ちに、自分一人で対処しようとすると、時に圧倒されたり、コントロール不全となり、不適切な行動となって現れることに注意が必要である。こうした子どもたちが「気持ち」に気づき、表現し、それをコントロールする方法を身につけるための支援は、生活場面だからこそできることである。気持ち自体に良いも悪いもない。気持ち自体を否定されずに共有してもらえることで、子どもたちはより適切に自己コントロールできるようになってくるだろう。

⑤　適応的な対処スキルを身につけていること

「たたいたらダメ」「勝手にとったらダメ」「嘘をついたらダメ」。それは、その通りなのだが、ではどうしたらいいのかという、適切な対処方法を教えるということを充分しないままになっていないだろうか。なぜたたいたのか、なぜとったのか、なぜ嘘をついたのかということを理解して、子どもの「本当のニーズ」や気持ちを満たすための、適応的（自分も人も傷つけない）方法を子どもと一緒に考え、子どもがそうした対処スキルを身につけていけるよう、日々支援していくことが大切になるだろう。

暴力的な対人コントロールが当たり前となっていた家庭で育った子どもは、自分の欲求と人の欲求の折り合いをつける健全な方法がわからず、力づくで自分の欲求を通すか、パワーでかなわないと見ると、相手の欲求のままになってしまうところがある。またネグレクト家庭で育った子どもは、自分の欲求を訴え

る意味も見出せないまま暮らしてきたかもしれない。こうした「やるか―やられるか」という対処や、「あきらめ」ではなく、自分も人も大切にする対人関係の取り方、対処の仕方もまた、日々の生活の中でこそ養育者がモデルを示しながら、子どもたちに教えていけることではないだろうか。

三　児童自立支援施設で出会った子どもたち

（一）虐待・ネグレクト

児童養護施設等児童調査結果（平成二十年二月）によると、児童自立支援施設に在籍する子どもの被虐待経験は六十五・九％となっているが、実際はこれよりも経験率が高いのではないかという現場の意見は多い。筆者自身の経験からも、児童相談所から渡される児童記録等には明確な記載がない場合でも、子どもたちから話を聞いていると、虐待やネグレクトの経過が「ない」ことの方が珍しかったように思う。

児童自立支援施設内で女子のグループワークをしていた時に、「小さい時、風呂で親から熱湯をかけられた」、「幼稚園の砂場でタバコを吸っていた」、「家で鎖につながれて棒で殴られていた」といった話をする子どもが相次いだことを覚えている。彼女たちに改めて「自分が虐待を受けていたと思うか？」と尋ねると、「虐待というほどのことはない」と、自分が体験してきたことを虐待であると認めたくない様子がうかがわれた。また、男子との面接においても、現在では警察からの通告が相次いでいる「面前ＤＶ」について、あまりにも日常化しているため、「たいしたことない」「いつものことで気にもしていなかった」という発言がされるなど、子どもの側に虐待事実の否認や最小化が生じることも稀ではない。

虐待やＤＶなどを日常的に経験している子どもは、恐怖を感じる場面であっても感情を出すことを許されない。また親自身が感情調整できないので、子どもは「感情調整」のモデルを持つことができず、どう

やって感情をコントロールするのかを学ぶこともできない。親がいつ怒りだすかわからないので、「危険」に備えてアドレナリンが慢性的に大量に放出されるという状態が続き、それが感情調整を一層難しくさせている。

また、虐待やDVにさらされて育った子どもは、「怒る」ことや「暴力をふるう」ことは適切な対処法であると誤って学習することにもなる。「殴らないとわからない！」と言いながら母親を殴る父親の姿を見ていた子どもは、その価値観を取り入れ、自分の言うことをきかない年少の子どもに暴力をふるうことを正当化するだろう。

（二）性的虐待・性被害

筆者が心理士として六年間児童自立支援施設に勤務している間、性加害や売春等の「性非行」により入所してきた子どもたちと関わる機会が多かった。

男子の場合、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等で他の子どもに性加害行動を繰り返して措置変更となった子どもや、家庭や学校、地域で年少の子ども等に性暴力をふるった子どもの入所が相次いでいた。

女子の場合、主たる入所理由は「家出、浮浪」であることが多かったが、いわゆる「性非行」が併発している子どもが殆どであった。さらに、後に明らかになったことは、女子の八割から九割に（多くは十三歳以前の）性被害体験があり、その被害体験への手当ては殆どされることがないまま、「非行」とされる問題行動によって児童自立支援施設に措置されているということであった。

性被害を受けたとしても、子ども自身が「たいしたことではない」と最小化して被害の影響を無視したり、「相手は好きだと言っていたし」と被害であることを認めようとしないこともある。ところが子ども

のその後を追ってみると、「できごと」があったのちに、複数の男性と頻回にセックスを繰り返すようになり、否定的な気持ちを誤魔化すために薬物を乱用したり、摂食障害や自傷行為など、明らかに性被害の影響と思われる行動や症状が出現している場合が少なくないのである。

先に挙げた児童養護施設等児童調査結果では、児童自立支援施設入所児童のうち性的虐待の経験者は三十二・一％と、他種施設と比べて突出している。日本でいう性的虐待とは、家庭内で養育者からふるわれるものに限定されているが、養育者以外（きょうだい、おじ・おば、祖父母、同居人等）による家庭内での性被害、家庭外での性被害を含めると、性被害を受けている率はさらに高いものとなるはずだ。大阪大学の藤岡らが平成十七年に実施した調査（藤岡ら二〇〇六）よると、児童自立支援施設入所中の女子児童で強姦被害を体験している子どもは五十一％、強姦未遂は七十％と非常に高い数字が報告されている。この調査は女子だけを対象としたものであるが、当然のことながら性暴力被害に遭っているのは女子だけではない。子ども本人への匿名アンケートからは、男子の四分の一から三分の一に性被害体験があることが推察され、それが転じて性加害行動を繰り返していた者もいた。

四　被害者支援の一環としての性暴力治療教育プログラム

こうした性暴力被害の深刻さを日々まざまざと感じさせられる一方で、施設内には、家庭や施設、地域で他の子どもに性加害行動を繰り返してきた子どもが年々増えていた。子ども時代に性加害行動をしたからといって、それが即ち大人の性犯罪者になるとは限らない。とはいえ、大人の性犯罪者の過去を辿ると、小学校高学年くらいから性問題行動が出現し、それがエスカレートしていく様子がうかがわれるとの報告もある。また一人の性犯罪者は生涯に三五〇人もの被害者を生む可能性があるとの研究もあり、被害者の安心・安全のためにも、また一人でも性被害の影響に苦しむ人を減らすためにも、加害行動をした子ども

たちへの介入は欠かせないとの思いにいたった。

一方、性加害行動で入所した子どもの話を聞いていると、背景に未解決の被虐待体験、性被害体験、暴力・いじめ被害体験等があること、またそうした体験による傷つき（みじめさ、無力感、恥ずかしさ等）に向き合いたくないがゆえの様々な「歪んだ考え方」があることに気づかされた。彼らが間違ったのは、そうした自分自身の無力感や、寄る辺なさから回復するために、弱者への「性暴力」という行動を選択したことだった。

性暴力は、加害児童のニーズ（強くありたい、有能であると感じたい、仲間に認められたい等）を満たす行為ではあったのだろうが、他者を傷つける間違った行為であり、先に述べたように被害者に与える影響は甚大である。また、こうした行為を続けることによって、加害児童自身も、生活の場や社会の中での居場所が失われていくことになるのである。

これ以上被害者を生まないために、また加害児童自身が自分も人も傷つけずに自分のニーズを満たす方法を学び、社会の中で責任ある主体として生きていけるように支援する必要を痛切に感じ、性暴力治療教育プログラムを児童自立支援施設内で実施することとなったのである。

五　性暴力治療教育～施設内と社会内の支援の比較

（一）施設内での治療教育プログラム

子どもの行った性暴力が非常に深刻な被害を与えた場合や、地域の安全や子ども自身の安全が確保できない場合、性暴力以外の非行が深刻な場合、そして家庭の監護に期待することが難しい場合などは、子どもを一旦地域から離して、施設で処遇する必要があるだろう。その場合、性暴力への治療教育も、施設内

で実施することになる。

児童自立支援施設内で実施する場合には、子どもにとって重要な大人である保護者、寮担当者、児童相談所ケースワーカーの三者の合意と支援のもと、子どもと面接者がワークブックに沿って治療教育を進めるという形をとる。基本的に面接者は日々の生活を見守る寮担当者と情報交換をしながらプログラムを進め、保護者には、プログラム開始前、中間時点、終了後、そして施設退所前、アフターケア期間に関わることになる。

児童自立支援施設は生活が構造化されており、大人の見守りも絶えず入っているため、プログラム対象の子どもが面接を継続中に施設内で再び性問題行動をするということは殆どないが、許可外泊時に、ポルノを視聴するなどの行動をとる子どもがいる。こうした問題が生じる背景には、許可外泊前に、家庭での見守りのポイントについて面接者が保護者と直接話し合う機会をもてなかったことなどが要因となっていることが多い。

逆に言えば、子どもが地域に戻った時に、身近で子どもを見守る立場になる保護者（養育者）に対して、充分にモニタリング（見守り）の要点を伝え、話し合いをしておくということは、許可外泊時はもとより退所後の再発防止の上では、非常に重要なポイントになると言えるだろう。

児童自立支援施設は、生活自体が構造化され統制されているため、規則正しい生活が送れることにより子どもの自己効力感が増し、自分の問題に目を向けやすくなる。また大人の見守りが絶えずある安心感の中で、心身ともに治療的な関わりを日々受けられるというのも、大きなメリットであろう。施設入所中は、地域の安全が確保され、また子ども自身も（虐待やネグレクト、暴力・いじめ被害等からの）安全が保障される。また、児童自立支援施設の場合、寮担当者がきめ細かく子どもの様子を把握しているため、連携の中でタイムリーに生活上の問題や、性加害行動とも関連の強い「思考の誤り」を取り上げやすく、面接と生活指導がうまくリンクして相乗効果をあげやすいというメリットもあるだろう。

一方、施設退所後に子どもの主たる養育者となる大人（保護者、里親、措置変更先の施設職員等）が治療教育に殆ど関われないということや、地域から離れているために、子ども自身が環境からの刺激を統制し、衝動コントロールや（親子関係を含む）対人関係のスキルを練習する機会が制限される点は、治療教育上の最大のデメリットとなる。この点については、許可外泊時や、リービングケアからアフターケアの中で別途補足するという形を取らざるを得ない。つまり、面接と生活の連携による治療教育が終了して地域に戻ってからの一年から数年の間に、養育者（保護者、里親、施設職員等）に働きかけを行い、子どもの現実適応をサポートしながら安全プランの遂行を促す働き掛けが別途必要となるのだ。「再発防止」という観点から言えば、アフターケアこそが、施設で実施する治療教育プログラムの効果を上げるための「要」になってくるのである。

（二）社会内での治療教育プログラム

家庭での生活を続けながら社会内（地域）で安全に治療教育を実施していく際にいちばん配慮すべきは、再発防止の枠組みをいかに設定するかということである。児童自立支援施設内で実施する場合とは異なり、地域で生活しているということは、やろうと思えば（性暴力を）やれる環境下にあるということになる。それだけに、安全にプログラムを実施する枠組みというものを、どのように設定するのかについて検討が必要である。

社会内で治療教育を実施する際に、再発防止や家庭の諸問題（親子関係の問題、虐待等）へのアプローチを担い、治療教育の枠組みとなるのは、児童相談所のケースワーカーである。

大阪府における社会内での治療教育は、平成二十年七月から、子どもグループと保護者グループを併行実施するという形で、既に七年以上継続実施している。この社会内で行う治療教育グループの最大のメリッ

トは、子どもへのアプローチと併行して、毎週一回という頻度で保護者に関わることができるという点にある。それにより、子どもの身近で生活を共にしている保護者が治療教育のパートナーとして機能するよう支援できるのである。これは、子どもにとっても非常に大きなメリットであり、ほぼ一年の治療教育が終わる頃には、保護者が適切に子どもに向き合い、話し合い、方向性を指し示すことができるようになっていく。施設内で実施するプログラムのように、子どもへのアプローチを終えたあとで、改めて、保護者支援や親子関係の改善、地域で安全に生活するためのスキル獲得のためにアフターケアにエネルギーを注ぐ場合よりも、同時併行して支援が実施できるため、子どもの治療教育と親の学習の相乗効果も出やすいことになる。

六　さいごに～施設の処遇効果を高めるために

性暴力の背景要因や抑止要因、また「性暴力治療教育プログラム」を通して、施設内処遇と社会内処遇のメリットと課題を述べてきた。

児童自立支援施設の統制された環境下で治療的関わりを受け、子どもの再犯リスクが低下したように見えても、環境面からの刺激をまわりが統制してくれない社会内では、一気にまたかつてと同じ行動に走ってしまう子どもがいる。これは何も児童自立支援施設だけの問題ではない。しかし、児童自立支援施設は、環境面（外側）からの統制が効いているため、施設退所後にも「変化」を持続させるためには、施設内と社会内の治療教育の比較からもわかるように、保護者（養育者）へのアプローチと、リービングケアからアフターケアの充実を検討する必要があるだろう。

まず、退所後に子どもの日常の監護を担うことになる保護者（養育者）へのアプローチである。社会内処遇では、子どもへの関わりと同じ頻度で保護者に関わり、保護者の変化が子どもの変化を生み、また強

化するというプラスの力動が生じていた。社会内での支援ほどの密な支援は難しいかもしれないが、親と子のコミュニケーションの促進、寮担当者の関わり方をモデルとした、一人ひとりの子どもの特性にも配慮した「ペアレンティング」技術向上の支援などといったアプローチは、インケアの段階から実施可能ではないだろうか。

リービングケア、アフターケアの充実については、既に「非行問題」二一八号でも特集が組まれているが、児童自立支援施設の処遇効果を高めるためにも欠かせない支援であると考えられる。担当者に任せるというよりも、施設全体として組織的に取り組むことが必要だと思われる。その方法としては多様なものが考えられるが、困った時にタイムリーに相談できるような方式がとれれば、リスクが急激に高まった折などの緊急介入も可能であろう。また、定期的な施設への通所は、親子共に学校や家庭、地域などで困った場合にどう対処すればいいのかを職員の支援を受けながらあらかじめ考える機会になるだろう。こうした定期的通所の際に得られた情報に基づいて担当者が早めに介入をし、問題を予防することもできるであろうし、子どもも保護者も、自身の問題解決力を高めていくことができるであろう。

さらにアフターケアは、翻って、現在入所中の子どもたちの支援の充実を図ることにもつながるはずだ。性暴力治療教育プログラムのアフターケアをしていると、子どもたちがまさに「社会の波」の渦中にあり、どこにも助けを求められずに波に飲み込まれそうになる場面に何度も出くわす。うまく助けを求められるようにするにはどうすればいいのか、こちらからはどの程度アプローチすればいいのかなど、彼らの様子を肌で感じることによって、施設に在籍中に、どんな支援を図っていく必要があるのかがより明確になるのではないだろうか。

特別寄稿 ③

「お金」から考える自立支援の在り方

桧垣工業代表取締役　桧垣誠二

私は、「非行問題」の二〇一〇年版において「気骨」というタイトルで執筆させて頂き、児童の自立支援の現場の指導者から多くの意見が寄せられ反響の大きさに驚きました。今回は児童自立支援施設で問題を抱える子どもたちの将来を担う教職員の一助になればと願い、書かせて頂きます。教職員を始め教育関係者等の全ての方々が子どもたちの幸せを願っています。私も地域住民の一員として講話を始め、保護者や友人から人生相談等や子どもの問題について相談を受けることが度々あります。そんな時、私は大人として親として責任を痛感します。子ども達の頑張りを聞く度に地域の応援団として支援、協力をしてまいりたいと考えております。今回の執筆が「偏向や異質」として捉えられるかも知れませんが、また皆様のご意見をお聞かせください。今回は自分の生き様と体験から学んだ「お金」の持つ意義と役割、上手な関わり方について理解を深め、自立支援の在り方について考えて見たいと思います。

「お金」については、いつも無意識に使っておりますがこれほど怖いものはないのです。子どもたちが将来必ず乗り越えなければならないことは経済活動、「お金」の儲け方や使い方（家計）についてです。経済的自立の概念は、他の従属的環境や立場から離れ独り立ちすることだと思います。即ち、子どもたちはいずれ家庭から離れ自立へと社会の荒海に漕ぎだしていきます。子どもたちに身近にある「お金」につ

いて何の知識も与えず社会に送りだすことは大変危険なことなのです。教育活動の一環として、この課題に取り組んで頂きたいと願っております。

動植物等すべての生物は食を得なければ生きていけないという業を背負っています。人間社会で例えると米や野菜を栽培する等の自給自足の生活を営むとしても、この社会では必ず「お金」を必要とします。人として生きていく以上、「お金」は経済的自立において不可欠なことです。店でおにぎり一個を買うとしても一円でも不足すると売ってもらえないのです。社会には貨幣制度があり、貨幣は物と物の交換の仲立ちをする役割を持っているのですが、貨幣制度の始まりは貧富の差の始まりでもありました。搾取する者とされる者の始まりといっても過言ではありません。本来なら社会の中で潤滑油的役割を果たすべき「お金」が堂々と主役に踊りでて拝金主義をも産み出しているのです。お金の有る無しでその人の価値を決めることも起こりうる社会なのです。お金が人を支配し、人の行動を制約する矛盾した社会でもあります。

愛媛県西条市の植林で不思議な光景を見ました。木と木の間隔が十メートルから二十メートルほど空いて不揃いに立っているのです。どうしてこんなに不揃いなのか不思議でなりませんから、詳しい人に尋ねて見ました。その木の名前は檜で天皇家や皇族関係の人たちが住む御所の建築や修繕に使用するものだそうです。御神木?という目で眺めて見ると一本一本が雨にも風にも負けないほど威風堂々と立っているのです。

以前、雑木林の整地をしたことがあり、ふと、その時の様子を思い出し見比べ考えさせられることがありました。密集する檜の境界線を一列残し、伐採とともに掘り起こしをしていきました。重機が入らない場所での作業はショベルを使って掘ることにしました。驚いたことにショベルを力強く踏むと檜の根っこにすっと入り簡単に掘り起こせ、檜は倒れていくのです。しかし、その中に一本だけショベルが刺さらない木がありました。木の表面を見ても他の木と変わりはありません。なんていうことだろうと不思議に思

いました。雑木林の檜といっても人の腕くらいの太さは十分にあります。考えて見ると、一見お互いの木は風雨から身を守って助け合って成長しているかのように見えます。しかし、地中ではお互いが養分の取り合いで栄養不足で根っこは細く痩せ地中深く張っていないのです。私はハッと思いました。表面は互いが寄り添って助け合って生きているように見えるのですが、地中ではそれぞれが生き延びるための闘いが行われていることを思い浮かべました。西条市で見た不揃いな御神木は地中の競争で生き残ったものだったのです。もちろん、御神木は木が育っていく過程でその度に精魂こめて手入れをしていることは間違いありません。このような状況を現実社会に置き換えると、「独り立ちできずして、社会の中では生きてはいけない」のです。もがき苦しんでいる子どもたちが大勢います。その時々の出会いや関わりを通じて適切な支援をしていくことが大切だと思います。

小学生の頃、一冊の本を読みました。「ああ無情」というタイトルに魅かれ夢中で読みました。貧しさ故に一本のフランスパンを盗み十九年間も服役した男、ジャン・ヴァルジャンの一生涯の物語です。もちろんパン一本を盗んだだけでこんなに長く服役することはなく、度重なる脱走を行ったからです。やがて男は社会に復帰するのですが、食事をごちそうしてくれた修道院で銀の燭台（ロウソク立て）を盗んでしまい警察に捕まってしまうのですが、修道院の神父さんは、「私が与えた物だ」と証言をしました。このことに心打たれた男は改心をし、世のため人のために生きることを決意した、という内容の物語であったと思います。私は当時この物語を読んで神父さんの優しさに涙したことを覚えています。「ああ無情」は日本語に解釈されたタイトルなのですが、もともとフランス語の題名は「レ・ミゼラブル」といい、「悲惨な人々」とか「惨めな人々」という意味です。貧困社会では人々の心は病み社会に失望します。ジャン・ヴァルジャンを主人公にして、神父は「慈悲と情け深い心」で世にはびこる不条理を問うだけでなく貧困社会の闇にメスをいれたことと思っています。私は子ども心に、ジャン・ヴァルジャンがもし「お金」を

持っていたらこのような悲劇は起こっていなかったと思いました。神父の思慮深い言葉がなければジャン・ヴァルジャンはどんな人生を歩んだのでしょうか。

子どもの頃、親や学校の先生から「勉強しろ、勉強しろ」と口すっぱく言われたことがありました。「何で勉強しなくてはいけないのか」と反発して聞くと、「いい学校に入るため」と言われました。「何でいい学校に入らなくてはいけないのか」と聞くと、「いい会社に入るためだ」と言われました。「何でいい会社に入らなくてはいけないのか」と聞くと、「待遇等が良く安定しているからだ」と言われました。その時、その説明にはしっくりこず、どこかが違うと感じたことを覚えているのですが、その時は反論して言葉で説明できるほどの知識もなかったのです。今思えば「自分の将来の設計図ができていない以上、とりあえず、勉強していれば将来の選択肢は増えるし、その努力は必ず報われるだろう。」と教えてくれていればよかった。しかし、親も先生も「勉強しろ。」としか教えてくれなかった。もっと勉強の意義について教えるべきだと思います。

人が生きていくということは「衣食住」の三大要素が絶対に必要です。子どもたちはいずれ家庭や親から離れ独立して暮らすようになります。家を継いだとしても一家の家長として親や家族を支えなくてはならないのです。家庭を持てば家族と協力して「家計」をやりくりして生活するという責務を負っています。独立して、生きていくということは大変困難なことであり、人生の大きな節目にさしかかっているように思えます。人として産まれた以上、誰もが避けてはならない道なのです。そして、これらに共通することは、全て「お金」がからんでいるということです。だから親や先生から、汗水流して働いて得るものは「お金」だよ、頭を使って働くもよし、身体を使って働くのもよし、だから、少しでも「お金」の高い仕事にするか、待遇の良い安定した会社に入るのだ、と教えてくれなければ「仏作って、魂入れず」なのです。

現在、シリアでは「お金」のある人は密航船を雇い祖国を逃れています。「お金」のない人は国に残り

他の権力者に従属するか、紛争の犠牲者となるのです。即ち「お金」で命を買うことができるのです。私は、子どもたちに強く訴えたいのです。「国は人に何をしてくれるのか」より「自分は国に何ができるか」を考えて欲しいのです。そして、自分のため、家族のため、人のため、国のために一生懸命働いて「お金」を稼いで下さい。将来自分が抱えるだろう問題の半分は解決しますと、いいたいのです。

夜空の星を眺めると、いつも祖母の言っていた言葉を思い出します。「お金がないのは、首がないのと同じだ」と。私は夜空を見上げる度いつも失敗を繰り返し反省できない己の力のなさを感じるのです。笑って損のできる人になりたいのですが人生修行もまだまだ、「お金」儲けも下手で、できていない。考えて見れば「お金」という巨大な怪物に私は闘いを挑んでいる。そんな今が私の幸せかも知れない。と思うのです。

私の夢は大金持ちか大会社の社長になることでした。父は大手鉱山のサラリーマンでしたので安定した収入はありましたが、殺伐とした労働環境の下で働いておりましたので、私は違った生き方をしたいと考えていました。思うに昔の子どもたちはプロ野球選手や大会社の社長になりたいという夢を持っていました。その理由は「お金」が稼げるからです。戦後の混乱した時代、人々は生きていくために一生懸命働きました。生活のために法を犯す時代でありました。このような社会でしたから「ハングリー精神」を持つ若者が多く誕生したと思っています。

最近の若者たちは私たちの時代と違って「お金」に対してシビアになっているのではないでしょうか。限られた「お金」の範囲でつつましく使う。若者の中には結婚もしない、彼女も持たない、車も実用車でかまわない。その分を趣味や嗜好品に回す。コツコツと「お金」を蓄える若者が増えています。今の風潮では上手な生き方かも知れません。私は、貨幣制度の持つ弊害に翻弄され仕方なく質素に生きているとし

か思えないのです。バブルが弾けた以後、何年も賃金は上がらず物価は毎年のように上昇、生活の不安が募ります。格差社会と言われる現在、夢や理想を削って生きていくのも人生。家族が力を合わせ、困難を乗り越え、喜びや幸せを一つ一つ感じるのも人生。人それぞれ「お金」を媒体にした喜びや苦労は千差万別です。人生の意味とは、生きていく上でさまざまに押し寄せる問題を、一つひとつ克服した時、苦労や喜びを分かち合い絆が生まれ幸せを感じるのです。貨幣制度が産んだ「お金」という存在が人々を翻弄し、格差社会を更に広げます。私には巨大なモンスターのように見えるのです。

児童福祉施設を退所した子どもたちの中には身寄りもなく何もわからないまま、社会に出ていかなければならない子たちも大勢います。子どもたちにはどんな状況下でも自分を見失うことなく夢を大きく持たせてください。たくましく生き抜く知恵を養う力をつけさせてください。どんな仕事でもいいのです。自信と誇りを持って正々堂々と「お金」を稼いでください。それが社会貢献に役立ち「お金」に勝つことなのです。差別や偏見・格差社会の渦に呑み込まれないように、地域社会の大人や学校の先生方、また、社会生活を営む中で関わっていただく関係者の方々の助言と協力をお願いしなくてはなりません。

ご意見及び読後感想については左記住所に送付してくだされば幸せに存じます。

愛媛県新居浜市上泉一八番地二三号　　桧垣　誠二

特別寄稿 ④

回想録
～「憧れの児童自立支援施設」～

社会福祉法人デンマーク牧場福祉会養護施設まきばの家
自立援助ホームこどもの家　施設長　松田正幸

「こんな凄いところがあるんだ・・・」今から四十年程前、担当した子どもを入所させるために初めて明石学園を訪れた時の印象は、今でも忘れることができません。

大学をやっとの思いで卒業して、運よく兵庫県の職員（行政職）にもぐり込み、最初の職場は福祉事務所、そしてどういう訳か西宮児童相談所（当初は「摂丹児童相談所」、今は「西宮こども家庭センター」）に転勤になっていました。最初は見習いと言う感じで養護ケースを専門にやっていました。サラ金関連の事件が社会問題化していた頃で、母親の家出・蒸発、離婚、病気等々、高度経済成長に浮かれている社会の陰の部分が浮き彫りにされてきているように感じました。一年ほどして、登校拒否・教護（非行）相談の班に配置換えになりました。登校拒否という耳慣れない言葉にも慣れていきました。早朝まだ子どもが寝ている部屋に行き、無理やり一時保護したことも一度や二度ではありませんでした。本人は決して学校を拒否している訳ではなく、行きたくても体がついていかないということを知りました。深刻な家庭内暴力の家族にも出会いました。愛憎の絡み合う家族の惨憺たる状況を目の当たりにして、やはり当時の社会

の価値観、教育の在り方について、どう考えるのか自分自身にも鋭く問われているように思いました。そして、常に真剣勝負を余儀なくされたのが非行の子どもたちとの関わりでした。丁度、少年犯罪の検挙者数が戦後第三のピークと言われた頃でした。幸か不幸か尼崎市や西宮市を担当していたので、毎日が「張り合い」のあるものでした。警察からの身柄付き通告、学校からの緊急相談、施設入所児童の無断外出、一時保護している子どもとの面接、保護者から教護院入所に向けて同意書をとるための面接・・・。職場の先輩や同僚に助けを求め、愚痴を言い、上司に突っかかり、一時保護している担当の子どもにストレスをぶつけたり・・・、今から振り返ると、喜怒哀楽が素直に表現できるとても人間的な職場でした。だから大変ではありましたが、それなりに生き生きとやっていたような気がします。

中学校の先生方も受難の時期でした。多くの先生が「登校拒否」になっていました。「指導（教育）困難校」とレッテルを張られた学校の特に生徒指導、学年主任、担任の先生方とは問題の深刻さに比例するように親しくなりました。今では公私混同も甚だしいと言われそうですが、一緒に飲む機会がしばしばありました。児童養護施設や乳児院の先生方とも、そう言えば、親しい警察署の少年係の人たちとも緊張感を孕みながらではありますが時々は飲んでいました。今では考えられないことでしょうか・・・。

時代を反映して、多くの子どもを教護院に送りました。その都度、担当ケースワーカーとして施設まで一緒に付いて行きました。施設までは一時間と少しかかります。児童相談所の一時保護所を後にして二十分もすると高速道路に入ります。ここらから私は、ぽつぽつと子どもに話しかけます。「いよいよだな」「大変だったな」「でもこれからのほうがもっと大変かもしれん」「逃げるなよ」「頼むぞ」等々、語る内容にはまるで一貫性などありませんでした。不安で一杯にも関わらず、黙って頷いてくれる子どもに感傷的な言葉を一方的に話していましたが、とにかくこの結果が得られたことの安堵感でいっぱいでした。教護の先生方との生活は、家に居たこれまでの状態よりは、必ず良くなってくれるだろうという信頼感を持っていました。

施設に着くと、まずは管理棟での園長先生や課長さん、寮担当の先生とのひと通りの話しと手続きがあります。終わると、寮に行きます。そこで寮母さんにも挨拶をして本人に別れを告げます。実はその後が私には楽しみな時間でした。公用車には先に帰っていただきます。

その日、子どもを引き渡した後は、各寮に行きます。寮の中で自分が担当している子どもたちの顔を見たり、その様子を寮長さんや寮母さんから伺います。日記を見せていただくと、深い内省が始まっていました。毎日の日記のやり取りの中にある寮母さんの切なる願いにひれ伏したものでした。外では懸命に畑作業をしている逞しい姿を見ます。真っ黒になって、水泳練習をしている時もありました。大きな声を掛け合いながらきびきびと動いている野球部の練習風景も忘れられません。

実は、夕方になって寮長さんの仕事がひと段落するのを待って、市街地に一緒に飲みに行くのが狙いでした。飲み始めてしばらくすると、隣の寮長さん、その隣の寮長さんが来てくれて一緒に歓談したこともありました。子どもたちのこと、仕事のこと、組織のこと・・・、愚痴を言い合うだけでなく、大いに語り、互いを慰め、励ますことで明日への活力を養っていたような気がします。時にはそのまま寮長さんの寮に泊めてもらい、翌朝子どもたちがマラソンを始める頃、そそくさと事務所に向かったことさえありました。

自然豊かな敷地、広いグランド、大きな体育館、夫婦とその家族が同居している寮舎、古くても清潔な建物や教室、手入れの行き届いた花壇に樹木、畑には季節の野菜がところ狭しと実っている・・・。聞けば多少の差はあるものの、全国の教護院で同じような環境が用意されているとか・・・。「凄いぞ教護院！」というのが当時の率直な感じでした。理不尽な境遇に怒り、悲しみ、なすすべもなく入所してきた子どもたちにとってこの生活は、理想郷のように思えました。

しかし、三年四年と仕事を続けて行くうちに、先生方の苦悩を含め、様々なことが少しずつ分かってきました。担当の子どもの無断外出もよくありました。無断外出をした時は、地元に帰ってきて仲間の家に

行く可能性が高いため、深夜その家を見張っていたり、先輩のアパートの部屋に踏み込んで捕まえたりもしました。「あの子は必ずこのアパートに来るはずだ。」と予想を立てて、その通りに現れた時の満足感は相当なものでした。その子の交友関係を正確に把握していたという仕事上のプライドが満たされた気分になり、事務所で秘かに自慢をしたものでした。しかし素行不良に加えて無断外出が収まらずに家裁の決定を得て武蔵野学院やきぬ川学院にも連れて行きました。

教護院退所後は苦労しながらも何とか暮らしている子どももいましたが、上手く行かずに鑑別所、そして少年院に行った子どもたちもいました。さらに少年院から帰ってきても、懲りずに犯罪を繰り返してしまう少年たちもいました。

そうこうしているうちに教護院の具体的な生活の内容が知りたくなって来ました。自然環境、物理的環境、人的環境等々、どれをとっても他の施設には真似のできないいわば理想的な環境を持ってさえ子どもとの対応に苦戦を強いられている現状をどう見れば良いのか・・・。

当時、私の妻は中学校の教師をしていたこともあり、明石学園で妻と共に寮を持ちたいと希望するようになりました。行政職として県に入り、たまたま配属された児童相談所の仕事の中でたまたま出会った子どもたちなのですが、その行く末に無関心ではいられなくなってしまいました。教護院で働いてみたいと考えるようになり転勤希望を出しましたが、そうそう思うように事が運ぶはずもありませんでした。しかし、子どもと一緒の生活の場で働いてみたいという気持ちは変わらず、その後、恩師からの勧めがあったり、様々な糸がタイミング良く結びついてこのデンマーク牧場に導かれました。

民間のこの世界に飛び込み三十年余りの歳月が流れました。そして今、時代の要請の中で二十年以上続けてきたフリースクールは一旦休止し、二〇〇一年に自立援助ホームこどもの家の運営を始め、その経験を基にして二〇〇七年には児童養護施設まきばの家の運営を始めてしまいました。思えばもう取り返しがつかないところまで来てしまったというのが正直なところです。

デンマーク牧場は約五十万㎡の敷地の中に牧場があり、牛や羊を飼っています。教育農場と位置付けた牧場の中で、職員と自立援助ホームの子どもたちは、毎日乳を搾り、餌を与え、フンの掃除等々を行なっています。米を作り、大豆を作ってそれを原材料にして毎年味噌も仕込んでいます。冬場の牛のエサにする干草を作る時は、まきばの家の子どもたちも総動員で手伝います。勿論季節の野菜も作ってはいますが、まだまだ十分ではありません。自然豊かな素晴らしい環境が用意できたとしても、やはり肝心なのは、日々子どもと生身の体と心をぶつけ合いながら、「ここで骨をうずめる覚悟の人間がいるのか」ということのように思います。四十年前、当時の教護院の生活に触れて感銘を受け、憧れたことを思い出しながら、日々職員と共に励んでいます。

特別寄稿 ⑤

生活場面面接の理論と実際

～ Life space crisis intervention（LSCI）～

国立武蔵野学院　医務課　心理療法士　大原天青

Ⅰ　はじめに

本論では、子どもの成長、発達を促す方法の一つとして、行動上の問題やトラブルを支援に活用する考え方と方法を紹介する。それは一九五〇年代、情緒や行動の統制ができない子どもの支援から見出された生活場面面接（Redl, 1959）である。わが国においては、非行領域、高齢者福祉領域、施設心理職の業務内容等に生活場面面接が活用され、発展してきたが（大原・楡木, 2013）、関心は持たれながらも理論的枠組みや具体的方法について十分な研究は行われてこなかった（相澤, 2013）。その背景には、日々の実践で行われながらも、言語化されることが少なかったことが挙げられるだろう。そこで本論では、生活場面面接の理論と系譜、意義と考え方、技法、実践での活用について紹介したい。

Ⅱ　生活場面面接の理論と系譜

生活場面面接は、子どものストレングスを強化し、問題や対立、危機を積極的に活用し子どもの本質的

な課題への洞察を促す言語的アプローチである（Brendiro & Long, 2002; Franky & Eline, 2011）。すなわち日常生活のなかで起こる子どもの心理社会的な混乱やトラブルに対処し、混乱を落ち着かせ、子どもの抱える課題の解決と周囲の環境への働きかけを促す即時的な面接である（大原, 2014）。理論的背景には認知・行動・精神力動・発達理論を基盤にしている（D'Oosterlinck, Goethals, Boekaert, Schuyten, & Maeyer, 2008）。そのルーツは、Aichorn, Redl, Wineman Bettelheimにあり、環境療法の一つとされている（Soenen, Goethals, Spriet, D'Oosterlinck, & Broekaert, 2013）。

歴史的には、情緒や行動の統制が困難な子どもに対して治療的支援を提供した「デトロイト・グループ・プロジェクト」（1942）、同サマーキャンプおよびパイオニアハウス（入所型治療施設：1946）での十九か月の経験と観察によってまとめられた（Redl & Wineman, 1951）。対象は、身体的な障害がなく、神経症的兆候と非行が合併するような思春期前後の子どもであった（Redl & Wineman, 1951）。欧米においては一九九〇年代から新たな発展が見られ、「Life space intervention：Talking with children and youth in crisis（生活場面における介入：危機にある子どもと青年との対話）」（Wood, M. and Long, N., 1991）、「Life space crisis intervention （生活場面危機介入）」が刊行され（Long, N. J., Wood, M. M., & Fecser, F. A., 2001）、近年になり再び注目されてきた。

一方、わが国においてはRedlの系譜と「構造化されない面接」（久保, 1998）を生活場面面接とする二つの系譜に実践および研究が分かれて発展してきた。Redlの系譜は社会的養護領域なかでも児童自立支援施設において早期から実践および研究がなされ（相澤, 1998; 相澤, 2013; 青木, 1969）、「構造化されない面接」は高齢者福祉領域を中心に広範な意味で実践および研究がなされてきた（小嶋, 2015; 嶌末・小嶋, 2005）。

本論ではRedlの系譜を引き継ぐ生活場面面接（LSCI）に焦点を当てる。

Ⅲ　生活場面面接の意義と基本的考え方

生活場面面接を活用する意義は、子どもの行動上の問題を人生史の中でとらえ、意味を見出すという視点に立つことにある。具体的には、①時間軸を重視する、②子どもの強みを強化する、③子どもの行動上の問題を活用する、④個人と環境の相互作用を重視するという四点について説明する。

①時間軸を重視する：逆境的な体験および入所前の行動上の問題は、入所後の行動上の問題を予測することが明らかにされている。過去の虐待経験は攻撃的傾向や非行行動を予測し（Matsuura, Hashimoto, & Toichi, 2007; Maxfield & Widom, 1996）、施設入所前の非行行動が入所後の情緒や行動を予測する（大原・若杉，2013）。つまり、支援方策を考えた時、現在の問題への対応は過去の問題への働きかけのチャンスとなると言える。これは分断された時間を「つなぐ」視点でもある。

②子どもの強みを強化する：問題を捉えて修正していく働きかけだけではなく、その基礎になるのは子どものストレングスに着目し強化していく視点である。

③子どもの問題行動を活用する：これまで問題行動への対応には、治療的な方法によって治す病理モデルに基づくアプローチや問題を減らす行動療法モデルがみられた。一方、生活場面面接は子どもの問題行動を積極的に活用する視点に立つ。

④個と環境の相互作用を重視する：生活場面面接では、行動上の問題を子ども自身が内在化する問題としてのみ捉えるのではなく、子どもを取り巻く環境との相互作用の結果としてとらえる特徴がある。課題を抱える子どものみに焦点を当てるのではなく、過去の出来事や現在の人間関係などの相互作用に着目し介入していく。

Ⅳ　具体的技法

生活場面面接には働きかけのプロセスとそれに応じた働きかけの技法の二つがある（大原, 2014）。本論ではLSCIを基に作成した図1のような働きかけの段階と技法について解説する。

（1）働きかけの段階

図1に示すように、働きかけの段階は「日常的な働きかけ」→「落ち着かせる段階」→「出来事の時系列整理」→「出来事の背景へのアプローチ」→「今後の対応を話す」→「周囲の環境への働きかけ」という段階を位置づけている。各段階における対応は以下のようになる。

①日常的な働きかけの段階：職員と子どもとの信頼関係を築き、子どもの良い行動を強化しストレングスを発見し伝えておく段階である。これはトラブルが起きていない日常の生活で意識的に

働きかけのプロセス ＼ 働きかけの技法		基本となる働きかけ			子どもへの専門的働きかけ（個への働きかけ）						環境への働きかけ		
		子どもの状況の把握	子どもの波長に合わせた働きかけ	傾聴	自尊心の回復	感情の言語化	愛着の形成	認知への働きかけ	過去と現在の統合	行動の抑止とスキル	集団への働きかけ	他の子どもへの説明	親への働きかけ
平常時		○	○	○	○	○	○						
危機場面	落ち着かせる	○	○	○		○	△						
危機場面	出来事の時系列整理	○	○	○		○	△						
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：不適切な認知		○	○		○		○		△			
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：合理化		○	○	○	○				○			
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：自己否定		○	○	○					○			
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：他者への不信		○	○	○			○	○	○			
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：過去の体験の再現		○	○		○		○		○			
危機場面	出来事の背景へのアプローチ：スキルの不足		○	○		○		○		○			
危機場面	今後の対応を話す		○	○				○		○			
平常時	周囲の環境への働きかけ		○	○							○	○	○

図1．生活場面面接の働きかけの段階と技法（大原.2014より引用）

行っておく必要があり、すべての働きかけの基礎になる部分である。

②落ち着かせる段階：トラブルや子どもが混乱した場面でまず行うことは、落ち着かせるということである。そのために子ども間を分離させるなどの落ち着いた環境を整え、感情を正常に戻すことを目的としたアプローチを行う段階である。

③出来事を時系列で整理する段階：事実関係を時系列で明らかにすることである。そのために、子ども自身にその出来事を振り返ってもらうことを目的としたアプローチを行う段階である。

④出来事の背景へのアプローチ段階：トラブルの中心的な課題を明らかにし、その出来事自体の解決とその背景へのアプローチを行う段階である。たとえば、すれ違いざまにAの肩がBにあたり、Aが殴りかかるというエピソードがある。この出来事の解決は、AとBのやり取りであり、Aの行為である。それに対して、背景へのアプローチは、上記の出来事以前に先生から注意されたばかりで、イライラしていたことや、そもそもA自身の攻撃性が高いことや被虐待体験があることなどが挙げられるかもしれない。ここでは、社会的養護にある子どもたちが抱える背景として、「不適切な認知」「合理化」「自己否定」「他者への不信」「過去の体験の再現」「スキルの不足」といった要因を想定した。

⑤今後の対応を話す段階：現実的なトラブルの解決や背景要因へのアプローチが終わり、ここでは同じような出来事に対する対策や練習を行うことを目的としたアプローチを行う段階である。

⑥周囲の環境への働きかけの段階：実際に子どもが日常の流れに戻っていくには、一人の子どもだけが変化するだけでは本質的な問題の解決になりにくい場合が多い。そのため、周囲の環境を整えることも重要である。それを行うのがこの段階である。

（2）働きかけの技法

次に働きかけの技法について、「基盤となる技法」「子どもへの専門的働きかけ」、「環境への働きかけ」

の三つを説明する。

①「基盤となる技法」：次の三つである。

・「子どもの状況の把握」：施設内外の関係者と子どもの情報を共有し、子どものニーズの全体像を把握すること、日々の子どもの変化を把握することを意味している。

・「子どもの波長に合わせた働きかけ」：子どもの気持ちに寄り添い、態度はもちろん言葉の抑揚やトーンを合わせる働きかけを意味している。

・「傾聴」：職員が一方的に話をするのではなく、子どもの感情、行動、出来事などを子どもから引出し、受け止める技法を意味している。

②「子どもへの専門的働きかけ（個への働きかけ）」：以下の六つである。

・「自尊心の回復」：日常生活の中で見られる小さな成長も見逃さずにフィードバックしていく技法である。これによって、肯定的な自己イメージや子ども自身のストレングスを引き出していく意味がある。

・「感情の言語化」：混乱した心情を言葉で表現することや、解釈して伝える技法である。これによって、バラバラの感情と言葉をつなげ、コントロールしていく力を助ける役割がある。

・「愛着の形成」：子どもが混乱している状況で寄り添う働きかけであり、乳幼児から低学年が対象となる。愛着関係を形成、強化するための技法である。

・「認知への働きかけ」：子どもの思い込みや不適切な思考に焦点を当て、働きかけていく技法である。特にトラブル場面では、歪んだ見方や考え方が多くみられるため、異なった視点を提供する意図がある。

・「過去と現在の統合」：子ども自身のこれまでの体験と現在起きている出来事をつなげて考えていく働きかけである。

・「行動の抑止とスキル」：暴力などの攻撃的言動を止めるための働きかけと具体的な対応方法を教えて

いく方法である。

③「環境への働きかけ」：以下の三つがある。

・「集団への働きかけ」：子ども間で話し合いの時間を作ったり、ルールを決めることを促すなど、子ども集団をコーディネートするような働きかけである。施設集団の風土や文化を、個々の子どもが尊重し合い、助け合い、協力しあい、お互いを認め合うようなものにするための技法である。

・「他の子どもへの説明」：一般的にはなかなか理解されにくいような言動を行う子どもについて、周囲に理解してもらうための働きかけである。

・「親への働きかけ」：養育者自身の安定を促す働きかけや、養育者が養育者としての意識を実感し、その感情や具体的スキルを助長できるような働きかけである。こうした働きかけは、間接的に子どもへの支援にもなる。

V　実際

AがBに対して暴力行為を行ったという仮想事例をもとに、どのように働きかけるかを解説する。まず、暴力行為を目撃した職員は、「どうした、何があったんだ？」などと落ち着いたトーンで両者に声をかけ、二人を引き離す。まだ興奮しているAの気持ちに言葉で伝えていく。これは、〈落ち着かせる〉という段階である。すると少しずつAが冷静さを取り戻してきたため、「そのあと何があったの？」などと、AとBの間で起きた出来事を時系列で整理していく段階がある。これは、〈出来事の時系列整理〉の段階である。さらに話を聴くと、AとBが廊下ですれ違った際に肩がぶつかったことで、AはBになめられていると感じ、殴りかかったということだった。Aの特徴は、人との関係を力の強さで捉え、自分よりも上か下かで大きく態度を変える特徴があった。これはAの成育歴とも関係していた。そこでこのトラブルをきっかけ

に職員は、人との関係を力で捉えるというAの特徴に気づけるように対話を行った。この段階は、〈出来事の背景へのアプローチ〉段階である。一方、現実的にはAがBを殴ったという行為は認められるものではないため、AとBの現実的な解決と同じ状況になった場合の対応を練習した。これは〈今後の対応を話す〉段階である。最後に、今回のトラブルを振り返り、元の日常に戻るための気持ちの整理と周囲の理解を促すかかわりのための調整を行った。これは、〈周囲の環境への働きかけ〉の段階である。

このように、生活場面面接は生活の中で起きる出来事を子どもの成長・発達につなげるために積極的に活用する技法である。なお、ここでは十分に示すことができなかったが、〈日常的な働きかけ〉の段階において子どものストレングスを強化しておくことが重要であることを重ねて指摘しておく。

Ⅵ　まとめ

本論では、生活場面面接の理論と技法の実際を紹介した。子どもの行動上の問題の本質的な解決は、「現在」にあるとは限らず、誕生から現在に至るまでの逆境的な体験やそれによって身に付けてきた認知・行動様式が関連していることが多い。このような場合、特に生活場面面接の理論と技法が活用できるだろう。

社会的養護の施策では家庭的養護が推進され里親の増加が期待されている。同時に施設にはよりニーズの高い子どもが措置されることが予測され、施設職員は専門性の高い支援を提供することが求められている。生活場面面接は、時間的な連続性の中で子どもの現在を捉え、今起きたトラブルの現実的な解決と出来事の背景へのアプローチ（本質的課題へのアプローチ）を行う専門的方法である。本論が実践のための照合枠として、また現在の実践の理論的な根拠として多くの職員の参考になることを願う。

引用文献

青木延春（1969）少年非行の治療教育．国土社．

相澤　仁（1998）教護院における生活教育的アプローチ：生活場面面接による問題解決アプローチ．生島　浩・村松　励編，非行臨床の実践．金剛出版．

相澤孝子（2013）相澤仁・奥山眞紀子編，第6章「生活場面面接」生活の中の養育支援の実際．：明石書店．

Brendiro, L., & Long, N. J. (2002) . Controls from within：The enduring challenge. Reclaiming Children and Youth, 11, 5－9.

D'Oosterlinck, F., Goethals, I., Boekaert, E., Schuyten, G., & Maeyer, J. (2008) . Implementation and Effect of Life Space Crisis Intervention in Special Schools with Residential Treatment for Students with Emotional and Behavioral Disorders (EBD) . Psychiatric Quarterly, 79, 65－79.

Franky, D., & Eline, S. (2011) . LIFE SPACE CRISIS INTERVENTION TALKING WITH CHILDREN AND YOUTH IN CONFLICTS AND CRISES. Today's Children are Tomorrow's Parents, 29.

Long, N. J., Wood, M. M., & Fecser, F. A. (Ed.) (2001) . Life Space Crisis Intervention：Talking with Students in Conflict. (Second Edition ed.) . Austin：Pro－Ed.

久保紘章（1998）面接再考――特集にあたって（特集 生活場面面接）．ソーシャルワーク研究，24（3），210－213．

Matsuura, N., Hashimoto, T., & Toichi, M. (2007) . Investigation Using a LD, AD/HD Screening Test and Adverse Childhood Experience (ACE) Questionnaire in a小嶋，章吾（2015）生活場面面接における観察と記録の方法（特集 ソーシャルワークの観察と記録）．ソーシャルワーク研究，41（1），25－33．

Juvenile Training School (Reformatory)：Risk Factors of Juvenile Delinquency from the Standpoint of Developmental Psychopathology. Japanese Journal of Child and Adolescent Psychiatry, 48, 583.

Maxfield, M. G., & Widom, C. S. (1996) . The cycle of violence. Revisited 6 years later. Archives of Pediatrics & Adolescent Medicine, 150, 390－395.

大原天青．（2014）．児童養護施設における生活場面での意図的働きかけ－生活場面面接の手引き－．：福島会津児童福祉研究会．
大原天青・楡木満生．（2013）．児童相談所の一時保護所における攻撃的傾向が強い子どもへの生活場面面接の適用．カウンセリング研究．46（2）．98－109．
大原天青・若杉夏樹．（2011）．児童自立支援施設入所前の被害と加害体験が入所後の情緒と行動に与える影響：自己評価と他者評価による検討．日本子ども虐待防止学会第16回大会．208．
Redl, Fritz,（1959）. The life space interview：Workshop, 1957. I. Strategy and techniques of the life space interview. American Journal of Orthopsychiatry, 29, 1.
Redl, F., & Wineman, D.（1951）. Children who hate：the disorganization and breakdown of behavior controls.
Soenen, B., Goethals, I., Spriet, E., D'Oosterlinck, F., & Broekaert, E.（2013）. Reflections of caretakers on the process of implementation of life space crisis intervention at a therapeutic centre for youngsters with emotional and behavioural disorders. The Psychiatric quarterly, 84, 239－254.
嶌末憲子・小嶋章吾．（2005）．高齢者ホームヘルプ実践における生活場面面接の研究：M－GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）を用いた利用者の「持てる力を高める」プロセスの検討．介護福祉学．12（1）．105－117．
Wood, M. and Long, N.（1991）. Life space Intervention. Talking with Children and Youth in Crisis.：PRO－ED Austin.

海外視察報告

第四十回資生堂児童福祉海外研修報告
～アメリカ合衆国の子ども福祉～

大阪市立阿武山学園　児童自立支援専門員　安食由香

Ⅰ　研修概要

一　目的

この研修は公益財団法人資生堂社会福祉事業財団によるもので、福祉先進国の福祉情報、専門知識、支援技術、施設の運営形態などを学び、訪問国の人々との交流を通じて、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を図り、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目指している。

二　研修テーマ

米国の福祉施策の展開を学ぶとともに、予防的支援や介入の現場で活用される最先端の知識を学び、日本でも進められようとしている地域の予防的拠点としての施設の役割も含め日本の児童福祉のあり方を振り返り、今後の方向性を探る。

三　期間

二〇一四年十月二十六日（日）～十一月九日（日）　十五日間

四　研修先

アメリカ合衆国～　コロラド州・ワシントンD.C.・ニューヨーク市

五　派遣人員

犬塚峰子団長（大正大学人間学部臨床心理学科教授・児童精神科医・医学博士）のもと、全国各地で児童福祉に携わっている十二人の団員。

Ⅱ　アメリカ合衆国の概要

生命、自由、幸福の追求を人間の自然権とした独立宣言と、基本的な個人の権利と自由を保障した権利章典（憲法）は米国人の精神的支柱である。連邦政府は、個人の生活に干

	米国	日本
総人口（約）	32,010万人	12,730万
子ども人口	（7,520万人）	（2,047万人）
GDP（国）（2013）10億US$（188ヵ国中）	16,768（1位）	4,899（3位）
GDP（一人当たり）（2013）US$（186ヵ国中）	53,001（9位）	38,468（24位）
国民負担率	30.8%（2011）	41.6%（2014）
消費税	約4～11%（州で異なる）	8%
相対貧困率（mid2000）	17.10%	14.90%
子どもの貧困率（mid2000）	20.60%	13.70%
女性の就業率（2013）	62.30%	62.50%
婚姻に対する離婚率	47%	36%
離婚率（1,000人当たり）	3.6	1.9
医療	加入保険で異なる	3割負担
教育	全額負担	一部負担
義務教育	5-7～16-18歳（州によって異なる）	7～15歳
世界幸福度（国連2013）	17位/156ヵ国	43位/156ヵ国

米国と日本の概況

渉せず、時には自己責任が問われる。社会保障制度は、成立と発展の過程に、個人主義・地方分権の影響による固有の特徴を持つ。植民地時代の開拓者や黒人強制労働者、欧州からプロテスタント、カトリック、清教徒、ユダヤ人やアジアからの移住も進み、多民族・多人種・多文化国家となった。一部の人種による支配層ができ、民族・人種間の不平等・差別の問題を抱えた。自由・個人主義、市場原理主義に基づく自由競争によって、経済成長をしてきた国であるため、高度な教育や専門的技術の有無が、昇給や医療保険・給付金などの保障の内容に格差を生じさせる制度になっている。現在、年間七十万人の移民を受け入れているが、外国人でも米国で出産した場合、子どもは米国籍を取得できるため、出産目的での入国を拒否するケースが増加している。

独立建国にいたる歴史的背景から地方分権的伝統を強く持つため、連邦政府と州政府の間で権限が分割され、憲法の認める範囲で権

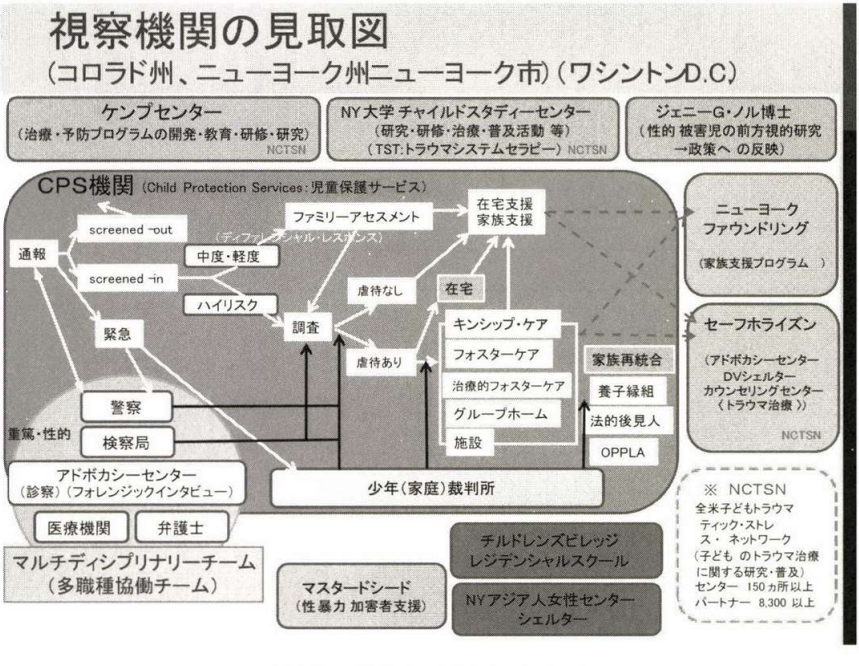

図1　視察機関の見取図

限（州独自の法律）が保障されている。教育や社会福祉の分野では連邦が資金を提供し、州が主体となり、民間や地域コミュニティを通じて社会サービスを効率的に提供しようとする傾向が強い。国民全体をカバーする社会保障年金制度は存在するが、医療分野において、公的医療保障はメディケイド（低所得者・身体障害者）とメディケア（六十五歳以上の高齢者・障害者）に限定されている。

米国では嗜好的でマリファナが合法の州もある中、予防的努力がなされている。二組に一組の夫婦が離婚していき、四十％近くの子どもが婚姻関係のない親の元に生まれてくる。

Ⅲ　アメリカ合衆国の子ども虐待対策と予防的支援

米国では、ヘンリー・ケンプ博士によって設立されたケンプセンターを皮切りに、十九か所の視察と講義を受けた。それぞれの視察機関（図1）では、児童保護システムの現状を理解し、二次予防、三次予防（後述）を中心としてコミュニティベーストな予防的支援が根付きつつあること、そしてこの二次予防、三次予防において、エビデンスに基づいたプログラムの実践が効果を発揮し普及が進んでいる様子を知ることができた。各々が役目を果たしながら、まとまった一つの流れに沿って、子どもと家族を支援して行くという方向性が、実感できる研修であった。

なお、各視察先の詳細については、すでに発刊されている「二〇一四年度第四十回　資生堂児童福祉海外研修報告書」をご覧いただきたい。

一　虐待対策の歴史

米国では十九世紀ころまでは、子どもの社会福祉は、教会や篤志家が援助を行っていた。その後も、公

的機関の関与は少なく、ブレイスによる、子どもは施設ケアより良い家庭に委託することで健全な発達が促進される、という二十世紀の福祉制度を方向付ける考えが生じてきた。現在の児童虐待対策における保護システムの構築は、一八七五年、メアリー・エレン・ウィルソンという少女を虐待から救出したことがきっかけになって、NY子ども虐待防止協会という民間団体が設立されたことで始まった。

虐待（ネグレクト）問題は家族の問題と捉え、ソーシャルワークを重視した家族支援が展開され、予防と子どもの保護、家族維持のための法律が制定された。二十世紀初頭、連邦政府が「子どもにとって最善の場所は自らの家庭である」として、母親年金（貧困家庭への経済支援）の制定や連邦子ども局が設置された。大恐慌による貧困問題に対応すべく、社会保障法制定、経済改革を進める中、連邦政府が資金を提供し、州が地域基盤の福祉サービスの権限を持つという流れが形成された。しかし、個人主義や地方分権主義の伝統から、制度そのものの成立は遅れがちであった。二十世紀半ばから政府機関が保護活動を主導していくが、それまでの土台作りは民間の保護団体が担っていた。視察先である民間団体のNYファウンドリングは、一八六九年の創設であり、またセーフホライズンは、現在の児童保護システムにおいて、毎年二十五万人の子どもの支援を行なう中心的な役割を果たしており、公的機関の各所にスタッフが駐在して連携を図っている。

一九六一年、ヘンリー・ケンプらの、「被殴打児症候群（子どもたちの傷の多くが偶発的事故によるものではなく、親から身体的な傷を負わされた子どもに見られる共通した特徴を持った身体的症状）」発表

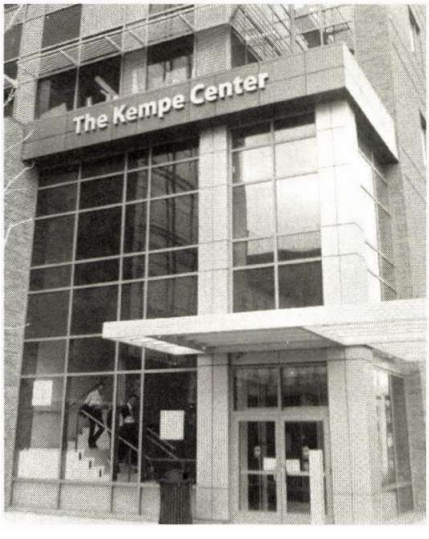

ケンプセンター

を機に、虐待が社会に注目され、通告義務の法律も制定された。社会保障法の対象を子どもから家族に拡大し、要保護児童の家族援助も行なうことになった。一九七四年、「子ども虐待防止と対策法（CAPTA）」によって、児童虐待に関する予防と対策の定義を明確にし、子どもの安全に関する保障について全米統一の最低基準を設けた。支援の提供と共に、州に虐待の通報と実態調査の義務付け、全米レベルの情報把握を行なった。CAPTAを管理運営する「全米子ども虐待とネグレクトセンター（NCCAN）」が設置され、児童虐待とネグレクトに関する情報と研究成果が集約され、その成果が更なる地域の支援に結び付くシステムができた。しかし、通告法の制定と虐待への関心が高まったことで、通報件数や親子分離の増加、里親制度の過剰な利用に繋がり、費用の増加も招いた。また、ケースの増加により、予防や家族支援に十分に力が注げず、事後対応に追われるという悪循環に陥った。

二　現在の虐待対策

（一）児童保護システム

児童保護システムにおいて、裁判所が継続的に多面的な役割を担い、子どものケアに深く関与する。緊急分離の必要性、虐待やネグレクトの申し立て事実の存否、分離を防止するための努力の十分性の審査、ケースプランの十分性の審査、子どもの監護の決定、子どもの定期的な審査、養子縁組の決定、親権の終了などである。分離のケースについては、十二か月以内に家庭復帰や養子縁組などの永続的な場所への移行の処遇方針を決める。

通報を受けると、緊急介入が必要な性的虐待や重篤な虐待のケースでは、直ちに、日本の児童相談所にあたるCPS、警察、検察、医療機関、弁護士など必要とされる機関がチームとしてアプローチする多機関協働システムである「マルチディシプリナリーチーム（以下、MDT）」が関わる。MDTは、個々の機関

では実態が掴めないケースや、起訴が困難なケースに対し、複数機関が連携して調査する。各々の領域の力を最大限発揮して、立件に向けたアプローチが出来ると同時に、被害児の聴き取りを最低限で済ませ、トラウマ体験を重ねさせずに済む。ここでも、NYの民間団体セーフホライズン（全米最大の犯罪や虐待被害者を支援するNPO）が大きな役割を果たし、アドボカシーセンター（後述）の運営を行っている。

（二）ファミリー・プリザベーション

ファミリー・プリザベーションとは、児童福祉施策の原則の一つで、「社会は子どもが家族と一緒に暮らせるように最大の努力をしなければならない」という考えの下、親子分離のリスクがある家族に対し、分離せず、家族保全を前提に支援を行なうことである。そのため、虐待やネグレクトがおきた後の介入だけでなく、予防することが重要で、多民族多文化社会の米国では、地域に根ざした、民間団体と連携した家族サービスが必要とされる。親子への支援方法や子どもの委託先決定において、親族や地域の関係者にできる限り加わってもらい、家族にとって必要な支援を家族と共に考え、そうした人々の協力によって子どもの安全の確保やケアを行っている。

（三）パーマネンシー

パーマネンシーとは、永続的に継続する養育環境の保障

NYの屋台にて昼食

といった意味で、実親との安全な生活を保障するファミリー・プリザベーションが子どもの福祉にとって最も好ましく、ケア提供者が頻繁に入れ替わり、養育の一貫性・継続性が保たれにくい施設養護はこれを保障しにくいものと考えられる。介入後、親子分離になるケースは、環境や文化の連続性、家庭的養護の観点から、キンシップ（親族）による養育が最優先で検討される。養育者は子どもの顔見知りであることが重要で、ここでいう親族は八親等以内の親族や学校の先生や親しい近所の人なども含まれる。地域に合ったサービスが大切で、子どもの安全に繋がっていく。次に里親だが、あくまでも親子再統合を目標とした一時的措置なので、里親委託期間は二年以内を基本として、それ以上の場合は養子縁組を検討する。グループホームや施設入所は消極的な選択先となる。

（四）虐待通告義務

児童虐待の通告については、日本では、全国民に「虐待を受けたと思われる子ども」を対象に通告義務が定められているが、罰則規定はない。米国では子どもの福祉に関わる全ての専門家に通告義務が課せられている。州によって違いがあるものの、通告義務に関する法律で、通告義務者の定義と罰則規定を設けている。虚偽の通告や通告を怠った場合、義務違反で刑事事件として罰せられる州もある。一方、通告内容に間違いがあっても、罰せられることはない。

コロラド州では、営利目的の映像・写真の現像業者（性的描写の映像・写真の持ち込み）や動物保護に関する従事者（動物虐待と児童虐待を行なう人はタイプが似ている）も含まれている。NY州では、全住民に義務が定められている。日本でも子どもの福祉に関わる専門家が児童虐待を疑う場合と、一般の人から見て主観的に児童虐待があったと思う場合に、通告義務が生じる。結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

三　予防的支援

虐待予防は三つに分類され、全子育て家庭が対象となる一次予防は、虐待が起こる前に虐待が発生しないようにすることを目的として、虐待の背景にある社会的背景（貧困や孤立）に対処し、子育てをスムーズにするための支援である。二次予防は、被虐待児が再び虐待されないように、虐待に結び付きやすいポイントに焦点を当てた、親教育や親子関係改善プログラム、虐待治療プログラムなどの支援や、虐待が疑われる子どもを見つけ、調査アセスメントのためCPSに通報することも含まれる。三次予防は、虐待によるダメージを和らげることを目的とした、トラウマ治療や家族再統合への支援である。

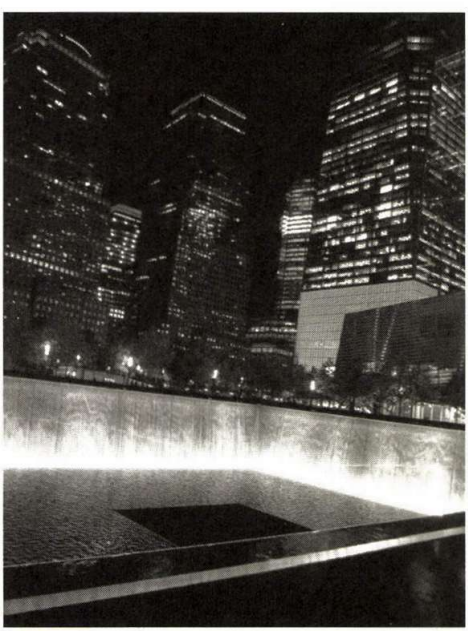

グラウンドゼロ

（一）ファミリーアセスメントとディファレンシャル・レスポンス（図1参照）

虐待通告後、緊急対応の必要なケース以外は、家族の状況をハイリスクか、軽・中度に判断する。ハイリスクケースでは、親と対立関係を生むこともあるが、調査によって虐待事実を明らかにし、子どもを保護する従来の対応をとる。一方、軽・中度の場合は、「ファミリーアセスメント」によって家族の強みに注目し、肯定的な関係を構築した上で、家族の安全性や機能を高める方法を家族と一緒に見つけ、地域の適切なサービスに繋げる。これらのサービスには連邦政府から予算が出ているため、民間団体に委託され、

無料で提供している。このように、リスクの程度によって、調査とアセスメントという異なる対応をとる体制を「ディファレンシャル・レスポンス（DR）」と言い、ハイリスク以外のケースでも地域の予防的サービスに繋ぐことができる仕組みとして全米に広がりつつある。

コロラド州ラリマー郡では、DRとファミリーアセスメントを取り入れ、郡の五十五％の家庭を支援し、家族機能の強化を図っている。十年前よりファミリーグループ・ディシジョンメイキング（FGDM）と呼ばれるファミリーミーティングに取り組んでいる。これは世界的にはファミリーグループカウンセリングと呼ばれ、子どもの重要な決定に対して、家族や拡大家族、親せきや親しい友人などとCPS担当者が一堂に会し、訓練を受けたコーディネーターの司会で、子どもの安全を守るプランを作る。これにより家庭外措置となる子どもが大幅に減少した。CPS担当者と保護者との協力関係作りが、重要なポイントとなっている。このプロジェクト導入の責任施設の一つにケンプセンター（前述）があり、実証研究が行われた。エビデンス・ベースト・プログラム（後述）の一つである。

（二）トラウマ・インフォームド・プラクティス

トラウマ・インフォームド・プラクティスとはトラウマの理解を促すための実践ということで、トラウマがある子どもに関わる機関は、トラウマの治療だけでなく、子どもを取り巻く養育者、学校、サービスの提供者がトラウマ理解を深め、協働して対応する必要がある。マルトリートメント（子ども虐待とネグレクトを包括的に捉える概念）によるトラウマ症状は、周囲の様々な出来事（匂い、音、天気なども）がトリガー（引きがね）となって、外傷記憶の侵入により不安定になる。脳にも影響を及ぼし、学習・行動面の成長、発達、対人関係、家族関係などを阻害することになる。そのため、子どものトラウマ歴と関連する症状を理解し、効果が実証されている対応方法を用いる事が必要である。

トラウマを受けた子どもと家族に対する地域の支援の質の向上と、それを利用しやすいサービスに改善

していくため、「全米子どもトラウマティックストレスネットワーク（NCTSN）」が設立された。全米から大学や病院、地域の機関が参加し、臨床の専門家や研究者の最新情報を、現場で支援に携わる専門家や一般市民が共有できる情報ネットワークを構築し、治療や支援方法の開発、効果測定、実践者のトレーニングや現場への普及体制、政策やシステムの分析など、幅広い活動を行っている。

（三）エビデンス・ベースト

エビデンス・ベーストとは、科学的根拠やデータに基づく支援という意味で、アメリカでは、効果のありそうな支援については積極的に研究機関や大学と連携してデータを取り、効果測定を行なっている。効果が実証された支援プログラムが、確実な形で実施されるための普及体制も、研究機関が担っている。ケンプセンターは、コロラド州内の医療機関や大学と連携し、「トラウマ・インフォームド」で「エビデンス・ベースト」な児童虐待への治療、予防プログラムを、研究開発し、普及・促進するリーダー的存在である。世界子ども虐待防止学会（ISPCAN）の本部もケンプセンターと同じ敷地にある。

Ⅳ　視察先の紹介

（一）デンバー郡裁判所少年部門

デンバー郡での、十八歳未満の未成年のマリファナ所持や飲酒、深夜徘徊、万引きや授業妨害など、少年の違反行為や軽犯罪、軽微な事件を扱う部門である。性的犯罪（出会い系サイトも含む）は重罪になるので、州の裁判所で扱う。将来、深刻なケースになりそうな場合、判事は話を聴き、教育的な語りかけを行ない、考えや行動を改めさせるよう時間をかけることもある。十歳から十七歳の初犯の少年には、代替処罰であるダイバージョンプログラムの参加命令を下し、地域の奉仕活動や保安官が世話人となっての労

働奉仕を行う。セキュア・トリートメント・プログラムでは、治療や矯正のため、十日間収容施設に入り、教育や医療の提供を受ける。そこで改善の兆しがなければ、州の裁判所に送致されることもある。プログラムを施行し、裁判所の要請事項を守れば終結（不起訴）とすることで、子どもの成長を促し、再犯を防いでいる。判事は、子どもの横に寄り添う姿勢で援助をされており、「子どもは夢を簡単に諦めず、挑戦して欲しい。親はもっと積極的に子どもに関わる必要がある」と話されていた。

（二）チルドレンズビレッジ

レジデンシャルスクール

レジデンシャルスクールの他、移民の若者やホームレスのシェルター、里親・養子縁組、グループホーム、地域支援プログラム提供を行なっている団体である。レジデンシャルスクールは、一九二六年、施設養護下の子どもに教育を提供する特別法学校区として、NY州政府から認可された。チルドレンズビレッジに住む子どもが、

コロラド州デンバー少年裁判所

公教育を受けることができる学校として敷地内に開校し、五～二十一歳の男子百三十名が通っている。ビレッジは生活スペースを管理し、学校運営にも関与する。精神科クリニックが併設された入所型治療・教育施設である。

ビレッジには、不適切な養育や発達の問題、精神疾患などのために重度の適応上の問題を抱える子どもが入所し、十二戸のコテージ（十二～十六名定員）で生活している。コテージのスタッフは学校で子どもの支援も行なう。ビレッジの生活が嫌で、中にはとび出す子どももいるが、やり直しのチャンスは何度か与えられる。クリニックには、小児科医と看護師が常駐し、スポーツ医学の専門家など最先端の医療サービスが提供される。自尊心を高めるため、精神科医や心理療法士、ソーシャルワーカーがチームで心理的、情緒的サポートを行ない、社会就労するための訓練プログラムも用意されている。健康的になった子どもを、出来るだけ早く健全な家庭に戻すことを家族支援の目標としており、家庭復帰後も一年間は専門スタッ

広大な景色が広がる敷地

スクールの先生方

理容訓練施設

自由に使えるバスケットコート

フがアフターケアを行なう。スクールでの授業は四十五分単位で行われており、一クラス（八名）に教員とアシスタントが、ポジティブな行動を強化する行動療法的な枠組みで、よい対人関係を経験することを基盤にして、回復への支援を行なう。通常の科目教育の他、政治参加、買い物やレストランでのチップの計算についてなど、ソーシャルスキルトレーニングの授業がある。平均七か月でスクールを離れ、地域で五か月間の支援を受ける。

（三）マンハッタン・チャイルドアドボカシーセンター（以下、CAC）

セーフホライズンが運営する全米初のチャイルドアドボカシーセンターで、建物内にセーフホライズン、NY市警察（十三名常駐）、NY市のCPS（十五名程度）のオフィスがあり、MDT（前述）が構成されてい

マジックミラー付取調室

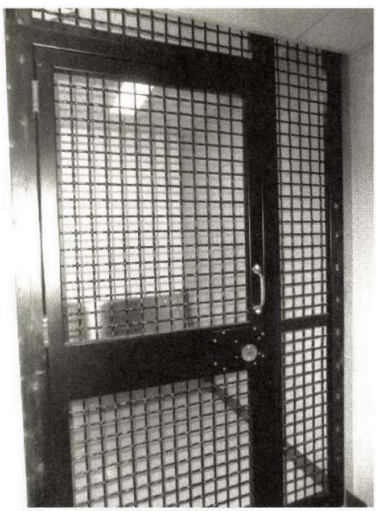

同一建物内の警察署

拘留所

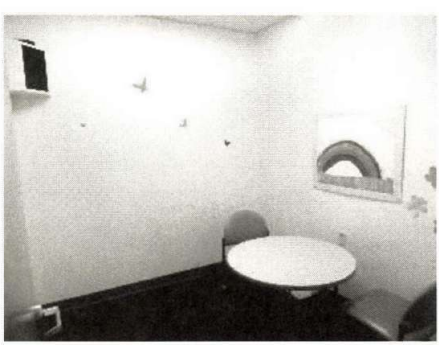

フォレンジック・インタビューを行う部屋

る。虐待の調査機関と支援機関による、虐待を受けた子どもを虐待状況から助けることを目的とした、通所による支援を行うセンターである。性的虐待や重度の虐待が疑われるケース（DVや虐待の目撃等含む）では子どもが受けた被害の有無や内容について、児童虐待小児科専門医の診察や、トレーニングを受けたスタッフによるフォレンジック・インタビューと呼ばれる司法面接（裁判で証拠にもなる）を実施し、隣の部屋でMDTが、インタビューの様子をモニターで確認する。各機関が情報共有することで、聴取の繰り返しによる子どものトラウマの再体験を防ぐ。

CACでは、虐待通報のホットライン（行政への相談・問い合わせ番号に寄せられた虐待に関する通報や相談も転送される）の運営もNY市から委託され、ケースごとにメンバーを集め、MDTが結成されて、（図2）治療が必要な場合、CACによりメンタルヘルスサービスや必要な予防サービスに繋げられる。

（四）NY大学医学部チャイルドスタディーセンター

子どもの精神疾患の治療・研究、治療者の育成、精神障害への認識の是正と理解の普及を目的とするセンターである。トラウマの治療は、「安全の確立、感情行動の調節、過去のトラウマの理解、トラウマに

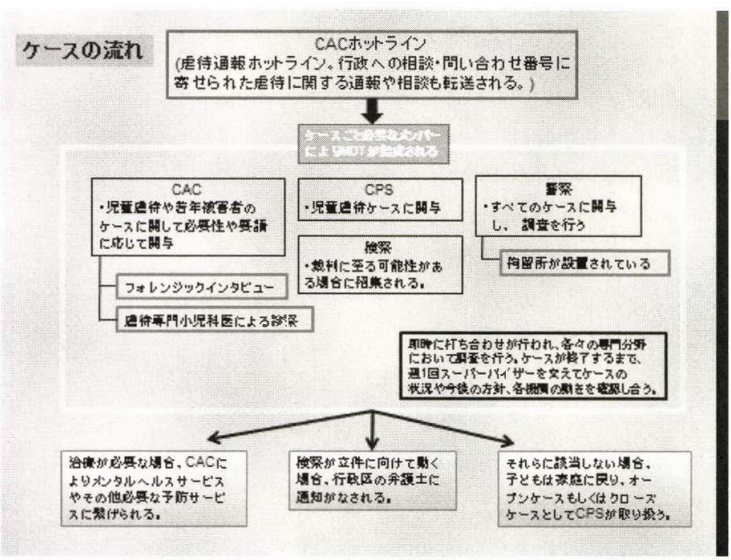

図2　ケースの流れ

左右されない生活の取得」の四つが基本となる。

「トラウマ・インフォームド」な「エビデンス・ベースト・プログラム」のトラウマシステムセラピー（TST）は、子どものトラウマを治療するための包括的モデルで、子どもの感情と行動を調整する力を高められるように、子どもを取り巻く重要な大人たちが援助する力を身に付けるためのプログラムである。ストレスとトリガー（引きがね）を減らすことがポイントである。ケースの状況を、環境の安定度と子どもの調節の安定度の重なったところが、その時点での子どもの治療段階となる（図3）。治療の内容も決められており、提供されるサービスは、家庭訪問、精神科医の診察と薬物療法、心理療法、法的な対応である。TSTの実施には、関わる機関全体にプログラムが組み込まれるよう計画する必要があり、準備後、TSTトレーナーが出向いて三日間、チームトレーニングを実施する。その後一年間、毎週電話で治療の助言指導を受け、チームのメンバーが、ケースの状態の見極めと対応ができるようになることが目標である。被虐待体験の割合が六十六％（平成二十年厚労省調査）の児童自立支援施設でも、子どものトラウマ治療にTSTのアセスメントが有効ではないかと思われる。プログラムという形を取らなくても、トラウマ・インフォームドの理解と、支援と協働を実践していくことは可能ではないかと感じた。

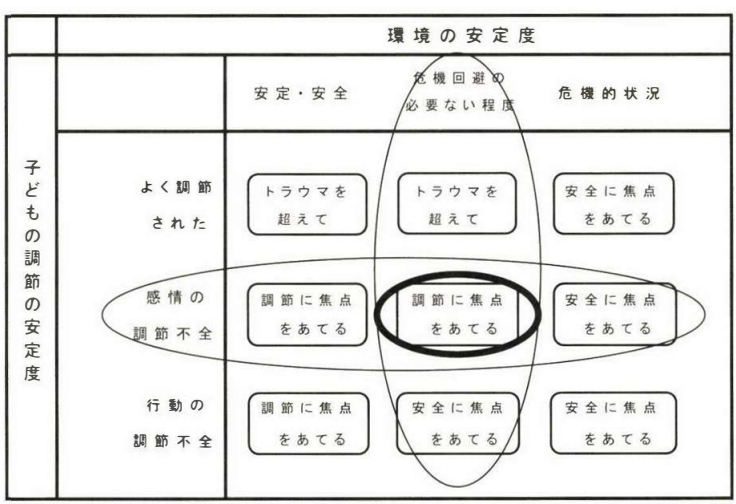

図3

V　考察

児童自立支援施設への入所児童は長期間にわたるマルトリートメントを受けているケースが少なくない。平均入所期間も児童養護施設よりかなり短い。共に暮らす教育による、愛着関係・信頼関係を築くことをベースにした生活指導と、過去の経験からくる様々なトラウマや養育環境からの分離におけるストレスには、「トラウマ・インフォームド」な生活支援を取り入れる。指導に支援の概念の要素を加えることは、感化院時代からの児童自立支援施設で行われている、安心安全な枠組みのある生活の中で、大切にされているという実感がもてる家庭的・福祉的なアプローチよる「育て直し」と言えるのではないだろうか。これからの社会的養護が進んでいく道の指標になりえるものだと（研修の中で、児童自立支援施設の存在意義のエビデンスとなる話をたくさん聞くことができた）感じた研修であった。

今後の課題として、アフターケアにも関わってくることだが、家族支援を積極的に進めて行かなければ、今や、子ども六人に一人の割合という貧困問題や、虐待問題とはなかなか決別できないだろう。ニーズの異なる子どもには、一人一人のオーダーメイドの自立支援計画と、家族再統合に向けて様々な関係機関やキーパーソンとなる養育者も巻き込んだ、家族の強みを活かした家族支援を同時に展開していかなければならないだろうと感じた。そこで、フォレンジックインタビューのような面接方法を取り入れた情報の共有を行うことで、多機関の手続きのワンステップ化や、トラウマの再体験の防止に繋がるだろう。今年六月、新少年院法及び少年鑑別所法が施行され、新たな活用法が期待できるようになった。家庭裁判所や鑑別所、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、児童家庭支援センター、警察、学校といった子どもを取り囲む機関での連携は、少しずつ進んではいるが、さらに情報の一本化も進めていくことで、取りこぼしをなくし、早期介入も可能になってくると思う。

最後に事前・事後を含めたこの研修を提供して頂いた、資生堂社会福祉事業財団の皆さま、全国児童自立支援施設協議会、そして、二週間、快く研修に参加させていただいた阿武山学園職員の皆さま、寮母不在で不便をかけた寮の子どもたち、四十期の仲間たちとの出会いに心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

たくさんの実践と知識を知り得た研修でした。詳細は報告書及び左記のホームページからも閲覧可能です。なお、本文に関しては、この報告書を参考に記述していることを申し添えます。

公益財団法人　資生堂社会福祉事業財団
（http://www.zaidan.shiseido.co.jp）

40 期団員

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の現実課題への対応

北海道立向陽学院　自立支援課長　渡邉邦芳

平成二十七年度の全国児童自立支援施設職員研修会は九月三十日（水）～十月二日（金）にかけて、札幌市内にあるホテルライフォート札幌を会場に全国から約八十名の参加者のもと開催されました。「児童自立支援施設の現実課題への対応」をテーマに基調講演、パネルディスカッション及び分科会を通じて意欲的に討議が行われました。以下、研修会の概要を報告します。

Ⅰ　第一日目（九月三十日　水曜日）

一　開会式

挨拶　全国児童自立支援施設協議会　会長　豊岡　敬
北海道中央児童相談所　所長　栗本　信明

二　行政説明

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課　課長補佐　　度会　哲賢

まず、社会的養護の現状についての話がありました。虐待を受けた児童の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもの社会的養護の基本理念として子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育むこととし、家庭的養護と個別化を推進していくとの説明を受けました。そのため、数値目標を定めてファミリーホームを含めた里親委託率を高めていくとの説明がありました。

児童自立支援施設の課題と将来像としては、非行ケースへの対応のみで無く、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割も担っている現状から、今後の課題としては、虐待経験を持つ児童や発達障害や行動障害等を持つ対応が難しい児童に対して、個別支援や心理治療的な高度で専門的なケアを提供することがあげられました。そのため、心理担当職員の複数配置や手厚い人員配置を如何にするかなどの説明がありました。

また、年長児童に対応できる自立支援機能を充実する必要性や、施設が蓄積してきた非行相談等の知見を生かし、相談や通所などの機能を充実する事について話がありました。

行政説明の後半には、被措置児童等虐待が児童自立支援施設でも起こっているという報告がありました。

三　基調講演

「発達障害を抱えた児童の生きにくさ・指導のしにくさ」

こころとそだちのクリニックむすびめ院長　　田中　康雄

基調講演ですので、田中先生の講演要旨を報告いたします。

児童自立支援施設に入所する子どもたちは、「虐待・ネグレクト」と「発達障害とその周辺」の問題を抱えています。支援する職員の悩みは、「子どもの指導方法」と「自立に向けての連携」についての二点に集約されます。医療的なケアを必要としても、実際問題として、何人もの児童の受診に付添う職員を担保できる職員体制はありません。一人職員が抜けることは施設で対応する職員が減ることを意味します。現状では、現実的な連携のスタイルを検討する必要があるでしょう。

施設内ではさまざまな問題が生じます。暴力的な対人関係の誤学習、トラウマ性の体験に基づく挑発的な言動や解離、情動や感覚の調整困難、罪悪感と憎しみの両価的な自己イメージ、戸惑いの試し行動など、子どもたちは、寮で、学校（分校）で、クリニックで、いろいろな顔を見せ、連携を揺るがせます。職員は、チームとしての足並みの乱れをつかれたときの揺らぎに耐え、見返りの多くが癇癪という浮かばれなさに耐え、正してあげるという思いとの確執に耐え、己の親子関係や現在の親子関係などへの跳ね返りからの動揺に耐えることが求められます。即応する対応策はなく、専門性や技術でどうすることもできないものがあります。言えることは「まずは耐える」ことです。

これまでの生活で「枠」を知らずにきた子どもは、「枠」を探すために問題を起こし続けているといえます。例えば、孫悟空もそうだったかもしれません。孫悟空はお釈迦様の手のひらにぶつかって枠を知り、三蔵法師に金冠をはめられて行き過ぎの統制を学びます。ここで大事なのは三蔵法師との間に信頼関係があることです。信頼と忍耐は時代を超えた教育の秘訣とも言われるものです。教護実践に対する「経験主義的、職人的で一般化できていない」という批判は、個々の間に生まれる信頼関係を汎化できないという当然の事情を説明したにすぎません。安心のある素の姿を見せることで子どもは「この人について行こう」と思うのです。子どもにとって特定の対象であることが先決なのです。

児童自立支援施設の発達障害は、発達障害による生活の困難さと関係性の躓きによる生活の困難さを併せ持つ「発達障害Plus」という生活障害です。注意欠如多動症（ＡＤＨＤ）のある子どもは突っ走って失敗し傷ついています。自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）のある子どもは自覚する前に不安に陥り「近づけば去る」状態にあります。発達障害のある子どもも被虐待経験をもつ子どももいずれもＡＤＨＤ的な衝動性が高いですが、虐待体験のある子どもの方が攻撃性を強く出します。反応性アタッチメント障害があると夕方からハイテンションになりやすいです。被虐待経験をもつ子どもは、攻撃性の排泄にさらされていた苦痛から自己防衛して解離症状を創り出します。こうした関係性の脆弱さと断絶が関わる側を疲弊させます。新しい施設の生活で、攻撃性に過敏になり、現在の生活と過去のフラッシュバックが混沌とする中、同様の他の子どもたちの攻撃性を学習し実行します。攻撃性が排泄・再現された施設環境もまた苦痛の投影により、どこかに排泄せざるを得ないような攻撃性を創り出します。最初に偽りの自己との関係性を出し、次に真の自己との関係性作りをするという二段階の関わりが求められます。発達障害傾向のある子どもたちの「躓きの連続」に耐え、被虐待経験のある子どもたちの「排泄し続ける攻撃性」に耐え、子どもに「安全」が認識されるまで持ちこたえられることが必要になります。施設側がこの偽りの自己の攻撃性の排泄に耐えきれず、措置変更せざるをえないことも少なくありません。

耐えながら、子どもたちを分離して再統合して理解することが必要です。生活の支援者としてありたいと思いながら、アセスメントのために心理学・医学的知識も十分に活用しないと、子どもたちを個々に理解することは難しいでしょう。パターン的に思考して対応策を創り出すには、医療の三つの視点（発達・脳・心）が役だちます。医療の役割は、診立ての提案、応援の提案、緊急対応の提案、子どもと共に生活している方々への敬意と労いであると思っています。ケーススタディ・カンファレンスは短時間でステレオタイプにできます。しかしながら精神科診断の原理原則も「互いに語り合い問いつ問われつしながら人間的交流を深める共同作業」（山下 2012）、「悩みの奥まで人間的に入り込み何とか解決してやろうという

好意があるだけでよいのです。これを面倒くさがらないことが大切なのです」（西丸1954）の言葉にあるように時間がかかるものです。

現場は、そのあまりに連続せず遅々として変化しにくい実情に困惑して、疲弊し続けています。それでも、生き方を見せる、生活を見せる、対話すること抜きに関係性は結べないということがあり、職員の皆さんはそのことをしているわけです。それは、最初の接点を創る人になることです。生活を応援するということは、相応の時間をかけ、幾多の躓きと躊躇をし続けながらも、あきらめることなくかれらに向き合い続けることでしかありません。「こちらが傷つくのは相手がもっと傷ついているから」と考える。人格を傷つけず余計なお世話をする（見捨てない）ことであり、少しでも話が通じやすい時間帯や状況をさぐり、落ち着いて穏やかに正直な言葉で話し、ちょっとした助言やアドバイス、「できたね」の声かけで、「守られ感」を醸成する。一生懸命になりすぎない。ゆっくりとした変化に気づく。措置変更になっても守られる経験をつなぐ。思春期には、気難しさへの容認と自己主張への許容、対等な衝突も大切です。

関わっている期間では結果が出ないことが多い仕事です。成長したかれらが三十代四十代になって寮に顔を出して「よかった」と話していく、その言葉に支えられるものがあります。日々の応援には哲学がいります。「言葉にこころを込め」（howe2005）「小さな点のような再生の芽を見出すこと、それがさまざまな人や物事との出会いの中で大切にされ、息長く継続的に育まれていくと、人間のこころは自分を受けとめ、他者との繋がりに意味や喜びを見出すように変容していく」（村瀬2006）ことに希望をつないでいくしかないと思っています。

四　講演Ⅰ

「児童自立支援施設における家庭的養護の検討」

法政大学教授　岩田　美香

講演Ⅰは法政大学現代福祉学部・人間社会研究科岩田美香教授から「昨年度より研究調査を続けている「社会的養護における『家庭的』支援の検討―児童自立支援施設からの考察―」についてを、これまで調査をされた結果を元に、中間報告を含みながらお話をいただきました。

報告の中では、A調査「もと寮舎をもたれていた方（寮長・寮母）へのヒアリング調査」と、B調査「現在の施設職員（夫婦小舎制・交替制を含む）アンケート調査」について、現在までの岩田教授の考察と共に、アンケート内容が紹介されました。

詳細な内容は割愛いたしますが、A調査の考察として職員の後継者養成の問題として、施設のもつ「必要性」や「大変さ」だけではなく、「おもしろさ」の周知や体験が必要ではないかという意見がありました。

またB調査の中間報告として、家庭的支援の大切さを感じながらも、実施されていないものの中に、子どものアルバム作成が挙げられていました。生活の場が変わっていっても、子ども達の成長を記録し、その証を手渡していく事もまた、我々の責務ではないかと考えさせられました。

今後のC調査「児童自立支援施設の職員へのヒアリング調査」とD調査「子どもに対するアンケート調査等」を実施される先生のご健康をお祈り申し上げ、「おもしろさ」を語れる職員に育たなければいけないなと、自分を顧みる事ができた講演でした。

Ⅱ　第二日目（十月一日　木曜日）

一　講演Ⅱ

「連携とは何か」

名寄市立大学短期大学部特任教授　家村　昭矩

講演Ⅱでは、連携についてのお話をしていただきました。先生は、連携の構成要素を四点あげられました。第一に自立支援に向けての同一目的、第二にそれぞれの機関の役割と責任を明確にすること、第三に情報の共有化、第四に連携して進める支援は連続的なものであるとのことでした。

また、それぞれの機関がより積極的に協力して活動するということで、協働という事について話されました。そのためには、お互いの顔が見えること、お互いがわかり合える共通言語で話ができ、相互に尊重できる環境を作っていくことが重要であり、子どものライフサイクルを見通したものでなければならないとのことでした。

先生の講演は、次のパネルディスカッションにつながる貴重な話でありました。

二　パネルディスカッション

「連携を考える」

コーディネーター

名寄市立大学短期大学部特任教授　家村　昭矩

パネリスト

児童養護施設　岩内厚生園長　高橋　一彦

自立援助ホーム　ふくろうの家ホーム長　高橋　一正

北海道中央児童相談所長　栗本　信明

まずはじめに、コーディネーターから発題についての趣旨説明があり、それぞれのパネリストから発言がありました。

児童養護施設の高橋園長からは、最初に児童養護施設の現状について話がありました。

児童養護施設でも措置変更が多い施設があり、施設によって力量の差が生じているように感じていること、職員を募集しても応募者が少なく人材不足の状態にあること、発達障害のある児童の入所増などで困難さが増しているとの説明を受けました。

連携については、児童自立支援施設から措置変更で児童を受け入れる場合には、児童福祉司からの説明ばかりで無く、直接自立支援施設の職員から話を聞きたいとの意見をいただきました。

自立援助ホームの高橋ホーム長からは、日々の営みが最重要なことであり、入所児童と丁寧な関わりを積み重ねることが求められるとの話がありました。具体的には、大人に安心して依存できる安心感を育てることであるし、食事準備の際に入所児童とのコミュニケーションを大切にすることで、児童が語ることを保証するなどの説明がありました。

またこれからの児童自立支援施設は、アフターケアを柱にするようなあり方を検討すべきとの意見をいただきました。

北海道中央児童相談所の栗本所長からは、施設入所が必要なケースはアセスメントが重要で、親子関係を基盤にした生活が期待できないケースは、施設入所措置の可能性が高くなるとの話がありました。また、

施設種別のボーダーレス化が進んでいるような印象があるが、地域の学校に通学して地域で生活できる事が期待できるケースは、児童養護施設に措置することが多く、児童自立支援施設に対しては、枠のある生活や小舎夫婦制による濃密な関わりによる育て直し、学習の充実や心理的ケアに期待することが多いと説明がありました。児童相談所の基本的な役割として、アセスメント、ソーシャル・ワーク、コーディネートが十分できているのか振り返る必要があるとの話もありました。

北海道家庭学校の仁原校長からは、家庭学校での生活の様子を話していただきました。

食事は、朝と夕食は寮で寮母先生と児童が一緒に作ること、作業指導に力を入れており、分校の教諭も一緒に汗を流し、まさに流汗悟道、withの精神を実践していることや、作業班発表会では、児童の自信に満ちた発表態度など家庭学校での全人教育の成果を感じられるとの説明がありました。その他、今年度中に自立援助ホームを立ち上げるべく、土地の取得をしたとの報告もありました。

また措置変更は、一部の児童にとっては、外傷体験になるかもしれないが、児童にとって最適な生活の場所を探してあげることが大切でないかとの意見がありました。

三　分科会

第一分科会「児童自立支援施設と児童養護施設との連携」

助言者：高橋　一彦（児童養護施設「岩内厚生園」園長）

進　行：西山　裕司（北海道立向陽学院）

始めに各施設から、助言者である高橋園長に児童養護施設への様々な質問や意見が出されました。その中で一つの共通項として浮かび上がったのが、児童養護施設へ措置できない・児童を受け入れてもらえな

いという悩みがありました。その課題への回答として、普段から、児童自立支援施設と児童養護施設との「顔の見える連携」が必要であるとの意見を頂きました。私たちの思っている以上に児童養護施設は児童自立支援施設のことを知らない。そのため、両施設の職員同士のより一層の近い関係が必要になっていくとの話題になりました。

児童養護施設との連携がうまくいっている施設の意見も聞くことができ、大変有意義な分科会であったと感じました。

第二分科会「児童自立支援施設と自立援助ホームとの連携」

助言者：高橋　正一（自立援助ホーム「ふくろうの家」ホーム長）
進　行：滝川　正和（北海道立向陽学院）

最初に自己紹介を兼ねて、各施設の自立援助ホーム活用及び連携の現状報告があった後、助言者である高橋ホーム長より、自立援助ホーム設立の経過から現在に至るまでの経過、また最近の傾向に至るお話がありました。また虞犯性のある子どもの受け入れについて、施設側から援助ホーム側に対して質問がありましたが、特に薬物などは暴力団や男性との関係があり、子どもを守れないと判断される時は難しいとの話でした。自立援助ホームから施設に対しては、枠のある生活から急に枠のない生活になることで混乱をきたす子どもがおり、移行段階があれば良いとの意見もありました。

全国的に大変差がある現状ではありましたが、それぞれが将来に向けて連携を深めたいとの気持ちを強く感じる分科会でした。

第三分科会報告「児童自立支援施設と児童相談所との連携」

助言者：栗本　信明（北海道中央児童相談所長）
進　行：中西　芳之（北海道立大沼学園自立支援課長）

まず、各施設から状況報告があり、どの施設も児童相談所との連携には苦慮している様子でした。次に、「アフターケア」「再判定・措置変更」「自立支援計画」の三点について、児童相談所との連携のありかたについて、情報・意見交換が行われました。「アフターケア」については、各施設とも工夫しながら実施している様子でした。「再判定・措置変更」については、施設側の要望が通じない等の意見が出され、「自立支援計画」は、見直し時期等は各施設で頻度の違いはありましたが、児童の状況の変化等に応じて計画の変更を行っている点は、各施設一致していました。

終始、活発な意見交換が交わされ、意欲的な雰囲気に包まれた分科会でした。

四　講演Ⅲ

「求められる専門性と人材育成」

国立武蔵野学院長　相澤　仁

まず、児童自立支援施設が求められる専門性について話していただきました。児童には四つの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）があり、そのことを遂行することが職員の役割であることと、施設は生き物であり、各施設は生き生きと運営されているかが問われるだろう。生き物だからこそ、生じる「ずれ」と「動的調和」を大切にする必要性について話されました。また、当たり前のこと

を当たり前にできたときに、余韻の残るようなコミュニケーションをとるなど創意工夫することと、専門性とは人間性を背景にしたものであり、テクニックやスキルでは無く、アートであると話されました。

つまり、人間性の上に専門性があるのであり、味わいのあるアートを作っていくのが私たちに求められているとの説明をしていただきました。

また、研さん手帳の活用について話がありました。日常的に気づきや驚き等を書き留め、自問自答しながら支援者として自己変革していくための手段及び、自己研修のためにも活用することでの有効性について説明がありました。

後半には、児童自立支援施設の職員に求められる専門性に関する調査についてのアンケート結果報告がありました。重要度は高いものの、達成度が低い項目等について、詳細な資料を基に報告がありました。

そして最後には、養育者から養育者へ、子どもから子どもへ、保護者から保護者へのメッセージＤＶＤの視聴をさせていただきました。

Ⅲ　第三日目　（十月二日　金曜日）

一　分科会まとめ

二　講演Ⅳ

「歴史に見る児童自立支援施設の理念と現実」

北海道教育大学旭川校教授　二井　仁美

講演Ⅳでは、北海道教育大学旭川校二井仁美教授に「歴史にみる児童自立支援施設の理念と現実」という演題でご講演いただきました。二井先生は、留岡幸助を中心に、児童自立支援施設の歴史の研究をおこなっておられます。数多くの児童自立支援施設を訪ねておられるので、ご存じの方もいらっしゃるでしょう。

講演では、①児童自立支援施設の歴史を築いた先人は、刑罰を与える監獄の処遇から脱却し、何を理想としてめざしたのか？　②文部省との関係はどうであったのか？　③困難にどう向き合ったのか　の3点を中心にお話しいただきました。

二井先生は、①については、留岡幸助（家庭学校）、早崎春香（川越児童保護学校、土山学園）の実践を紹介しながら、「家庭であること、学校であることを希求した」とまとめられました。②については、感化法制定時における帝国議会審議を読み解き、「感化法制定時、学校であることが強調された」と結論づけられました。③については、留岡幸助（家庭学校）、奈古屋登槌（牧ノ原学校）、池田千年（土山学園）の実践を紹介しながら、「忍耐　祈り　分析　制度改革　協働」とまとめられました。

参加者のアンケートには「日常業務に追われ、勉強したくてもできない分野」「脈々と受け継がれてきた精神をあらためて認識した」「今後も研修に必ず入れてほしい」などの記載があり、非常に好評であったことがうかがわれました。

三　閉会式

挨拶　　全国児童自立支援施設協議会　副会長　田仲　輝男

次回開催地挨拶　　富山県立富山学園長　山岸　親史

謝辞　　北海道立向陽学院長　小山　和利

四　施設見学

閉会式の後、北海道立向陽学院の見学に三十八名の方が参加されました。予定時間ぎりぎりまで熱心に質問をしていただきましたことに感謝申し上げまして、全国児童自立支援施設職員研修会の報告とさせていただきます。

随想①

忘れないうちに

茨城県立茨城学園　元指導第一課長　佐藤光正

一　会員誌「教護」を読む

児童自立支援施設の倉庫の片隅に「教護」と表題のついた本があるかもしれない。「非行問題」の前身「教護」は昭和二十六年創刊、多くの課題を抱えた教護院で、児童と生活を共にした諸先輩の姿を読み取ることができる。児童福祉に関心のある方にはぜひ一読をおすすめしたい。

教護院から児童自立支援施設へ、併立制、交替制、夫婦制そして再び交替制の寮担当を経験した者として文章を書くように元職場の方から話があった。酷な話である。退職して十余年、すっかり一般社会にとけ込み穏やかな生活を送ってきたつもりなのに……。

記憶はまだら、そこで手元にあるアルバムと誠明学園時代に元職員の方から頂いた、会員誌「教護」昭和二十八年発行一月号第二十五号から「非行問題」平成十四年発行第二一〇号（一部欠号あり）まで目を通した。私が教護院の一寮担当として末席を汚すことが出来た「礎」には、多くの諸先輩の教護への熱い思いがあったことを知ることができ改めて感慨深いものを感じた。

二　教護職員第一歩

東京オリンピックも終わり鍋底景気と言われた昭和四十一年、私は都立誠明学園勤務を命ぜられた。これが教護との出会いであり私の人生を決めた。就職当時、誠明学園の職員は職場と教護を愛し、誇りを持ち職場づくりをしていた。先輩職員たちは、職種に関わりなく若い職員を育てようという気概と熱気が溢れ、建前論と心構え、職場の課題と展望等、そして児童指導について幅広く教えようとしていた。施設設備は学習棟に戦後の雰囲気を残していたが、東京都政の変革と相まって職員の意気は大いに盛り上がり、職員組合は職員の生活向上と児童処遇の向上は同一でなければならないという運動方針をたて、交替制勤務を目指していた。教護院の諸問題が職員自身の手により徐々に整理され、その努力が結実し、教護院の過渡期と言われる時代に教護に就く事ができたことは幸運だった。諸先輩の活動と努力には今でも感謝をしている。

教護一年生の私は、女子寮の単身居室（保母室と称する四畳半一間　便所は児童と共同）に居住し、学習指導係として中学一年生を担当した。高い能力を持ちながら学力不足で自信を失っている児童たちの苛立ちを肌で感じることが出来た一方、この一年間の学級担当を通しての児童との出会いは、教護の面白さとやり甲斐を示してくれた。

余談ながら、私が寄宿していた寮の児童二名が無断外出（以降　無外）。理由は来日中のビートルズに会いたくて。そして、同寮には沖縄から密入国をしたとして児童が措置されていた。そのような時代だった。

三　併立制の寮担当

昭和四十二年、併立制で女子寮担当となった。教護院寮担当としてのスタートである。勤務は断続八時

間、独身の身には不満はなく、児童とは毎日が楽しく過ごすことが出来た。併立制は他人同士の職員が寮担当として児童処遇に当たるわけだが、単に、夫婦制を補完し擬似家庭の姿で行う寮運営だけはしたくなかった。親子ほどの年齢差のある方との寮の運営は、生来が脳天気な私でも児童処遇方法には意見の違いが生じた。そのような若い一寮長の寮運営に際しての悩みについては、寮の独自性を尊重するという建前が先行し、先輩職員から同情はされたものの納得の行く助言を得ることは叶わなかった。開かれた教護院を目指しながらの古い体質の残る閉鎖性にぶつかった。「習うより慣れろ」の気持ちで児童たちとの生活に取り組んだ。

児童にとって自分の寮の寮担当は絶対者であり、特に夫婦制の場合は、寮長と寮母間の教護評価は余程のことがない限り大きな隔たりはない。このことは児童にとって幸せでもあるが寮担当職員との波長が合わなくなると不幸にもつながりかねない。併立制の寮担当として教護評価は寮担当間で所見の交換の場を多く持ち公平さを期するように心がけるようにした。評価の難しさにも直面した。

好奇心旺盛な私は、入所児童の背景も知りたく、また、保護者の面会もなく処遇困難なケースについて、上司に相談し了解を得てから保護者の元を訪ねた。河川敷に住む居住環境の劣悪さを知った時の驚き、また、日本国籍を持たない児童の母親の元を訪ねた時は、周囲の人達の鋭い視線に怯えながらも、その集落の中心的人物に事情を話し、母親との面会が叶うことができた。母親は我が子の幼少時のセピア色になった一枚の写真を文箱から取り出し母国語で感謝の言葉を繰り返し述べてくれた。入所児の措置される背景には貧困や差別が起因している現実を改めて知ることも出来た。先ず動き、上司や寮母さんには都度報告し、課題を共有化することと、子どもたちには、寮生活は安心の場であることが理解出来るように心がけた。

子ども達は実によく遊んだ。遊びは工夫と協力を要し、下級生が伸び伸びと生活するおもしろい寮集団を作ることが出来た。子どもたちの笑顔は寮母さんの笑顔につながった。笑顔って素晴らしいな、と感じ

たことが忘れられない。このときの子どもたちとの密接な生活経験は後の寮運営の大きな糧となり、一生の宝となった。怖いもの知らずだった。そして、当時十四・五歳だった彼女たちとは今でも連絡をとりあう。

しかし、日々の業務を通し教護の専門性とは職人的発想と感覚で取り組むことも知り、教護への慣れは、経験の積み重ねがモノを言い、勘で動くようにもなり、いわゆる、教護のベテランと言われるような自分になりつつあった。このことは、横着な教護を歩みだし兼ねないことに気づいた。

女子寮の担当は、昭和四十五年四月までの三年間で終わった。

この間、当時の社会的背景から児童処遇の方法は集団指導体制について検討され、これが後の交替制勤務の理論的バックボーンともなり、児童集団は小集団とすることで寮舎の完成を見た。

四　交替制勤務へ、そして変心

昭和四十五年、職員四名による継続八時間勤務の交替制勤務が発足。私は男子寮の担当となった。それまで学園を担ってきた中堅職員の多くは他の職場に転勤、経験の浅い私たちの年代の者が職員間のまとめ役となり寮運営にあたるようになった。戸惑いながらも児童あっての教護院であることを常に念頭に置き、新人職員とともに寮の運営にあたった。独り善がりになり易かった指導からの解放でもあり、子どもたちは新たな処遇体制に戸惑うこと無く伸びやかに生活を送っていた。新たな教護院づくりのため職員も頑張った。更に、寮担当職員の多くは園内の職員宿舎に居住し児童との関係が希薄になるようなことはなかった。

長年に渡り検討をされてきた職員の勤務の課題は解決したが、併立制を経験した私にとって勤務の合理化に違和感が生じた。そのようなとき「非行問題」一六二号の記事で、当時の茨城学園長安原正一氏を知り、教護院の原点とも言える小舎夫婦制の処遇方法に魅力を感じた。茨城県出身の私は、誠明学園の上司に転勤の可否を相談した。上司は、私たちが夫婦制を希望することを強く支持し勧めて下さり、更に尽力

を得て茨城県立茨城学園への転勤が内定した。

結婚をして一年余、生後十か月の第一子を抱えての決意は冒険でもあった。妻の理解なくしては取り組めなかった。厳しい選択だった。

五　茨城県へ　障害児施設での勤務

昭和四六年、私たち夫婦は茨城県へ割愛で採用されたが直ちに教護院への勤務は叶わなかった。当時、革新都政と言われた行政機関から転勤した私たちは、次年度の四月まで県立の肢体不自由児施設、妻は盲施設に勤務をすることになった。思うに暫時、私たち夫婦の様子を見る意味もあったと思う。

これらの施設での仕事から学ぶことが多く、身体的ハンディを持つ児童への対応は、それまでの生活にはない出会いであった。健常児である教護児の処遇に際し、より一歩踏み込んだ心の介助と介護の必要性を考えさせられた。教護院の生活では、職員の指示通りに動く子どもの姿を見ていた私にとって、肢体不自由児施設で、妻は盲施設で働く職員の取り組む姿勢に児童福祉施設の原点を見ることができた。忘れていたこのことは、茨城学園転勤後の大きな糧となった。このときの茨城県の人事配置については今でも感謝をしている。

六　小舎夫婦制への憧憬と現実

昭和四十七年、茨城県立茨城学園へ夫婦で転勤。園長の施設運営方針は、小舎夫婦制と派遣教員制度のもと、その他、諸々は事務分掌を以って業務にあたった。

当時、全国の児童福祉施設は職員組合が中心となり福祉施設改善闘争が盛んに叫ばれ、福祉元年とも言

わしめた時代でもあった。全国教護院協議会長に就いていた茨城学園長の安原正一氏は他自治体教護院の動静を敏感に感じ取っていた。一九七四年十一月発行　菊田幸一氏著の『少年教護』のなかで著者の取材に対し、園長は、私の転勤希望の受け入れに際し「現に夫婦制を廃止した教護院からこの学園へ夫婦制で働くのでなければ意味が無いとして転勤をしてきたものもいる」と答えている。そして、赴任をして間もない私には「教護院の小舎夫婦制による運営は公務員の身分で行うのは先々困難になるであろう。従って、同志的信念を持った者で取り組まねばならなくなるであろう」と語っていた言葉が重く印象に残る。教護院の施設運営について、信念として小舎夫婦制を持続させたい強い意志はあったが、他県の職員組合等の動きを否定することなく時代の流れで困難であることを理解していたようである。昭和四十年から取り組んできた教護院の学習指導への公立学校教職員の派遣制度の導入は、園長のある意味での革新性を示しているものと理解した。

併立制、そして交替制を経てきた私たちは夫婦制という職場環境に入り、まず、公私混同に陥らないように心がけた。自分に課したタガが緩んだときの姿、それを恐れた。勤務姿勢、物品管理をはじめ、例えば朝夕、児童の対応に手がかかる時間帯は職員自身、自分の子どもにも手がかかる。食事の準備等の場合、寮長より寮母の手による食事の方が子どもたちは安らぎと温もりを感じるだろう。これは職員としての児童への礼儀でもある。自分の子供には妻が準備をしておき、父親の私が食事をさせた。世の中には男性と女性の役割があることを自然に知ってもらうようにした。このことは、私たちの年齢の者は子供の頃から家庭生活を通して学んできたことである。子どもたちのための小舎夫婦制であること、寮母は懸命に働いていた。

茨城学園は県立である。当然人事の異動は生じる。通勤をする施設長も現れた。

昭和五十五年ころ、主管課等では寮担当職員の勤務について関心を持つような噂が其処此処となく聞こえてきた。現に、主管課の担当職員から交替制勤務の実際について問われたこともあった。茨城学園職員

は小舎夫婦制を堅持することを確認し、週休二日制の実施に際しては知恵を絞り変則的な勤務体制をとったが、結局交替制勤務の導入に至った。職員の補充は、他の児童福祉施設の廃止に伴う職員の配置換えで対応をした。交替制への移行は、行政の合理化に伴うもので、その作業は慌ただしく進められた。

寮担当職員の人員配置については施設側の要望が認められた。

小舎夫婦制では文字通り児童と起居を共にし、日々、生活を送ってきたが、交替制の実施に伴い全職員が通勤となった。茨城学園の歴史で今まで経験をしなかった場面に私たちは遭遇したわけである。

そして、常時、園内に居住するのは児童のみとなった。

七　寮担当として

平成十六年まで三十二年の間、十一年間は男子寮で七十一名、九年間は女子寮を担当し七十名、計百四十一名と生活を共にしてきた。

自分の子供は近所の主婦の方に預けて勤務に就いた。昭和四十七年、前任者から男子寮を引き継ぎ、各ケースについて多くの助言をいただいた。小舎夫婦制にありがちな抱え込みがなく、包容力に溢れた処遇姿勢はこれぞ小舎夫婦制による寮運営というものを学ばせていただいた。

子どもたちは、寮は縦割り、学習指導と職業指導（農作業）は、学年別に分け、数学と国語は学力別編成で毎日の日課を送っていた。寮内の自習時間帯に、体の小さな中学一年生が大きな図体の中卒生にそろばんを教え、また、力仕事に際しては上級生が下級生の手助けをする等の場面を多く見ることが出来た。寮の持つ家庭的雰囲気を大切にし、子供同士の仲間づくりを指導し、子どもたちと起居を共にし一貫した処遇を行うことができる生活に無我夢中で取り組んだ。

児童の入所に際し、保護者や関係者と職員私室でミーティングが行われる。寮担当職員が家族共々子ど

もたちと同棟に住み日常の生活を共に送っている姿を見て驚くとともに安心した様子を見せていた。

新入生には寮母が、学園生活の第一歩として私物の整理整頓の大切さを教え、更に、物品と金銭の管理を通し小遣い帳の整理、簡単なようだが社会的自立の基本であると考え丁寧に指導をしていた。ちょっと手を抜くとずさんになってしまう。生活経験の希薄さと計算力不足の指導は容易ではなかった。

寮を担当して最初の入所児。小学四年生の不登校の加年児。初めて通知票を渡され私たちのところへ大喜びで駆け込んできた。「センセー、ホボさん見て！僕の通信簿みんな一等と二等だよ」五段階評価の通知票の見方を知らなかったのである。上級生が通知票の見方を丁寧に教えていた。

学習指導の充実により、高等学校や職業訓練校等上級学校への進学を目指す児童も増え、夜遅くまで学習に取り組む姿勢は他の子どもたちの意欲を引き出すものとなった。私は、希望をする児童には進学の道を積極的に勧めた。ただ、受験勉強をする児童への夜遅くまでの付き合いは正直しんどかった。

夕食時の会話は、寮担当と子どもたちの大切なひと時であった。入所してきた児童の虚勢が解け、一挙手一動に落ち着きを見せ始めてきたとき、寮長と寮母はホッと肩の力が抜ける時である。

寮内の歯車が狂い荒れる。無外が多発する。寮担当として最も苦しい時である。夫婦で悩む。あるとき、上司に呼ばれ、戸締まりについて、屋外からの施錠を暗に指示された。違法とも言える安易な方法をとらせようとする姿勢には無性に腹が立った。当然断った。教護の意地でもあった。寮母も賛同してくれた。やせ我慢と見えたかもしれないが夫婦して辛かった。大いに反省もさせられた。甘かったのかな。

そして、その年の暮れ、子どもたちは園内のクリスマス会で素晴らしいパフォーマンスを見せてくれた。

寮担当とともに作業指導を担当した。内容は農作業中心である。自分の力を誇示しようとする子どもたちとともに農具を一緒に振り上げ、真冬、寒風の中、畑の天地返し。汗をかく、その後の爽快感を共有した。

養豚にも取り組んだ。生後間もない二頭の子豚が排水溝に落ち、仮死状態となった。園内で問題ありと

評されていた二人の児童が古タオルで四時間に渡りマッサージをし、蘇生させた。その後、豚舎の清掃、夜中の授乳等の面倒を見、子豚の成長を楽しんでいた。仔豚も仔犬のように慣れた。半年後、成豚となった仔豚が業者の車で出荷されるのを涙で見送っていた二人のヤンチャな姿は忘れられない。

この子たちもすでに五十歳、よき家庭人として家族を守っている。盆暮れの挨拶は忘れない。

八　いま、思うこと

撮りためた写真、誠明学園二千二百枚、茨城学園三万七千枚がパソコンのハードディスクに収められている。宝物である。定年退職後最初に取り組んだのがフィルムで撮りためた写真のデジタル化作業である。女房殿は苦笑いをしていた。子どもたち一人ひとりの動きが思い出され枚挙にいとまがない。この子たちは現在社会人として自立し、生活を送っているはずである。

近所に住み、間もなく六十歳になる退園生は、私たち夫婦の様子を見に時々訪ねてきてくれる。東日本大震災の時は、地震発生二十分後には来てくれた。特殊な技能を持つ彼は、老域に入った私たちを「心配だ」と言う。心強い。彼は言う、「俺は、梅干し一個を盗み食いしたのを見つかって先生に殴られた。でも、あれがなかったら今頃どうなっていたか分からない」と慰めてくれる。耳が痛いし、申し訳ない気持ちになる。父親に良い感情を持たない彼は、悩み事や相談事を寮母に話し、励まされ満足そうに深夜帰途に就く。曾て、寮長だった私の出番はあまりない。来年七月、還暦を祝ってやろう。

教護院生活を順風満帆で送ってきたわけではない。入所児童の無外先での死亡事故。子どもの全てを守らなければならない児童福祉施設にあって、いかなる理由があるにせよ絶対あってはならない。敗北である。

今、この稿を書いているのがお盆の時期、在職中、私たちの寮では、盆帰省の前には寮の大掃除をした。

児童には「戦前から続くこの寮では、たくさんの先輩たちが過ごしてきた。なかには、お盆で家に帰りたくても帰ることが出来ない人がいるかもしれない。ひょっとしたら、この寮を、自分の家として帰ってくる先輩が居るかもしれない。寮をきれいにして迎えようではないか」と。子どもたちは、暑いなか黙って大掃除に取り組んでいた。

定年退職を前にして、一月下旬の厳冬期、夫婦で北海道家庭学校を訪ねた。当時の小田島校長先生は、私たちを快く迎えてくださった。そして、帰り際、夕暮れが迫り雪あかりと遠くの外灯の下、牛乳を運ぶ生徒とそれを見守る職員の方の姿がみえた。過ぎ去った自分たちの生活と子どもたちが懐かしく思い出された。

「信念に基づく職員集団による児童処遇」、あこがれでもあった。

平成十六年、私の家族は、三十七年間の学園生活に終止符を打った。寮の子どもたちとの行事を楽しみに生活を送ってきた実の二人の子どもは四十代半ば。子どもに向かって、私は「自由に育てた」と言う。然し、彼らは「ホッぽり放しじゃなかったか」と言ってくる。寂しさを訴えず我慢を通してきた二人の子どもが愛おしい。

この充実した生活を送る事ができたのは茨城学園の職員仲間と児童、そして多くの方々との恵まれた出会いと家族の協力があったればこそと言える。

全てが「邂逅」で始まり、「感謝」で結ばれた。

平成二十七年　晩夏

随想②

「9年間の課題整理」

宮城県さわらび学園　技師　見立屋航希

私は宮城県の初任地として、さわらび学園にお世話になり、現在七年目を迎えている。以前は秋田県千秋学園で二年間お世話になった。さわらび学園では、三か月ごとに各児童のカンファレンスを実施し、これに合わせて「課題整理プログラム」というものを子どもたちと実施している。子どもと担当職員で入所してから現在までの生活を振り返り、今後の目標を再確認する場としている。今回原稿を書くに当たり、現在までの自分の経験を振り返り、今後自分がどうなりたいのかを考える、「課題整理」を行いたいと思う。

まずは九年前に初めて社会人としてお世話になった千秋学園。

今振り返ると、とにかく作業が素晴らしかった。土作りから収穫までしっかりと手入れをして、育てられる野菜が幸せだと思えるくらいだった。それが当たり前だった学園で過ごせたことはとても良かった。

子どもの指導面での思い出もたくさんある。私は子どもの指導、面接をする時、話が長かった。今でも長いが、当時は特にひどかった。子どもに伝わりづらく、先生方にも「それで何を伝えたかったの？」と言われる始末。

特に印象に残っていることがある。私が一人で宿直勤務をしている時、子どもの一人が私に反抗してきて、物に当たったり、暴言を吐くことがあった。私は、普段の落ち着き具合と比較すると緊急事態であると判断し、すぐに自宅にいる寮長へ連絡を入れた。子どもは落ち着きを取り戻しつつあったが、寮長はす

ぐに駆けつけ、対応してくれた。素直に助かった。寮長から、「落ち着きを取り戻した後、自分で対応できることはなかったか?」という話をされた。自分自身の「覚悟」の問題だったのだと思う。この施設ではよくある出来事だが、当時の私は覚悟が足りなかった。今振り返ると、この施設の醍醐味の一つをみすみす逃してしまったと思う。

「見つめる・認める・見届ける」が千秋学園の園訓だった。この施設のあるべき姿が、凝縮されていると思う。現在、私の中で最も大事な言葉の一つである。当時に比べれば、実践を通して、少しは理解できたのではないかと考えている。

叱咤激励してくれる先生方、素晴らしい環境に囲まれ、非常に充実した、濃密な二年間だった。

そして、現在勤務しているさわらび学園。学生の時に宿直のバイトをさせていただき、楽しい寮運営を肌で感じ、子どもと真摯に向き合う職員に憧れ、学園で働きたいという希望を持った。その念願が叶い、勤務できることとなった。

一年目から三年目までは青葉寮（男子寮）。三年目から六年目はすみれ寮（女子寮）。今年平成二十七年は、内部異動もあり、一年の間に全ての寮で勤務するという初めての経験をさせてもらった。

七年間勤務すると、様々なことが思い出されるが、絞って振り返りたいと思う。この七年の間に、寮の統制がとれない経験をしたことがある。発達障害を有し、他罰的で攻撃性が強い児童に対して、個別の支援を試みたが、集団と個人の指導のバランスがとれず、担当職員に抱え込ませてしまった。なぜ食い止められなかったのかと今でも後悔している。このような経験や日頃の実践から、「芯の通った枠」と「日頃の生活習慣の確立」の重要性を強く感じている。

「芯の通った枠」は、職員の揺るがない姿勢を持ちつつ、臨機応変に対応できる柔軟性も兼ね備える枠だと考えている。学園職員が一枚岩となり、いいことはいい、悪いことは悪いと、分かりやすく明確に伝える。特別な支援が必要な子については、臨機応変な対応をしつつ、周りの子どもたちに分かりやすく説

明する。このような基本的な姿勢を子どもに示すこと。また、この枠の肝は、職員が目的と効果をしっかりと把握すること、筋のある指導を継続することが大切だと思う。

「日頃の生活習慣の確立」は、あいさつ・返事等の礼儀、身の回りの整理整頓、片付け、寮の掃除など当たり前のことを当たり前にやれるようになることである。ポイントは、ただやらせるのではなく、必要があれば職員も一緒に行い、取り組みをしっかりと見届けることが大切だと思う。場当たり的な対応は子どもたちの蓄積にはならない。丁寧に関わっていくことが、子どもの成長につながる。

また、七年間勤務の中で様々な係や行事を担当させてもらった。正直、運営するのでいっぱいになってしまい、目的や効果を見失うことも多かった。最近になり、業務に追われる状況は変わらないが、効果を検証したり、いかに楽しく運営するかという視点を持てるようになった気がする。作業では、子どもたちと一緒に畑をいじり、野菜を収穫して、「これ、うまい」と言って、笑顔で会話する。これほど楽しいことは無いと思う。日頃畑を見に行くと、自分の畑と思い、愛着が湧いてくる。今年度は、野外活動の担当で、子どもたちと花山青少年自然の家に宿泊し、沢登りをした。子どもと一緒に沢にぷかぷかと浮かび、楽しんだ。学園に戻って子どもたちにアンケートを実施したところ、沢活動については、全員が「とても楽しかった」と回答。中には「とても楽しかったの上」と書き足してくれた子もいた。来年度もぜひ実施しようという気持ちになった。

そろそろ、まとめに入りたいと思う。さわらび学園は良い意味で自由度が高く、明るい風土が強みだと考えている。枠を置きつつ、明るく、健康的に育ってほしいと思う。子どもに興味を持ち、根気強く関わること、喜怒哀楽を共有する姿勢を忘れずにいたい。加えて、遊び心を忘れずに。ある先生から、「子どもに成長してほしい、分かってほしいと思うなら、その分だけ大人が苦労しなさい」と言われたことがある。苦労は絶えないだろうが、そんな大人になれるように日々精進したい。あと二十年、三十年が経ち、同じような言葉をかけたときに説得力のある大人になっていたら格好いいなと思う。

随想 ③

非行少年とのかかわり

新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科准教授　佐藤　亨

私が非行少年と呼ばれる子どもたちとかかわるようになって、三十年近くが経とうとしています。正直、自分が彼らとかかわるようになるとは想像していませんでした。中学・高校時代はどちらかと言えばやんちゃな子たちとは距離を置く方だったからです。それが、法務省矯正局に就職して、少年鑑別所で十一年、刑務所や拘置所で六年、非行少年や犯罪を行った人たちとかかわる仕事を続けてきました。その後、縁あって大学の教員として仕事をするようになりましたが、それ以降も児童自立支援施設で子どもとのかかわりを持ち続けてきました。その中で実に様々なことを学ばせてもらいました。ここでは、児童自立支援施設での体験の中で感じたことや考えたことを、思いつくままに書かせていただければと思います。

○見て見ないふりをすることは関係を壊す

これは児童自立支援施設に通わせてもらうようになってしばらくしてからの体験です。私は週一回、昼の二時から夜十時まで子どもと一緒に過ごすという形で寄せてもらっていたのですが、そうしている間にある男の子と仲良くなりました。その子は、人の痛いところを突いたり揚げ足を取るのが得意で、私も最初は「ハゲ」だ何だと散々言われましたが、いつの間にかその子の方から遊びに誘ってきたり、その子が

ギターを弾いて一緒に歌をうたったりするようになりました。ところが、ある頃からその子の方から妙に突っかかってくるようになりました。特に何かあったわけでもないのに、「お前の顔見るとイライラするんじゃ」等と言って。正直、その時は理由がよくわからなかったのですが、ある時にふと『そう言えば、最近あいつが何かやらかしてもスルーすることが増えたな』ということに気付きました。どうやら一度できた関係を壊すのが怖くて、ちゃんと対決することができていなかったのだと思います。それに気付いたのでその次に施設にいった時には、覚悟を決めてちゃんと注意をすることができました。すると、その時には散々文句を言ってきたのですが、いつの間にか元のような関係に戻ることができました。関係が壊れることを怖がって腰が引けるとかえって関係が崩れてしまう。そんなことを教えられた体験でした。

○周りの目を気にして子どもに対処すると関係を損なう

これは私が児童自立支援施設に寄せてもらうようになって、わりとすぐの頃の体験です。その日も寮に入って子どもと一緒に食事をして、後始末も一緒にしていました。その時にある子がふざけて後始末をちゃんとやろうとせず、しかもたまたま職員は他の子の対応で席を外していました。そのまま放っておいても、適当にやり取りをしながらちゃんとするように促しても良かったはずですが、その時は保育士資格を取るための実習生が一緒に寮に入っていて、私は、いい大人でしかも少年鑑別所勤務もあるような人間が子どもに言うことを聞かせられないのはみっともないと感じ、大声で注意をしてしまいました。そうしたら猛烈な反発が返ってきました。普段はそこまで反発するような子ではなかったので、正直あたふたしてしまい、その後戻ってきた職員の方が間に入ってくれて、何とか収まりをつけることができました。後になって考えてみると、どう考えても私が大声を出したのは実習生の目があったためで、その子はそのことに敏感に反応したのだと思います。私の意識は、半分は子どもに向いていたのですが、半分は実習生の目を意

識しており、正面から子どもと向き合っていなかったのです。このことも、ちゃんと向き合うことの大切さを私に教えてくれました。

○ネガティブなことの中にあるポジティブな変化を大切にする

ある時に職員がある子どもを注意していましたが、その子は言うことを聞こうとせず、押し問答のようになっていました。するとその声にイライラした別の子が職員に食ってかかっていきました。当然、職員はその食ってかかっていった子に注意しましたが、その子はますますイライラして手に持っていたシャープペンシルを手で真っ二つにしてしまい、さらに職員から注意される事態になりました。ただ、その時に私は『おや』と思いました。その子は、それまでは注意を受けてイライラするとすぐに机や椅子を蹴ってどこかに行ってしまう子だったのですが、その時は押し問答のようになりながらも最後まで職員の注意を聞くことができていました。私は、それはその子の成長ではないかと思い、後で本人にも職員にもそのことを伝えました。するとその子は、ほんの少しだけ嬉しそうにしたように思えました。あの子たちは圧倒的に怒られることが多いと思います。その中で少しでもポジティブな変化を見つけて、そのことを伝えていくことの大切さを考えさせられる体験でした。

○叱られても見放されないことの大切さ

これは私の体験からというよりも、児童自立支援施設に寄せてもらうようになって、職員と子どもとのかかわりを見ていく中で実感したことです。児童自立支援施設では、子どもたちは毎日のように叱られます。もちろん職員はいいところを探してできるだけ褒めています。しかし、多くの子は褒められるよりも

叱られることの方が多いと思います。それでも子どもたちは職員を慕っていきます。本当に困った時には、よく怒られた職員のところに相談に行ったりもしています。それは何故か考えてみると、どんなに怒られても、その先生は自分のことを見捨てていないと感じていたからではないかと思います。変な話かもしれませんが、いいところを褒めるのは決して難しいことではありません（褒めるところを探すのに苦労することはありますが）。しかし、どんなに腹が立っても、どんなにイライラしても、見離さずにかかわり続けるということは結構難しいことです。しかもあの子たちは人が腹が立つポイントを見つけるのが本当にうまいです。かかわっていく中で、もういい加減にして欲しいと思うこともあるのではないでしょうか。それでも本気でかかわり続けていくことで、本当の意味での信頼関係が生まれてくるのだと思います。それに、あの子たちは自分という存在に本当に自信が持てていません。そしてそれは多分、いいところを褒められるだけでは育たないのです。人にはいいところもあれば悪いところもあります。それを全部ひっくるめて丸ごとの存在として受け入れられたと感じることが、自分という存在への安心感や他人への信頼感につながるのだと思います。そのためには、叱られても見放されない、怒られてもかかわり続けてくれる人がいる、そんな体験が意味を持つのではないでしょうか。今はそんな風に考えています。

○信用（believe：ビリーブ）はしないが、信頼（trust：トラスト）はする

私はあの子たちの言うことを、常に信用（believe）しているわけではありません。なぜならあの子たちは嘘をつくからです。でも、それは当たり前のことです。誰だって、自分に都合が悪いことはごまかそうとしますし、その場をしのごうと口からでまかせも言います。あるいは、これは嘘ではありませんが、その場は反省して二度と悪いことをしないと誓ったとしても、すぐに忘れて同じことを繰り返したりもします。だから、あの子たちの言うことを常に百パーセント信用していたら、こちらの心がもちません。何

度も裏切られて心が萎えてしまいます。でも、私はあの子たちを信頼（trust）はしています。何を信頼しているのかと言えば、あの子たちが心のどこかでは良くなりたいと願っていて、そうするだけの力も持っているということを、です。もちろんこれは私の勝手な思い込みなのかもしれません。ただ、この思い込みがなくなったら、私はあの子たちとはかかわっていけないと思います。変な話ですが、これは自分を信じるということなのかもしれません。

私は今でも児童自立施設に通わせていただいています。これはボランティアということになるのでしょうが、善意で行っているという気はありません。自分のために行っています。なぜかは知らないのですが、行くとエネルギーがもらえるのです（ボランティアという立場だからでしょうが）。だから私はこれからも可能な限り児童自立支援施設に通わせていただきたいと思っています。最後に、私を受入れてくださった施設の方々には心から感謝しています。本当にありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

実践記録

成徳学校における地域との交流雑感

岡山県立成徳学校　主任　和田正志

編集委員のひとりである奈良県立精華学院の平原寮長より、今回の非行問題誌に『成徳学校の地域との交流』について執筆依頼があった。彼とは国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の同期であり、数々の思い出を共有し、数えきれないほどお世話になった間柄である。依頼にまさか否やは言えない。さて、快諾したものの、私に素晴らしい文の書けるはずもない。「気楽に書いてくれ」との彼の言葉を信じるほかない。思いつくまま書き連ねさせていただく。

岡山県立成徳学校は、岡山市街を眼下に見下ろす小高い丘の上にある。古くから『少年の丘』の愛称で親しまれており、岡山駅からタクシーに乗って「『少年の丘』までお願いします」と言えば通じることもある。丘には入所児童のほか職員やその家族も住んでおり、ひとつの共同体となっている。たとえば隣り合う寮どうしで米や味噌、醤油の貸し借りもごく当たり前に見られるし、職員の子どもを別の職員の子どもが子守する光景も珍しくない。成徳学校を称して『成徳ムラ』なんて表現も時々聞かれる。

実際、成徳学校はひとつのムラである。成徳のある岡山市中区の平井学区には連合町内会があるが、『成徳学校町内会』も、ちゃんと名を連ねている。もちろん、町内会の運動会や旭川河川敷の清掃活動に参加するし、連合町内会のホームページにも紹介されている。

職員の子どもたちの多くは平井保育園、平井小学校、東山中学校に通っている。東山中はじめ市内各地の野球部は、何度となく男子児童の野球部との練習試合を受けてくださっている。他にも、晩秋に行われる成徳学校主催の柔道錬成会には、市内の多くの中学校柔道部が参加し、盛会となっている。

中学校の先生方には日々本当にお世話になっている。総社市・倉敷市の各中学校から有志の先生方が成徳を知る、ということで毎年一回、定期的に来校してくださっている。新任の先生方に成徳学校を知っていただく絶好の機会となっている。

成徳学校の体育館やグラウンド等を、地域の方々に施設開放している。秋には、地域の幼稚園・保育園が農園に芋掘りをしに訪れる。入所児童たちもスコップで畑をほぐし、園児たちに「ほら、ここに芋、あるで」と教える。園児に『お芋のお兄ちゃん』と慕われ、児童の顔もほころぶ。他にも、園児たちとは、学校行事の『運動を楽しむ会』への参加を通じて交流がある。

成徳学校の文化クラブのひとつに、和太鼓クラブがある。元職員の地元に伝わる祭り囃子を中心に稽古している。彼らの発表の場は校内に留まらない。地域の保育園や養護老人ホームでの演奏会が催されたこともあった。ありがたいことに、生の太鼓の迫力が好評をいただいている。

岡山市に池田動物園という老舗の動物園がある。今年、園より成徳学校に依頼があった。レッサーパンダの飼料になる竹が欲しいとのこと。以来、週に何度かシマウマ柄の軽トラックがやって来て、竹を満載して帰っていく。成徳産の竹はレッサーたちに好評らしく、食べっぷりが良いのだそうである。

岡山音楽文化協会をはじめ、様々な団体より、各種のご招待をいただくことがある。県内で催されるコンサートや上映会、演劇や落語会、美術展、スポーツ観戦等々。中にはなかなかチケットの取りづらい人気公演もある。多感な時期の児童たちにとって、良質なエンターテインメントを目の当たりにできる機会を与えていただいており、本当にありがたい限りである。

成徳には多くのボランティアの方々が来てくださっている。

まずはYさんをご紹介したい。長年にわたり成徳学校の農園のお世話をしてくださっている。ご自宅の畑の世話もある中、毎日成徳の農園にまで手を入れてくださっている。暑い日も寒い日も風の吹く日も、淡々と黙々と草を抜き、土を砕き、畝を起こすお姿に、教わることは数え切れない。それは本来、職員のすべき作業であり、我々の怠慢を恥ずかしく思う。ある時、職員と児童が草抜きをしていると一緒に抜きながら「畑の草は、抜かにゃおえん（岡山弁で『抜かないといけない』の意）。」とお声をかけていただいた。何気ないその言葉に込められた、深くて重い意味に気づいたのは、しばらく経ってからである。今年八十三歳、ますますお元気で我々を温かく見守っていただきたい。寡黙で穏やかなお人柄は、児童たちにも敬慕されている。

男子児童の散髪は、長年ボランティアの方々にお願いしていた。前任の方が勇退なさってからは、Iさんに業務としてお願いしている。平井地区で理髪店を営んでおられ、毎月お店か成徳学校で男児たちの髪を刈ってくださっている。

岡山BBS会（Big Brothers & Sisters Movement）の皆さん。いくつかの大学から大勢の学生さんたちが、毎週月曜日の夜、学習ボランティアをしてくださっている。普段、寮ではなかなか勉強する気になれない児童も、お兄さんお姉さんとなら意欲的に取り組めるようである。他に夏祭りや学校祭でも楽しいイベントを提供してくださっている。

蕃山町教会さんは、毎年クリスマスの時期に来校される。クリスマスの由来を説いた劇やDVDの視聴、ゲーム大会やお菓子、クリスマスカードをプレゼントしてくださっている。

同じ時期、両備バスのガイドさんたちとの交流会も催される。新任のガイドさんたちが劇や歌を披露してくださり、一緒にゲームもしてくださる。

岡山市内の九つの中学校の先生方が持ち回りで、二学期から毎週二回来校され、学習会を開いてくださっ

ている。これは昭和五十五年ころ『成徳学校の生徒たちにも受験できるだけの学力を保障したい』との先生方のお志から始まった。成徳学校に岡山市立緑ヶ丘中学校の併設された今も、このご支援が続いており、今や、成徳学校の受験生は、ほぼ全員が高校に合格することが出来ている。

成徳学校には、後援会という組織がある。全国的にも珍しいそうで、成徳を温かく見守り、物心両面にわたって応援してくださっている。会員は、県内でも広く名の知られた企業や、地域の商店、成徳学校OB、元職員、教育関係の方々。実に多くの方々から支えていただいている。後援会会員の方々の中には、中卒児をアルバイト実習として雇ってくださったり、就職先として卒業生の面倒を見てくださったり、あるいは中学校の職場体験活動にもご協力いただいたりしている方も少なくない。本当にありがたいことである。

成徳学校で暮らす児童たちも、いずれは社会へ帰って行く。また、成徳や緑ヶ丘中学校の目指す、児童の健全育成も、我々だけでは到底なし得ない。地域の方々のご理解や支援なくしては立ちゆかないし、我々も地域の一員であるという認識なくしては、我々の活動自体が成り立たないと痛感している。

ムラ社会は、助け合い、団結して力を合わせやすいという長所もある。反面、ともすれば似通った価値観が大勢を占めてしまいがちで、風通しが悪いという弊害も生まれやすい。成徳の住人の中では、よく『成徳の常識は、世間の非常識』と半ば自嘲まじりに言われるが、地域の方々との交流によって新しい風が吹き込まれることを期待する気持ちもある。

幸いに成徳学校は多くの方々に知っていただき、昔からさまざまな形で支えられ、また地域の中にあって連綿と根を張ることができているのではないか。地域とのきずなは、百二十七年の成徳学校の歴史とともにあり、今後も伝えるべき何物にも代え難い財産のひとつだと思う。そのことに改めて感謝するとともに、これからも地域とのつながりを大切に守っていきたい。

食育の取り組み

埼玉学園における食育の取り組み

埼玉学園　管理栄養士　長島富美子

Ⅰ　はじめに

当学園は小舎夫婦制で運営している。夫婦が児童と起居を共にしながら、明るく家庭的な雰囲気の中で一貫性のあるしつけと基本的生活習慣を体得させ、児童の健全な人格を育てるよう努めている。

入所定員百二十人、男子寮五寮・女子寮二寮・年長児寮（男子）一寮・特別寮二寮で構成されている。

入所児童への食事は調理棟にて調理し配膳されている。

給食業務は管理栄養士一人、調理師七人（うち三人は非常勤職員）で行っている。

平成十七年に施行された食育基本法では食育を、生きる上での基本であって、知育・徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進することが求められている。そのため当学園では調理職員と寮職員が連携を図りながら、給食を通じて生きる力を育てる食育に取り組んでいる。

Ⅱ　学園の取り組み

当学園における食事は、入所する児童の成長及び健康増進のため「日本人の食事摂取基準」に基づいた栄養管理を行っている。

食事提供は、調理棟で調理されたものが各寮の食堂へ食缶で運ばれ、個々の食器に盛り付けられる食堂配膳方式で行なわれている。

献立作成時・調理時において暖かみのある家庭的な食事つくりを心がけている。成長及び健康増進に必要な栄養量を満たすことはもとより食に関する興味や体験が広がるように多くの食品や料理に接する機会を与えること、地域の食材・郷土料理を給食で提供することにより地域への理解を深める機会を与えるように努めている。調理職員は「Let's　cook for all」を合言葉に日々業務を行っている。

一　お楽しみ献立等

児童が楽しみながら自立のための訓練・調理体験を行うことを目的として行っている。

各寮には畑があり、じゃがいも、さつまいもなど寮ごとにいろいろな作物を栽培している。

農業体験を通じて生命・自然・食物に対する理解を深め、情操や生きる力を身につけるとともに、収穫した作物を自分たちでお楽しみ献立時に調理し摂取している。季節を味わい、感謝の気持ちを持つことを大切にしている。

お楽しみ献立は隔月に一回程度、土曜日の夕食を各寮にて児童が調理を行うものである。

児童の希望を考慮したメニューを寮職員と話し合いで決めながら調理作業に全員が参加し、栄養バランスのとれた食事を作っている。管理栄養士はレシピ作り、料理・食材の一口メモを担当している。また、

寮の特性を生かしたお楽しみ献立もあり、栄養のバランスを考慮しながらメニュー作りから児童が参加し寮単位で行うことから児童の意見が反映されやすく好評である。

また、毎週土曜日の夕食の米飯は各寮ごとに炊飯しており、寮職員による洗米・計量等の指導が継続的に行われている。中でも年長児寮は毎日朝食を自炊している。さらに土曜日は児童による手作りおやつの日になっている。このような作業の積み重ねから調理技術の向上を目指し自立のための支援を行っている。

二　栄養情報の提供

自立支援のために「食」について自分で考える力、選択できる力を養うことを目的に毎月発行する給食だより・毎週発行する献立表に料理・食材・食事マナー・栄養・健康情報等を記載している。

また、地産地消を通して食べ物が多くの人の手によって支えられていることを知り感謝の気持ちを持つことなど「食」の大切さを伝えている。

三　行事食・郷土料理の提供

日本には、古くから五穀豊穣と安泰を願った四季おりおりのお祭りや行事がある。その行事食を献立に取り入れ、日本の食文化を次世代に伝えるため、行事食提供時には週間献立表にその行事の謂れ等を掲載している。また、節分・雛祭りには調理職員が千代紙で折った升を一人一個ずつ配布し、福豆や雛あられをいれる容器として提供している。また、メッセージカードを添えることもある。

埼玉県に古くから伝わる郷土料理も提供している。地域の気候風土にあった食品を使用することから地産地消の教材として有効である。料理のみでなく昔から伝わる埼玉のお菓子も間食に取り入れている。

埼玉県内といえども広く、その地域でしか食べられていない料理もある。このため料理を提供した際なつかしいと感じる児童もいる反面、同じ県内でも知らないという児童もいてさまざまな反応があったり、自分の出身地にはこんなものもあるので出して欲しいというリクエストもあった。

埼玉県にも古き良き郷土料理があることを知り次世代へ伝えていってほしい。そのために地域の気候風土と結びついた食品・料理を知ってもらうために提供している。

四　嗜好調査

年一回、嗜好調査を実施している。自記方式のアンケート調査である。

得られた結果は調理職員と共有し検討を行い今後の食事作りに生かしている。リクエストのあった揚げパンを献立に取り入れたところ「書いたら出た」と喜ぶ声を聞くこともあった。人気献立はカレー・ハンバーグ・唐揚げと一般的に云われているものと大差はなかった。

児童に好かれる料理だけでなく和食や郷土料理をとりいれることによって、いろいろな食品に触れる機会を増やしていきたいと考えている。また、食事内容のみでなく食のしつけ（はしのマナー・食事マナー等）についてもクイズ方式で質問し、理解度を確認し、その後の寮での指導に役立てている。

五　その他

職員持ち回りで行われる月曜講話では「手洗い講習会」を実施した。ブラックライトを使い手洗い後の洗い残し汚れを視覚に訴えることにより、手洗いの重要なこと・手洗いのポイントを伝えた。目でみることにより「こんな汚れた手で食べてたの？」「盛付けをしてたの？」と驚く声があがっていた。講義のみ

でなく体験することで普段目に見えない汚れが見えることによって新たな気づきがあり、手洗いへの意識変容になったのではないかと思われる。

Ⅲ　おわりに

これから成長し、自立していく児童に「健康の源は食事である」ことを伝え、手軽に食べ物が手に入る時代の中で、食べ物を選択できる力を身につけて欲しい。そのために給食が生きた教材であって欲しいと願っている。

るぽ

児童自立支援施設から社会へ
～特別養護老人ホーム『はるの若菜荘』から学ぶ～

高知県立希望が丘学園　主任　楮佐古卓也

児童自立支援施設に勤めて二年目。それまでは、高等学校教員三年を含め、中学校の教員として二十四年間勤めてきた。ここ高知県立希望が丘学園では、学園の職員として一年と少しが過ぎたところである。昨年度は、中学三年生を担当していたこともあり、卒園後の進路については、進学か就職かと、最後まで悩んだことが思い出される。進学するにしても就職するにしても、中学校卒業は人生の岐路であり、児童の将来を左右することになる。そこで、進路選択の方法の一つとしてこの事例を紹介したいと考えている。

現在、中学校では、総合的な学習の時間などを利用し、職場体験学習を行っている学校が多い。中学生の体験であれば三日間程の体験を行う学校が多く、職種についても、学校の先生や知り合いの紹介など、希望の職種を選択し、体験する場合がほとんどである。今回、取材させていただいた社会福祉法人「高春福祉会」の特別養護老人ホーム「はるの若菜荘」もそういった職場体験学習を受けてくださっている事業所の一つで、地元の中学校やサポートステーションからの依頼を受け、実施している。

現在、日本全国で六十五歳以上の高齢者の割合は約二十七パーセント。約四人に一人が高齢者ということになる。十五歳未満の割合が約十三パーセントなので、高齢者一人を十五歳から六十五歳の者が二・五

人で支えなければならない。一人で生活できる方、家族の支えで生活する方、諸事情により老人ホーム等に入所しなければならない方等、さまざまな形があり、介護が必要な場合もある。単純に数値では表せないが、要介護者の数に対して、介護者（介護福祉士）の数は慢性的に不足している現状がある。「はるの若菜荘」においても入居者は、定員五十人が満員で、ショートステイの定員十人も常に満員の状態である。

取材に応じてくださった施設長の大野瑞穂さんによると、「介護の仕事に少しでも興味を持ってもらいたい。」そんな思いで職場体験学習を受け入れてくれている。「うちの施設は、社会福祉法人なので地域に貢献していきたい。」数年前、施設利用者からの紹介で、地域の十六歳の少年を受け入れることがあった。彼は、非行歴があり、中学時代は地域の中でも敬遠されるような有名ないわゆる不良少年と言われる存在であった。中学卒業後は、周りの友人も高等学校へ進学し、家に引きこもりがちだったが、最初は暇つぶしにと施設に足を運んだ。受け入れる職員や一部の入居者の中には、体格も良く、粗暴性もあった彼の過去を知る者は、何か問題が起こらなければと心配した。案ずるより産むが易し。彼は、三か月間毎日手弁当で通い続け、介護関係の資格を取りたいと一念発起し、高等学校へ進学した。彼の場合は長期間にわたる特殊なケースではあったが、現在の三日間から長くても一週間の体験に参加している児童・生徒、サポートステーションからの参加者たちも、施設利用者に対し、日を追うごとに優しく接していけるようになるという。参加者の背景を詳しくは聞いていないが、非行性がみられることは今までないという。人は誰もが、弱者に対して優しく接することができるということではないだろうか。

取材の終盤、図々しいとはわかっていながら、是非希望が丘学園の児童も受け入れてはくれないかとお願いした。施設長は当然のように、快く受け入れを承諾してくれた。「人と人とのつながりを大切にしてもらいたい。」どこの施設でも同じように受け入れてもらえるわけではないと思うが、介護関係の仕事も進路選択の一つとして入れていただきたい。一度は道を踏み外した少年たちが、人の優しさに触れ、自立していく姿が目に浮かぶようである。

外部の声

①少年鑑別所での面接から

長野少年鑑別所　首席専門官　岡部はるか

少年鑑別所で心理技官として非行少年の鑑別にたずさわるようになって、気付けば十数年が経ちました。そんな私が「児童自立支援施設」と聞いて最初に思い浮かべるのが「たらの芽」です。また、春が近づいて店先でたらの芽を見ると、児童自立支援施設のことを考えます。それは、少年鑑別所で働き始めて間もない頃、担当した少年が「(児童自立支援) 施設で、たらの芽を取って、先生たちとてんぷらにして食べた。うまかった。」と、半ば自慢げに、嬉しそうに話していたのがとても印象的だったからです。当時、私は「子どものくせに山菜のおいしさが分かるの?」と驚くとともに、「少年鑑別所に入るようなことをして、指導してくれた先生を裏切っているじゃないの。」とか「施設のことなんか忘れたって言ったのに。」とか、いろいろ言いたいことは思い浮かびましたが、なぜか口に出せず、ついつい「施設の中?どこで?」と、たらの芽が取れる場所を教えてもらいました。

その少年は、親に虐待され、家にも学校にも安心できる場所がなく、自分を嫌って、人を疑って生きて

きた人で、いつも斜に構えたところがあり、これからも非行や犯罪と手を切れないのではないかとの不安が拭えませんでした。でも、「たらの芽」の話の時は、いつになく子どもらしく、身を乗り出して地図を描いてくれ、私は話を聞きながら、祖母が作ってくれた山菜料理を思い出して、食べたくなりました。

結局、彼は少年院送致になり、少年院でもなかなか集団に溶け込めず、個室処遇を繰り返すなど教官に様々な配慮をしてもらって何とか仮退院したようです。少年院での再鑑別（現在の処遇鑑別）で面接したときも、相変わらず投げやりでしたが、なぜか少年院で読んだ本の影響で「北海道に行ってみたい。」と言っていました。

その後、私は少年鑑別所や少年院での仕事を通し、泣き叫びながら児童自立支援施設に向かった子、児童自立支援施設を逃げ出し非行を重ねた子、児童自立支援施設の入所がかなわず少年院送致の決定を受けた子などと会い面接や処遇をしてきましたが、頭の片隅で「また、たらの芽のような話が聞けないかなあ」と期待している自分がいました。また、少年院で勤務しているときは、生徒たちが後で「先生と一緒に○○した！」と覚えていられる体験は何だろうか、と考えていました。そして、長野に転勤してからは、波川学院と連携させていただき、在所中の子どもたちから話を聞く機会が得られ、やっぱり児童自立支援施設は「自然の中で」、「先生と一緒に」、「普通だけど、今までやらなかったことをやる」ということが大切なのだとの実感しています。

非行少年や犯罪者には不幸な生い立ちを背景に持つ人も多いので、中には、児童自立支援施設や少年院に入っても、刑務所に入っても、まだ失敗を繰り返すこともあると思っています。それでも、ごくたまに、ほんのわずかでも、「あの時、先生とこんなことしたっけな。」、「あの先生、こんなこと言ってたよな。」と、故郷や田舎を思い出すようにその光景が浮かんで、普通の生活を大切にする気持ちになれる瞬間があれば、全く違うのではないでしょうか。そういう体験を持っていることも、その人の「支え」であり、「レジリエンス（回復力）」の一つなのではないかと思います。

あのときの少年が今も、私と同じように、早春に店先に並ぶたらの芽やふきのとうを見て、「あ。懐かしいな。」と思い出していたら、そして、時々はたらの芽のてんぷらを食べられる環境で生活していたらいいなと思います。そのとき、「施設の先生と一緒に食べたたらの芽は、格別においしかったけど、なんでかな。」と思ってくれたら、もっといいなと思います。

②ＢＢＳ会が児童自立支援施設で活動すること

京都中央地区ＢＢＳ会　竹中祐二

京都ＢＢＳ連盟では、月に一度のスポーツを通じた交流活動を中心に、京都府立淇陽学校で活動させていただいています。今でこそ運動会や文化祭を初めとする数多くの学校行事にもお招きいただき、時にはまるで身内のような立場から、先生方と一緒に外部の方をおもてなしするお手伝いをさせていただけるまでになりました。京都ＢＢＳ連盟は全国的に見ても際立って大学生会員が多いのが特徴ですが、やはり活動初期には、「ただの大学生」を施設に受け入れることについての反対意見や様々なご苦労があったとうかがっています。現在の会員が充実した活動を行うことができるのは、先生方と諸先輩方が共に汗を流して信頼関係を築いてこられたからに他なりませんし、この素晴らしい歴史と伝統を後輩達に引き継いでいかねばなりません。そこでこの場をお借りして、ＢＢＳという団体が児童自立支援施設で活動することの意義を再確認させていただければと思います。加えて、このコーナーではこれまでにも既にＢＢＳ会員が寄稿されていますが、ＢＢＳ会のこと自体を十分にご存知でない読者のために、改めて紹介させていただこうと思います。

ＢＢＳとはBig Brothers and Sistersの頭文字で、「お兄さん・お姉さん」の立場から非行少年の立ち直り支援に携わる更生保護ボランティアです。一九四七年に京都で誕生した京都少年保護学生連盟が日本におけるＢＢＳ会の起源であり、つまりは私達が活動拠点とする京都の地がＢＢＳ発祥の地であるということです。そのことを誇らしく思うと共に、また身の引き締まる思いもいたします。元々は非行少年との交流に活動は限定されていましたが、今では不登校、引きこもり、緘黙、その他社会生活への適応が困難となっている少年や、児童虐待の被害者となっている少年や犯罪やいじめの被害に遭っている少年等をも含む社会不適応少年への関わりへも活動対象を広げており、そのことは基本原則の中にも明記されるに至っています。さらには、小中学生との調理や工作を通じたレクリエーション等の健全育成に携わる活動も多く行われており、「犯罪や非行のない明るい社会の実現」を目的とした様々な活動が各地で展開されています。

このように、現在では幅広い活動が展開されていますが、伝統的にこれらを支えてきた三本柱というものがあります。一つ目は非行少年や社会不適応少年と「ともだち」になることを通して、彼らの自立を支援する「ともだち活動」、二つ目は青少年や地域に広く働きかけ、青少年の健全な発達支援や明るい社会環境作りを行う「非行防止活動」、三つ目はＢＢＳ活動を行うために必要な知識・技術等を身につけるための「自己研鑽活動」です。

さて、ここで私達京都ＢＢＳ連盟が淇陽学校で行っている活動について説明させていただきます。活動の柱となっているのは、毎月第三土曜日に行っている「スポーツデー」です。スポーツデーではソフトボールやバレーボール、バスケットボールや卓球等を会員が生徒の皆さんと一緒に楽しむことで交流を行っています。スポーツデーは通常午前中で終了し、その後各寮に分かれて昼食もご一緒します。また、スポーツデー当日の午後と毎月第四土曜日には「学習補助」を行っています。学習補助は会員が生徒の皆さんに「教える」のではなく、あくまで「自習のお手伝い」という位置付けで行っています。なお、男子は野球、

女子はバレーボールと、それぞれ大会前には学習補助に替えて部活動の練習補助を行っています。また、冬には平日の夜と週末の午後にも学習補助を行い、高校受験を控えた児童の皆さんのサポートを行っています。会員が入れ替わりながら、冬場は平均すると週に三日も淇陽学校にお邪魔している計算になります。それ以外にも、各種学校行事にもお招きいただいております。花見会食に茶摘み、水泳大会や運動会、クリスマス会や駅伝大会、卒業式と、数え上げればキリがありません。中でも毎年十一月に行われている文化祭では、ＢＢＳのことを参加者の方々に知っていただくための出し物する時間をいただいており、例年合唱を披露しています。一か月以上も前から週に二、三度集まって一生懸命合唱練習を行うなど、会員も非常に気合を入れて臨んでいます。

こういった活動は、先に述べた活動の三本柱のいずれにも（厳密には）当てはまりませんが、私達はその目的を以下の様に捉えて、活動に臨んでいます。児童自立支援施設は寮室や寮自体に施錠はされない開放施設ではあるものの、児童の皆さん達は基本的に外部との交流がありません。そのため、月に一度のＢＢＳとの交流それ自体を、児童の皆さん達は非常に楽しみにしてくれています。したがって、まずは一緒に楽しむことを第一の目的と考えています。また、スポーツや勉強、何気ない会話の端々に、少しだけお兄さん・お姉さんである要素をちりばめていくことも、やはり大事な目的の一つであると言えるでしょう。それに加えて、年齢の近いＢＢＳが関わることの意義として、身近な存在の先に、目標となる大人の姿を見せること、大学まで続く進学の意欲を持ってもらうこと等も、先生方から期待していただいています。また、グループワークや非行防止活動を初め、ＢＢＳ活動の多くは単発ないし短期的な関わりに留まっているのに対して、淇陽学校での活動の他に見られない特徴は、同じ相手と長期間に渡り交流することができる点です。初めはお互い緊張していても、活動を通じて打ち解けることができるし、児童の皆さんの変化も見ることができます。ともだち活動も多くは期間を区切って行われることから、比較的長期に渡り交流を図る活動に携われることは非常にやり甲斐のあることですし、淇陽学校とＢＢＳ会とがそこまでの関

係を築くことができるようになったのは、繰り返しになりますが、先生方と諸先輩方のご努力の賜物に他なりません。

児童自立支援施設は感化院以来、伝統的に非行少年と人格的な関わりを行う中で立ち直り支援を行ってこられたことからも分かるように、非行少年と同じ目線で関わることを通して立ち直り支援を行うことを目指してきたＢＢＳは、児童自立支援施設に対して大いに貢献できるものと考えています。また、生活される児童の皆さんが全て保護処分の結果家庭裁判所から送致される訳ではないことは言うに及びませんが、現在のＢＢＳが幅広い範囲の青少年を対象とすることを目的としていることから、多様な問題性を有しておられる青少年への関わるという重なり合いを大きくしてきている点で、児童自立支援施設に対するＢＢＳの貢献は、より一層重要なものとなってきているのではないか、と考えます。ＢＢＳ活動の三本柱の一つである自己研鑽はこのように、自らと活動対象の関係と活動の意義に対する理解を深め、自らの姿勢を問い直す契機となるのです。

もっとも、児童の皆さん一人ひとりと関わる場面では、こういった大きな議論とは異なる次元で、様々な迷いや葛藤を抱きながら日々の活動実践を行っています。ケースワークとしてのともだち活動とは異なり、グループワークとして行われるスポーツデーでは、ある特定の児童とのみ関わることは良くないと、私達は考えています。もちろん、人としての関わりを深めること自体を否定するのではありませんが、その陰でＢＢＳと話したい、関わりたいと思っている児童の存在を見過ごす危険性もあるからです。ＢＢＳ会員も同じメンバーが固定的に関わる訳ではないですし、特に大学生の多い京都ＢＢＳ連盟では、年度毎に顔ぶれが大きく変わります。そのため、いついかなるときも、淇陽学校と京都ＢＢＳ連盟という組織間の良好な関係を維持しつつ、会員と児童一人ひとりとの親密な関係を構築するという、どちらにも気配りが必要となります。また、会員の多くは大学生であり、ボランティアであり、決して専門職ではありません。そのため、経験的に対人スキルを高めつつ、「お兄さん・お姉さん」という少し上の立場から模範と

なる姿を見せつつ、例えばスポーツでは技術指導を、学習補助では教科指導を行わねばなりませんが、一方で「同じ目線」で関わることも求められます。

良い部分はより成長させていき、できていない部分は改善を図り、先輩方が築いてこられた歴史と伝統を受け継ぎ、他にはないＢＢＳだからできることを大切にしながら、これからも児童自立支援施設に対し、何よりそこで生活される児童の皆さんに対して、良いお手伝いができるよう、これからも頑張ってまいりたいと思います。

③学園生活を振り返って

木下準夫

まずは、卒園から十八年が経った現在、改めて自分を振り返る機会を下さった広島学園の先生に感謝しております。

私が入園したのは十三歳の誕生日のひと月前の秋のことでした。家で暮らしていた時の私は兄姉も家を離れ父との男二人暮らしで、家にも、まして学校にも行かず遊んでばかりの生活でした。たまに家に帰れば父に怒られ衝突し、家族らしい生活とは程遠い毎日で、次第に食べることもままならないようになりました。友達の家族から付き合いを拒まれ、家に帰れば父に怯え、気が付けば帰る場所さえなくしていました。そんな環境から逃げるように、以前兄がお世話になった広島学園に入園することになりました。もし、あのまま家での暮らしを続けていたらと思うと、我ながらどうなっていたのか不安に思います。

入園の日、かなり緊張していたのを覚えています。本館で先生方に紹介のあと細い登り坂を担当の先生

と歩き、本館から一番近くにある夫婦寮へ。その日から私の松寮での生活がはじまりました。夫婦寮では自分たちの生活スペースとドア一枚挟んで先生家族が暮らしており、小さな子ども達の声を聞くことや、その子達の話題になったりすることもありました。自分の幼かった頃を思い出すこともありました。園の中で「家族」を感じることができました。

入園当初、気弱な私は自分をすこしでも大きく見せようと虚勢をはり「なめられまい」と必死でした。私もそれからたくさんの入園者を見てきましたが、ほとんどの人がそうだったように思えます。ですが、やはりそこは寮生活。二、三日もしないうちにそんな虚勢も剥がれ、同年代の寮生に揉まれ苦労する日々もありました。それでも毎日の勉強にスポーツ、農作業を通し、可愛がってくれる先輩や仲間もできました。

十四の春、中学卒業の時期と同時に、その夫婦寮から最後の退園生を見送りました。家に帰ることを楽しみにしていた先輩達の涙を憶えています。その後、私たちは現在の交替制寮への一期生となりました。寮も合同になり担当の先生も代わりました。先生の顔ぶれも代わり、新しく教育指導員の大学生も加わりました。それまでの夫婦制と違いそこには小さな子ども達の声もなく「家族」の匂いがしなくなったことに違和感のような寂しさを感じました。ほどなく愛着のあった夫婦寮を取り壊すこととなりました。取り壊していく重機を遠くから涙を浮かべた先生と見ていた時、きっと一期の私達も同じような気持ちだったと思います。

十五歳なった頃には新寮舎での生活も一年が過ぎ、その春から生徒会長をすることになりました。正直したくはなかったのですが、その中でよい経験もさせて頂きました。

一番記憶にあるのは毎年恒例だった縮景園での盲学校の生徒さんとの梅狩りの挨拶です。

人前でしゃべることも苦手で、原稿を覚えるのも大変でしたが、先生の勧めで暗記することとなりました。毎日原稿を覚え、本番の日、緊張の中ただ覚えた挨拶を終えて拍手され、列に戻った時のことです。

盲学校の生徒代表さんの挨拶が始まりました。私よりも長い文章を表現豊かに挨拶されました。自分のした挨拶とは比べようのないものでした。その挨拶からは今日の日を楽しみにしていた盲学校の生徒さんの気持ちがとても伝わってくるものでした。私は、言葉の大切さを感じ、伝えることの大事さを教わりました。

もう一つ学園での生活で大切なことを教わりました。

それは「振り返る」ことです。

学園での生活の暮らしの中で、ある時担当の先生がおっしゃいました。

「勉強に運動。それは普通の中学生もやっていること。園の生活の中で一番大切なのは、毎日書いている日記。日記を通してその日の自分を振り返ることなんだ。そして、それをまた読み返して今の自分はどうか？成長できたのか？自分で考えることなんだ」と。

それまでの日記はただ毎日の出来事を書き出すだけで、読み返すこともありませんでした。その日から、少しずつ日記の内容に自分の感じたことを書くようにしてみました。続けていくうちに日記の内容は一日の報告ではなく、その日に感じたことを書くようになりました。畑を作る大変さ。練習で相手に負けて悔しかったこと。会話の中で感じたこと。生活の中で家族を思い出したこと。

自分が何を感じて、どんな行動をしたのか？

日記を変えてから自分で自分を理解し振り返れるようになれたように思います。そこには必ず先生からの返事が書かれていましたが、その言葉にも励まされました。時にはその返事は何ページにもなることもありました。私はその日記を持って退園しました。退園してからもつまずいた時には日記を読み返し、自分を励ましたこともありました。

それから無事高校も卒業し、就職することができました。職場で評価してもらえたのも、返事・挨拶や道具・言葉を大切に使うことなど、すべて学園で学んだことでした。

今、私は大切な家族を持つこともできました。今までの自分を振り返り、次は子ども達に何を伝え育てていくのか日々奮闘しています。また、息子達の野球を通じ、近所の児童養護施設の子ども達とも出会いました。彼らもそれぞれ事情を抱え日々を過ごしているのだと思うと、昔の自分達を見ているようです。

退園するまでの自分には、家族という存在が程遠く感じていました。そんな自分が結婚し、子を授かり、その子を抱き上げた時から、あれほど遠く感じていた家族を手にした喜びを感じて生きています。

だからこそ彼らには夢や憧れを持って欲しいと願い見守っています。いつか大人になり、私が過ごすことができなかった家族との時間を過ごし、自分の人生を愛して欲しいのです。

どんな環境に育ち、どんなにつらい過去があったとしても、その過去を取り返すことはできません。ですが、どんな過去があったとしても、それを振り返り目指す未来を掴むことができることを決して忘れてほしくないのです。

④二度目の分校勤務　大野原分校で大切にしていること

松江市立宍道中学校大野原分校　教頭　岸本行夫

「大人はそんなに偉いんか」　大野原分校一年目、担任をしていた男子生徒が授業中の態度を注意され強い口調で私に言い返してきました。机を蹴飛ばし、鞄を投げ、そこら中につばを吐きながら「何で俺ばっかりなんだ」と泣きながら暴れました。後になって、彼は私に「父親から厳しく言われ、自分の思いなんて聞いてもらえなかった」と話してくれました。大人に見捨てられ、裏切られたという不信感は、担任への心の叫びとして向かったのです。その時、先輩教師から「真正面から子どもと向き合うことが大事だ」

と助言を受けました。初めは意味も分からず無我夢中でした。彼と何度も何度もぶつかり合う中で、その言葉の意味が分かってきました。少しずつ二人の間の距離が縮まり、私に心を開いてくれるようになりました。その後、彼とは卒業までの三年間の付き合いとなりましたが、立派に成長して卒業退園していった姿を今でも忘れることができません。教育は「人と人とのつながりの大切さ」ということを学んだ一年目でした。

あれから八年、人事異動により再び大野原分校へ勤務することになりました。今度は新任教頭としてです。分校の流れや学園の動きはある程度予想はできましたが、分校の先生方はもちろん学園の先生方と一緒に、子どもたちの自立に向けた支援を進めてくことが本当に自分にできるのかと、緊張と不安でいっぱいでした。この度、二度目の大野原分校勤務をするにあたって、分校教育で大切にしている学校教育の両輪である「学習指導」と「生徒指導」について述べたいと思います。

学習指導で大切にしていることは、「分かる授業づくり」です。子どもたちは学びたい気持ちはあるが、どうやっていいかわからないというのが正直なところです。分校では、その子のつまづきや学習状況を見立て、全職員で共通理解したうえで指導するようにしています。また、授業場面では個別の対応や複数教員が授業に入るなど個に応じた指導・支援を積極的に行っています。「分かるうれしさ」「できる喜び」を子どもたちに感じて欲しいと願っています。さらに、分校では、①四〇分授業の実施　②個別の学習課題の設定　③寮での毎日の宿題等の取り組みを通して、学習意欲・集中力の持続と基礎・基本の定着に取り組んでいます。

生徒指導で大切にしていることは、「学校はすべての子どもたちにとって心の居場所でなくてはならない」ということです。子どもたちが安心して自分を出せる場・居場所をつくる。そのために日々の生徒指導はとても重要です。教職員の指導のブレや異なる対応は絶対に避けなければなりません。また、決して見逃さない、見捨てない、というひとりひとりを大切にする姿勢は分校教育のすべてにつながっています。ど

んな小さなことでも起きたことにはきちんと対応し、繰り返す問題行動には粘り強く最後まで対応すること。教職員の姿勢を子どもたちはきっと感じてくれると信じています。個別・集団への指導方法、問題対応処理など、新しく分校に赴任した教員にとって戸惑うことも多いと思いますが、全教職員が共通理解し、生徒指導主事を中心としたチーム対応、足並みを揃えた粘り強い生徒指導を積み重ねることで、学校集団が安定し、「安心して充実した生活が送れる学校＝心の居場所」になると考えます。

最後に、これらの取り組みの基盤には、「学園との連携」が必要不可欠です。学園の先生方は、日々子どもたちに寄り添い、全力で向き合っておられます。同じように分校においても我々は全力で正面から子どもたちと向き合っていく姿勢が求められます。立場は違えども職員同士の「厚い信頼関係」が大きな力となっています。分校での授業や行事への学園職員の参加、その反対に寮活動への分校教員の参加は、同じ子どもを育てる支援者として職員の一体感を生む大きな取り組みになっています。現在の学園と分校の連携の強さがまさに落ち着いた学園生活をつくりだしていると確信しています。

今後も学園と分校の先生が一体となった指導のもと、より一層の連携を図ることはもちろん、子どもたちへの関わりや支援についても、職員同士の思いや意見を積極的に共有し、「チーム大野原」としての取り組みを推進できるよう、私自身も精一杯取り組んでいきたいと思います。

⑤児童自立支援施設で働くこと

沖縄県中央児童相談所　児童福祉司　高安　豊

「死ね」、「しなす」、「あにひゃーが悪いのに、なんでわーばっかりか」、「やーのちらよ」、「くさい」、「は

げ」、「だまれ」、こんな言葉が日常茶飯事のように飛び交う職場で、私は五年間勤務した。その職場は、沖縄県の那覇市首里にある。首里という地域は、琉球王朝時代の首里城がある伝統文化の中心地域である。その地域にある、児童自立支援施設「若夏学院」に私は、児童相談所へ異動してくる前に勤務していた。若夏学院で男子寮の児童自立支援員として、子ども達と一緒に寝食を共に生活した間、沢山の経験をした。スポーツや海水浴、釣り、宿泊体験学習など、とても楽しくて仕事をしていることを忘れてしまう時もあった。しかし、楽しいことばかりでは無く、苦しいことも沢山あった。その苦しいことの一番は、やはり子どもからの暴力である。ある夜中、非常ブザーが鳴り、隣の男子寮に駆けつけると、鼻血と涙を流しながら、切々と子どもに説諭する同僚がいた。子どもは、その説諭に全く聞く耳を持たず、すぐに席を立ち、寮内を夜中から歩き回り騒ぎ立てる。しまいには、他の子どもも興奮して暴力が始まり、最終的には集団で無断外出をしてしまった。翌日、鼻血を出した同僚は、鼻の骨を骨折していた。骨折とまではいかないが、児童からの暴力や反抗で、身体的にも精神的にも苦しい時はよくあった。ただ、そのやり取りを子どもと繰り返し、諦めずに何度も一緒に話し合い、個別で作業等をすることで、徐々に子どもと関係性が取れていったことを思い出す。少しずつ子どもと関係を作り、たわいの無い話しが出来るようになると、説諭も少しは落ち着いて聞いてもらえた。ただ、話しを聞けるようになったからと言っても、子どもの問題行動はすぐには改善される訳ではない。子どもの支援をする際、問題行動の改善を自立支援達成目標とするが、その目標は、平均一年余りの入所期間での支援では、外部の人からはどこが改善されての自立支援達成による退所なのか理解してもらえない。ただ、若夏学院ではしっかり子どもに向き合い、繰り返す問題行動の度に、その子どもの理解力に応じて切々と説諭指導を行って、粘り強く話してきた。それでも、自立支援達成で退所した後、再度問題行動をすることはある。ただ、退所した子どもに何年後かに会った時に話しをすると、若夏学院で先生達から聞いた話はよく覚えていて、自分がどんな悪いことをしたのか理解し、今後はそんなことはしないと自慢げに話す児童と会ったことがある。その子どものことからも、

問題行動をすぐに改善することは難しいが、その度に説諭する理由をしっかり説明し、粘り強く指導することによって、いつかはそれを理解し自分の将来のために、自ら行動改善してくれるものであると感じた。今現在、若夏学院で働く職員は、日々子どもとのやり取りは大変で疲弊すると思うが、粘り強く指導することによって、確実に子ども達の心には響いていることを信じて欲しい。ただ、それがすぐには行動に表れず、やりがいを感じない時もあるかと思う。しかし、決してそれは無駄なことではないと思う。いつになるか分からないが、若夏学院での指導は子どもの将来を明るくする支援となると信じている。苦しい時こそ、全職員で指導方法の話し合いをして、みんなで若夏学院を盛り上げてください。それが、必ず子どもへの良い支援に繋がるし、子ども達も、職員同士が協力連携して、楽しく仕事をしているかどうかみていると思う。

五年間勤務した後、児童相談所へ異動してきた時、土日祝日の休みに必ず家に居るようになった私に、赤ちゃん返りした娘が一日中抱っこをせがんできた。娘の赤ちゃん返りを見たとき、娘に寂しい思いをさせていたのだなと反省をした。施設で働くということは、少なからず自分の生活や家族を犠牲にしている。だから、施設で働く職員は尊敬出来るし、児童相談所の職員としてもできる限りの協力をしていきたい。そして、いつかまた若夏学院で子どものために働ければ幸いである。

全児協転退職者交友会の報告

第三十八回　全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会　会長　長嶺耕次

はじめに

第三十八回全児協転退職者交友会総会は、広島県廿日市市宮島、安芸グランドホテルで、平成二十七年九月二十八日（月）・二十九日（火）両日開催されました。開催に当たって、叶原土筆中国支部長さんをはじめ主に岡山県立成徳学校ＯＢの皆さんのお力添えをいただき（会場のお世話から案内状、資料作り等々）大変お世話になりました。

第一日目は、役員会に総会、懇親会が開かれ、平成二十六年度の事業報告や決算報告、平成二十七年度の事業計画案、予算案、諸案の検討を行い、夕刻より一年ぶりの再会を祝し交流を深めました。第二日目は、簡単にホテルで閉会の挨拶をさせていただいた後、時間の許せる方々と宮島観光へ出かけました。

開催に当たり、大変お忙しい中、全国児童自立支援施設協議会　豊岡敬会長、広島県立広島学園　半田浩正園長さんたちの参加もいただき感謝申し上げます。

一　役員会

○協議題

（一）平成二十六年度事業報告

（二）平成二十六年度決算報告

（三）監査報告

（四）平成二十七年度事業計画（案）について

（五）平成二十七年度予算（案）について

（六）平成二十八年度開催地について

（七）役員改選　他

会長より、平成二十六年度事業報告、決算報告があり承認される。

平井光治監事より、監査報告が行われ承認される。

平成二十七年度事業計画（案）、予算（案）の説明と提案がなされ、審議して承認される。

次回、平成二十八年度総会開催地は、四国支部・愛媛（予定）にて、

平成二十八年十月十三日～十四日（木・金）に開催する事を決定する。

今回の役員改選では、現役員が引き続きお受けすることになりました。今後ともよろしくお願いします。近畿支部は、二十七年度より、大川先生より三好先生へ交代、九州支部も大蔵先生より松下先生へ交代されました。大川先生、大蔵先生、ご苦労様でした。また、東北北海道支部は空白のままです。

○役員紹介

会長　長嶺　耕次

副会長　長沼　友兄（関東支部長）

副会長　西田　達朗（中部支部長）
東北・北海道支部長　空白
近畿支部長　三好　正治
中国支部長　叶原　土筆
四国支部長　武市　浩
九州支部長　松下　齊

よろしくお願いします。

二　総会

役員会に引き続き総会が開かれました。

長嶺会長挨拶、半田広島学園長による歓迎の挨拶・学園の現状報告―夫婦制から交替制に代わる変革期を乗り越えた。全国で五十番目の学校教育導入で昨日、盛大に運動会を終えた事等々―に続き、西田副会長による物故者の方々への追悼を捧げました。

また、豊岡全児協会長にも、祝辞を頂き、併せて全国の児童自立支援施設の現状―全国少年野球大会に四国地区が参加できなかったことや運営ハンドブックが発行されたこと、ホームページが見られること、百十五周年厚生労働大臣表彰記念式典があること等々―をお聞きしました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

最後に、長沼友兄副会長より挨拶があり、無事閉会しました。

三　懇親会

叶原支部長の開会の挨拶に始まり、船曳三郎顧問の乾杯の音頭で懇親会に入りました。久しぶりの再会に、皆さんの現状報告があり、かと思えば、飛び入りでハーモニカ演奏もありで賑やかに、楽しく歓談させていただきました。

最後、武市四国支部長の次回開催地の紹介と挨拶で幕を閉じました。

四　第二日目　日本三景・世界遺産の島『宮島』散策

日本三景の一つ、宮島を久しぶりに訪れました。小中高で習っただろう事柄を思い出しながら、また、団体さんの後について、ガイドさんの説明を遠くに聞きながら回廊をめぐりました。

今回で三度目の宮島でしたが、一度目はずいぶん昔のことと思いますが、確か靴の上にワラ草履をはいての見学だったように思います。また、一度目も二度目もそうだったと思いますが、通り抜けでなく同じ回廊を帰ったように記憶しています。今回は、靴のまま、一方通行、反対側に通り抜けました。平日にもかかわらず国内外の観光客の多いことにもびっくりしました。まだ一度も大鳥居まで行ったことがないため行ってみたいと思いつついましたが、全く逆で、海水が床上まで上がってくるような状態でした。これはこれでまたとない経験で幸運でした。

ガイドマップを見てみますと、島全体に観光スポットがあり、全部見て回るには時間的に無理、再度来ないといけないと感じました。

奈良へ帰ってからインターネットで、『宮島』のことを調べてみました。『宮島』という言い方は通称で、正式には『厳島』と言い、「神にいつく（＝仕える）島」という語源があるようで、島そのものが神の島、

自然崇拝の対象で、古代から信仰されていたようです。陸地では恐れ多いと海中に社が建てられたといいます。

平清盛が一一四六年、安芸の守として任官後、清盛をはじめとする平家一門の厳島信仰が始まったとされ、平家の信仰で広くその名が知られるようになり、豊臣秀吉も九州遠征の途中、厳島神社へ祈願に立ち寄り、その後、千畳閣の造営を行っています。秀吉の死により未完成のようですが、何本という太い柱や広さを見ると秀吉の権力の強さを感じずにはいられません。等々、今なお美しい景観と文化財がたくさん残されています。

ついでに、鹿やしゃもじについても調べてみました。鹿は野生に加え、戦後、観光資源として奈良より連れてこられたようです。しゃもじは、神泉寺の僧　誓真が弁財天の夢を見て琵琶の形の美しい線から杓子を考案し神木を使って作ることを島の人々に教え、この神木の杓子でご飯を頂けば御神徳を蒙り福運を招くといわれ、また、日清日露戦争時、武運と無事帰還を祈願し「敵をめしとる」ということでしゃもじを奉納し、また、無事に帰還したときに土産として持ち帰ったことから「幸運をめしとる」、と縁起物として広まったとのことです。

七月二十一日は日本三景の日であるとか日本三景のうち、世界遺産登録は宮島だけであるとか海軍の主力巡洋艦に日本三景のそれぞれの名が命名されたとかいろいろ面白いことがたくさん載っており勉強になりました。

五　さいごに

今年、豊岡全児協会長には、全児協転退職者交友会総会翌日、北海道で百十五周年厚生労働大臣表彰記念式典が行われるという大変忙しい中、総会にご参加いただきありがとうございました。（体調を壊さな

いよう気を付けてもらいたいものです。）私たちの会からも、会を代表して、東北・北海道支部の高橋一正氏（北海道自立援助ホーム　ふくろうの家　ホーム長）に参加していただきました。全国の児童自立支援施設で働いている職員、三十二名の方が大臣表彰を受けられるそうです。おめでとうございます。今後も頑張ってください。

感化院、教護院、児童自立支援施設と名称は変わってきましたが、また、子どもの質も内容も変わってきているように聞きますが、今も昔も、非行児であれ障がい児であれ、子どもたちの幸せを願うことは、一一五年、いやもっと前から、そして今からも永遠に続くことであり、私たちみんなの活動を通して、少しでも世から不幸なニュースをなくしていきたいものです。

私たちOBも、子どもたち、施設、施設で働く先生たちを微力ながら応援しています。

文献賞

平成二十七年度　文献賞

優秀賞

①「夫婦職員の育成と専門性の向上について
～児童自立支援施設への提言を乗せて～」

兵庫県立明石学園　教務第一課主査　手島教介

②「児童自立支援専門員に求められる専門性」

横浜市向陽学園　副園長　石神光

文献賞選考経緯

平成二十七年度文献賞は、『非行問題』第二二一号に掲載されている論文を対象としました。その中から上記の二つの論文が、選考会議において、次のような評価を得て優秀賞を受賞しました。なお、最優秀賞に該当する論文はございませんでした。

○優秀賞

①の論文：夫婦制施設の将来を憂い、施設として、自治体として、今後の児童自立支援施設のあり方について、真剣に検討した内容であり、その熱意を感じとることができました。また、夫婦職員の育成策について具体的に提案しており、夫婦制の維持、そして、さらなる発展に期待して一石を投じた点が評価されました。

②の論文：職員の専門性について「自己効力感」を挙げ、ストレングスモデル、レジリエンス（復元力）などによって自己肯定感を高めるものであり、それが専門性に結び付いていくといった内容や、施設職員の役割として、入所ニーズだけの対応ではなく、相談ニーズにもしっかりと対応していくことの重要性に触れられており、全体としてまとまりのあるわかり易い内容であった点が評価されました。

国立武蔵野学院長　相澤　仁

選考委員

豊岡　敬（全児協会長　東京都立誠明学園長）
田仲　輝男（全児協副会長　栃木県那須学園長）
栃下　清孝（全児協副会長　兵庫県立明石学園長）
青木　建（全児協顧問　国立きぬ川学院長）
相澤　仁（全児協顧問　国立武蔵野学院長）

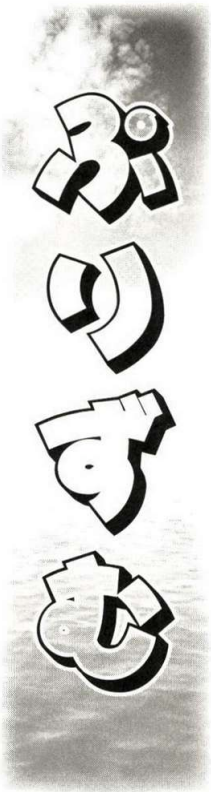

少年たちとの日々
人間は鍛えなければいけない時がある
児童自立支援施設の実践

西田達朗　著　三学出版

本書の著者である西田先生には、私が武蔵野学院養成所時代、夏休みの一か月間ほど実習生として受け入れて下さった国児学園にてお世話になりました。

ご自分の人生をかけて児童自立支援施設での少年たちとの暮らしを実に三十年以上にわたり築き上げてこられた西田先生の熱く厳しいお人柄が伝わってくる一冊です。児童自立支援施設において、目の前の少年たちとの生活でどうしようもない無力感に打ちのめされる時、退所していった少年たちの悲しい予後を耳にして一緒に暮らしていたあの期間はなんだったのかと同じく無力感に打ちのめされる時。そんな時に

こそ子にとって、自分の生活なんてまだまだ、もっとできることがある、と厳しくもご自身の経験をもって引っ張ってくださるそんな西田先生のお声が聞こえてくるように思います。

昨今、少年たちをとりまく社会・時代は大きく変化しています。退所後のやりとりも手紙が主流だった時代から、電話・携帯・メール・ラインへ。作業やランニングを通しての「流汗悟道」の地道な生活が、肉体や精神を安定させていく寮生活。しかし、今の時代少年たちと朝晩一緒にランニングをしたら「虐待にあたるかもしれない」と聞き取りが入ったり、嫌いな食材を残さず食べるように指導することも「虐待にあたるかもしれない」との話題にあがったり・・・私が寮母として生活してきたこの十四年の間だけでもかなりの変化がありました。その中で、変わっていかなくてはいけないことと、本当は守っていかなくてはいけないことを間違えないようにしたいのです。本書には、児童自立支援施設で働く寮母として私が守っていきたいと思っている生活が描かれています。もちろん、私の寮母としての実践など、西田先生ご夫妻の足下にも及ばないような浅さでしかありません。だからこそ、本当に長い間、この施設にとって大切にするべき実践を積み重ねてこられた西田先生ご夫妻の生活に触れることができる本書はとても貴重な一冊だと思います。ぜひ、多くの人に手にとっていただき、今一度、この時代の中での児童自立支援施設がどう在るべきかについて再考する一助になることを願っています。

（奈良県立精華学院　平原　裕希）

秋田の子供はなぜ塾に行かずに成績がいいのか

浦野弘　秋田大学教授　著　講談社

私がこの本と出会ったのは、児童の学力を施設入所中に少しでも底上げできないかと考えていた時期でした。というのも、改善退所した児童が、学力不足のため授業についていけず、学校がつまらなくなり、不登校になり、暇な時間ができ、ついつい良からぬ事をしてしまい、結局生活の乱れにつながっていくというパターンが何度もあったためでした。また同じ頃、全国学力テストで秋田県が全国トップの成績であると聞き及び、一体どういった取り組みをされているのだろうとも思っていた頃でした。

そんな中この本を読んでみると、その背景や取り組みについて様々なことが書かれていました。実は学力テストが中断された五十年ほど前は、秋田県は全国でも最下位クラスの学力だったこと、そこから教育関係者の方々が中心となって様々な取り組みを行い現在に至ったこと、そしてその取り組み例や取り組みの意味合いなどについて解説されていました。例えば、秋田県教育庁は独自に学力調査を行い、全国学力テストが中断されている間も県内の学習状況や学習課題を把握していたことや、同時に、生活環境や学習環境に関する質問紙調査を行い、現状の把握や様々な因果関係（国語ができると算数もできる等）を把握していたこと、日本の伝統的な「当たり前の学習環境と生活環境」と好成績には、深い因果関係があることがわかってきたこと、秋田県では問題文に複数のデータがあり、必要な情報を取り出し、問題文をよく読まなければ答えを導きだせないような問題を作成するなどの工夫をしている、家庭の力が子どもを作る等、興味深い事例や洞察が記されていました。

そんな中、自らの職務にとって特に参考になったことが三点ありました。

一つ目は、「潜在的カリキュラム」についてです。これは、教師が意図的に計画した勉強をする（顕在的カリキュラム）のとは異なる、社会や日常生活からの学びのことを指します。つまり、計画を立てて教えるのではなく、人間の「気づき」によって学んでいくカリキュラムです。家庭におけるしつけなどがこれに当たり、子どもの成長という点において家庭における潜在的カリキュラムにより自ら学んでいくということは非常に重要であるとしています。しかしながら、その影響力の大きさゆえに取り扱いには注意が必要で、本書ではテレビに関する記載があります。子どもたちがテレビの製作者が意図しないことを学んでしまうことに触れ、例としてドラマなどで母親がご飯をよそっている場面を何度も見ることで、「家庭での配膳は母親がやるものである」と学んでしまうことを挙げています。こと子どもたちへの指導という面では、私たち職員も同様のことに注意する必要があると思われました。普段から肯定的で健全なメッセージを送るよう配慮することはもちろん、誤った学習をしないよう、つねに自らの行動や発しているメッセージについて確認・改善することが大事であると感じられました。また、児童に対して指導したことは当然自らも行動で示し、「保護者参観で、子どもたちは静かに授業を受けているのに、保護者の方がおしゃべりをしている」ようなことがないよう、他人事と思わず自戒すべきと思われました。

二つ目は、会話の力についてです。普通の家庭での会話が子どもに及ぼす影響についての話があり、次の二種類のタイプに分けられるとのことでした。ひとつは、単語だけが飛び交っている家庭。もうひとつはいくつかの単語が組み合わされて、因果関係や関係代名詞を使った複文によって構成される会話がある家庭とのことでした。そして前者の会話に慣れている子どもは、後者のような会話が中心となる学校や友達との会話ではそれだけでハンデになってしまい、授業のやる気や理解度、友達との関係などに影響が出てしまうとのことでした。確かに家庭環境は子どもに大きな影響を与えるとはよく言われますが、このように具体的な影響を指摘され驚くとともに、自分の中の疑問のひとつが言語化されたように思われ、よく納得できたものでした。先の潜在的カリキュラムの話と同様に、まずは自身が及ぼす影響についてよくよ

く考えるべきと思われました。

三つ目は、「秋田わか杉っ子　学びの十か条」です。これは、先の質問紙調査において、全国平均よりもいい結果を出した項目を組み合わせて作成したもので、秋田の子供たちの生活習慣、学習意欲、学校や地域の取り組みを端的に表したものです。内容としては特段にすごいものではなく、いわゆる当たり前のことが記されています。しかし、秋田県内ではこの当たり前のことが学習の習慣として強く根ざしていて、これこそが秋田の強みではないか、としています。各項目とも非常に興味深く、この十か条を見ていただくだけでも意義があると思えるほどなのですが、中でもその七の「きまり、ルールは守ってあたりまえ」という項目は非常に印象的でした。施設での生活は様々な決まりごとや日課、ルールがあると思いますが、これを守るというあたりまえのことがなかなか簡単には達せられないという現実があろうかと思われます。このため、「守ってあたりまえ」と言い切っているのが非常に新鮮で力強く感じられたのです。実際、秋田の子どもはルールを守ることが結局は自らのためになることを知っており、自習中に先生が不在で誰にも見られていなくても、授業中のルールを守るそうです。また、理科の実験の後などでは、自分の席に戻るのも早ければ、その後教師が「静かに！」とたしなめる必要もないとのことでした。ルールを守ることが勉強への姿勢の差となって現れ、そして学力の差となって現れてくるものと思われました。

この本を通じて、最初は勉強や学力について考えながら読んでいたのですが、最終的にはその根底にある家庭の力やその影響について考えさせられることとなりました。今後の自身の職務についても、本書から学んだ知見を生かして児童の改善退所及び退所後に健やかな生活ができる力をつけるために活用していきたいと思いました。また、学力向上についてはもちろんのこと、施設の雰囲気作りやいわゆる非言語メッセージ、家庭の力などに関心をお持ちの方は、ぜひ一読されることをお勧めしたいと思います。

（青森県立子ども自立センターみらい　成田　博）

発達障害と呼ばないで

岡田尊司　著　幻冬舎新書

この著書は、短期間で増え続ける発達障害に著者が疑問を抱くところから始まる。発達障害は生物学的要因、つまり遺伝要因が強いものであり、短期間で増える可能性が低いはずである。しかし、この短期間で増え続けているというデータが示すものは、何なのであろうか。ここでは、発達障害ではなく、愛着障害の可能性が挙げられている。つまり、遺伝要因による本来の発達障害の中に、愛着障害によって生じた発達障害が混ざっているということである。

ただし、ここでは診断が間違っていることが問題というよりも、愛着の問題を含めて、子どもの問題を見ることを重要視している。生物学的要因だけではなく、養育環境も重視することで、子どもの問題の解決策が見えてくることも多いということである。

では、具体的に愛着の問題が絡んでいる場合、どのように支援をする必要があるのか。ここでは、主に三つの方法が挙げられている。

一つ目は、安定した愛着を育むことである。具体的には、子どもの気持ちや欲求を感じ取り、子どもが反応や助けを求めているときに、それに応えることである。

二つ目は、行動より心に、結果よりプロセスに目を注ぐことである。表面に表れた行動ではなく、その背後にある心に常に関心を向ける、つまり、結果だけではなく、その結果にまで至るプロセスを重視する。そうすることで、たとえ最終的に良くない結果であっても、そこに至るさまざまな経緯や成果を見ることが出来る。

三つ目は、自分を振り返る習慣をもつことである。客観的に振り返り、何が問題だったかを考えることによって、以前とは違った言葉がけや働きかけが出来るとのことである。

私自身、児童自立支援施設に勤めているが、そこにいる子どもたちの中で発達障害の診断、または疑いがあると診断されている子どもは少なくない。そして、その子どもたちの中に虐待経験のある子も少なくない。発達障害という部分だけではなく、生育歴等を見て、子ども自身がどのような環境で、どのような関わりを受けてきたのか等、多面的な視点を持つことの重要性を改めて感じた。また、この著書で取り上げられている支援方法についても、すぐさま具体的にどう取り入れればいいかまでは難しい面もあるが、援助方針として参考に出来るものだと思われる。ここでは、生物学的要因については紹介することは出来なかったが、著書では、その部分についても触れられている。是非、一読して頂きたい本である。

（長野県波田学院　平井　翼）

モラル・ハラスメントの心理構造
見せかけの愛で相手を苦しめる人

加藤諦三　著　大和書房

本書が分析しているのは「モラル」によるハラスメントである。著者は、モラルによるハラスメント＝モラル・ハラスメントを「美徳による支配」と説明する。一般的に「美徳」とは、プラスのイメージを表わす単語であるが、なぜそれが「支配」「ハラスメント」と結びつくのか、本書は丁寧に解説している。

その点を具体的に説明しているのが、一二四頁以下の「善人の顔をした悪人」の話である。「泥棒が泥棒として世の中に現れるのならいい。悪人が悪人として世の中に現れるのならいい。いかにも悪い人という顔をした悪人がいる。そういう人はいい。人を本当に深く傷つける人は、いつも『愛や正義の仮面』を被って登場する」と著者は述べる。これは鋭い指摘である。社会的な「悪人」は法や規範によって裁くこともできるし、また、「見るからにこの人は危ない」として警戒することができる（たとえば、いかにも「やくざ」な風体をした人物や刃物を持って道を歩いている人等）。しかし、「美徳」に対しては防御が難しい。本書はそのことを独自の視点から指摘している。また、はしがきでは、「今の日本は経済的なことで崩壊したり、外国からの攻撃で崩壊する可能性は比較的に少ない。それよりもモラルの仮面を被ったサディストの浸食によって、内部から崩壊する可能性のほうがはるかに大きい」と著者は指摘する。

児童福祉の現場においては、児童の個別具体的な処遇の場面、自立支援のための家庭調整の場面等におきかえて「美徳」を考えてみるとどうだろうか。たとえば、児童虐待をする親がいるとすれば、行政も警

察も動く仕組みがいちおうは構築されている。要保護性が際立ち、親は「悪人」として裁かれるとともに、児童を緊急に保護するための法的要件も充足されやすく、児童の生命、身体の安全も守られそうだ。他面、親が「愛や正義の仮面」を被って「虐待」していたとしたら行政は関与できるだろうか。一見すると、行政に協力的で児童に対しても積極的に関わる保護者でありながらも、自己都合の支配下に児童を長年置いている親はいないか。そして、批判をされれば、途端に子どもへの「愛」や、市民としての「正義」を主張している親はいないか。実は、児童自立支援施設に入所している児童で家庭環境への調和に問題を抱えている児童の多くは、この親のケースが多くないか。具体的には、「お母さんはこんなに頑張っているのに、どうして〇〇はわかってくれないの?」「児童相談所はもっと動いて、この子を少年院に送るとか何とかして欲しい。それが、行政の責務だろう」と主張する親がいる。しかし、この「美徳」の陰には、自身が子と向き合うのを避けていたり、自身の「ズルさ」を棚上げにした部分が見え隠れしていないか。これらの中に、暴力による虐待と同じくらいに、目に見えない「虐待」で児童をひどく傷つけているケースがないか。

また、児童への説諭に際しても、職員自身も自己を省みる必要がある。児童の真意に気がつきながら、自己の都合を「愛や正義の仮面」による「美徳」で覆いながら、児童に説諭をしていないか。寮で長期間児童を処遇していく中で、児童は案外にこの職員の「美徳による支配」に敏感であり、説諭が通らない職員の指導場面にはこの「美徳」の「仮面」が使われていることが多いのではないかと個人的には感じる。この「美徳」も社会性においては必要な一面がありつつも、むしろ、人間のズルさ、職員自身の都合、ありのままの思いを、「仮面」をつけずに説諭できる職員の指導はわかりやすく、多くの信頼を児童から得ている。たとえば、「感情的になって寮の備品を壊してしまったとき」「嫌いな食べ物を粗末にぶちまけたとき」に、どのように児童に対して説諭するか。「この備品は税金で買った物だよ」とか「食べ物を食べたくても、食べられない貧しい国の子どもが世界にはいるのを考えたことがある?」と言って説諭してい

ないか。果たして、その説諭は児童に響くか。そこに「美徳」や「正義」が、不用意に振りかざされていないか。率直に、「君が食べ物をぶちまけたせいで、片付けるのがとても面倒だ。後始末を手伝いなさい」と、「貧しい国の子ども」を出さずに端的に言う。このとき、児童は「お前も食べ物残しをしたことがあるだろ」とか「だったら、貧しい国に寄付したことがあるのか」とは絶対に言わないだろう。自分が汚した床を、一緒にグチグチ言いながらも掃除してくれる職員。その姿が初めて児童に何かを響かせるのではないか。そこには、正義の仮面はない。「君がこぼしたのだから、君が掃除するべき」という「『べき』の暴君」もない。「食べ物をぶちまけられてショックだ」「片付けするのが大変だ」というありのままの素の感情を職員自身が見せたとき、子どもはその人をはじめて信頼できる。自己の行動の是非を認めることができる。

本書はそのほかにも社会事象一般について、新たな視点を提供してくれる。「自然を守ろう」とか「国民の生命を守る」とか「仲の良い家族をつくりたい」とか、誰もが反対できないスローガンに「美徳による支配」が隠されていないか。本書から考えさせられる。

（沖縄県立若夏学院　鎌田　桂輔）

編集後記

非行問題編集事務局　奈良県立精華学院

今年度の『非行問題』誌のテーマは、『児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について』です。こども達とともに生活する中で蓄積したアプローチや、指導のあり方の検証、対応の苦慮する状況など、私たちが直面している個別指導と集団指導というテーマについて、熱意あふれる特集が完成しました。また、今年度の特別寄稿は、自主的に寄稿していただいたものだけでなく、ぜひお話をお伺いしたい方々を事務局で検討し快諾をいただいたものまで、様々な立場や内容から構成された多岐にわたるものとなっております。

編集を通じて、各施設の先生方や児童自立支援施設に関わる方々の、こども達との生活の中で感じたことや大切にしていること、ご苦労などが、施設の雰囲気や人柄とともに文面から溢れ出ているように感じました。また、何より私自身が編集の作業を通して、個別指導と集団指導のあり方のみならず、自分自身が児童自立支援施設でどのようなあり方をしていけばよいのか、など本当に励まされ、勉強させていただきました。よりよい指導を模索するときや、葛藤に囚われ、困難で行き詰まったときなどに、この『非行問題』誌が何らかの打開策のきっかけとなれば幸いです。

最後になりましたが、本当にお忙しい中、原稿をお寄せいただいた執筆者の方々、ブロック編集委員を始め多くの皆様の御理解、御協力に深く感謝申し上げます。

会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会
会長　豊岡　　敬

全国児童自立支援施設協議会は、全国５８か所の児童自立支援施設（国立２、公立５４、社会福祉法人２）が行っている児童自立支援事業の振興を図ることを目的とした全国組織です。

この小誌「非行問題」は、児童自立支援施設及び関係機関の皆様から寄せられた実践記録、研修結果、研究成果をもとに、当協議会が編集・発行しているものです。本年度の第２２２号では、「児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について」を特集テーマに取り上げました。

児童自立支援施設を必要とする子どもたちの育ちの背景も多様化が進んでいます。そうした子どもたち一人一人に全力で関わってきた職員からの実践記録、研究成果、調査なども取り上げています。

また、小誌をご覧いただきました会員外の皆様にご提言やご助言などを発表していただく場として、「きゅう」コーナーも用意しております。

当協議会は今年度、ホームページ（http://zenjikyo.org/）を開設いたしました。

「非行問題」についても、バックナンバーを含めてホームページから購読申込みができるようになっておりますので、ご希望の方はホームページからお申込みください。

全国児童自立支援施設協議会事務局
〒198-0024
東京都青梅市新町３－７２－１
　東京都立誠明学園内
Tel ０４２８－３１－６１４６
Fax ０４２８－３１－６１４３

児童自立支援施設　在籍職員執筆者一覧表

国立武蔵野学院	院長	相澤　仁
	冨田	拓
北海道立向陽学院		大原　天青
北海道立大沼学園		渡邉　邦芳
青森県子ども自立センターみらい		熊本　淳
宮城県さわらび学園		成田　博
埼玉県立埼玉学園		見立屋航希
山梨県立甲陽学園		長島富美子
長野県立波田学院		依田　裕行
大阪市立阿武山学園		平井　翼
兵庫県立明石学園		安食　由香
奈良県立精華学院	園長	栃下　清孝
島根県立わかたけ学園	平原	亮
岡山県立成徳学校	三木	教頭　平原　裕希
	新田	法子　美知　岸本　行夫
	田邊	直己
徳島県立徳島学院	中村	友紀　池田　千春
	小林	広明　渡邊　将信
	島田	新也　竹内　浩哉
高知県立希望が丘学園		楮佐古卓也
鹿児島県立若駒学園		中島　秀弘
沖縄県立若夏学院		鎌田　桂輔

編集委員

編集長	精華学院	廣岡　幸夫
編集委員	精華学院	池渕　裕司
		西村　庄一
		奥田維久子
		山奥　直幹
		平原　亮
	千秋学園	長谷部康寛
	誠明学園	橋本　政則
	波田学院	田中　君彦
	阿武山学園	浅川　孝之
	成徳学校	三村　和久
	徳島学院	小林　広明
	若夏学院	宮平　大己

編集事務局
〒六三〇―八四一一
奈良県奈良市高樋町一七二
TEL　〇七四二―六二―九二〇七
FAX　〇七四二―六二―三五七二

非行問題

非行問題　第二二二号
平成二十八年三月　発行
編集人　廣岡幸夫
発行人　豊岡啓
印刷所　㈱信勝堂